

追表ハ設-57 (6次) 洗浄ボックス (圧縮成型工程) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{364} 粉末再生設備 フードボックス (洗浄用)
設置場所	工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	粉末再生設備 洗浄ボックス (圧縮成型工程) 洗浄ボックス(3)	
変更内容	改造 ・既存の機器を移設して、耐震補強のため据付部を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表ハ設-57【三原燃 第20-0695号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ スラッジ、UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{364} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨成-79) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ハ設-57 (6次) 洗浄ボックス (圧縮成型工程) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (364) フードボックス (洗浄用) 第2類 洗浄ボックス(3)部材: <input type="text"/> 洗浄ボックス(3)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ (60メッシュ) を設置する (三原燃第19-0801号の図イ建-1参照)。
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟成型工場の1階には高さ60mm以上及び160mm以上 (工場棟転換工場側からの溢水止水用) の緊急対策設備(3) (堰 (内部溢水止水用)) を設置する (三原燃第19-0801号 図リ建-53、58参照)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟成型工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	-	
添付図	図ハ配-1、図ハ系-5、図ハ設-93【三原燃第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ハ設-58 (6次) 液受槽 (圧縮成型工程) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{365} 粉末再生設備 液受槽 (フードボックス (洗浄用))
設置場所	工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	粉末再生設備 液受槽 (圧縮成型工程) 液受槽(3)	
変更内容	追加 ・性能向上のため新規に追加する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	角槽式
	主要な構造材	別表ハ設-58【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	洗浄水配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容積: 約□L
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ スラッジ
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{365} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (液受槽 (圧縮成型工程)) 濃縮度 5%以下 厚み 11.7cm 以下 (液受槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 26.8L 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-3、図臨成-80) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ハ設一58 (6次) 液受槽 (圧縮成型工程) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 {365} 液受槽 (フードボックス (洗浄用)) 第1類 *1 液受槽 (3) 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 液受槽 (3) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) *1: {366} ろ過機以降の配管は第3類とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ハ配一1、図ハ系一5、図ハ設一94、図ハ系一補2【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ハ設-59 (6次) 遠心分離機 (洗浄) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{367} 粉末再生設備 遠心分離機 (フードボックス (洗浄用))
設置場所		工場棟 成型工場 ベレット加工室
機器名		粉末再生設備 遠心分離機 (洗浄) 遠心分離機 (5)
変更内容		改造 ・既存の機器を移設して、耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	ロータ式
	主要な構造材	別表ハ設-59【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	洗浄水配管系統、ロータ
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ スラッジ
	核燃料物質の臨界防止	{367} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容積 26.8L 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-3、図臨成-82) <u>[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ハ設-59 (6次) 遠心分離機 (洗浄) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {367} 遠心分離機(フードボックス(洗浄用))第1類 遠心分離機(5)部材: <input type="text"/> 遠心分離機(5)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ハ配-1、図ハ系-5、図ハ設-96、図ハ系-補2【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ハ設-60 (6次) 粉末集塵装置 (加工棟) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{392} 圧縮成型設備 粉末集塵装置 (粗成型工程) {393} 圧縮成型設備 フードボックス (粉末集塵装置 (粗成型工程)) {405} 圧縮成型設備 粉末集塵装置 (本成型工程) {406} 圧縮成型設備 フードボックス (粉末集塵装置 (本成型工程))
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		圧縮成型設備 粉末集塵装置 (加工棟) (1) 粉末集塵装置 (1) *1 (2) 粉末集塵装置 (2) *2 *1 {392} {393}、*2 {405} {406}
変更内容		(1) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (2) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	バグフィルタ式
	主要な構造材	別表ハ設-60【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ウラン粉末配管系統
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{392}・{405} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図 1、図 11、図 12) (図臨配-5、図臨加-1、図臨加-2) [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ハ設-60 (6次) 粉末集塵装置 (加工棟) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 (392) 粉末集塵装置 (組成型工程) *1 第1類 *2 粉末集塵装置 (1) 支持脚部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 粉末集塵装置 (1) 支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> *1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 *2: {394}バックアップフィルタ以降の配管及びファンは第3類とする。 (393) フードボックス (粉末集塵装置 (組成型工程)) 第1類 粉末集塵装置 (1) フード部材: <input type="text"/> 粉末集塵装置 (1) フード取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (405) 粉末集塵装置 (本成型工程) *1 第1類 *2 粉末集塵装置 (2) 支持脚部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 粉末集塵装置 (2) 支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> *1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 *2: {407}バックアップフィルタ以降の配管及びファンは第3類とする。 (406) フードボックス (粉末集塵装置 (本成型工程)) 第1類 粉末集塵装置 (2) フード部材: <input type="text"/> 粉末集塵装置 (2) フード取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部 (フードボックスを除く) は開口部のない構造とする。 [10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ (バグフィルタ) を設置する。 [10.1-設51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (80mm) より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ハ配-2、図ハ系-6、図ハ設-104、図ハ設-105、図ハ系-補2【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ハ設-61 (6次) 連続焼結炉 (加工棟) 仕様表 (1/4)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{408} 焼結設備 連続焼結炉 {409} 焼結設備 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック {410} 焼結設備 連続焼結炉着火源喪失インターロック {411} 焼結設備 水素漏えい検知インターロック {412} 焼結設備 連続焼結炉過加熱防止インターロック {413} 焼結設備 連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック {414} 焼結設備 地震インターロック {415} 焼結設備 爆発圧力逃し機構
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室 * {411}水素漏えい検知インターロック 作動端の水素ガス漏えい検知遮断弁及び水素配管系統の一部は屋外に設置 * {414}地震インターロック 作動端の地震時窒素供給弁 (含む地震時窒素供給系) 及び窒素配管系統の一部は屋外に設置	
機器名	焼結設備 連続焼結炉 (加工棟) 連続焼結炉	
変更内容	改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・火災爆発対策のため、{414}地震インターロックを新設する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	プッシャー方式
	主要な構造材	別表ハ設-61【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	水素配管系統 *1、窒素配管系統 (地震時窒素供給系) *1、窒素配管系統 *1 冷却水配管系統、温度計、圧力計、地震計、電流継電器、水素遮断弁、窒素供給弁 地震時窒素供給弁 *2、水素ガス漏えい検知遮断弁 *2 *1: 屋外配管系統を含む *2: 屋外に設置
	その他の性能	最高使用温度: 1,850°C、熱的制限値: 1,850°C
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{408} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 ペレットの厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-5、図臨加-3) [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。{409}・{410}・{412}・{413}インターロック (温度計、圧力計、電流継電器) は耐震強度を有する設備・機器により支持される。窒素ガス供給装置は十分な支持性能を有する加工棟成型工場の壁面に設置する。

追表ハ設-61 (6次) 連続焼結炉 (加工棟) 仕様表 (2/4)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。</p> <p>[6.1-設 3] {409}・{410}・{411}・{412}・{413}インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。</p> <p>[6.1-設 4] {414}地震インターロックの制御部は耐震重要度分類第1類に分類する。</p> <p>{408} 連続焼結炉 第1類 連続焼結炉部材: <input type="text"/> 連続焼結炉アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (<input type="text"/> (新規) 含む)</p> <p>{414} 地震インターロック 第1類 地震計部材: — (高剛性のためボルト評価で代表) 地震計取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 地震計アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 制御盤部材: <input type="text"/> 制御盤アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 窒素ガスポンベ架台: <input type="text"/> 窒素ガスポンベ架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>{415} 爆発圧力逃し機構 *1 第1類 *1: 連続焼結炉の一部 (質点) として評価。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-設 6] 屋外設置の水素及び窒素配管系統 (含む地震時窒素供給系) はF1 竜巻に耐えるようボルトで固定するとともに、配管は損傷しないような支持間隔で保持する。</p> <p>[8.1-設 15] 屋外設置の地震時窒素供給弁及び水素ガス漏えい検知遮断弁には最低気温-12.7℃でも作動できる弁を選定する。また、配管内は窒素又は水素で凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。</p> <p>[8.1-設 17] 屋外設置の水素及び窒素配管系統 (含む地震時窒素供給系) は降水の影響を受けないように金属製とする。</p> <p>[8.1-設 19] 屋外設置の水素及び窒素配管系統 (含む地震時窒素供給系) は積雪に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 20] 屋外設置の水素及び窒素配管系統 (含む地震時窒素供給系) は建築基準法、政令及び消防法に該当しないことから、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-設 21] 屋外設置の水素及び窒素配管系統 (含む地震時窒素供給系) は降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 23] 屋外設置の水素及び窒素配管系統 (含む地震時窒素供給系) は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。</p> <p>[8.2-設 4] 屋外設置の水素及び窒素配管系統 (含む地震時窒素供給系) は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。</p> <p>[8.2-設 1] {409}・{410}・{411}・{412}・{413}・{414}インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。</p> <p>[8.2-設 2] {409}・{411}・{412}・{413}・{414}インターロック回路のうち、アナログ信号ケーブルについてはシールド付ケーブルを使用し、警報設定器の電源には避雷器を設置する。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (コンベアフレーム)。	

追表ハ設-61 (6次) 連続焼結炉 (加工棟) 仕様表 (3/4)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設3] ケーブル損傷時は加熱停止する。 [11.3-設7] {414}地震インターロックに係るケーブルは鋼製の管(厚さ約2mm)に収納する。 [11.3-設19] JIS C 3005に定める60度傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 [11.4-設1] 静電気が滞留しないように接地する。 [11.5-設2] 気体廃棄設備により換気されるペレット加工室に機器を設置することで水素ガス漏えい時に室内に滞留しない設計とする。 [11.5-設3] 室内への水素漏えい拡大防止のために、ペレット加工室には複数の検出端を有する水素ガス漏えい検知器を設置し、ペレット加工室内で水素漏えい検知時はペレット加工室への水素供給を遮断する{411}水素漏えい検知インターロックを設置する。 [11.5-設4] 連続焼結炉は水素の漏えいを防止するため、ポート出入口及び排気口以外に開口部がない構造とする。 [11.5-設6] 冷却水圧力低下した場合はヒーター電源を遮断する{413}連続焼結炉冷却水圧力低下インターロックを設置する。 [11.6-設1] 連続焼結炉内温度が熱的制限値に到達する前にヒーター電源を遮断する{412}連続焼結炉過加熱防止インターロックを設置する。 [11.7-設1] 余剰水素ガスを安全に排出するために、排気口に余剰水素ガス燃焼装置を設置する。 [11.7-設2] 扉開時には開口部にフレームカーテンを発生させて空気の混入を防止する。 [11.7-設3] 炉内への酸素侵入防止のため、水素ガス圧低下時は窒素ガスに切り替える{409}連続焼結炉供給ガス圧低下インターロックを設置する。 [11.7-設4] 炉外への水素漏えい防止のため、余剰水素ガス着火源喪失時に水素ガス供給を停止する{410}連続焼結炉着火源喪失インターロックを設置する。 [11.7-設5] 大きな地震力が作用する前に、窒素(ボンベ系)ガスを供給して水素爆発を防止する{414}地震インターロックを設置する。 [11.7-設7] {415}爆発圧力逃し機構(スイングドア)を設ける。 [11.7-設11] 窒素ガスを供給する予備系統を有する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設13] 溢水による電気火災の発生を防止するため、幹線動力用ケーブルに接続する制御盤は防護区画の溢水水位(ペレット加工室:80mm)より高くする。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設4] 連続焼結炉における炉内爆発によりウラン粉末が{415}爆発圧力逃し機構(スイングドア)を通じて室内へ飛散した状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設1] 水素ガスの爆発による炉体の破損に伴う内部飛来物の発生を防止するために{415}爆発圧力逃し機構(スイングドア)を設ける。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-

追表ハ設-61 (6次) 連続焼結炉 (加工棟) 仕様表 (4/4)

技術基準に基づく設計(注)	警報設備等	[18.2-設 2] 連続焼結炉内温度が熱的制限値に到達する前にヒーター電源を遮断する{412}連続焼結炉過加熱防止インターロックを設置する。 [18.2-設 13] 室内への水素漏えい拡大防止のために、ペレット加工室には複数の検出端を有する水素ガス漏えい検知器を設置し、ペレット加工室内で水素漏えい検知時はペレット加工室への水素供給を遮断する{411}水素漏えい検知インターロックを設置する。 [18.2-設 15] 冷却水圧力低下した場合はヒーター電源を遮断する{413}連続焼結炉冷却水圧力低下インターロックを設置する。 [18.2-設 16] 炉内への酸素侵入防止のため、水素ガス圧低下時は窒素ガスに切り替える{409}連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロックを設置する。 [18.2-設 17] 炉外への水素漏えい防止のため、余剰水素ガス着火源喪失時に水素ガス供給を停止する{410}連続焼結炉着火源喪失インターロックを設置する。 [18.2-設 18] 大きな地震力が作用する前に、窒素(ポンベ系)ガスを供給して水素爆発を防止する{414}地震インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)はF3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ハ配-2、図ハ系-7、図ハ系-8、図ハ設-112、図ハ制-14、図ハ制-15、図ハ制-16、図ハ制-17、図ハ制-18、図ハ制-21、図ハ制-一盤2、図ハ系-補2【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ハ設-62 (6次) 冷却水循環槽 (研削) (加工棟) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{422} 研削設備 冷却水循環槽 (研削用)
設置場所		加工棟 成型工場 ベレット加工室
機器名		研削設備 冷却水循環槽 (研削) (加工棟) 冷却水循環槽
変更内容		改造 ・臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。
員数		1 基
一般仕様	型式	角槽式
	主要な構造材	別表ハ設-62【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	冷却水配管系統 (ポンプ含む)、逆止弁
	その他の性能	有効容積: 約 □ L
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ スラッジ
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{422} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (冷却水循環槽) 濃縮度 5%以下 厚み 11.7cm 以下 (冷却水循環槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 26.8L 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-5、図臨加-4) [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ハ設-62 (6次) 冷却水循環槽 (研削) (加工棟) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 (422) 冷却水循環槽 (研削用) 第1類 冷却水循環槽部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 冷却水循環槽アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設38] 液体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (80mm) より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ハ配-2、図ハ系-9、図ハ設-106、図ハ系-補2【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ハ設-63 (6次) 遠心分離機 (研削) (加工棟) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{423} 研削設備 遠心分離機 (研削用)
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	研削設備 遠心分離機 (研削) (加工棟) 遠心分離機 (1)	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	ロータ式
	主要な構造材	別表ハ設-63【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	冷却水配管系統、ロータ
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ スラッジ
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{423} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容積 26.8L 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-5、図臨加-5) [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ハ設-63 (6次) 遠心分離機 (研削) (加工棟) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {423} 遠心分離機(研削用)第1類 遠心分離機(1)部材: <input type="text"/> 遠心分離機(1)取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 遠心分離機(1)架台部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 遠心分離機(1)架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ハ配-2、図ハ系-9、図ハ設-107、図ハ系-補2【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ハ設-64 (6次) 洗浄水循環槽 (加工棟) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{429} 粉末再生設備 洗浄水循環槽 (洗浄用)
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		粉末再生設備 洗浄水循環槽 (加工棟) (1) 洗浄水循環槽 (1) (2) 洗浄水循環槽 (2)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため架台脚部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・耐震補強のため架台脚部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	角槽式
	主要な構造材	別表ハ設-64 【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (モーター除く) (2) <input type="text"/> (モーター除く)
	その他の構成機器	洗浄水配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ スラッジ
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{429} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (洗浄水循環槽 (1) (2)) 濃縮度 5%以下 厚み 11.7cm 以下 (洗浄水循環槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 26.8L 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-5、図臨加-6、図臨加-7) [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ハ設-64 (6次) 洗浄水循環槽 (加工棟) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 (429) 洗浄水循環槽(洗浄用)第1類 *1 洗浄水循環槽部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 洗浄水循環槽アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> *1: {430}ろ過機以降の配管は第3類とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設7] 液体状のウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体状のウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ハ配-2、図ハ系-10、図ハ設-108、図ハ系-補2【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ハ設-65 (6次) ろ過器 (加工棟) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{430} 粉末再生設備 ろ過器
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	粉末再生設備 ろ過器 (加工棟) ろ過器	
変更内容	追加 ・ウランの流出防止のため新規に追加する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	カートリッジフィルタ式
	主要な構造材	別表ハ設-65【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ スラッジ
	核燃料物質の臨界防止	{430} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 [4.1-設 2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-5、図臨加-10) <u>[4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ハ設-65 (6次) ろ過器 (加工棟) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (430) ろ過器 *1 第1類 ろ過器支持脚部材: <input type="checkbox"/> ろ過器支持脚アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規) *1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ (繊維フィルタ) を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (80mm) より高くする。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ハ配-2、図ハ系-10、図ハ設-111【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ハ設-66 (6次) 遠心分離機 (洗浄) (加工棟) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{431} 粉末再生設備 遠心分離機 (洗浄用)
設置場所	(1) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	粉末再生設備 遠心分離機 (洗浄) (加工棟) (1) 遠心分離機 (2) (2) 遠心分離機 (3)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	ロータ式
	主要な構造材	別表ハ設-66【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	洗浄水配管系統、ロータ
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ スラッジ
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{431} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容積 26.8L 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-5、図臨加-8、図臨加-9) [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ハ設-66 (6次) 遠心分離機 (洗浄) (加工棟) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 {431} 遠心分離機 (洗浄用) 第1類 遠心分離機(2)部材: <input type="text"/> 遠心分離機(2)取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 遠心分離機(2)架台部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 遠心分離機(2)架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 遠心分離機(3)部材: <input type="text"/> 遠心分離機(3)取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 遠心分離機(3)架台部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 遠心分離機(3)架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (80mm) より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ハ配-2、図ハ系-10、図ハ設-109、図ハ設-110、図ハ系-補2【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

ニ 被覆施設

1. 変更の概要

先行して申請した施設のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にてそれを引き継ぎ申請する設備・機器を追表ニ-1に示す。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する設備・機器に関する建物・構築物に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (11) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (12) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）
- (13) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (14) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (15) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

先行して申請した設備・機器のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にて引き継ぎ申請する設備・機器の仕様表を追表ニ-1に示す。

追表ニ-1 被覆施設の申請対象設備・機器

設置場所	名称	員数	仕様表番号
加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	ペレット乾燥機	2基	追表ニ設-1 (2次)
	ペレット挿入機	1基	追表ニ設-2 (2次)
	ペレットトレイ用台車(4)	1台	追表ニ設-3 (2次)
	端栓圧入機	1基	追表ニ設-4 (2次)
	He 加圧溶接装置	1基	追表ニ設-5 (2次)
	端栓周溶接装置	1基	追表ニ設-6 (2次)
	端栓切断機	1基	追表ニ設-7 (2次)
	ペレット取出台	1基	追表ニ設-8 (2次)
	燃料棒ラインコンベア	1基	追表ニ設-9 (2次)
	γ線走査装置	1基	追表ニ設-10 (2次)
	スタック台	1基	追表ニ設-11 (2次)
工場棟 成型工場 燃料棒溶接室	ペレット乾燥機	8基	追表ニ設-1 (6次)
	ペレット挿入機	2基	追表ニ設-2 (6次)
	ペレットトレイ用台車(3)	2台	追表ニ設-3 (6次)
	端面洗浄機	2基	追表ニ設-4 (6次)
	端栓圧入機	2基	追表ニ設-5 (6次)
	端栓周溶接装置	4基	追表ニ設-6 (6次)
	He 加圧溶接装置	2基	追表ニ設-7 (6次)
	燃料棒ラインコンベア	1式	追表ニ設-8 (6次)
工場棟 成型工場 燃料棒補修室	端栓切断機	1基	追表ニ設-9 (6次)
	端栓圧入機	1基	追表ニ設-10 (6次)
	UO ₂ 明替ボックス	1基	追表ニ設-11 (6次)
工場棟 組立工場 燃料棒検査室	燃料棒ラインコンベア	1式	追表ニ設-12 (6次)
	超音波検査装置	1基	追表ニ設-13 (6次)
	シールX線検査装置	1基	追表ニ設-14 (6次)
	燃料棒全長・重量測定装置	1基	追表ニ設-15 (6次)
	渦電流検査装置	1基	追表ニ設-16 (6次)
	γ線走査装置	1基	追表ニ設-17 (6次)
	ヘリウムリーク試験装置	3基	追表ニ設-18 (6次)
	定盤	3基	追表ニ設-19 (6次)
燃料棒受台	1基	追表ニ設-20 (6次)	

4. 工事の方法

本申請に係る工事において「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえ「保安品質保証計画書」に従い品質管理を行う。なお、本申請対象の設備・機器に変更はなく検査のみを行う。検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の3. 項に示す。

追表ニ設-1 (2次) ペレット乾燥機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)		
	設備・機器名称	{459} 燃料棒組立設備乾燥機		
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 燃料棒溶接室 (2) 加工棟 成型工場 燃料棒溶接室		
機器名		ペレット乾燥機 (1) ペレット乾燥機(1) (2) ペレット乾燥機(2)		
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし		
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基		
一般仕様	型式	電熱式		
	主要な構造材	添付表参照		
	寸法 (単位: mm)	(1) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 15px;"><tr><td> </td></tr></table> (2) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 15px;"><tr><td> </td></tr></table>		
	その他の構成機器	ペレットトレイ		
その他の性能	—			
取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット			
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{459} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 80.0cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨-1 (2次)、追図臨-25 (2次))。 <u>[4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。</u>		
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [4.3-設 3] ケーブル損傷時は加熱停止する。		
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。		

追表ニ設一 (2次) ペレット乾燥機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (459) (ペレット乾燥機) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計	
添付図	図ニ配一、図ニ設一 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設一 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設-2 (2次) ペレット挿入機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	[460] 燃料棒組立設備ペレット挿入機
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	ペレット挿入機	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	押し込み式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	[460] [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨-1 (2次)、追図臨-26 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[6.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表ニ設-2 (2次) ペレット挿入機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {460} (ペレット挿入機) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計	
添付図	図ニ配-1、図ニ設-2 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-2 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設-3 (2次) ペレットトレイ用台車(4) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	[461] 燃料棒組立設備ペレットトレイ用台車(4)
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	ペレットトレイ用台車(4)	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO2 ペレット
	核燃料物質の臨界防止	[461] [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー(30.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表ニ設-3 (2次) ペレットトレイ用台車(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止枠 ())
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ設-3 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-3 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設一4 (2次) 端栓圧入機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{462} 燃料棒組立設備端栓圧入機
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	端栓圧入機	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	圧入式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{462} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨一1 (2次)、追図臨一26 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表二設-4 (2次) 端栓圧入機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 [5.2.1-設7] 耐震重要度分類2類であることに対して、波及的影響が生じないよう第1類の設計用地震力とする。 (462) (端栓圧入機) 第2類 部材： <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図二配-1、図二設-4 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表二設-4 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表二設-5 (2次) He加圧溶接装置 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{463} 燃料棒組立設備端栓溶接装置
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	He 加圧溶接装置	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	加圧チャンバ式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{463} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨-1 (2次)、追図臨-26 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表ニ設-5 (2次) He加圧溶接装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {463} (He加圧溶接装置) 第2類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図ニ配-1、図ニ設-5 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-5 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設-6 (2次) 端栓周溶接装置 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{463} 燃料棒組立設備端栓溶接装置
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	端栓周溶接装置	
変更内容	変更なし	
員数	1基	
一般仕様	型式	ロッド回転式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{463} [3.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [3.2-設1(2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する(追図臨-1(2次)、追図臨-26(2次))。 [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表ニ設-6 (2次) 端栓周溶接装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 [463] (端栓周溶接装置) 第2類 部材： <input type="text"/> アンカーボルト： <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ配-1、図ニ設-6 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-6 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表二設一7 (2次) 端栓切断機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{464} 燃料棒補修設備端栓切断機
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	端栓切断機	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため部材を追加する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	切削式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{464} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨-1 (2次)、追図臨-27 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表ニ設一7 (2次) 端栓切断機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {464} (旋盤) 第1類 部材: <input type="text"/> (追加含む)、 <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> {464} (受台) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計	
添付図	図ニ配一1、図ニ設一7 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設一7 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号にて認可済み

追表ニ設-8 (2次) ペレット取出台 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{465} 燃料棒補修設備ペレット取出台
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	ペレット取出台	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のためフードボックスを改造し取り替える。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	傾斜式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット、燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{465} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨-1 (2次)、追図臨-28 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 1] フードボックスには難燃性樹脂を使用する。 [4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表ニ設-8 (2次) ペレット取出台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {465} (傾斜台) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> {465} (ペレット明替ボックス) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> (変更) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設3 (2次)] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。(局所排気系統は図ト系3-10参照) [7.1-設4 (2次)] 排気は局所排気系統に接続する。(局所排気系統は図ト系3-10参照)
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	-
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計
添付図	図ニ配-1、図ニ設-8 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-8 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設-9 (2次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{466} 燃料棒搬送設備燃料棒ラインコンベア
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	燃料棒ラインコンベア	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する	
員数	1 基	
一般仕様	型式	ベルト搬送式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{466} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨-1 (2次)、追図臨-26 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表ニ設-9 (2次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {466} (搬送部) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (<input type="text"/> 自加を含む) {466} (入ロスタック部) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> {466} (出ロスタック部) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー <input type="text"/>)
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	-
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
添付図	図ニ配-1、図ニ設-9 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-9 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設-10 (2次) γ 線走査装置 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{467} 燃料棒検査設備 γ 線走査装置
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	γ 線走査装置	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パッシブガンマ式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{467} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 直径 50.8mm 以下の場合は、立体角評価の対象外とする。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表ニ設-10 (2次) γ 線走査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {467} (γ 線走査部) 第2類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> {467} (燃料棒押し機構部) 第2類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	-
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	-
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	-
添付図	図ニ配-1、図ニ設-10 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-10 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設-11 (2次) スタック台 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{468} 燃料棒検査設備スタック台
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	スタック台	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	傾斜式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{468} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨-1 (2次)、追図臨-29 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表ニ設-11 (2次) スタック台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {468} (スタック台) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー (<input type="text"/>))
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計	
添付図	図ニ配-1、図ニ設-11 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-11 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設-1 (6次) ペレット乾燥機 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) [440] 燃料棒組立設備 乾燥機
設置場所	<p>(1) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (3) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (4) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (5) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (6) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (7) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (8) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室</p>	
機器名	<p>燃料棒組立設備 ペレット乾燥機 (1) ペレット乾燥機 (1) (2) ペレット乾燥機 (2) (3) ペレット乾燥機 (3) (4) ペレット乾燥機 (4) (5) ペレット乾燥機 (6) (6) ペレット乾燥機 (8) (7) ペレット乾燥機 (9) (8) ペレット乾燥機 (10)</p>	
変更内容	<p>(1) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・配置を変更する。 (2) 改造 ・耐震補強のため部材を追加する。 ・配置を変更する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・配置を変更する。 (4) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・配置を変更する。 (5) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・配置を変更する。 (6) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・配置を変更する。 (7) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・配置を変更する。 (8) 改造 ・耐震補強のため部材を追加する。</p>	

追表ニ設-1 (6次) ペレット乾燥機 仕様表 (2/3)

員数	8基 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基	
一般仕様	型式	温風乾燥式
	主要な構造材	別表ニ設-1【三原燃 第20-0695号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	最高使用温度 150℃
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{440} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 80.0cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-3、図臨成-111、図臨成-112、図臨成-113)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設一 (6次) ペレット乾燥機 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [440] 乾燥機 第1類 ペレット乾燥機(1), (9)部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ペレット乾燥機(1), (9)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) (1基分) ペレット乾燥機(2), (10)部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ペレット乾燥機(2), (10)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) ペレット乾燥機(3), (4), (6)部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ペレット乾燥機(3), (4), (6)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) (1基分) ペレット乾燥機(8)部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ペレット乾燥機(8)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	塵棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ニ配一、図ニ設一、図ニ設二、図ニ設三、図ニ設四【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-2 (6次) ペレット挿入機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{441} 燃料棒組立設備 ペレット挿入機
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器名		燃料棒組立設備 ペレット挿入機 (1) ペレット挿入機I系 (2) ペレット挿入機II系
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	自動押込み式
	主要な構造材	別表ニ設-2【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{441} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-3、図臨成-114、図臨成-115)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設-2 (6次) ペレット挿入機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {441}ペレット挿入機 第1類 ペレット挿入機I系部材: <input type="text"/> ペレット挿入機I系アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (<input type="text"/> (新規) 含む) ペレット挿入機II系部材: <input type="text"/> ペレット挿入機II系アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 含む)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ニ配-1、図ニ設-5、図ニ設-6【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-3 (6次) ペレットトレイ用台車(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{442} 燃料棒組立設備 ペレットトレイ用台車(3)
設置場所		工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器名		燃料棒組立設備 ペレットトレイ用台車(3)
変更内容		変更なし
員数		2 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表ニ設-3【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{442} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-2) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表ニ設-3 (6次) ペレットトレイ用台車(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ設-7【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-4 (6次) 端面洗浄機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	[443] 燃料棒組立設備 端面洗浄機
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	燃料棒組立設備 端面洗浄機 (1) 端面洗浄機 I 系 (2) 端面洗浄機 II 系	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	綿紐洗浄式
	主要な構造材	別表ニ設-4【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	[443] [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-3、図臨成-114、図臨成-115)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設-4 (6次) 端面洗浄機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [443] 端面洗浄機 ※1 第2類 端面洗浄機 I 系支持脚部材: <input type="text"/> 端面洗浄機 I 系支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分 ※2) 端面洗浄機 II 系支持脚部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 端面洗浄機 II 系支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分 ※2) [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。 ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 ※2: 耐震計算書の評価部位 2つ分。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	-	
添付図	図ニ配-1、図ニ設-8、図ニ設-9【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-5 (6次) 端栓圧入機 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{444} 燃料棒組立設備 端栓圧入機
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	燃料棒組立設備 端栓圧入機 (1) 端栓圧入機 I 系 (2) 端栓圧入機 II 系	
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。	
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	自動圧入式
	主要な構造材	別表ニ設-5【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{444} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-3、図臨成-114、図臨成-115)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設-5 (6次) 端栓圧入機 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (444)端栓圧入機 第1類</p> <p>トップ架台上部部材: <input type="text"/> トップ架台上部取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) 計2基 トップ架台下部部材: <input type="text"/> トップ架台下部取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) 計2基 トレイ架台部A部材: <input type="text"/> トレイ架台部A取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) 計2基 トレイ架台部B部材: <input type="text"/> トレイ架台部B取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) 計2基 ボトム架台上部部材: <input type="text"/> ボトム架台上部取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) 計2基 ボトム架台下部部材: <input type="text"/> ボトム架台下部取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) 計2基 ベース架台部部材: <input type="text"/> ベース架台部アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) (1基分) 計2基</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—

追表ニ設-5 (6次) 端栓圧入機 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ニ配-1、図ニ設-10、図ニ設-11【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-6 (6次) 端栓周溶接装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{445} 燃料棒組立設備 端栓溶接装置
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (3) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (4) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	燃料棒組立設備 端栓周溶接装置 (1) 上部端栓周溶接装置 I 系 (2) 下部端栓周溶接装置 I 系 (3) 上部端栓周溶接装置 II 系 (4) 下部端栓周溶接装置 II 系	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし	
員数	4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基	
一般仕様	型式	ロッド回転式
	主要な構造材	別表ニ設-6【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{445} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-3、図臨成-114、図臨成-115)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設-6 (6次) 端栓周溶接装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (445) 端栓溶接装置 ※1 第2類 上部端栓周溶接装置 I 系支持脚部材: <input type="checkbox"/> 上部端栓周溶接装置 I 系支持脚取付ボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 上部端栓周溶接装置 I 系架台部材: <input type="checkbox"/> 上部端栓周溶接装置 I 系架台アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 下部端栓周溶接装置 I 系支持脚部材: <input type="checkbox"/> 下部端栓周溶接装置 I 系支持脚アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 上部端栓周溶接装置 II 系支持脚部材: <input type="checkbox"/> 上部端栓周溶接装置 II 系支持脚アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 下部端栓周溶接装置 II 系支持脚部材: <input type="checkbox"/> 下部端栓周溶接装置 II 系支持脚アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。 ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚、架台を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ配-1、図ニ設-14、図ニ設-15、図ニ設-16、図ニ設-17【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-7 (6次) He加圧溶接装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{445} 燃料棒組立設備 端栓溶接装置
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	燃料棒組立設備 He加圧溶接装置 (1) He加圧溶接装置 I系 (2) He加圧溶接装置 II系	
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	加圧チャンバ式
	主要な構造材	別表ニ設-7【三原燃 第20-0695号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{445} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-3、図臨成-114、図臨成-115)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設一7 (6次) He加圧溶接装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (445)端栓溶接装置 ※1 第2類 He加圧溶接装置I系支持脚部材: <input type="checkbox"/> He加圧溶接装置I系支持脚アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規) He加圧溶接装置II系支持脚部材: <input type="checkbox"/> He加圧溶接装置II系支持脚アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規) [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。 ※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] クランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ配一1、図ニ設一12、図ニ設一13【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-8 (6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (1/4)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) [446] 燃料棒搬送設備 燃料棒ラインコンベア
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (3) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (4) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (5) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (6) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (7) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (8) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (9) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (10) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (11) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (12) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (13) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (14) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器名		燃料棒搬送設備 燃料棒ラインコンベア (1) ラインコンベア I 系 (1) (2) ラインコンベア I 系 (2) (3) ラインコンベア I 系 (3) (4) ラインコンベア I 系 (4) (5) ラインコンベア I 系 (5) (6) ラインコンベア I 系 (6) (7) 払出しコンベア I 系 (8) ラインコンベア II 系 (1) (9) ラインコンベア II 系 (2) (10) ラインコンベア II 系 (3) (11) ラインコンベア II 系 (4) (12) ラインコンベア II 系 (5) (13) ラインコンベア II 系 (6) (14) 払出しコンベア II 系
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (4) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (5) 改造 ・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (6) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (7) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (8) 変更なし (9) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (10) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (11) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (12) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (13) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (14) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。

追表ニ設-8 (6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (2/4)

員数	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基 (12) 1基 (13) 1基 (14) 1基	
一般仕様	型式	チェーン搬送方式
	主要な構造材	別表ニ設-8【三原燃 第20-0695号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/> (11) <input type="text"/> (12) <input type="text"/> (13) <input type="text"/> (14) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ロッドトレイ
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{446} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] <u>工場棟領域に設置する。</u> (図臨配-3、図臨成-114、図臨成-115)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表二設-8 (6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (3/4)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。</p> <p>(446)燃料棒ラインコンベア 第1類</p> <p>ラインコンベア I系(1)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア I系(1)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア I系(2)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア I系(2)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア I系(3)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア I系(3)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア I系(4)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア I系(4)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア I系(5)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア I系(5)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア I系(6)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア I系(6)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>を含む)</p> <p>払出しコンベア I系部材: <input type="text"/>、<input type="text"/></p> <p>払出しコンベア I系アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)を含む)</p> <p>ラインコンベア II系(1)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア II系(1)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/></p> <p>ラインコンベア II系(2)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア II系(2)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア II系(3)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア II系(3)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア II系(4)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア II系(4)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア II系(5)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア II系(5)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア II系(6)部材: <input type="text"/>、<input type="text"/></p> <p>ラインコンベア II系(6)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>を含む)</p> <p>払出しコンベア II系部材: <input type="text"/></p> <p>払出しコンベア II系アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。

追表ニ設-8 (6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (4/4)

技術基準に基づく設計 (注)	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ニ配-1、図ニ設-18【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-9 (6次) 端栓切断機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{447} 燃料棒補修設備 端栓切断機
設置場所		工場棟 成型工場 燃料棒補修室
機器名		燃料棒補修設備 端栓切断機
変更内容		変更なし
員数		1基
一般仕様	型式	燃料棒回転切削式
	主要な構造材	別表ニ設-9【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{447} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-3、図臨成-116)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設-9 (6次) 端栓切断機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (447)端栓切断機 第1類 端栓切断機支持脚部材 ※1: <input type="text"/> <input type="text"/> 端栓切断機支持脚アンカーボルト ※1: <input type="text"/> <input type="text"/> 燃料棒受け台部材: <input type="text"/> 燃料棒受け台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ニ配-1、図ニ設-19【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-10 (6次) 端栓圧入機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{448} 燃料棒補修設備 端栓圧入機
設置場所	工場棟 成型工場 燃料棒補修室	
機器名	燃料棒補修設備 端栓圧入機	
変更内容	変更なし	
員数	1基	
一般仕様	型式	圧空圧入式
	主要な構造材	別表ニ設-10【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{448} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-3、図臨成-117)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設-10 (6次) 端栓圧入機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {448}端栓圧入機 第1類 端栓圧入機支持脚部材 ※1 : <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 端栓圧入機支持脚アンカーボルト ※1 : <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 寸法確認部部材 : <input type="text"/> 寸法確認部アンカーボルト : <input type="text"/> ※1 : 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ニ配-1、図ニ設-20【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-11 (6次) UO₂明替ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{449} 燃料棒補修設備 UO ₂ 明替ボックス
設置場所	工場棟 成型工場 燃料棒補修室	
機器名	燃料棒補修設備 UO ₂ 明替ボックス	
変更内容	改造 ・耐震補強のためフードボックスを取替える。	
員数	1基	
一般仕様	型式	傾斜式
	主要な構造材	別表ニ設-11【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット、燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{449} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (ペレット取出台) 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 (ペレット明替ボックス) 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-3、図臨成-118)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設-11 (6次) UO₂明替ボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {449}UO ₂ 明替ボックス 第1類 ペレット取出台部材: <input type="text"/> ペレット取出台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> ペレット明替ボックス部材: <input type="text"/> <input type="text"/> ペレット明替ボックスアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ニ配-1、図ニ設-21【三原燃 第20-0695号】	





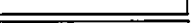







注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-12 (6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (1/4)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {450} 燃料棒搬送設備 燃料棒ラインコンベア
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (3) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (4) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (5) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (6) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (7) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (8) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (9) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (10) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (11) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (12) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒搬送設備 燃料棒ラインコンベア (1) 受入コンベア (2) UT 前コンベア (3) シール X 線前コンベア (4) トレイ縦送りコンベア (5) 全長・重量前コンベア (6) トレイスタックコンベア (7) 燃料棒スタックコンベア A (8) ッ線走査コンベア (9) 燃料棒スタックコンベア B (10) 燃料棒供給コンベア (11) チャンネル搬送コンベア (12) チャンネルスタックコンベア
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。 (4) 改造 ・既設 (X 線装置) を撤去し、X 線機能を廃止した機器を設置する。 (5) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (6) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。 (7) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (8) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (9) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (10) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (11) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (12) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・不要機器の一部取外し。

追表ニ設-12 (6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (2/4)

員数	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 2基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基 (12) 1基	
一般仕様	型式	ローラ/ホイール/ボールコンベア組合せ方式
	主要な構造材	別表ニ設-12【三原燃 第20-0695号】
	寸法 (単位: mm)	(1)  (2)  (3)  (4)  (5)  (6)  (7)  (8)  (9)  (10)  (11)  (12) 
	その他の構成機器	ロッドトレイ、ロッドチャンネル
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{450} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-1、図臨組-2、図臨組-3、図臨組-4、図臨組-5、図臨組-6)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表二設-12 (6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (3/4)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。</p> <p>{450}燃料棒ラインコンベア 第1類</p> <p>受入コンベア部材: <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>受入コンベアアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>UT前コンベア部材: <input type="text"/></p> <p>UT前コンベアアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>シールX線前コンベア部材: <input type="text"/></p> <p>シールX線前コンベアアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>トレイ縦送りコンベア部材: <input type="text"/></p> <p>トレイ縦送りコンベアアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) (1基分) 計 2基</p> <p>全長・重量前コンベア部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>全長・重量前コンベア取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>全長・重量前コンベア架台部材: <input type="text"/></p> <p>全長・重量前コンベア架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>トレイスタックコンベア(1)部材: <input type="text"/></p> <p>トレイスタックコンベア(1)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>トレイスタックコンベア(2)部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>トレイスタックコンベア(2)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>燃料棒スタックコンベアA(1)部材: <input type="text"/></p> <p>燃料棒スタックコンベアA(1)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>本 (新規)含む)</p> <p>燃料棒スタックコンベアA(2)部材: <input type="text"/></p> <p>燃料棒スタックコンベアA(2)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>燃料棒スタックコンベアA(3)架台部材: <input type="text"/></p> <p>燃料棒スタックコンベアA(3)架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>燃料棒スタックコンベアA(3)昇降部部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>燃料棒スタックコンベアA(3)昇降部取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>γ線走査コンベア(1)部材: <input type="text"/></p> <p>γ線走査コンベア(1)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>γ線走査コンベア(2)部材: <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>γ線走査コンベア(2)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>燃料棒スタックコンベアB架台部材: <input type="text"/></p> <p>燃料棒スタックコンベアB架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>燃料棒スタックコンベアB昇降部部材: <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>燃料棒スタックコンベアB昇降部取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>燃料棒供給コンベア部材: <input type="text"/></p> <p>燃料棒供給コンベアアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>チャンネル搬送コンベア部材: <input type="text"/></p> <p>チャンネル搬送コンベアアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(1)部材: <input type="text"/></p> <p>チャンネルスタックコンベア(1)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(2)部材: <input type="text"/></p> <p>チャンネルスタックコンベア(2)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p><input type="checkbox"/> (新規)含む)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(3)部材: <input type="text"/></p> <p>チャンネルスタックコンベア(3)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>(新規)含む)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(4)部材: <input type="text"/></p> <p>チャンネルスタックコンベア(4)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(5)部材: <input type="text"/></p> <p>チャンネルスタックコンベア(5)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p><input type="checkbox"/> (新規)含む)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(7)部材: <input type="text"/></p> <p>チャンネルスタックコンベア(7)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p><input type="checkbox"/> (新規)含む)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(8)部材: <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>チャンネルスタックコンベア(8)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/></p>
----------------	------------	---

追表ニ設-12 (6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (4/4)

技術基準に基づく設計(注)	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ニ配-2、図ニ設-22【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-13 (6次) 超音波検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{451} 燃料棒検査設備 燃料棒検査装置 (超音波式)
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒検査設備 超音波検査装置
変更内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	超音波探傷方式
	主要な構造材	別表ニ設-13【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{451} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-1)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表二設-13 (6次) 超音波検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (451)燃料棒検査装置(超音波式) ※1 第1類 超音波検査装置支持脚部材: <input type="text"/> 超音波検査装置支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図二配-2、図二設-23【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-14 (6次) シールX線検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{452} 燃料棒検査設備 X線検査装置
設置場所	工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒検査設備 シールX線検査装置	
変更内容	改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	マイクロフォーカス式
	主要な構造材	別表ニ設-14【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{452} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-1)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設-14 (6次) シールX線検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [452]X線検査装置 第1類 シールX線検査装置(本体)部材: <input type="text"/> シールX線検査装置(本体)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) シールX線検査装置(搬送部)部材: <input type="text"/> シールX線検査装置(搬送部)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配-2、図ニ設-24【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-15 (6次) 燃料棒全長・重量測定装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{453} 燃料棒検査設備 燃料棒全長・重量測定装置
設置場所	工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒検査設備 燃料棒全長・重量測定装置	
変更内容	改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	マグネスケール&秤量方式
	主要な構造材	別表ニ設-15【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{453} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-3)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設-15 (6次) 燃料棒全長・重量測定装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [453]燃料棒全長・重量測定装置 ※1 第1類 燃料棒全長・重量測定装置支持脚部材： <input type="text"/> 燃料棒全長・重量測定装置支持脚アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配-2、図ニ設-25【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-16 (6次) 渦電流検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	(454) 燃料棒検査設備 燃料棒検査装置 (渦電流式)
設置場所	工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒検査設備 渦電流検査装置	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	渦電流方式
	主要な構造材	別表ニ設-16【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	[454] [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 直径 50.8mm 以下の場合は、立体角評価の対象外とする。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設一16 (6次) 渦電流検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [454] 燃料棒検査装置 (渦電流式) 第2類 燃料棒搬送装置 (供給部) 部材: <input type="text"/> 燃料棒搬送装置 (供給部) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 燃料棒搬送装置 (搬送部) 部材: <input type="text"/> 燃料棒搬送装置 (搬送部) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 燃料棒搬送装置 (検査部) 部材: <input type="text"/> 燃料棒搬送装置 (検査部) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配一2、図ニ設一26【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-17 (6次) γ 線走査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{455} 燃料棒検査設備 γ 線走査装置
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒検査設備 γ 線走査装置
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	アクティブガンマ方式
	主要な構造材	別表ニ設-17【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{455} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 直径 50.8mm 以下の場合は、立体角評価の対象外とする。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設-17 (6次) γ線走査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {455} γ線走査装置 ※1 第2類 γ線走査装置支持脚部材: <input type="text"/> <input type="text"/> γ線走査装置支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。 ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配-2、図ニ設-27【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-18 (6次) ヘリウムリーク試験装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	(456) 燃料棒検査設備 ヘリウムリーク試験装置
設置場所	工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒検査設備 ヘリウムリーク試験装置	
変更内容	改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。	
員数	3 基	
一般仕様	型式	真空チャンバ方式
	主要な構造材	別表ニ設-18【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最高到達真空度 2.6×10^{-6} Pa
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	(456) [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-7)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設-18 (6次) ヘリウムリーク試験装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [456]ヘリウムリーク試験装置 ※1 第1類 ヘリウムリーク試験装置支持脚部材: <input type="checkbox"/> ヘリウムリーク試験装置支持脚アンカーボルト: <input type="checkbox"/> 、 <input type="checkbox"/> (新規) ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配-2、図ニ設-28【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-19 (6次) 定盤 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	[457] 燃料棒検査設備 定盤
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (3) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒検査設備 定盤 (1) 燃料棒検査定盤(1) (2) 燃料棒検査定盤(2) (3) 燃料棒立会検査定盤
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般仕様	型式	花崗岩平型
	主要な構造材	別表ニ設-19【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	[457] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-8、図臨組-9)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ニ設-19 (6次) 定盤 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [457] 定盤 第1類 燃料棒検査定盤支持脚部材 ※1: [] 燃料棒検査定盤支持脚アンカーボルト ※1: [] [] (1基分) 計2基 チャンネル搬送部部材: [] [] チャンネル搬送部アンカーボルト: [] [] (新規) (1基分) 計2基 燃料棒立会検査定盤支持脚部材 ※1: [] [] 燃料棒立会検査定盤支持脚アンカーボルト ※1: [] [] [] (新規) 含む) チャンネルコンベア (1) 部材: [] チャンネルコンベア (1) アンカーボルト: [] [] チャンネルコンベア (2) 部材: [] チャンネルコンベア (2) アンカーボルト: [] [] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配-2、図ニ設-29、図ニ設-30【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ニ設-20 (6次) 燃料棒受台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{458} 燃料棒検査設備 燃料棒受台
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒検査設備 燃料棒受台
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	ボールローラ方式
	主要な構造材	別表ニ設-20【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{458} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-24)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表二設-20 (6次) 燃料棒受台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (458)燃料棒受台 第1類 燃料棒受台部材: <input type="text"/> 燃料棒受台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図二配-2、図二設-31【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

ホ 組立施設

1. 変更の概要

先行して申請した施設のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にてそれを引き継ぎ申請する建物及び設備・機器をそれぞれ追表ホー1 及び追表ホー2 に示す。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (11) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (12) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）
- (13) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (14) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (15) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

(1) 工場棟組立工場

今回申請する工場棟組立工場の建物は、昭和46年9月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

今回申請する工場棟組立工場に関する仕様を追表ホ建-1 に示す。

(2) 設備・機器

先行して申請した設備・機器のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にて引き継ぎ申請する設備・機器の仕様表を追表ホー2 に示す。

追表ホ-1 組立施設の申請対象建物

設置場所	名称	員数	仕様表番号
屋外	工場棟組立工場	1 式	追表ホ建-1 注 (4 次申請：表ホ建-1-1)

注：申請時の仕様表番号

追表ホ-2 組立施設の申請対象設備・機器

設置場所	名称	員数	仕様表番号
工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	マガジン挿入装置	2 基	追表ホ設-1 (6 次)
	マガジン	4 基	追表ホ設-2 (6 次)
	運搬台車	2 台	追表ホ設-3 (6 次)
	マガジン架台	3 基	追表ホ設-4 (6 次)
	マガジン姿勢変換台	1 基	追表ホ設-5 (6 次)
	燃料集合体組立装置	3 基	追表ホ設-6 (6 次)
	マガジン架台部	1 台	追表ホ設-7 (6 次)
	燃料集合体洗浄装置	1 式	追表ホ設-8 (6 次)
	ジブクレーン	1 基	追表ホ設-9 (6 次)
	エンベロープ検査装置	1 基	追表ホ設-10 (6 次)
	チャンネル検査装置	1 基	追表ホ設-11 (6 次)
	燃料集合体検査定盤	1 基	追表ホ設-12 (6 次)
	燃料集合体検査測定台	3 基	追表ホ設-13 (6 次)
	ジブクレーン	2 基	追表ホ設-14 (6 次)
	燃料集合体外観検査台	1 基	追表ホ設-15 (6 次)
工場棟 組立工場 燃料棒検査室	燃料集合体検査ピット	3 基	追表ホ設-16 (6 次)

4. 工事の方法

本申請に係る工事において「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえ「保安品質保証計画書」に従い品質管理を行う。なお、本申請対象の設備・機器に変更はなく検査のみを行う。検査の項目を「I-2検査の項目及び方法」の3.項に示す。

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (1/14)

<p>事業許可との対応</p>	<p>許可番号(日付) 設備・機器名称</p>	<p>原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {841}建物 工場棟 組立工場 {890,891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894,898}非常用設備 消火設備 消火器 {899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902,905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
<p>設置場所</p>	<p>敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照</p>	
<p>機器名</p>	<p>工場棟組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</p>	
<p>変更内容</p>	<p>改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・壁新設補強 工場棟組立工場と工場棟成型工場の境界壁に新たに杭を設置し、鉄筋コンクリート製の壁及び鉄扉、シャッタ、及びダンパを新設する ・壁増打ち補強 工場棟組立工場本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする ・バットレス新設補強 工場棟組立工場本体の外壁の柱に鉄筋コンクリートを増打ちし、バットレスを新設する ・スラブ新設補強 工場棟組立工場本体の外壁面に鉄筋コンクリート製のスラブを新設する ・屋根面鉄骨補強 工場棟組立工場本体及び前室の屋根部の鉄骨トラスに新たな鉄骨を追加する 1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉及びシャッタ補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために工場棟組立工場本体及び前室の既存鉄扉及び既存シャッタを鋼材及びシャッタ補強バーにより補強する ・鉄扉新設 工場棟組立工場本体燃料集合体貯蔵室の既存シャッタを撤去し、鉄扉(SD-17)を新設する ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、工場棟組立工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・折板張替え補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟組立工場本体及び前室の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える</p>	

追表示建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請: 表示建-1-1) (2/14)

変更内容		<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-2. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
員数		1式
一般仕様	型式	<p>本体 : 鉄筋コンクリート造(屋根構造: 鉄骨造)、平屋建</p> <p>前室 : 鉄骨造</p> <p>屋根 : (本体) 折板、(前室) 折板</p> <p>基礎 : (本体) 杭基礎、(前室) 杭基礎</p>
	主要な構造材	表示建-2-1に示す
	寸法(単位:m)	<p>(本体) <input type="text"/> (1階を組立工場としている14-15通り間を含む)</p> <p>(前室) <input type="text"/></p> <p>延べ床面積: 約3,200㎡</p>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (3/14)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要隔離距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。</u> 各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ <u>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要隔離距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> □ 原料貯蔵所領域 □ シリンダ洗浄棟領域 □ 第3核燃料倉庫(1)領域¹ □ 第3核燃料倉庫(2)領域 □ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 第2核燃料倉庫領域ユニット なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要隔離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> □ 第2核燃料倉庫領域ユニット
	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(煙):5個 □ 感知器(熱):7個 □ 感知器(空気管式):22基 □ 警報設備(ベル):6個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29~30参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器10型:3本 □ 二酸化炭素消火器7型:36本 □ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-42参照 <p>[4.1-建4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器10型:1本 なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。 ・ 設置設備の配置 図リ建-42参照

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (4/14)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、<u>屋外消火栓(894,895)を設置する。</u> <u>屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓:不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図リ建-35参照) □ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ建-35参照) □ 建物各部から防火水槽までの水平距離:100m以下(図リ建-35-2参照) □ 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図リ建-35参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ建-35-1参照 <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の工場棟組立工場は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> 主要構造材を表ホ建-2-1に示す。 <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6~8・図ホ建-16のとおり設定する。</p> <p>[4.3-建4] 工場棟組立工場本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(2/4)参照 <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッター及びダンパを設置する。ダンパは、火災時に温度ヒューズが溶断することにより自動閉止し延焼を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> 図ホ建-1、2、17参照 ・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> 図イ建-8-1(2/4)参照 <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
---------------	-------------	--

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (5/14)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 <ul style="list-style-type: none"> 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> N 値 30 以上の砂礫層 □ 杭材料 <ul style="list-style-type: none"> 新設杭：外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭：遠心力鉄筋コンクリート杭 □ 杭位置 <ul style="list-style-type: none"> 新設杭杭先端深度：GL-7.15m (本体) 既設杭杭先端深度：GL-8.20m (本体)、GL-8.0m (前室) □ 杭構造・寸法 <ul style="list-style-type: none"> 表ホ建-2-1 参照 ・ 1 階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 <ul style="list-style-type: none"> 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第 1 類 <ul style="list-style-type: none"> □ 工場棟組立工場 ・ 耐震重要度分類第 3 類 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) □ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[5.2.1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第 1 類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第 2 類及び第 3 類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (6/14)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建8] 工場棟組立工場に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[5.2.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、工場棟組立工場の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5.2.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ホ建-1~3 参照 ・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5、図イ建-5-1 参照 <p>[5.2.1-建5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表ホ建-2-1、図ホ建-1~13、15 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[5.2.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-18 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-35 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-29~30 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-7 参照
	津波による損傷の防止	<p>[5.3-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (7/14)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表ホ建-2-1、図ホ建-1~13、15 参照 <ul style="list-style-type: none"> ◦ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、工場棟組立工場本体及び前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 ◦ 工場棟組立工場本体及び前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ◦ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5.4.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[5.4.1-建3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 <ul style="list-style-type: none"> 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 <p>当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。</p>
----------------	-----------------	--

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (8/14)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建-11-1 参照) □ 鉄扉及びシャッタの外側に勾配を設け雨水の流入を防止 <p>[5.4.1-建5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る事、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建10] (落雷) 加工施設の高さは図ホ建-2に示すように最大で約 11.7m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5.4.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5.4.1-建7] (火山の影響) 表ホ建-2-1 に示す工場棟組立工場の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約 10cm(約 60cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋上へは工場棟成型工場機械室西側の階段(図ハ建-3)より登り作業する。</p> <p>[5.4.1-建8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの前にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 ストレーナ: 図イ建-1 参照 <p>[5.4.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p>
---------------	-----------------	---

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (9/14)

<p>技術基準に基づく設計 (注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[5.4.2-建1] (航空機落下に伴う火災) 事業許可に記載のとおり、航空機落下確率は航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる10⁷回/年未満となり、航空機落下に対する防護設計は不要である。 また、航空機落下に伴う火災が発生したとしても、建物内部の設備に影響しないように外壁の損傷を防止する。</p> <p>[5.4.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 ・ 火災影響評価対象：図ホ建-1参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-8-2参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5.4.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[5.4.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[5.5.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。 ・ 加工施設の建物は、表ホ建-2-1に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-9、12、図ホ建-1、2参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 工場棟組立工場は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</p> <p>[5.5.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	<p>溢水による損傷の防止</p>	<p>[5.6.1-建2] 第2種管理区域である工場棟組立工場は、ウラン廃液の漏えいが無いことから外部開口部へ堰等を設置しないが、溢水源を有し第1種管理区域である工場棟成型工場に隣接するので溢水防護区画を設定する。工場棟組立工場と屋外の境界の鉄扉、シャッターはノンエアタイトとすることにより、溢水が発生したとしても溢水深さが深くならないようにする。また、工場棟組立工場と工場棟成型工場の境界の鉄扉には、工場棟成型工場側に堰を設けることにより、工場棟組立工場側から工場棟成型工場側へ溢水が流出することを防止する。 ・ 溢水防護区画：図リ建-47参照</p>
	<p>材料及び構造</p>	<p>-</p>

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (10/14)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	[7.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、工場棟組立工場本体及び前室は第2種管理区域に設定する。(図イ建-2~4参照)
	遮蔽	[8.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。 ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ホ遮-1参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$ ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 [8.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)
	安全避難通路等	[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-7参照 [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19台)及び誘導灯(11個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-7参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設	—	

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (12/14)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[17-1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):16台 □ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式7台、無線式1台 □ 非常用通報設備(非常ベル設備):4個 ・ 設置設備の配置 図リ建-18参照
<p>その他事業許可で求める仕様</p>		<p>[99-建1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第1類の工場棟組立工場は、静的地震力3Ciに対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、工場棟組立工場本体に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> □ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 □ 工場棟組立工場前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことから、竜巻防護ラインの外とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-9~11-1参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 工場棟組立工場本体 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 □ 工場棟組立工場本体の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 □ 工場棟組立工場本体の鉄扉 鉄扉の補強、交換又は新設により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建4] F3竜巻に対し、工場棟組立工場本体の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){842}を設置する。</p> <p>[99-建5] F3竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁、及び鉄扉は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (13/14)

添付図	<p>図イ建-1 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建-1-1 (1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建-1-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階)</p> <p>図イ建-1-1 (3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)</p> <p>図イ建-1-1 (4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階)</p> <p>図イ建-1-2 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(2)</p> <p>図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)</p> <p>図イ建-3 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(2階)</p> <p>図イ建-4 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(3階)</p> <p>図イ建-5 (1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)</p> <p>図イ建-5 (2/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(2階)</p> <p>図イ建-5 (3/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(3階)</p> <p>図イ建-5-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント構造図</p> <p>図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)</p> <p>図イ建-7 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(2階)</p> <p>図イ建-8 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(3階)</p> <p>図イ建-8-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)</p> <p>図イ建-8-1 (3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)</p> <p>図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4)</p> <p>図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(1階)</p> <p>図イ建-10 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(2階)</p> <p>図イ建-11 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(3階)</p> <p>図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)</p> <p>図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表</p> <p>図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター補強及びガバリ固縛概要図</p> <p>図ホ建-1 工場棟 組立工場 建物平面図</p> <p>図ホ建-2 工場棟 組立工場 建物立面図</p> <p>図ホ建-3 工場棟 組立工場 建物断面図(X-X、Y-Y、Z-Z断面)</p> <p>図ホ建-4 工場棟 組立工場 杭及び基礎伏図</p> <p>図ホ建-5 工場棟 組立工場 中間梁伏図(FL+6.5m付近)</p> <p>図ホ建-6 工場棟 組立工場 前室屋根梁伏図</p> <p>図ホ建-7 工場棟 組立工場 屋根梁伏図</p> <p>図ホ建-8 工場棟 組立工場 F通り軸組図</p> <p>図ホ建-9 工場棟 組立工場 L通り軸組図</p> <p>図ホ建-10 工場棟 組立工場 4、9通り軸組図</p> <p>図ホ建-11 工場棟 組立工場 14a通り軸組図</p> <p>図ホ建-12 工場棟 組立工場 補強詳細図</p> <p>図ホ建-13 工場棟 組立工場 前室L、K通り軸組図</p> <p>図ホ建-15 工場棟 組立工場 屋根面鉄骨補強及び折板張替え補強概略図</p> <p>図ホ建-16 工場棟 組立工場 14a通り、14通り、15通り、断面概略図</p> <p>図ホ建-17 工場棟 組立工場 14a-15通り建物平面図</p> <p>図ホ建-1 工場棟 組立工場 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図リ建-7 工場棟 組立工場 緊急対策設備(1)非常用照明、誘導灯、安全避難通路</p>
-----	--

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (14/14)

添付図	図リ建-18 工場棟 組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) 図リ建-29 工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (1/2) 図リ建-30 工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (2/2) 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-42 工場棟 組立工場 消火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画 (1/3) 図リ電建-5 非常用照明・誘導灯 (成型工場、組立工場、容器管理棟) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図 図イ建-1-1* 敷地内建物配置図 図イ建-3-1* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-3-2* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャック配置及び竜巻防護ライン(1階) 図イ建-3-3* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-3-4* 工場棟、付属建物 鉄扉概要図 図イ建-3-10* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 航空機落下に伴う火災影響評価
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

*は6次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第2003279号又は原規規発第2008051号で認可、及び三原燃20-0695号で申請済み。

*1:臨界隔離壁で成立していることを確認している。

追表ホ設-1 (6次) マガジン挿入装置 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{469} 燃料集合体組立設備 マガジン挿入装置 {470} 燃料集合体組立設備 マガジン昇降台
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 マガジン挿入装置 (1) マガジン挿入装置 (2) マガジン昇降台
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	押し込み挿入方式
	主要な構造材	別表ホ設-1【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{469} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 配列部 厚み 6.5cm以下、幅 120cm以下 整列部及び挿入部 厚み 6.5cm以下、幅 420cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 {470} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1体以下/収納部 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-10、図臨組-11)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ホ設-1 (6次) マガジン挿入装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {469}マガジン挿入装置 第1類 配列部部材: <input type="checkbox"/> 配列部アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 整列部A部材: <input type="checkbox"/> 整列部Aアンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 整列部B部材: <input type="checkbox"/> 整列部Bアンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 挿入部部材: <input type="checkbox"/> 挿入部アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> {470}マガジン昇降台 第1類 マガジン昇降台部材: <input type="checkbox"/> マガジン昇降台アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-1、図ホ設-2【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ホ設-2 (6次) マガジン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	[471] 燃料集合体組立設備 マガジン
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 マガジン
変更内容		変更なし
員数		4 基
一般仕様	型式	横置型
	主要な構造材	別表ホ設-2【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	[471] [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表ホ設-2 (6次) マガジン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が大浸した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に対してストッパーで移動を制限する設計とする。	
添付図	図ホ設-3【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ホ設-3 (6次) 運搬台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{472} 燃料集合体組立設備 運搬台車
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体組立設備 運搬台車	
変更内容	改造 ・竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。	
員数	2 台	
一般仕様	型式	電動昇降型ホバークラフト移動式
	主要な構造材	別表ホ設-3【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{472} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全でことが確認されたある範囲に制限する。 [4.2-設 3] 駆動源となる圧縮空気の供給を 1 台の台車だけに制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨台-3)
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表ホ設-3 (6次) 運搬台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:1t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図ホ設-3【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ホ設-4 (6次) マガジン架台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{473} 燃料集合体組立設備 マガジン架台
設置場所	(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (3) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体組立設備 マガジン架台 (1) マガジン架台(1) (2) マガジン架台(2) (3) マガジン架台(3)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。	
員数	3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基	
一般仕様	型式	横置型
	主要な構造材	別表ホ設-4【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{473} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-12)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ホ設-4 (6次) マガジン架台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (473) マガジン架台 第1類 マガジン架台部材: <input type="text"/> マガジン架台アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規) (1基分 ※1) 計3基 ※1: 耐震計算書の評価部位2つつ。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-3【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ホ設-5 (6次) マガジン姿勢変換台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{474} 燃料集合体組立設備 姿勢変換台
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体組立設備 マガジン姿勢変換台	
変更内容	改造 ・配置を変更する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	横置回転方式
	主要な構造材	別表ホ設-5【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{474} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-13)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ホ設-5 (6次) マガジン姿勢変換台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [474]姿勢変換台 ※1 第1類 マガジン姿勢変換台支持脚部材： <input type="text"/> <input type="text"/> マガジン姿勢変換台支持脚アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-4【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ホ設-6 (6次) 燃料集合体組立装置 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{475} 燃料集合体組立設備 燃料集合体組立装置
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (3) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 燃料集合体組立装置 (1) 燃料集合体組立装置(1) (2) 燃料集合体組立装置(2) (3) 燃料集合体組立装置(3)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般仕様	型式	横型油圧起立式
	主要な構造材	別表ホ設-6【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{475} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-14)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ホ設-6 (6次) 燃料集合体組立装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (475)燃料集合体組立装置 第1類 燃料集合体組立装置(1)部材: [] [] 燃料集合体組立装置(1)アンカーボルト: [] [] [] (新規含む) 燃料集合体組立装置(2)部材: [] [] 燃料集合体組立装置(2)アンカーボルト: [] [] [] (新規) 燃料集合体組立装置(3)部材: [] [] 燃料集合体組立装置(3)アンカーボルト: [] [] [] [] (新規含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-5、図ホ設-6、図ホ設-7【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ホ設-7 (6次) マガジン架台部 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{476} 燃料集合体組立設備 マガジン架台部
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体組立設備 マガジン架台部	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	横置型及びホバークラフト移動式
	主要な構造材	別表ホ設-7【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	<p>{476}</p> <p>[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部</p> <p>[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。</p> <p>[4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。</p> <p>[4.2-設 3] 駆動源となる圧縮空気の供給を 1 台の台車だけに制限する。</p> <p>[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-15、図臨台-3)</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ホ設-7 (6次) マガジン架台部 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (476)マガジン架台部 第1類 マガジン架台部部材: <input type="text"/> マガジン架台部取付ボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-8【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ホ設-8 (6次) 燃料集合体洗浄装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{477} 燃料集合体組立設備 燃料集合体洗浄装置
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 燃料集合体洗浄装置 (1) 燃料集合体洗浄装置 (2) 拘束力検査測定台
変更内容		(1) 改造 ・耐震性向上のため機器の一部を取り外す。 (2) 改造 ・耐震補強のため架台脚部を改造する。 ・耐震補強のためクランプポストを取替える。
員数		1 式 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	洗浄槽型
	主要な構造材	別表ホ設-8【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) (1)に含む
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{477} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-16)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表示設-8 (6次) 燃料集合体洗浄装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [477]燃料集合体洗浄装置 第1類 燃料集合体洗浄装置支持脚 ※1 部材: <input type="text"/> 燃料集合体洗浄装置支持脚 ※1 取付ボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 燃料集合体洗浄装置架台※1 部材: <input type="text"/> 燃料集合体洗浄装置架台※1 アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 検査測定架台部材: <input type="text"/> 検査測定架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) クランプポスト部材: <input type="text"/> クランプポストアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚、架台を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-9【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ホ設-9 (6次) ジブクレーン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{478} 燃料集合体組立設備 ホイスト
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 ジブクレーン ジブクレーン(1)
変更内容		改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。
員数		1 基
一般仕様	型式	自立旋回型
	主要な構造材	別表ホ設-9【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{478} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ホ設-9 (6次) ジブクレーン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (478)ホイス ト 第1類 ジブクレーン(1) 柱部材: <input type="text"/> ジブクレーン(1) 柱アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規含む) ジブクレーン(1) ジブ部材: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:1t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-10【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ホ設-10 (6次) エンベロープ検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	[479] 燃料集合体検査設備 燃料集合体検査台
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体検査設備 エンベロープ検査装置	
変更内容	改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	縦置検査型
	主要な構造材	別表ホ設-10【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	[479] [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-17)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ホ設-10 (6次) エンベロープ検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {479}燃料集合体検査台 第1類 エンベロープ検査装置部材: <input type="text"/> エンベロープ検査装置アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) エンベロープ検査装置取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-11【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ホ設-11 (6次) チャンネル検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{480} 燃料集合体検査設備 燃料棒間隔測定装置
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体検査設備 チャンネル検査装置
変更内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	縦置検査型
	主要な構造材	別表ホ設-11【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{480} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-18)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ホ設-11 (6次) チャンネル検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [480]燃料棒間隔測定装置 第1類 チャンネル検査装置部材: <input type="text"/> チャンネル検査装置アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) チャンネル検査装置取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-12【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ホ設-12 (6次) 燃料集合体検査定盤 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{481} 燃料集合体検査設備 燃料集合体検査定盤
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体検査設備 燃料集合体検査定盤	
変更内容	改造 ・耐震性向上のため移動防止ストッパーを設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	花崗岩平型
	主要な構造材	別表ホ設-12【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	{481} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-19)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表示設-12 (6次) 燃料集合体検査定盤 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {481}燃料集合体検査定盤 ※1 第1類 燃料集合体検査定盤支持脚部材: <input type="text"/> 燃料集合体検査定盤支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-13【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表示設-13 (6次) 燃料集合体検査測定台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{482} 燃料集合体検査設備 燃料集合体検査測定台
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (3) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体検査設備 燃料集合体検査測定台 (1) 燃料集合体検査測定台 (1) (2) 燃料集合体検査測定台 (2) (3) 燃料集合体検査測定台 (3)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般仕様	型式	ピット型縦置検査式
	主要な構造材	別表示設-13【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) (1) に含む (3) (1) に含む
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{482} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 <u>[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。</u> (図臨配-4、図臨組-20)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ホ設-13 (6次) 燃料集集体検査測定台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [482]燃料集集体検査測定台 第1類 燃料集集体検査測定台部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 燃料集集体検査測定台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) 計3基 クランプポスト部材: <input type="text"/> クランプポストアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) 計3基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集集体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-14【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ホ設-14 (6次) ジブクレーン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{483} 燃料集合体検査設備 ホイスト
設置場所	(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体検査設備 ジブクレーン (1) ジブクレーン(2) (2) ジブクレーン(3)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。	
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	自立旋回型
	主要な構造材	別表ホ設-14【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) (1)に含む
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体、燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{483} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ホ設-14 (6次) ジブクレーン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (483)ホイスト 第1類 ジブクレーン(2),(3)柱部材: <input type="checkbox"/> ジブクレーン(2),(3)柱アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規)含む ジブクレーン(2),(3)ジブ部材: <input type="checkbox"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:1t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-15【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ホ設-15 (6次) 燃料集合体外観検査台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{484} 燃料集合体検査設備 燃料集合体外観検査台
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体検査設備 燃料集合体外観検査台	
変更内容	改造 ・耐震補強のため掘付部を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	縦置検査型
	主要な構造材	別表ホ設-15【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	{484} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 第 2 核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。 (図臨配-4、図臨組-25)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ホ設-15 (6次) 燃料集合体外観検査台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [484]燃料集合体外観検査台 第1類 燃料集合体外観検査台部材： <input type="text"/> 燃料集合体外観検査台アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 燃料集合体外観検査台アンカーボルト支点間距離： 1,270mm 以上 燃料集合体外観検査台取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-16【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表ホ設-16 (6次) 燃料集合体検査ピット 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{485} 燃料集合体検査設備 燃料集合体嵌合台
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (3) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料集合体検査設備 燃料集合体検査ピット (1) 燃料集合体検査ピット(1) (2) 燃料集合体検査ピット(2) (3) 燃料集合体検査ピット(3)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般仕様	型式	ピット型縦置検査式
	主要な構造材	別表ホ設-16【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) (1)に含む (3) (1)に含む
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{485} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-21)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表ホ設-16 (6次) 燃料集合体検査ピット 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (485)燃料集合体嵌合台 第1類 燃料集合体嵌合台部材: <input type="text"/> 燃料集合体嵌合台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) 計3基 クランプポスト部材: <input type="text"/> クランプポストアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) (1基分) 計3基
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-17【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

へ 核燃料物質の貯蔵施設

1. 変更の概要

申請対象建物及び変更内容を表へー1に、付属建物第3核燃料倉庫の建物改造工事の工事名称と工事の主目的を表へー2に、付属建物劣化・天然ウラン倉庫の工事名称と工事の主目的を表へー3に、核燃料物質の貯蔵施設の申請対象機器及び変更内容を表へー4に、申請機器の名称対比表を表へー付1に示す。また、先行して申請した施設のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にてそれを引き継ぎ申請する建物及び設備・機器をそれぞれ追表へー1及び追表へー2に示す。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (11) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (12) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (13) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）
- (14) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (15) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (16) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

(1) 付属建物第3核燃料倉庫

今回申請する付属建物第3核燃料倉庫の建物は、平成元年3月、7月及び平成2年6月に施設検査を受検後、平成2年7月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第3核燃料倉庫に関する仕様を表へ建-1-1に、主要な構造材の仕様を表へ建-2-1に、建物の各部位の仕様を表へ建-3-1に示す。

・申請範囲の概要

付属建物第3核燃料倉庫に関する概要を以下の図に示す。

図へ建-1-1：敷地内建物配置図

図へ建-1-2(1/2)～(2/2)：付属建物 第3核燃料倉庫 補強箇所説明図(1階)及び(2階)

図へ建-1-4：付属建物 第3核燃料倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係

- 図へ建-1-6(1/2)～(2/2)：付属建物 第3核燃料倉庫 管理区域区分図(1階)及び(2階)
図へ建-1-8(1/3)～(3/3)：付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(1階)、
(2階)及び(R階)
図へ建-1-9：付属建物 第3核燃料倉庫 建具表及び新設鉄扉、鉄扉補強、ガラリ固縛概要
図
図へ建-1-11(1/2)～(2/2)：付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域図(1階)及び(2階)
図へ建-1-13：付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧
図へ建-1-15(1/10)～(10/10)：付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価
(1)～(10)

(2) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫

今回申請する付属建物劣化・天然ウラン倉庫の建物は、昭和60年7月、9月及び11月に施設検査を受検後、同年12月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物劣化・天然ウラン倉庫に関する仕様を表へ建-1-2に、主要な構造材の仕様を表へ建-2-2に、建物の各部位の仕様を表へ建-3-2に示す。

・申請範囲の概要

付属建物劣化・天然ウラン倉庫に関する概要を以下の図に示す。

- 図へ建-1-1：敷地内建物配置図
図へ建-1-3：付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 補強箇所説明図
図へ建-1-5：付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係
図へ建-1-7：付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 管理区域区分図
図へ建-1-10：付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 鉄扉配置、建具表、補強概要及び竜巻防護ライン
図へ建-1-12：付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 火災区域図
図へ建-1-14：付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧
図へ建-1-16(1/9)～(9/9)：付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価
(1)～(9)

(3) 付属建物第2核燃料倉庫

今回申請する付属建物第2核燃料倉庫の建物は、昭和58年2月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第2核燃料倉庫に関する仕様を追表へ建-4-1に示す。

(4) 付属建物容器管理棟

今回申請する付属建物容器管理棟の建物は、昭和63年11月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第2核燃料倉庫に関する仕様を追表へ建-4-2に示す。

(5) 付属建物原料貯蔵所

今回申請する付属建物原料貯蔵所の建物は、昭和59年5月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物原料貯蔵所に関する仕様を追表へ建-4-3に示す。

(6) 設備・機器

今回申請する貯蔵施設の設備・機器の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査または使用前確認受検、検査合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

平成15年12月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う旨が示され、これに基づき、平成16年を起点として長期保全計画を策定し、以降10年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきた。

今回申請する設備・機器に関する仕様を表へ設-1~26に、配置を図へ配-1~4に示す。本申請の設備はUF₆シリンダ入荷・貯蔵工程、ウラン粉末入荷・貯蔵・出荷工程のなかのウラン粉末の入荷工程及びウラン粉末の貯蔵工程、洗浄残渣の貯蔵・出荷工程（事業許可188、195~197、218、219ページ）を構成する設備の一部である。

また、先行して申請した設備・機器のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にて引き継ぎ申請する設備・機器の仕様表を追表へ-2に示す。

表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象建物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	付属建物第3核燃料倉庫	1式	改造
屋外	付属建物劣化・天然ウラン倉庫	1式	改造

表へー2 付属建物第3核燃料倉庫の工事名称と工事の主目的

工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建3参照)	火災等による損傷の防止に関する説明書 (添付説明書-建6参照)
a. 耐火壁追設	—	—	○
b. 鉄扉補強	—	○	—
c. 鉄扉交換	—	○	—
d. 鉄扉新設	—	○	○
e. 鋼板新設	—	○	—

注) : ・ 4. 工事の方法 4.1.1. 付属建物第3核燃料倉庫(1)手順 参照

- ・ 表へ建-2-1 付属建物第3核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表 参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/2)及び表1-3-1(1/2)~(2/2) 参照
- ・ 図へ建-1-2(1/2)~(2/2)及び図へ建-1-4 参照

表へー3 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の工事名称と工事の主目的

工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建3参照)
a. 鉄扉補強	—	○

注) : ・ 4. 工事の方法 4.1.2. 付属建物劣化・天然ウラン倉庫(1)手順 参照

- ・ 表へ建-2-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 主要な構造材の仕様表 参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/2)及び表1-3-2 参照
- ・ 図へ建-1-3及び図へ建-1-5 参照

表へー4 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象機器及び変更内容(1/2)

設置場所	名称	員数	変更内容
付属建物	粉末輸送容器貯蔵枠	1 式	改造
原料貯蔵所	シリンダ転倒装置 (原料貯蔵所)	1 基	改造
	天井走行クレーン (原料貯蔵所 5t)	1 基	改造
付属建物	粉末回収・ペレット取扱ボックス	1 基	変更なし
第3核燃料倉庫 作業室(1)	粉末容器ハンドリング装置	1 基	変更なし
	内容器用台車	6 台	変更なし
	他社缶用台車	3 台	変更なし
	SUS 容器用台車(2)	3 台	変更なし
付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)	スクラップ貯蔵棚(粉末用) (第3核燃料倉庫)	6 基	改造
		3 基	改造
付属建物 第3核燃料倉庫 前室	粉末容器構内運搬車	1 台	改造
付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)	クレーン (第3核燃料倉庫)	1 基	改造
付属建物 劣化・天然ウラン 倉庫	保管容器 (劣化・天然ウラン用)	1 式	変更なし
付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	ペレット貯蔵棚	30 基	改造
	金属缶用台車(2)	1 台	変更なし
付属建物 第3核燃料倉庫 前室	ペレット構内運搬容器	1 式	改造
加工棟 成型工場 前室(1)	燃料棒構内運搬車	1 台	改造
付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	保存燃料棒貯蔵棚	1 基	改造
	ロッドチャンネル用台車(5)	1 台	変更なし
	ロッドチャンネル用リフタ	1 台	変更なし

表へー4 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象機器及び変更内容(2/2)

設置場所	名称	員数	変更内容
付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)	洗浄残渣貯蔵棚	3基	改造
	洗浄残渣コンベア	1基	改造
付属建物 シリンダ洗浄棟 沈殿槽室	チャッキングリフト	1基	改造
	棚搬入コンベア	1基	改造
付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)	SUS 容器用台車(5)	1基	改造
	洗浄残渣乾燥機	1式	改造
	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	1基	改造

表へー付1 申請機器名称対比表 (核燃料物質の貯蔵施設) (1/2)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
486	粉末輸送容器貯蔵枠	粉末輸送容器貯蔵枠
489	シリンダ転倒装置	シリンダ転倒装置 (原料貯蔵所)
490	5.0ton クレーン	天井走行クレーン (原料貯蔵所 5t)
535	粉末回収・ペレット取扱ボックス	粉末回収・ペレット取扱ボックス
536	粉末容器ハンドリング装置	粉末容器ハンドリング装置
537	内容器用台車	内容器用台車
538	他社缶用台車	他社缶用台車
539	SUS 容器用台車(2)	SUS 容器用台車(2)
540	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用) (第3核燃料倉庫)
542	リフター	リフタ
543	—	粉末容器構内運搬車
544	クレーン	クレーン (第3核燃料倉庫)
545	保管容器	保管容器 (劣化・天然ウラン用)
576	ペレット貯蔵棚	ペレット貯蔵棚
577	金属缶用台車(2)	金属缶用台車(2)
578	—	ペレット構内運搬容器
589	—	燃料棒構内運搬車
590	保存燃料棒貯蔵棚	保存燃料棒貯蔵棚
591	ロッドチャンネル用台車(5)	ロッドチャンネル用台車(5)
592	ロッドチャンネル用リフター	ロッドチャンネル用リフタ

*1: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

表へ付1 申請機器名称対比表（核燃料物質の貯蔵施設）（2/2）

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
598	洗浄残渣貯蔵棚	洗浄残渣貯蔵棚
599	洗浄残渣コンベア	洗浄残渣コンベア
600	洗浄残渣コンベア（チャッキングリフト）	チャッキングリフト
601	洗浄残渣コンベア（棚搬入（搬出）コンベア）	棚搬入コンベア
602	ポリ容器用台車	SUS 容器用台車(5)
604	洗浄残渣明替フードボックス	洗浄残渣乾燥機
605	洗浄残渣乾燥機	
606	回転混合機	回転混合機（金属容器（粉末）混合）

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

追表へ1 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象建物

設置場所	名称	員数	仕様表番号
屋外	付属建物第2核燃料倉庫	1式	追表へ建-4-1 注（4次申請：表へ建-1-1）
	付属建物容器管理棟	1式	追表へ建-4-2 注（4次申請：表へ建-1-2）
	付属建物原料貯蔵所	1式	追表へ建-4-3 注（6次申請：表へ建-1-1）

注：申請時の仕様表番号

追表へー2 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象設備・機器(1/3)

設置場所	名称	員数	仕様表番号
加工棟 成型工場 ペレット加工室	粉末一時貯蔵棚	6基	追表へ設-3(2次)
	SUS容器用台車(1)	1台	追表へ設-4(2次)
	金属容器(粉末)用台車(3)	2台	追表へ設-5(2次)
	圧粉ペレット貯蔵棚	1基	追表へ設-10(2次)
	ペレットラインコンベア(1)	1基	追表へ設-11(2次)
	ペレットラインコンベア(2)	1基	追表へ設-12(2次)
	ペレットラインコンベア(3)	1基	追表へ設-13(2次)
	焼結ペレット貯蔵棚	1基	追表へ設-14(2次)
	ボート(焼結)用台車(3)	1台	追表へ設-15(2次)
	ボート(焼結)用台車(4)	1台	追表へ設-16(2次)
	金属容器(ペレット)用台車(2)	1台	追表へ設-17(2次)
	仕上りペレット一時貯蔵棚(1)	1基	追表へ設-18(2次)
	仕上りペレット一時貯蔵棚(2)	1基	追表へ設-19(2次)
	ペレットトレイ用台車(2)	1台	追表へ設-20(2次)
加工棟 成型工場 前室(2)	フードボックス(4)	1基	追表へ設-6(2次)
加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(1)	原料粉末貯蔵棚	2基	追表へ設-7(2次)
加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(1) 粉末貯蔵室(2)	電動リフタ	2台	追表へ設-8(2次)
加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	4基	追表へ設-9(2次)
加工棟 成型工場 ペレット貯蔵室	仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32)	32基	追表へ設-21(2次)
	仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	追表へ設-22(2次)
	仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	追表へ設-23(2次)
加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	燃料棒貯蔵棚	1基	追表へ設-24(2次)
	ロッドチャンネル用台車(4)	1台	追表へ設-25(2次)

追表へー2 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象設備・機器(2/3)

設置場所	名称	員数	仕様表番号
工場棟 転換工場 原料倉庫	シリンダ貯蔵架台	1 式	追表へ設-1 (6次)
	シリンダ転倒装置	1 基	追表へ設-2 (6次)
	天井走行クレーン (転換 5t)	1 基	追表へ設-3 (6次)
工場棟 転換工場 転換加工室	大型粉末容器貯蔵架台	1 式	追表へ設-4 (6次)
	大型粉末容器	72 基	追表へ設-5 (6次)
	大型粉末容器用台車	1 基	追表へ設-6 (6次)
	仕掛品貯蔵棚	3 基	追表へ設-7 (6次)
	SUS容器用台車(3)	2 台	追表へ設-8 (6次)
	SUS容器用台車(4)	1 台	追表へ設-9 (6次)
	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	1 基	追表へ設-10 (6次)
	運搬台車	7 基	追表へ設-11 (6次)
	中間仕掛品一時貯蔵棚	2 基	追表へ設-12 (6次)
	金属容器 (粉末) 用台車(1)	1 台	追表へ設-13 (6次)
工場棟 成型工場 ペレット加工室	粉末一時貯蔵棚	4 基	追表へ設-14 (6次)
	金属容器 (粉末) 用台車(2)	2 台	追表へ設-15 (6次)
	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	16 基	追表へ設-16 (6次)
	圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)	1 基	追表へ設-20 (6次)
	圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)	1 基	追表へ設-21 (6次)
	圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	1 基	追表へ設-22 (6次)
	ペレットラインコンベア(1)	1 基	追表へ設-23 (6次)
	ペレットラインコンベア(2)	1 基	追表へ設-24 (6次)
	乗移台 2	1 基	追表へ設-25 (6次)
	ボート運搬台車	2 台	追表へ設-26 (6次)
	焼結ペレット一時貯蔵棚(1)	1 基	追表へ設-27 (6次)
	焼結ペレット一時貯蔵棚(2)	1 基	追表へ設-28 (6次)
	焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	1 基	追表へ設-29 (6次)
	ペレットラインコンベア(3)	1 基	追表へ設-30 (6次)
	ペレットラインコンベア(4)	1 基	追表へ設-31 (6次)
	ボート (焼結) 用台車(1)	1 台	追表へ設-32 (6次)
	ボート (焼結) 用台車(2)	2 台	追表へ設-33 (6次)
	スクラップ貯蔵棚 (ペレット用)	2 基	追表へ設-34 (6次)

追表へー2 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象設備・機器(3/3)

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟 成型工場 ペレット加工室	金属容器 (ペレット)	30 個	追表へ設-35 (6次)
	金属容器 (ペレット) 用台車(1)	1 台	追表へ設-36 (6次)
	仕上りペレット一時貯蔵棚	4 基	追表へ設-37 (6次)
工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室	仕上りペレット貯蔵棚	1 式	追表へ設-38 (6次)
	仕上りペレット貯蔵棚用台車	2 台	追表へ設-39 (6次)
	ペレットトレイ用台車(1)	1 台	追表へ設-40 (6次)
	余剰ペレット貯蔵棚	4 基	追表へ設-41 (6次)
	金属缶用台車(1)	1 台	追表へ設-42 (6次)
工場棟 成型工場 燃料棒補修室	燃料棒一時貯蔵棚	1 基	追表へ設-43 (6次)
	ロッドチャンネル用台車(1)	1 台	追表へ設-44 (6次)
工場棟 組立工場 燃料棒検査室	燃料棒一時貯蔵棚	1 基	追表へ設-45 (6次)
	ロッドチャンネル用台車(2)	1 台	追表へ設-46 (6次)
	ロッドチャンネル用台車(3)	1 台	追表へ設-47 (6次)
	燃料棒貯蔵棚	2 基	追表へ設-48 (6次)
	トラバーサ	1 台	追表へ設-49 (6次)
	運搬車	1 台	追表へ設-50 (6次)
工場棟 組立工場 燃料集合体 組立室	燃料集合体一時貯蔵架台	29 基	追表へ設-51 (6次)
	天井走行クレーン (組立北 4.8t)	1 基	追表へ設-54 (6次)
	天井走行クレーン (組立北 3t)	1 基	追表へ設-55 (6次)
	天井走行クレーン (組立南 5t)	1 基	追表へ設-56 (6次)
工場棟 組立工場 燃料集合体 貯蔵室	燃料集合体貯蔵架台	90 基	追表へ設-52 (6次)
	燃料集合体移送装置	1 基	追表へ設-53 (6次)
付属建物 第2核燃料倉庫	スクラップ貯蔵棚(粉末用) (第2核燃料倉庫)	58 基	追表へ設-18 (6次)
	電動リフト	1 台	追表へ設-19 (6次)
付属建物 除染室 ・分析室 作業室(2)	スクラップ貯蔵棚(粉末用) (作業室(2))	4 基	追表へ設-17 (6次)
付属建物 原料貯蔵所	シリンダ貯蔵ピット	1 式	追表へ設-59 (6次)

4. 工事の方法

本申請に係る工事において、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。

4. 1. 建物・構築物

4. 1. 1. 付属建物第3核燃料倉庫

(1) 手順

今回申請の付属建物第3核燃料倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-1参照）により行う。また、付属建物第3核燃料倉庫の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法をa.～e.に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
 - ・ 付属建物第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)に核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
 - ・ 気体廃棄設備(4)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。
 - ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。なお第1種管理区域の境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。
 - ・ 建物に開口部を設ける際には、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。
 - ・ 第1種管理区域の境界にある鉄扉、シャッタの補強又は交換工事にあたり、建物に開口部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて負圧を維持する。
 - ・ 第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。
 - ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
 - ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- a. 耐火壁追設^(註1)：内部火災による延焼防止のために、付属建物第3核燃料倉庫本体2階の更衣室(1)と更衣室(2)との間仕切り壁に耐火壁を追設する。(図へ1-1-1参照)
配置及び耐火壁追設の詳細図を図へ建-2-2に示す。
- b. 鉄扉補強^(註2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫本体2階の排気塔点検口の既存鉄扉(SD-146)を鉄扉補強材により補強する。(図へ1-1-2参照)
配置を図へ建-1-8(2/3)及び図へ建-2-2に、建具表及び鉄扉補強概要図を図へ建-1-9に示す。
- c. 鉄扉交換^(註2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫前室の既存鉄扉を新たな鉄扉(SD-32)に交換する。(図へ1-1-3参照)

配置を図へ建-1-8(1/3)、図へ建-2-1及び4に、建具表を図へ建-1-9に示す。

- d. 鉄扉新設^(註2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫前室の既存シャッタ及び本体2階入口の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-31、SD-33)を新設する。

また、内部火災による延焼防止のために、本体2階の更衣室(1)と更衣室(2)境界の既存ドアを撤去し、鉄扉を新設する。(図へ1-1-4参照)

配置を図へ建-1-8(1/3)～(2/3)、図へ建-2-1～2、4及び5に、建具表及び新設鉄扉概要図を図へ建-1-9に示す。

- e. 鋼板新設^(註2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫本体2階の非管理区域の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する。(図へ1-1-5参照)

配置を図へ建-2-2及び4に示す。

注)：適用指針

注1) 石膏ボード施工マニュアル(石膏ボード工業会)

注2) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—(日本建築学会)

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

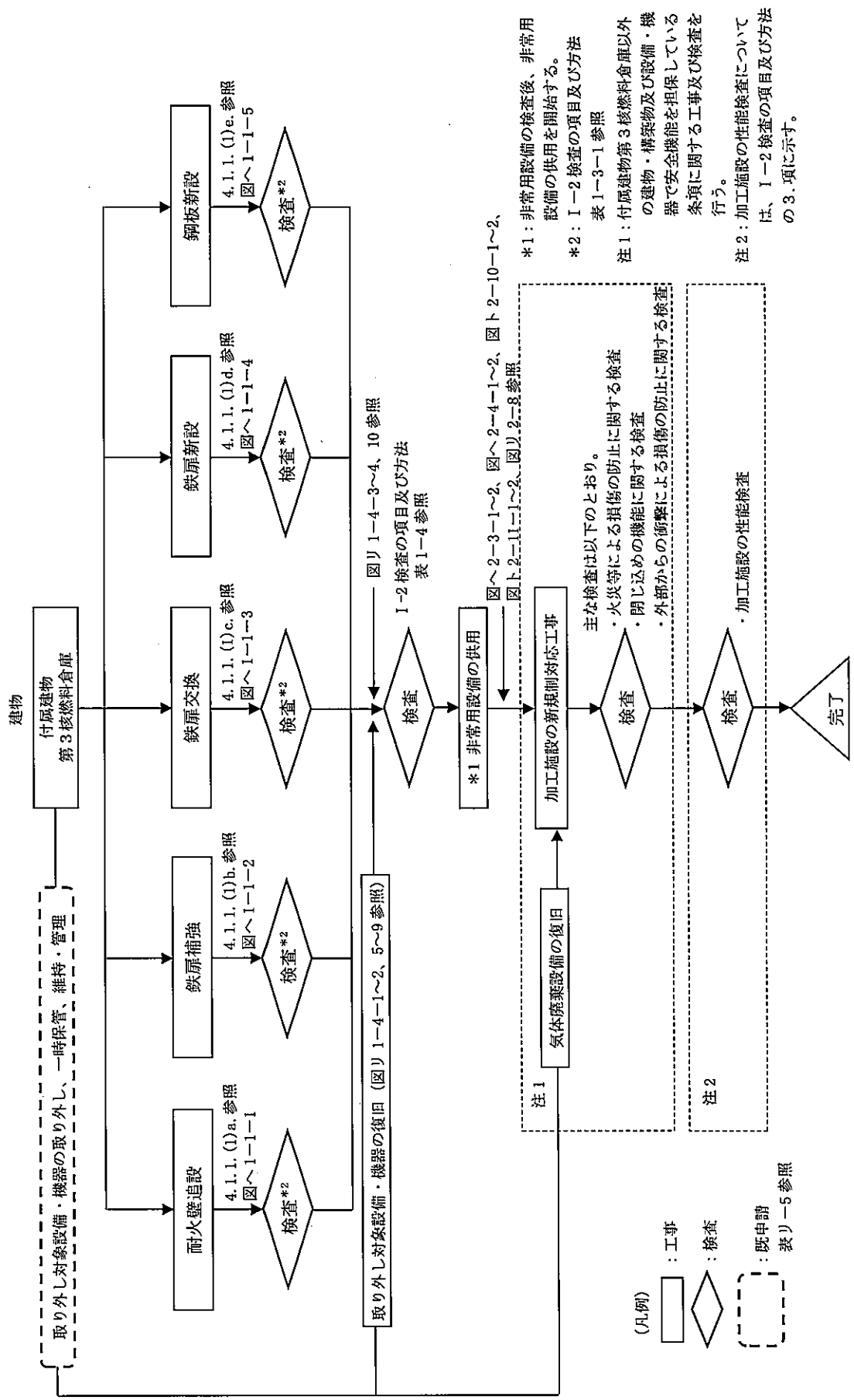
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

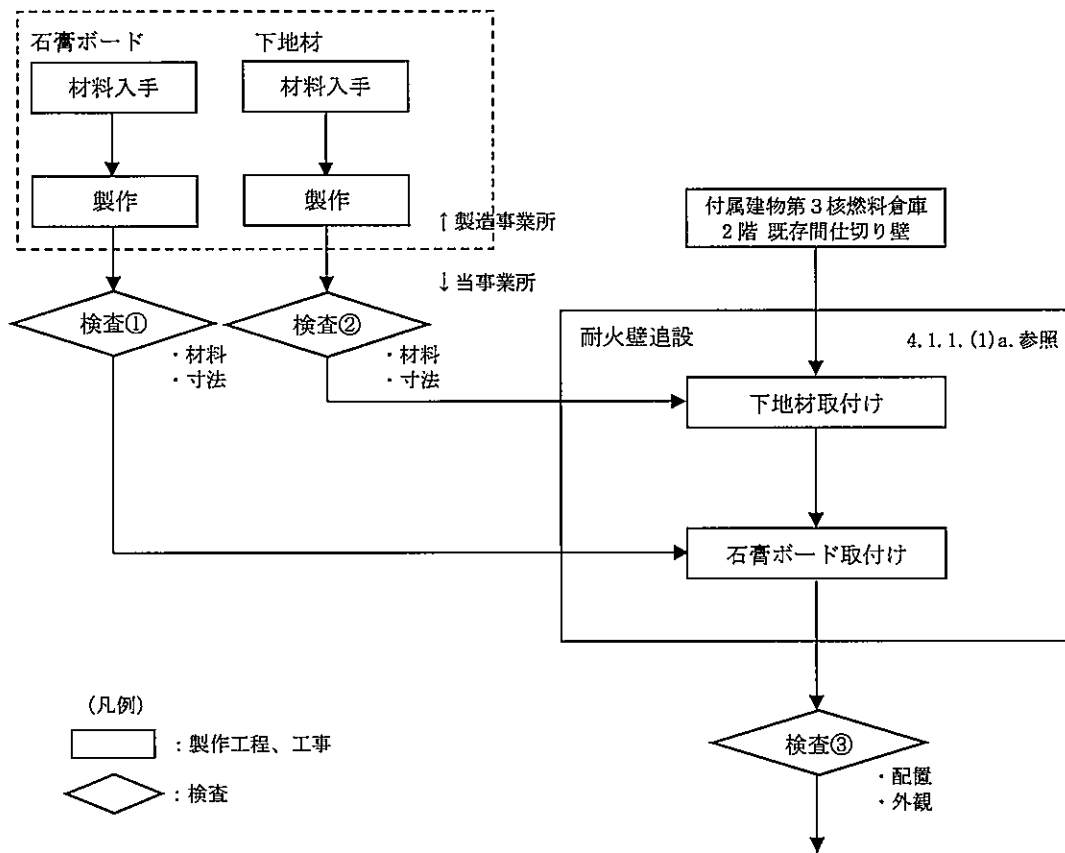
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。

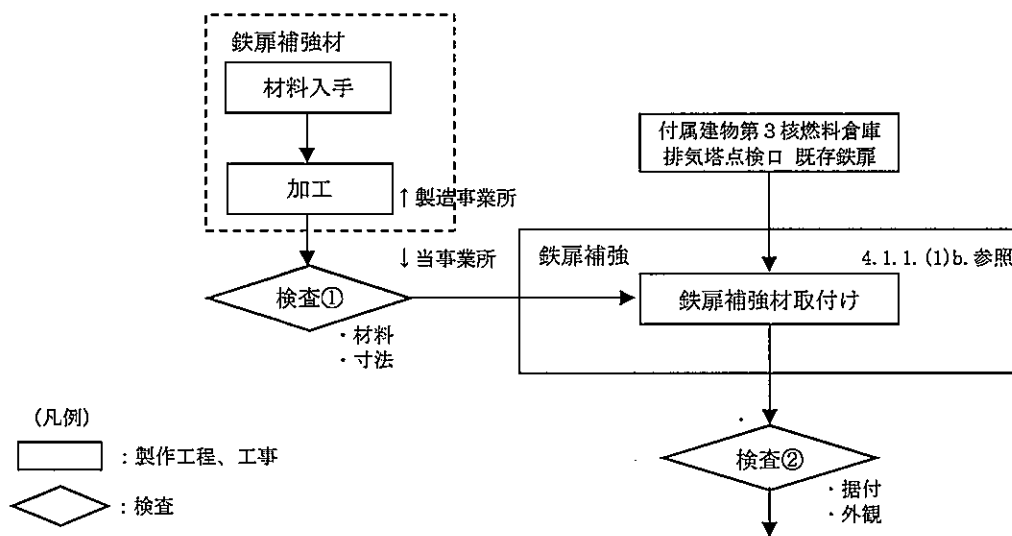


図へ1-1-1 工事の手順フロー図



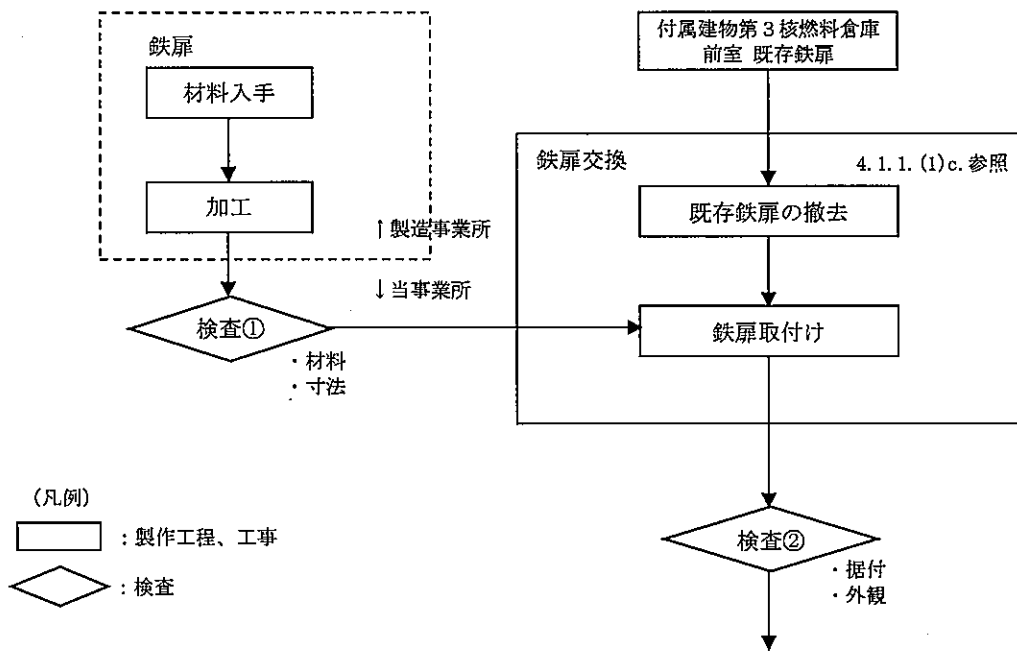
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ1-1-1 耐火壁追設の手順フロー図



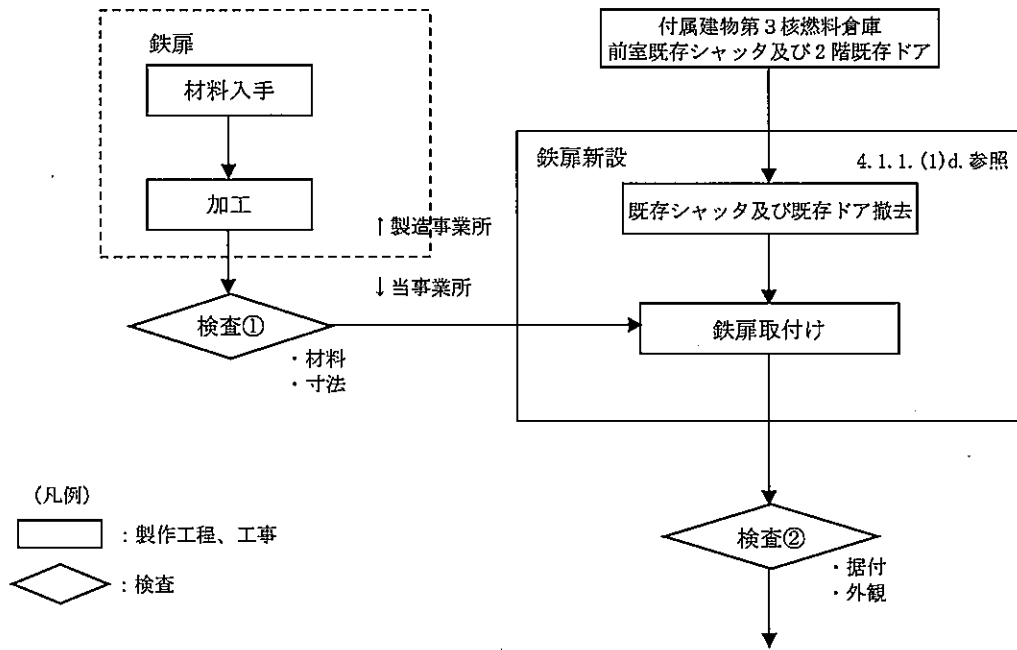
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ1-1-2 鉄扉補強の手順フロー図



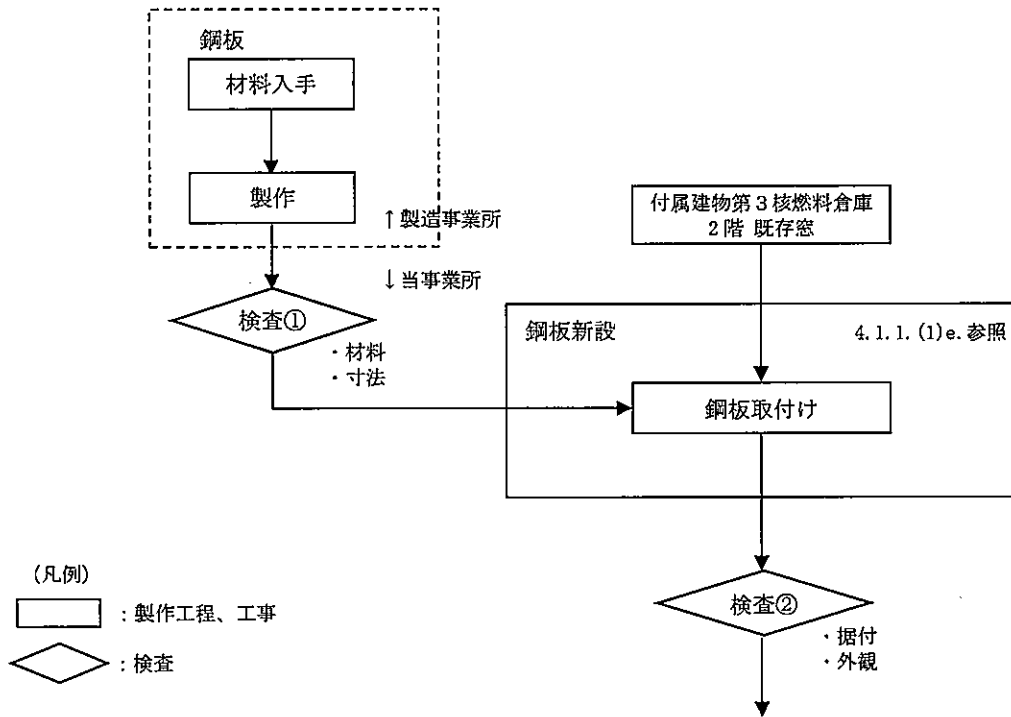
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ1-1-3 鉄扉交換の手順フロー図



(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ1-1-4 鉄扉新設の手順フロー図



(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ1-1-5 鋼板新設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/2)に、検査の方法を表1-3-1(1/2)～(2/2)に示す。

4. 1. 2. 付属建物劣化・天然ウラン倉庫

(1) 手順

今回申請の付属建物劣化・天然ウラン倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-2参照）により行う。また、付属建物劣化・天然ウラン倉庫の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を a. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の倉庫内に核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

- a. 鉄扉補強^(注1)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物劣化・天然ウラン倉庫の既存鉄扉(SD-41)のガラリ部を鋼板で閉塞し、鉄扉は鉄扉補強材により補強する。(図へ1-2-1参照) 配置を図へ建-1-10、図へ建-3-1 及び 3 に、建具表及び鉄扉補強概要図を図へ建-1-10 に示す。

注)：適用指針

注1) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法— (日本建築学会)

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

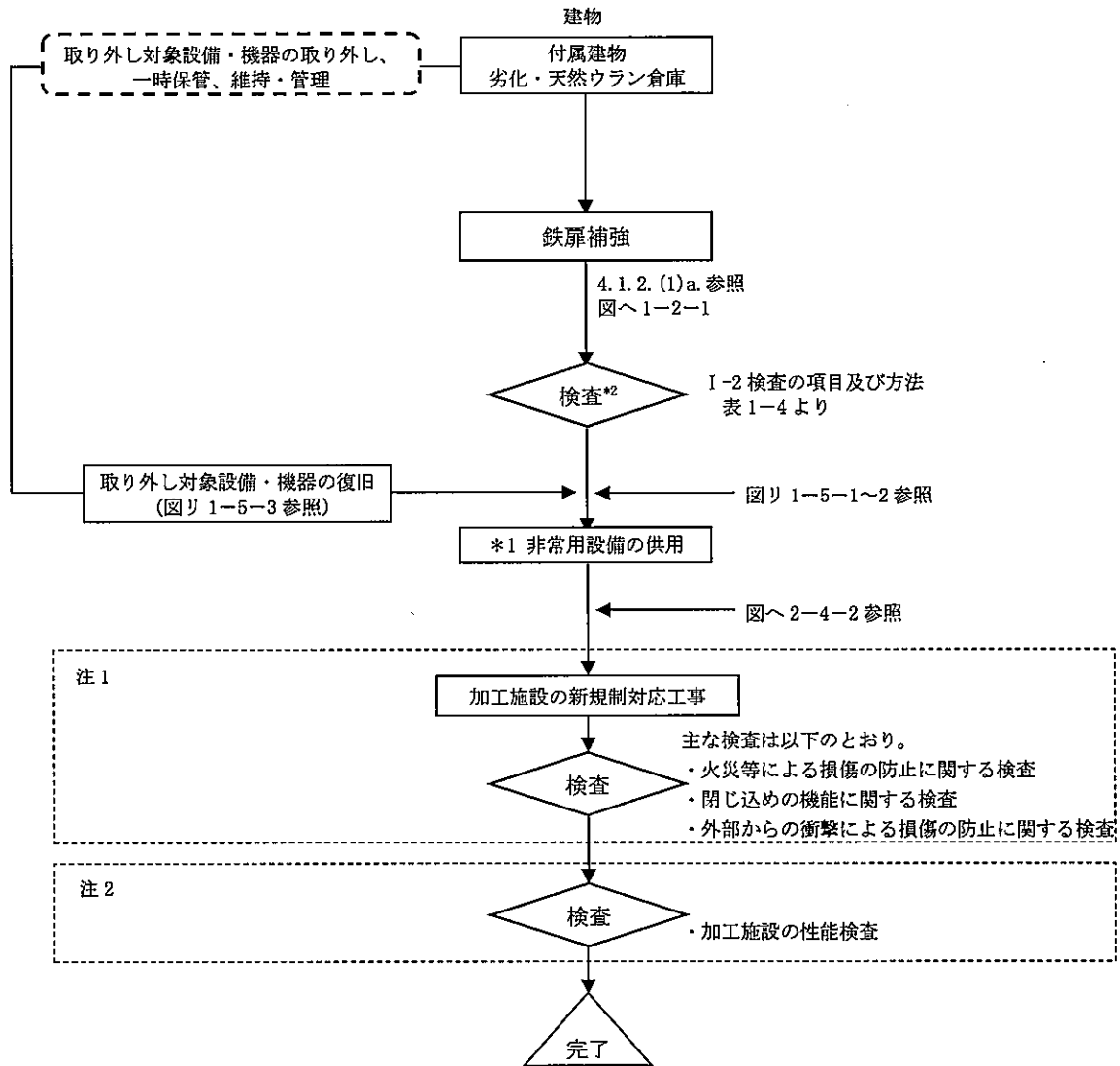
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



図へ1-2 工事の手順フロー図

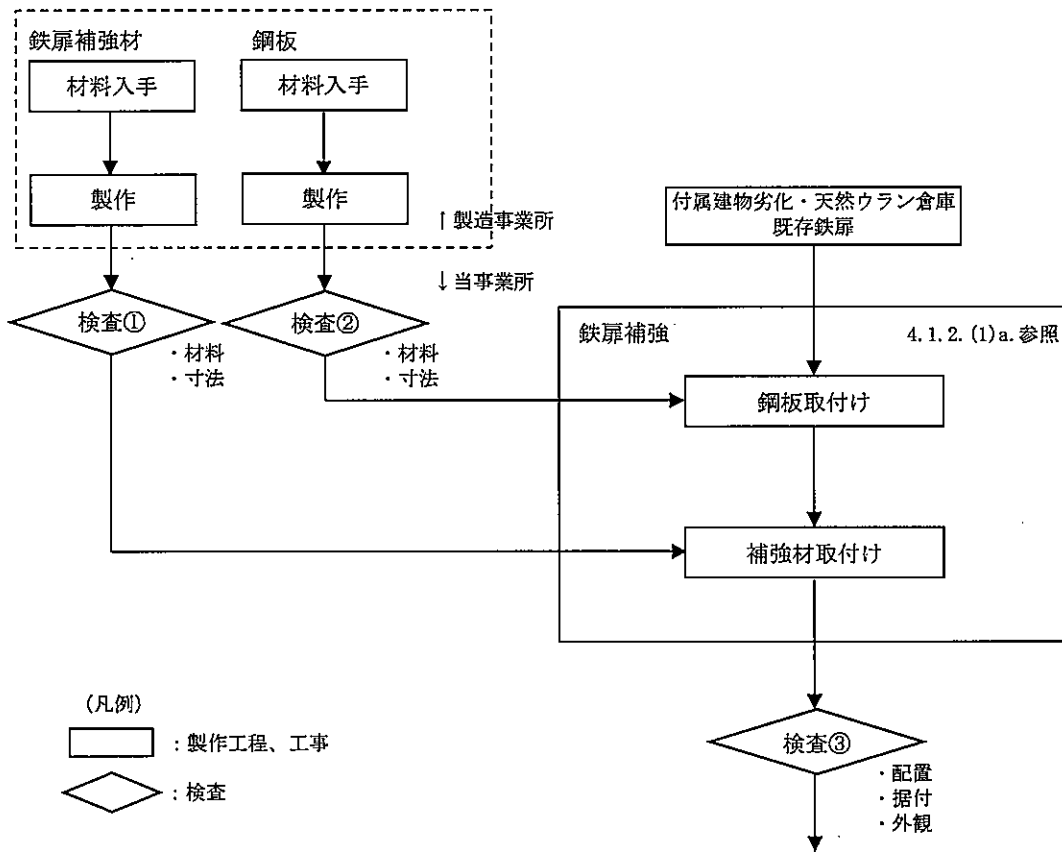
- (凡例)
- : 工事
 - : 検査
 - : 既申請
表リ-5参照

*1: 非常用設備の検査後、非常用設備の供用を開始する。

*2: I-2 検査の項目及び方法
表1-3-2参照

注1: 付属建物劣化・天然ウラン倉庫以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査を行う。

注2: 加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の3.項に示す。



(図へ1-2 工事の手順フロー図へ)

図へ1-2-1 鉄扉補強の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/2)に、検査の方法を表1-3-2に示す。

4. 2. 設備・機器

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図イ 2-1、図へ 1-1、図へ 1-2、図へ 2-1 及び図へ 2-2 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(原規規発第 1908096 号、原規規発第 2008051 号、三原燃第 20-0695 号)に示している。

工事にあたり、付属建物 第3核燃料倉庫のスクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)、付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)のペレット貯蔵棚及び保存燃料棒貯蔵棚、付属建物 シリンドラ洗浄棟 貯蔵室(3)の洗浄残渣貯蔵棚に核燃料物質が保管されているため、周囲を養生材で囲む、又は工事範囲から隔離することにより、核燃料物質に影響を与えないようにする。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、2000ドラム缶に収納できる形に解体する。2000ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。

a. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図へ2-3-1及び図へ2-3-2参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。必要に応じて、核燃料物質を移動したうえで施工を行う((2)a.参照)。不要となった部品等は撤去する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う(図へ2-4-1及び図へ2-4-2参照)。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器について1-2の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 手順の詳細

- a. スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)、ペレット貯蔵棚、保存燃料棒貯蔵棚、洗淨残渣貯蔵棚

貯蔵している核燃料物質をすべて他の貯蔵施設に移動することが困難であることから、貯蔵棚の一部に核燃料物質を貯蔵したまま安全を確保する方法で補強工事を行う。具体的には、補強工事の実施箇所付近の収納部に核燃料物質が貯蔵されている場合は、それらを工事による影響を受けない収納部又は他の貯蔵棚に移動することで、付近に核燃料物質がない状態として工事を実施する。工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては保安規定により行う。

(3) 工事上の注意事項

- a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

- b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

- c. 入退域・放射線管理

- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

- d. その他

- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

- e. 緊急時の対応

- ・現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定

められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。

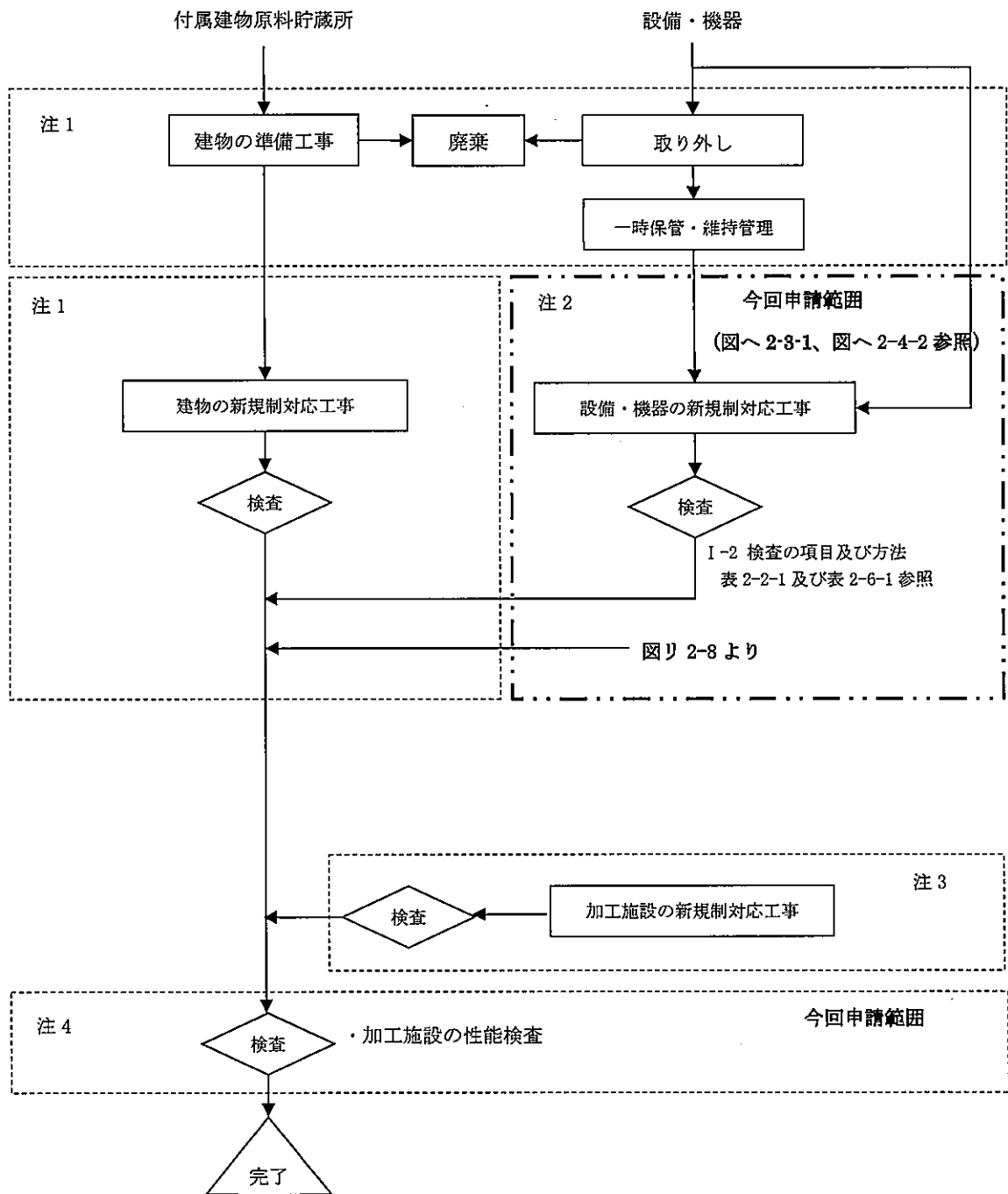
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(4) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(5) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-2-1 に、検査の方法を表 2-6-1 に示す。



注 1：先行設工認申請済み。

注 2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注 3：付属建物原料貯蔵所以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または本設工認にて申請。

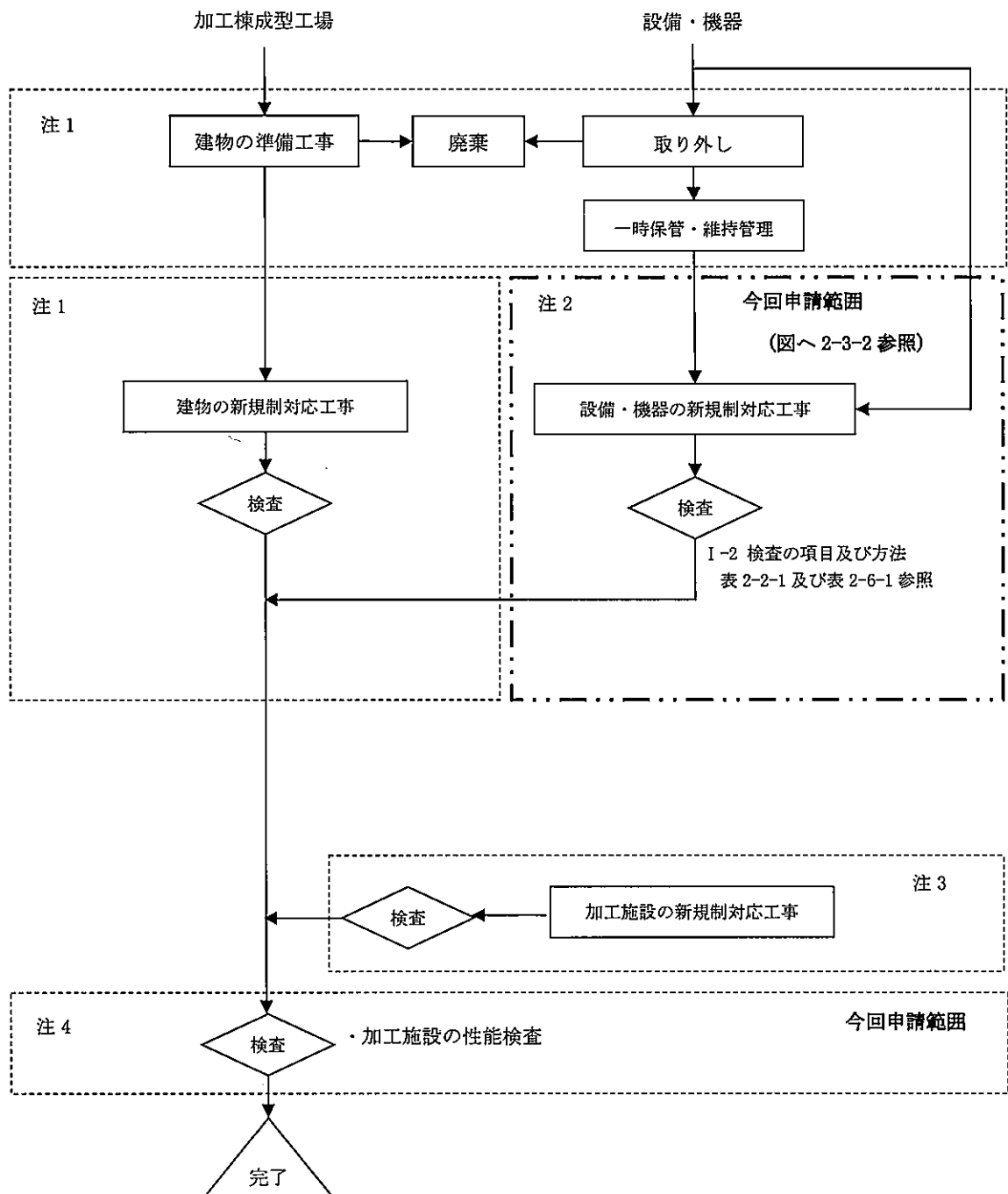
注 4：加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の 3. 項に示す。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図へ2-1 建物工事と設備工事との関係図 (付属建物原料貯蔵所)



注 1：先行設工認申請済み。

注 2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注 3：付属建物原料貯蔵所以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または本設工認にて申請。

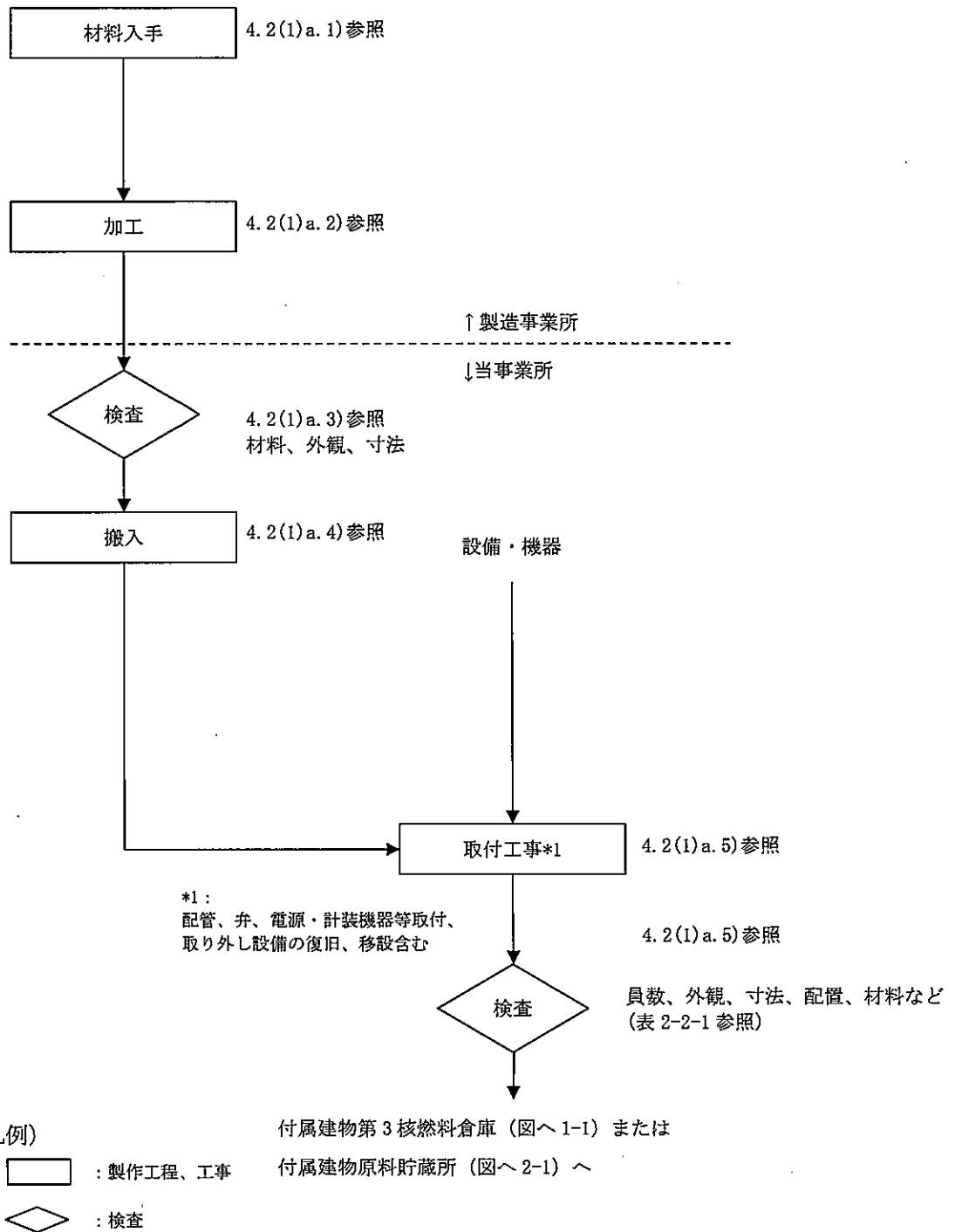
注 4：加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の 3. 項に示す。

(凡例)

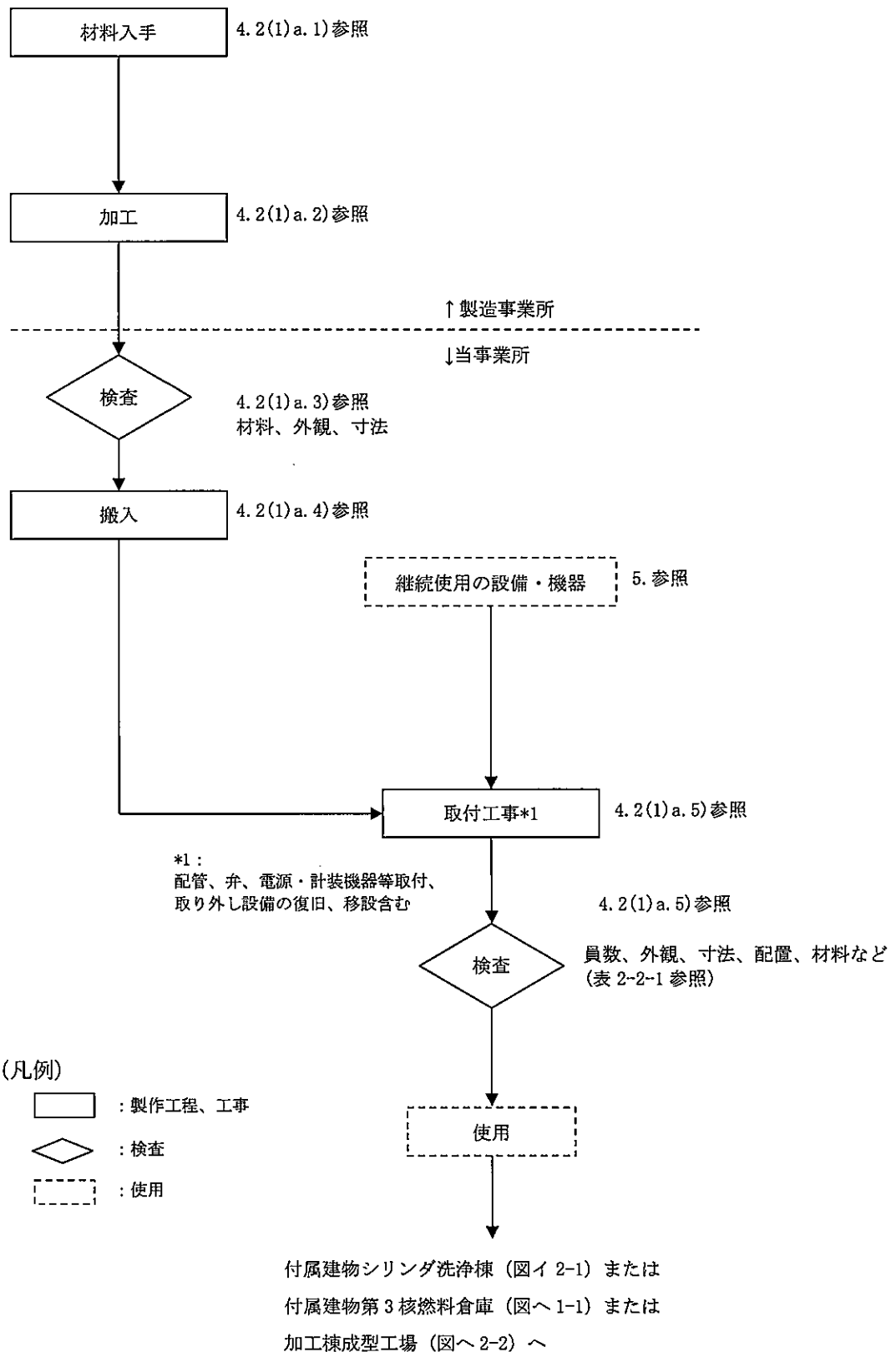
□ : 工事

◇ : 検査

図へ2-2 建物工事と設備工事との関係図 (加工棟成型工場)



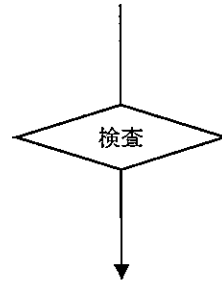
図へ 2-3-1 工事の手順フロー図 (改造する設備・機器)



図へ 2-3-2 工事の手順フロー図 (改造する継続使用の設備・機器)

当事業所

変更しない設備・機器



4.2(1)b.1)参照
員数、外観、寸法、配置、材料など
(表 2-2-1 参照)

附属建物第3核燃料倉庫 (図へ 1-1) へ

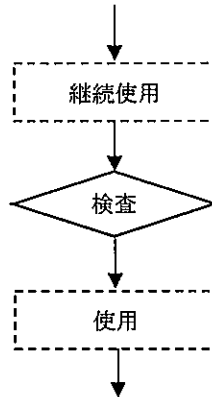
(凡例)

◇ : 検査

図へ 2-4-1 工事の手順フロー図 (変更しない設備・機器)

変更しない設備・機器 (継続使用の設備・機器)

当事業所



5. 参照

4.2(1)b.1)参照
員数、外観、寸法、配置、材料など
(表 2-2-1 参照)

附属建物シリンダ洗浄棟 (図イ 2-1) または
附属建物第3核燃料倉庫 (図へ 1-1) または
附属建物劣化・天然ウラン倉庫 (図へ 1-2) または
附属建物原料貯蔵所 (図へ 2-1) へ

(凡例)

◇ : 検査

□ : 使用

図へ 2-4-2 工事の手順フロー図 (変更しない継続使用の設備・機器)

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫は、内部に設備・機器を設置しており、外部衝撃から設備・機器を防護する機能を有するとともに、管理区域の遮蔽機能等を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

天井走行クレーン(原料貯蔵所 5t)、粉末回収・ペレット取扱ボックス、SUS 容器用台車(2)、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)、粉末容器構内運搬車、保管容器(劣化・天然ウラン用)、ペレット貯蔵棚、金属缶用台車(2)、洗浄残渣貯蔵設備、燃料棒構内運搬車、保存燃料棒貯蔵棚、ロッドチャンネル用台車(5)、ロッドチャンネル用リフタは、加工施設の維持管理に不可欠な活動である核燃料物質の貯蔵、IAEA 及び原子力規制庁による計量管理に係る査察で使用するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。なお、工事を伴うスクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)、ペレット貯蔵棚、棚搬入コンベア、洗浄残渣乾燥機、回転混合機(金属容器(粉末)混合)、燃料棒構内運搬車、保存燃料棒貯蔵棚は、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後は使用前事業者検査の合格をもって使用する。

付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫は、I-2の検査で適合を確認した後、図へ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)、ペレット貯蔵棚、棚搬入コンベア、洗浄残渣乾燥機、回転混合機(金属容器(粉末)混合)、燃料棒構内運搬車、保存燃料棒貯蔵棚は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(1/14)

<p>事業許可との対応</p>	<p>許可番号(日付) 設備・機器名称</p>	<p>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {858}建物 付属建物 第3核燃料倉庫 {859}堰(内部溢水止水用) {890,891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894,898}非常用設備 消火設備 消火器 {899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902,905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
<p>設置場所</p>	<p>敷地内建物配置図(図へ建-1-1)参照</p>	
<p>機器名</p>	<p>付属建物第3核燃料倉庫 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</p>	
<p>変更内容</p>	<p>改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉補強 第3核燃料倉庫本体2階の排気塔点検口の既存鉄扉(SD-146)を鉄扉補強材により補強する ・鉄扉交換 第3核燃料倉庫前室の既存鉄扉を新たな鉄扉(SD-32)に交換する ・鉄扉新設 第3核燃料倉庫前室の既存シャッタ及び本体2階入口の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-31,SD-33)を新設する ・鋼板新設 第3核燃料倉庫本体2階の非管理区域の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する 1-2. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う ・耐火壁追設 第3核燃料倉庫本体2階の更衣室(1)と更衣室(2)との間仕切り壁に耐火壁を追設する ・鉄扉新設 内部火災による延焼防止のために、本体2階の更衣室(1)と更衣室(2)境界の既存ドアを撤去し、鉄扉を新設する 2. 建物の設計変更 ・前室を非管理区域から第2種管理区域に変更する</p>	

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(2/14)

変更内容		<p>改造</p> <p>3. 非常用設備の変更</p> <p>3-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式堰)の新設 第3核燃料倉庫本体2階の床に固定式の堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る <p>3-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第3核燃料倉庫本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>3-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>3-4. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る 消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
員数		1式
一般仕様	型式	<p>本体 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部2階建</p> <p>屋根 : 鉄筋コンクリート</p> <p>基礎 : 杭基礎</p>
	主要な構造材	表へ建-2-1に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <input type="text"/> (排気塔約 <input type="text"/>) 延べ床面積: 約 1,300 m ²
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(3/14)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.2-建 1] 他領域区分に対面する壁は、「建物の各部位の有する安全機能(付属建物 第3核燃料倉庫)」に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。</p> <p>[4.2-設 6] 第3核燃料倉庫(2)領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 工場棟領域
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3核燃料倉庫 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 ▫ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 ▫ 杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-9.5m 配置：図へ建-2-8参照 ▫ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照 ・ 第3核燃料倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 第3核燃料倉庫及び消火設備(屋外消火栓{894, 895})は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 第3核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第3核燃料倉庫 ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)){859} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建 2] 耐震重要度分類第1類である第3核燃料倉庫及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(4/14)

<p style="writing-mode: vertical-rl;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-建 8] 第3核燃料倉庫に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第1類又は第2類の地震力で損傷するが、第3核燃料倉庫の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の第3核燃料倉庫と同じ耐震重要度分類第1類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第3核燃料倉庫の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[6.1-建 5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-1、図へ建-2-1~2-15 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[6.1-建 6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-5-1、5-2 参照 □ 寸法、構造、材料：表へ建-2-1 参照 </p> <p>[6.1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-2-1、2-2 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-4-1、4-2 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-3-1、3-2 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-1-1、1-2 参照 </p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>[7.1-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(5/14)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-1、図へ建-2-1~2-15 参照 □ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第3核燃料倉庫の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 第3核燃料倉庫の各部に対して、短期許容荷重が、上記F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[8.1-建3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。 <p>[8.1-建4] (降水)</p> <p>降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図へ建-2-3~2-5 参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し雨漏りを防止 <p>[8.1-建5] (積雪)</p> <p>茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8.1-建10] (落雷)</p> <p>加工施設の高さは図へ建-2-4に示すように最大で約17.2mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建6] (地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p>
---------------	-----------------	--

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(6/14)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[8.1-建7] (火山の影響) 表へ建-2-1に示す第3核燃料倉庫の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外の階段とクランプを使用し、屋上に登り作業する。(図へ建-2-4参照)</p> <p>[8.1-建8] (生物学的事象) 第3核燃料倉庫の外気取入用ファンの前にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。 ・ 対象部位の位置 フィルタ：図ト系-気4-4参照</p> <p>[8.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 ・ 火災影響評価対象：図へ建-2-1、2-2参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図へ建-1-15(1/10)～(10/10)参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[8.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m～32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 第3核燃料倉庫は、表へ建-2-1に示す主要な構造材、鉄扉(図へ建-1-8(1/3)、(2/3)、2-1、2-2、2-4、2-5参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 第3核燃料倉庫は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</p> <p>[9.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(7/14)

<p style="writing-mode: vertical-rl;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第3核燃料倉庫本体は第1種管理区域(更衣室(1)を除く)、第1種管理区域と屋外との境界にあたる第3核燃料倉庫の前室は、非管理区域から第2種管理区域に設定する。(図へ建-1-6(1/2)、(2/2)参照)</p> <p>[10.1-建2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(4){666~678}により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧：フィルタ室 5Pa 以上 上記以外 19.6Pa 以上</p> <p>[10.1-建6] 第3核燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れが付きにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建5] 第1種管理区域の溢水防護区画から、防護区画外、及び非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第3核燃料倉庫本体の2階には高さ90mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ非-5-2参照) また、第3核燃料倉庫本体1階の作業室(1)北東部にも溢水源があるため、溢水防護区画とし、当該箇所の溢水は既存堰(高さ260mm以上)で溢水防護区画内に隔離され、当該箇所の外への漏えいが生じない。(図リ非-5-1参照)</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 □ 感知器(煙)：18個(1階：8個、2階：10個) □ 感知器(熱)：5個(1階：1個、2階：4個) □ 感知器(空気管式)：5基(2階) □ 警報設備(ベル)：5個(1階：3個、2階：2個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-1、3-2参照</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 □ 発信機(P型)：5個(1階：3個、2階：2個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-1、3-2参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 □ 粉末消火器10型：10本(1階：6本、2階：4本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-7、4-8参照</p>

表へ建-1-1 附属建物第3核燃料倉庫 仕様表(8/14)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894, 896)と消火水配管により接続される。(図リ非-4-1、4-2 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓：不凍式2基(第3核燃料倉庫の近傍)(図リ非-4-1、4-2 参照) □ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図リ非-4-1 参照) ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ非-4-3 参照 <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第3核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> 主要構造材を表へ建-2-1に示す。 <p>[11.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))：図リ非-5-1、5-2 参照 ・ 使用材料：表へ建-2-1 参照 <ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))：ステンレス鋼(固定式)、鉄筋コンクリート <p>[11.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図へ建-1-11(1/2)、(2/2)のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建4] 第3核燃料倉庫各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図へ建-1-13 参照 <p>[11.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> 図へ建-2-1、2-2 参照 ・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> 図へ建-1-13 参照 <p>[11.3-建7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[11.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
---------------	-------------	---

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(9/14)

<p style="writing-mode: vertical-rl;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-建2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。 ・ 溢水防護区画：図り非-5-1、5-2 参照</p> <p>[12.1-建1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。 堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-1、図り非-5-1、5-2参照</p> <p>[12.1-建3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する。</p> <p>[12.1-建4] 第3核燃料倉庫内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図り非-5-2 参照)</p> <p>[12.1-建5] 第3核燃料倉庫本体1階の貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)には、溢水源となる水配管等の設置はないが、作業室(1)北東部に溢水源があるため、当該箇所の溢水は、既存堰で外への漏えいを防止する。また、第3核燃料倉庫本体2階の更衣室(2)には、上水の水配管があるため、扉に緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設け、1階への水の漏えい及び2階の溢水防護区画外への水の漏えいを防止する。</p> <p>[12.1-建6] 第3核燃料倉庫の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図り非-1-1、1-2 参照</p> <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(22台(1階：10台、2階：12台))及び誘導灯(18個(1階：11個、2階：7個)))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図り非-1-1、1-2 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</p> <p>[13.3-建1] 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(10/14)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.1-建5] 気体廃棄設備(4)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中の放射性物質等が建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p> <p>[14.1-建6] スクラップ貯蔵棚(粉末用){540}からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建1] 第3核燃料倉庫本体の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置し、施設外への漏えいを防止する。</p> <p>[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)</p>
	放射線管理施設	<p>[19.1-建1] 放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査エリア及びシャワー室を設置する。</p>
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[21.1-建1] 第3核燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。 ・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下(床面から高さ2mまでは樹脂系塗料で塗装する)</p>

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(11/14)

技術基準に基づく設計(注)	遮蔽	<p>[22.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁、2階床及び屋根により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図へ遮-1~3 参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$ ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気設備	<p>[23.1-建1] 20,000m^3/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(4)を施設できる構造とする。</p>

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(12/14)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[24.1-建1]</p> <p>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用 通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災 報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：警報盤を介して接続 *4：受信器を介して接続 *2：放送設備本体を介して接続 *5：中継盤を介して接続 *3：電話交換機を介して接続</p> <p>[24.1-建2]</p> <p>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3核燃変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[24.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式)) □ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 □ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。 		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用 通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	-	○	無線式	-	-	○	自動火災 報知設備	火災感知設備*4	○	-	○	警報設備(ベル)*5	○	-	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○	誘導灯	○	-	○
		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																											
非常用 通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-																																												
	放送設備*2	○	○	○																																												
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	-	○																																											
		無線式	-	-	○																																											
自動火災 報知設備	火災感知設備*4	○	-	○																																												
	警報設備(ベル)*5	○	-	○																																												
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																												
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○																																												
	誘導灯	○	-	○																																												
通信連絡設備	<p>[25.1-建1]</p> <p>事故発生時に周辺作業者への周知及び工場内への放送連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):4台(1階:3台、2階1台) □ 通信連絡設備(電話設備):有線式1台(1階)、無線式1台(2階) □ 非常用通報設備(非常ベル設備):4個(1階:3個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-2-1、2-2参照 																																															

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(13/14)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類1類の第3核燃料倉庫は、静的地震力3Ciに対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 2] 耐震重要度分類1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力2.0Gで弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、第3核燃料倉庫に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ○ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン <ul style="list-style-type: none"> ○ 図へ建-1-8(1/3)～(3/3)参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第3核燃料倉庫 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ○ 第3核燃料倉庫の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ○ 第3核燃料倉庫の鉄扉、シャッター 鉄扉の補強及び交換、シャッター及び既存ドアを撤去し鉄扉を新設することにより終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 5] 敷地境界から第3核燃料倉庫までの距離は211m以上あり、F3竜巻襲来時でも軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)は飛来しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建 7] 第1種管理区域と屋外との境界にあたるため、第3核燃料倉庫の前室を第2種管理区域に変更する。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へ建-1-1 敷地内建物配置図 図へ建-1-2(1/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 補強箇所説明図(1階) 図へ建-1-2(2/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 補強箇所説明図(2階) 図へ建-1-4 付属建物 第3核燃料倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係 図へ建-1-6(1/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 管理区域区分図(1階) 図へ建-1-6(2/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 管理区域区分図(2階) 図へ建-1-8(1/3) 付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(1階) 図へ建-1-8(2/3) 付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(2階) 図へ建-1-8(3/3) 付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(R階) 図へ建-1-9 付属建物 第3核燃料倉庫 建具表及び新設鉄扉、鉄扉補強、ガラリ固縛概要図 図へ建-1-11(1/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域図(1階) 図へ建-1-11(2/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域図(2階) 図へ建-1-13 付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧</p>

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(14/14)

添付図	図へ建-1-15(1/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(1) 図へ建-1-15(2/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(2) 図へ建-1-15(3/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3) 図へ建-1-15(4/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4) 図へ建-1-15(5/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(5) 図へ建-1-15(6/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(6) 図へ建-1-15(7/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(7) 図へ建-1-15(8/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(8) 図へ建-1-15(9/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(9) 図へ建-1-15(10/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(10) 図へ建-2-1 付属建物 第3核燃料倉庫 1階 平面図 図へ建-2-2 付属建物 第3核燃料倉庫 2階 平面図 図へ建-2-3 付属建物 第3核燃料倉庫 屋根伏図 図へ建-2-4 付属建物 第3核燃料倉庫 立面図(東側、西側) 図へ建-2-5 付属建物 第3核燃料倉庫 立面図(南側、北側) 図へ建-2-6 付属建物 第3核燃料倉庫 断面図(1/2) 図へ建-2-7 付属建物 第3核燃料倉庫 断面図(2/2) 図へ建-2-8 付属建物 第3核燃料倉庫 杭及び基礎及び1階伏図 図へ建-2-9 付属建物 第3核燃料倉庫 2階 梁伏図 図へ建-2-10 付属建物 第3核燃料倉庫 3階 梁伏図 図へ建-2-11 付属建物 第3核燃料倉庫 R階 小屋伏図 図へ建-2-12 付属建物 第3核燃料倉庫 A,B通り軸組図 図へ建-2-13 付属建物 第3核燃料倉庫 C,D通り軸組図 図へ建-2-14 付属建物 第3核燃料倉庫 1,4通り軸組図 図へ建-2-15 付属建物 第3核燃料倉庫 5,6,7,8通り軸組図 図へ遮-1 付属建物 第3核燃料倉庫 遮蔽関係図(建物1階平面) 図へ遮-2 付属建物 第3核燃料倉庫 遮蔽関係図(建物2階平面) 図へ遮-3 付属建物 第3核燃料倉庫 遮蔽関係図(建物断面) 図リ非-1-1 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第3核燃料倉庫1階) 図リ非-1-2 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第3核燃料倉庫2階) 図リ非-2-1 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(第3核燃料倉庫1階) 図リ非-2-2 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(第3核燃料倉庫2階) 図リ非-3-1 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第3廃棄物倉庫1階) 図リ非-3-2 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第3廃棄物倉庫2階) 図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図(1) 図リ非-4-2 消火設備 屋外消火栓配置図(2) 図リ非-4-3 第3核燃料倉庫 消火栓からのアクセスルート 図リ非-4-7 消火設備 消火器(第3核燃料倉庫1階) 図リ非-4-8 消火設備 消火器(第3核燃料倉庫2階) 図リ非-5-1 緊急対策設備(3) 溢水防護区画及び堰(内部溢水止水用)配置図(第3核燃料倉庫1階) 図リ非-5-2 緊急対策設備(3) 溢水防護区画及び堰(内部溢水止水用)配置図(第3核燃料倉庫2階) 図臨配-1 臨界管理上の領域区分 図リ電建-1 付属建物 第3核燃料倉庫 非常用ディーゼル発電機 負荷系統図
-----	---

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(1/11)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {862}建物 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 {890,891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894,898}非常用設備 消火設備 消火器 {899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902,905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図(図へ建-1-1)参照	
機器名	付属建物劣化・天然ウラン倉庫 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	
変更内容	改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉補強 劣化・天然ウラン倉庫の既存鉄扉(SD-41)のガラリ部を鋼板で閉塞し、鉄扉は鉄扉補強材により補強する 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 劣化・天然ウラン倉庫の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 劣化・天然ウラン倉庫に電話設備の増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 屋根 : 鉄筋コンクリート 基礎 : 杭基礎
	主要な構造物	表へ建-2-2に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <input type="text"/> 延べ床面積: 約80㎡
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-

表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(2/11)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 劣化・天然ウラン倉庫 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 <ul style="list-style-type: none"> 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 <ul style="list-style-type: none"> 遠心カプレストレストコンクリート杭 □ 杭位置 <ul style="list-style-type: none"> 杭先端深度：設計GLからGL-7.8m 配置：図へ建-3-5参照 □ 杭構造・寸法 <ul style="list-style-type: none"> 表へ建-2-2参照 ・ 劣化・天然ウラン倉庫I階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 <ul style="list-style-type: none"> 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>劣化・天然ウラン倉庫及び消火設備(屋外消火栓{894,895})は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>劣化・天然ウラン倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、劣化・天然ウラン倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> □ 劣化・天然ウラン倉庫 ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892}) □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901} □ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である劣化・天然ウラン倉庫は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	

表へ建-1-2 附属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(3/11)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 8]</p> <p>劣化・天然ウラン倉庫に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記 [6.1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第1類又は第2類の地震力で損傷するが、劣化・天然ウラン倉庫の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の劣化・天然ウラン倉庫と同じ耐震重要度分類第1類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建 3]</p> <p>建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、劣化・天然ウラン倉庫の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[6.1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-2、図へ建-3-1~3-9 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[6.1-建 7]</p> <p>非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-2-3 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-4-1、4-2 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-3-3 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-1-3 参照
	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建 1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(4/11)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[8.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-2、図へ建-3-1~3-9 参照 <ul style="list-style-type: none"> □ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、劣化・天然ウラン倉庫の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 劣化・天然ウラン倉庫の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.1-建3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。 <p>[8.1-建4] (降水)</p> <p>降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図へ建-3-2、3-3 参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し雨漏りを防止 <p>[8.1-建5] (積雪)</p> <p>茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8.1-建10] (落雷)</p> <p>加工施設の高さは図へ建-3-3 に示すように最大で約 3.5 m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建6] (地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p>
----------------	---

表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(5/11)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 7] (火山の影響) 表へ建-2-2に示す劣化・天然ウラン倉庫の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、梯子を使用し、屋上に登り作業する。</p> <p>[8.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 ・ 火災影響評価対象：図へ建-3-1 参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図へ建-1-16(1/9)～(9/9) 参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[8.2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m～32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 劣化・天然ウラン倉庫は、表へ建-2-2に示す主要な構造物、鉄扉(図へ建-1-10、3-1、3-3参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 劣化・天然ウラン倉庫は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</p> <p>[9.1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(6/11)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建 1]</p> <p>汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、劣化・天然ウラン倉庫は第2種管理区域に設定する。(図へ建-1-7 参照)</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建 1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(空気管式)：1基 ◦ 警報設備(ベル)：1個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-3 参照 <p>[11.1-建 2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899, 901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型)：1個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-3 参照 <p>[11.1-建 3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894, 898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器 10型：1本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-9 参照 <p>[11.1-建 5]</p> <p>消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894, 896)と消火水配管により接続される。(図リ非-4-1、4-2 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 屋外消火栓：不凍式 1基(劣化・天然ウラン倉庫の近傍)(図リ非-4-1、4-2 参照) ◦ 各消火栓に設置するホース：20m ホース 2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図リ非-4-1 参照) ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ非-4-4 参照 <p>[11.3-建 1]</p> <p>建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の劣化・天然ウラン倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表へ建-2-2 に示す。 <p>[11.3-建 3]</p> <p>火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図へ建-1-12 のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建 4]</p> <p>劣化・天然ウラン倉庫各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図へ建-1-14 参照

表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(7/11)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図へ建-3-1 参照 ・ 設置設備の材料 図へ建-1-14 参照 <p>[11.3-建 7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[11.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	<p>[13.1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ非-1-3 参照 <p>[13.1-建 2] 照明用電源の喪失時に、バッテリーに切替わり放射線業務従事者の速やかな退避に必要な機能を維持する緊急対策設備(1)(非常用照明(1台)及び誘導灯(2個))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ非-1-3 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するC級の認定品とする。
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建 2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建 1]参照)</p>

表へ建一1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(8/11)

技術基準に基づく設計(注)	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	<p>[22.1-建1]</p> <p>加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁、屋根により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図へ遮-4~5 参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$ ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[22.2-建1]</p> <p>遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気設備	—

表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(9/11)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[24.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非常用通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備(電話設備)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>無線式</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警報設備(ベル)*4</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*1: 警報盤を介して接続 *3: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *4: 中継盤を介して接続</p> <p>[24.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、外部電源系統が機能を喪失した場合、バッテリーに切替わり機能を維持する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[24.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備 □ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、建設省告示第1830号、及び消防法施行規則第二十八条の三に基づくバッテリー(非常用照明:30分間点灯、誘導灯:20分間点灯)を有しており、外部電源系統が機能を喪失した場合、バッテリーに切替わり避難時の機能を維持する。 ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備{890,893}(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。 		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	-	-	○	自動火災報知設備	無線式	-	-	○	火災感知設備*3	○	-	○		警報設備(ベル)*4	○	-	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	-	-	○	誘導灯	-	-	○
		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																											
非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-																																												
	放送設備*2	○	○	○																																												
	通信連絡設備(電話設備)	-	-	○																																												
自動火災報知設備	無線式	-	-	○																																												
	火災感知設備*3	○	-	○																																												
	警報設備(ベル)*4	○	-	○																																												
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																												
緊急対策設備(1)	非常用照明	-	-	○																																												
	誘導灯	-	-	○																																												

表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(10/11)

技術基準に基づく設計(注)	通信連絡設備	<p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業員への周知及び工場内への放送連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):1台 □ 通信連絡設備(電話設備):無線式1台 □ 非常用通報設備(非常ベル設備):1個 ・ 設置設備の配置 図リ非-2-3 参照
	その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類1類の劣化・天然ウラン倉庫は、静的地震力3Ciに対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、劣化・天然ウラン倉庫に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> □ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン 図へ建-1-10 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 劣化・天然ウラン倉庫 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 □ 劣化・天然ウラン倉庫の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 □ 劣化・天然ウラン倉庫の鉄扉 鉄扉の補強により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建5] 敷地境界から劣化・天然ウラン倉庫までの距離は206mであるため、F3竜巻による敷地外からの想定飛来物のうち、軽トラック(最大飛散距離約160m)は飛来しない。プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)は飛来する恐れがあるが、外壁・屋根、及び鉄扉は貫通しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>

表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(11/11)

添付図	<p>図へ建-1-1 敷地内建物配置図</p> <p>図へ建-1-3 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 補強箇所説明図</p> <p>図へ建-1-5 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係</p> <p>図へ建-1-7 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 管理区域区分図</p> <p>図へ建-1-10 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 鉄扉配置、建具表、補強概要及び竜巻防護ライン</p> <p>図へ建-1-12 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 火災区域図</p> <p>図へ建-1-14 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧</p> <p>図へ建-1-16(1/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(1)</p> <p>図へ建-1-16(2/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(2)</p> <p>図へ建-1-16(3/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3)</p> <p>図へ建-1-16(4/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4)</p> <p>図へ建-1-16(5/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(5)</p> <p>図へ建-1-16(6/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(6)</p> <p>図へ建-1-16(7/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(7)</p> <p>図へ建-1-16(8/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(8)</p> <p>図へ建-1-16(9/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(9)</p> <p>図へ建-3-1 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 平面図</p> <p>図へ建-3-2 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 屋根伏図</p> <p>図へ建-3-3 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 立面図</p> <p>図へ建-3-4 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 断面図</p> <p>図へ建-3-5 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 杭及び基礎伏図</p> <p>図へ建-3-6 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 R階 梁伏図</p> <p>図へ建-3-7 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 A通り軸組図</p> <p>図へ建-3-8 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 B通り軸組図</p> <p>図へ建-3-9 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 1,2,3通り軸組図</p> <p>図へ遮-4 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図へ遮-5 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 遮蔽関係図(建物立面)</p> <p>図リ非-1-3 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(劣化・天然ウラン倉庫)</p> <p>図リ非-2-3 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(劣化・天然ウラン倉庫)</p> <p>図リ非-3-3 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(劣化・天然ウラン倉庫)</p> <p>図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図(1)</p> <p>図リ非-4-2 消火設備 屋外消火栓配置図(2)</p> <p>図リ非-4-4 劣化・天然ウラン倉庫 消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ非-4-9 消火設備 消火器(劣化・天然ウラン倉庫)</p>
-----	---

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 []内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表へ建-2-1 附属建物第3核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表(1/4)

<p>建物の種類</p>	<p>(1) 附属建物第3核燃料倉庫</p> <p>① 第3核燃料倉庫本体 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層</p> <p>② 第3核燃料倉庫床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1階部分 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上の地表近くのローム層 ・ 2階部分 構造：鉄筋コンクリート造
<p>主要な構造材</p>	<p>(1) 附属建物第3核燃料倉庫</p> <p>① 鉄骨鉄筋コンクリート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄骨：JIS G3192 に定めるH形鋼 ・ 鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 ・ コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm³以上） ・ 既設躯体全般：設計基準強度 20.6N/mm² <p>② 外壁：上記の鉄筋コンクリート</p> <p>③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート</p> <p>④ 床：土間コンクリート（1階）、鉄筋コンクリート（2階）</p> <p>⑤ 杭：JIS A5337 に定める遠心力高強度プレストレストコンクリート杭</p> <p>杭長さ：□m</p> <p>杭径寸法：□mm</p> <p>杭先端深度：設計GLから-9.5m</p>

(参考)

添付説明書一建2

添付説明書一建3

表へ建-2-1 付属建物第3核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐竜巻性能向上に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
耐震性能 向上	(1) 本体 補強なし	(1) 本体 補強なし
耐竜巻 性能向上	(1) 本体 b. 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨：角棒 <input type="text"/> (<input type="text"/>) e. 鋼板新設 鋼板：板厚 <input type="text"/> (<input type="text"/>) (2) 前室 c. 鉄扉交換 鋼板：板厚 <input type="text"/> (<input type="text"/>) (3) 本体及び前室 d. 鉄扉新設 鋼板：板厚 <input type="text"/> (<input type="text"/>)	(1) 本体 b. 図へ建-1-8(2/3)、9、 図へ建-2-2 e. 図へ建-2-2、4 (2) 前室 c. 図へ建-1-8(1/3)、9、 図へ建-2-1、4 (3) 本体及び前室 d. 図へ建-1-8(1/3)~ (2/3)、9、 図へ建-2-1~2、4、5 (参考) 添付説明書-建3
その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上	(1) 本体 a. 耐火壁追設 下地材： <input type="text"/> 石膏ボード：板厚 <input type="text"/> mm d. 鉄扉新設 鋼板：板厚 <input type="text"/> (<input type="text"/>)	(1) 本体 a. 図へ建-2-2 d. 図へ建-2-2 (参考) 添付説明書-建6

表へ建-2-1 付属建物第3核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表(3/4)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様

工事名称	仕様	対象図面
(1) 堰 (固定式) ^(注1)	①設置個所：2階 更衣室(2)、フィルタ室(階段側)、フィルタ室(廊下側) ②使用部材 ・堰の高さ：□mm (設計確認値：90mm以上(3個)) ・堰の材質：□ ・鋼材の構成 不等辺山形鋼 ・断面寸法 不等辺山形鋼：□ ・アンカーボルト 材質：□ アンカーボルト径：□ ・コーキング材 耐薬品性を有する□	(1) 堰(固定式) 図リ非-5-2 (参考) 添付説明書-建2
(2) 堰 (既存建物) ^(注2)	①設置個所：1階 作業室(1)北東部 ②使用部材 ・堰の高さ：□mm (設計確認値：260mm以上) ・堰の材質：鉄筋コンクリート ・堰の厚さ：□mm	(2) 堰 図リ非-5-1 (参考) 添付説明書-建2

注1) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.3.2.(1)d. 参照

注2) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.3.2.(1)j. 参照

表へ建-2-1 付属建物第3核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
a. 耐火壁追設	新設	下地材: <input type="text"/> (JIS A6517)	
b. 鉄扉補強	新設	鉄扉補強材 角棒 <input type="text"/>	
c. 鉄扉交換	新設	鋼板: 板厚 <input type="text"/>	
d. 鉄扉新設	新設	鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm (外側) 板厚 <input type="text"/> mm (内側) 鋼板: 板厚 <input type="text"/>	
e. 鋼板新設	新設	鋼板: 板厚 <input type="text"/>	

(参考)

添付説明書-建2

添付説明書-建3

表へ建-2-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 主要な構造材の仕様表(1/2)

<p>建物の種類</p>	<p>(1) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫</p> <p>① 劣化・天然ウラン倉庫本体 構造：鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層</p> <p>② 劣化・天然ウラン倉庫床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上の地表近くのローム層</p>
<p>主要な構造材</p>	<p>(1) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫</p> <p>① 鉄筋コンクリート ・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm³以上） 既設躯体全般：設計基準強度 23.0N/mm²</p> <p>② 外壁：上記の鉄筋コンクリート</p> <p>③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート</p> <p>④ 床：土間コンクリート</p> <p>⑤ 杭：JIS A5337 に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ：□m 杭径寸法：□mm 杭先端深度：設計 GL から-7.8m</p>

(参考)

添付説明書-建2

添付説明書-建3

表へ建-2-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 主要な構造材の仕様表 (2/2)

耐震性能及び耐竜巻性能向上に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
耐震性能向上	(1) 本体 補強なし	(1) 本体 補強なし
耐竜巻性能向上	(1) 本体 a. 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨：平鋼 <input type="text"/> (<input type="text"/>) 他 鋼板：板厚 <input type="text"/> (<input type="text"/>)	(1) 本体 a. 図へ建-1-10、 図へ建-3-1、3 (参考) 添付説明書-建 3

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
a. 鉄扉補強	新設	鉄扉補強材 平鋼 <input type="text"/> 角棒 <input type="text"/> 鋼板：板厚 <input type="text"/>	

(参考)

添付説明書-建 2

添付説明書-建 3

表へ建-3-1 建物の各部位の仕様表 (付属建物第3核燃料倉庫) (1/5)

建物名称	階	境界位置	部位		材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容
			境界位置	部位				
第3核燃料倉庫	1階 外壁	東側 (8通り)	作業室(1)と屋外の境界 (0通り)から南に1800mmの位置～0通りの間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 洪水防護区画境界 F3電巻防護ライン	RC		図へ建-2-1	既設
			作業室(1)、貯蔵室(1)と屋外の境界 (0通り)～0通りから南に1800mmの位置の間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC		図へ建-2-1	既設
		南側 (A通り)	前室と屋外の境界 (A通り～B通りの間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC		図へ建-2-1	既設
			前室と屋外の境界 (7通り～8通りの間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC	鉄原 (SD-32)	図へ建-1-8(1/3) 図へ建-1-9 図へ建-2-1	補強
		西側 (1通り)	貯蔵室(1)と屋外の境界 (1通り～7通りの間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC		図へ建-2-1	既設
			貯蔵室(1)、貯蔵室(2)と屋外の境界	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC	鉄原 (SD-31)	図へ建-1-8(1/3) 図へ建-1-9 図へ建-2-1	交換
		北側 (0通り)	貯蔵室(2)、作業室(1)と屋外の境界 (1通り～8通りの間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC		図へ建-2-1	既設
			作業室(1)と屋外の境界 (8通り)から西に3200mmの位置～6通りの間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 洪水防護区画境界 F3電巻防護ライン	RC		図へ建-2-1	既設
		床	貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、作業室(1) (1通り～8通りの間) (A通り～D通りの間)	土間コンクリート	土間コンクリート		図へ建-2-1	既設
			作業室(1) (8通り)から西に3200mmの位置～6通りの間) (0通り)から南に1800mmの位置～0通りの間)	土間コンクリート	土間コンクリート		図へ建-2-1	既設
		床	前室 (7通り～8通りの間) (A通り～B通りの間)	土間コンクリート	土間コンクリート		図へ建-2-1	既設

表へ建-3-1 建物の各部位の仕様表 (付属建物第3核燃料倉庫) (2/5)

建物名称	階	境界位置	境界	部位	材質	主な寸法(mm) 厚、高	図番号	工事内容															
第3核燃料倉庫	1 階 外 壁 以 外	7通り 貯蔵室(1)(第1種管理区域)と 前室(第2種管理区域)の境界 (A通り~B通りの間)	管理区域境界 火災区域境界	RC	RC			既設															
			管理区域境界 火災区域境界	RC																			
		B通り 貯蔵室(1)(第1種管理区域)と 前室(第2種管理区域)の境界 (7通り~8通りの間)	—	鉄筋	シヤツタ				RC			既設											
													RC										
		C通り 貯蔵室(1)と貯蔵室(2)、作業室(1)の 境界 (1通り~8通りの間)	—	RC	RC										既設								
																RC							
		作業室(1)と作業室(1)(一部)の境界 (8通りから西に3200mmの位置~8通りの間) (9通りから南に1800mmの位置~9通りの間)	油水分離区画境界	RC	RC 1FL+300より下部														既設				
																				RC			
		作業室(1)(第1種管理区域)の天井で 2階が非気密(非管理区域)の床 (5通り~5通りから東に1400mmの位置の間) (C通り~C通りから北に2350mmの位置の間)	管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC	RC																		既設
貯蔵室(2)、作業室(1)の天井で 2階がファイルタ室、更衣室(2)、シャワー室の床 (1通り~8通りから西に3400mmの位置の間) (C通り~D通りの間)	油水分離区画境界	RC	RC				既設																
								RC															
天井 前室(第2種管理区域)の天井で 2階が備品室(第1種管理区域)の床 (7通り~8通りの間) (A通り~B通りの間)	管理区域境界 火災区域境界	RC	RC									既設											
天井 作業室(1)(第1種管理区域)の天井で 2階が更衣室(1)、便所(非管理区域)の床 (8通りから西に3400mmの位置~8通りの間) (C通り~D通りの間)	管理区域境界 火災区域境界	RC	RC												既設								

(注) 網掛けは他の部位と異なることを示す。

表へ建-3-1 建物の各部位の仕様表 (付属建物第3核燃料倉庫) (3/5)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	
第3核燃料倉庫	2階 外壁	東側 (8通り)	F3電巻防護ライン 外壁 更衣室(1)と屋外の境界 (C通り~D通りの間)	RC		図へ建-2-2	既設	
				鋼板(鉄)			図へ建-2-2	新設
				鉄扉(SD-33)				図へ建-2-2 図へ建-1-8(2/3) 図へ建-1-9
		南側 (A通り)	F3電巻防護ライン 外壁 貯蔵室(1)、備品室と 屋外の境界 (A通り~C通りの間)	RC		図へ建-2-2	既設	
				RC		図へ建-2-2	既設	
				RC			図へ建-2-2	既設
	西側 (1通り)	F3電巻防護ライン 外壁 貯蔵室(1)と屋外の境界 (A通り~C通り間)	RC	図へ建-2-2		既設		
			RC			既設		
			RC			既設		
	北側 (D通り)	F3電巻防護ライン 外壁 フィルタ室と屋外の境界 (C通り~D通り間)	RC	図へ建-2-2		既設		
			RC			既設		
			ダンパ (ガラリ箱)			既設		
	北側 (D通り)	F3電巻防護ライン 外壁 フィルタ室、更衣室(2)と 屋外の境界 (1通り~8通りから西に3400mmの位置 の間)	RC	図へ建-2-2	既設			
			RC		既設			
		F3電巻防護ライン 外壁 更衣室(1)と屋外の境界 (6通りから西に3400mmの位置~8通り の間)	RC	図へ建-2-2	既設			

表へ建-3-1 建物の各部位の仕様表 (付属建物第3核燃料倉庫) (4/5)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	
第3核燃料倉庫	2階外壁以外	8通りから西に340mmの位置	更衣室(2)(第1種管理区域)と更衣室(1)(非管理区域)の境界 (8通りから南に4650mmの位置~D通りの間)	石膏ボード (更衣室(1)側)	RC (2FLから300hまで)	図へ建-2-2	新設	
				石膏ボード (2FLから300h以上2500hまで)				
				RC (3FLから300hまで)				
				鉄筋 +扉①(固定式)				
		8通りから西に340mmの位置	更衣室(2)(第1種管理区域)と更衣室(1)(非管理区域)の境界 (8通りから西に340mmの位置~8通りの間)	RC	RC	RC	図へ建-2-2 図リ非-6-2	新設
		8通りから西に340mmの位置	フィルタ室と貯蔵室(1)の境界 (1通り~5通りの間)	RC	RC	RC	図へ建-2-2 図リ非-6-2	新設
		8通りから西に340mmの位置	貯蔵室(1)と階段の境界 (5通りから東に1800mmの位置~6通りの間)	RC	RC	RC	図へ建-2-2 図リ非-6-2	新設
		8通りから西に340mmの位置	フィルタ室と貯蔵室(1)の境界 (6通り~8通りの間)	RC	鉄筋 +扉②(固定式)	RC	図へ建-2-2 図リ非-6-2	新設
		8通りから西に340mmの位置	貯蔵室(1)(第1種管理区域)と更衣室(1)(非管理区域)の境界 (6通りから西に3400mmの位置~8通りの間)	RC	RC	RC	図へ建-2-2 図リ非-6-2	新設
8通りから西に340mmの位置	フィルタ室と階段の境界 (5通り~7通りの間)	RC	鉄筋 +扉③(固定式)	RC	図へ建-2-2 図リ非-6-2	新設		
							RC	
8通りから西に340mmの位置	フィルタ室(第1種管理区域)と非気塔(非管理区域)の境界 (5通り~5通りから東に1400mmの位置の間) (6通り~6通りから北に2350mmの位置の間)	RC	ケイ酸カルシウム板	RC	図へ建-2-2 図リ非-1-8(C/3) 図へ建-1-9	補強		
							RC	

表へ建-3-1 建物の各部位の仕様表 (付属建物第3核燃料倉庫) (5/5)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚、高	図番号	工事内容	
第3核燃料倉庫	2階 外壁以外	貯蔵室(1)(第1種管理区域)と排気塔(非管理区域)の境界(5通り~5通りから東に1800mmの位置の間)(C通り)	管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC			既設	
		階段(第1種管理区域)と排気塔(非管理区域)の境界(5通りから東に1800mmの位置)(5通り~C通りから北に1700mmの位置の間)	管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC				既設
		屋根(排気塔) (5通り~5通りから東に1400mmの位置の間)(C通り~C通りから北に2350mmの位置の間)	屋根 F1電巻防護	RC			図へ建-2-3	既設
		屋根(フィルムタ室他) (1通り~6通りのC通り~D通り間)(6通り~8通りのA通り~D通り間)	屋根 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC			図へ建-2-3	既設
		屋根(貯蔵室(1)) (1通り~5通りの間)(A通り~C通りの間)	屋根 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC			図へ建-2-3	既設
		屋根(更衣室(1)、便所) (8通りから西に3400mmの位置~8通りの間)(C通り~D通りの間)	屋根 F3電巻防護ライン	RC			図へ建-2-3	既設
		床 排気塔 (5通り~5通りから東に1400mmの位置の間)(5通り~C通りから北に2350mmの位置の間)	管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC				既設
		床 フィルムタ室、更衣室(2)、シャワー室 (1通り~8通りから西に3400mmの位置の間)(C通り~D通りの間)	漏水防護区画境界	RC				既設
		床 備品室 (7通り~8通りの間)(A通り~B通りの間)	管理区域境界 火災区域境界	RC				既設
		床 更衣室(1)、便所 (8通りから西に3400mmの位置~8通りの間)(C通り~D通りの間)	管理区域境界 火災区域境界	RC				既設
		外壁	貯蔵室(1)と屋外の境界 G1、+9700以上 (1通り~6通りの間)(A通り~C通りの間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC			

表へ建-3-2 建物の各部位の仕様表 (付属建物劣化・天然ウラン倉庫) (1/1)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	
劣化・天然ウラン倉庫	1 階	西側 (1通り)	倉庫と屋外との境界 (A-B通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC	図へ建-3-1	既設	
				南側 (B通り)				倉庫と屋外との境界 (1-3通り間)
		西側 (3通り)	倉庫と屋外との境界 (A-B通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC	図へ建-3-1	図へ建-3-1 図へ建-1-10	補強
				北側 (A通り)				
		(2通り)	間仕切壁 (A-B通り間)	-	RC	図へ建-3-1		既設
				屋根 (1-3通り間) (A-B通り間)	屋根 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC	図へ建-3-2	既設
				床 (1-3通り間) (A-B通り間)	管理区域境界 火災区域境界	土間コンクリート		既設

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (1/15)

<p>事業許可との対応</p>	<p>許可番号 (日付) 設備・機器名称</p>	<p>原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {855} 建物 付属建物 第 2 核燃料倉庫 {856} 堰 (内部溢水止水用) {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
<p>設置場所</p>	<p>敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照</p>	
<p>機器名</p>	<p>付属建物第 2 核燃料倉庫 堰 (内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</p>	
<p>変更内容</p>	<p>改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉交換 (交換により延焼防止も向上) F1 電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第 2 核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の新設 ・緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用) (固定式) の新設 本体及び前室の床に堰 (固定式) の新設により、溢水時における第 1 種管理区域外への溢水漏えい防止を図る (閉じ込め性能も確保) 2-2. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備 (1) 安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備 (通信連絡設備 (電話設備)) の増設 本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る 2-3. 非常用設備の仮移設及び改造 ・自動火災報知設備 (火災感知設備及びそれに連動する警報設備) の仮移設及び改造 第 2 核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</p>	

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請: 表へ建-1-1) (2/15)

変更内容	2-4. 非常用設備の仮移設及び復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧 第2核燃料倉庫前室の非常用照明を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧 第2核燃料倉庫前室の誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 前室 : 片持ち梁による鉄筋コンクリート造+鉄骨造 屋根 : (本体) 鉄筋コンクリート、(前室) 軽量気泡コンクリート (ALC) 基礎 : (本体) 杭基礎、(前室) 基礎なし(本体から延伸した梁による片持ち構造)
	主要な構造材	表へ建-2-1 に示す
	寸法 (単位: m)	(本体) <input type="text"/> (前室) <input type="text"/> 延べ床面積: 約 470 m ²
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (3/15)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要離隔距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。</u> 各領域の配置については、図臨-1 参照 ・ <u>第2核燃料倉庫領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> □ 第3核燃料倉庫(1)領域^{*1} □ 第3核燃料倉庫(2)領域^{*1} □ シリンダ洗浄棟領域 □ 原料貯蔵所領域^{*2} ・ <u>第2核燃料倉庫領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。</u> <ul style="list-style-type: none"> □ 原料貯蔵所領域 □ 加工棟領域 □ 第3核燃料倉庫(1)領域^{*2} □ 第3核燃料倉庫(2)領域^{*2} □ シリンダ洗浄棟領域^{*2} ・ 第2核燃料倉庫領域ユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニット ・ 第2核燃料倉庫領域ユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要離隔距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> □ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超えるユニット
	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(熱):12個 □ 感知器(空気管式):1基 □ 警報設備(ベル):2個 ・ 設置設備の配置 図リ建-31 参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 発信機(P型):1個 ・ 設置設備の配置 図リ建-31 参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 二酸化炭素消火器7型:6本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-43 参照

追表へ建-4-1 附属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (4/15)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建5] <u>消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。</u> <u>屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓:不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図り建-35参照) □ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図り建-35参照) □ 建物各部から防火水槽までの水平距離:100m以下(図り建-35-2参照) □ 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図り建-35参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図り建-35-1参照 <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表へ建-2-1に示す。 <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))(856):ステンレス鋼(固定式)(配置を図り建-56に示す) ・ 使用材料:表へ建-2-1参照 <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 第2核燃料倉庫本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(1)(608,614)で構成される。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図へ建-1参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール
---------------	-------------	---

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (5/15)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.3-建8]</p> <p>電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度:GL-8.0m 配置:図へ建-4参照 □ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照 ・ 第2核燃料倉庫前室 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持 ・ 1階床土間コンクリート <p>第2核燃料倉庫本体及び前室</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m^2以上、短期許容応力度100kN/m^2以上 地盤種類:地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> □ 第2核燃料倉庫 □ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892}) □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) □ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (6/15)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である第2核燃料倉庫及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[5.2.1-建8] 第2核燃料倉庫に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[5.2.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第2核燃料倉庫の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5.2.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図へ建-1~3 参照 ・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照 <p>[5.2.1-建5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-1~5 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[5.2.1-建6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堰(内部溢水止水用) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-56 参照 ◦ 寸法、構造、材料:表へ建-2-1 参照 <p>[5.2.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-19 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-35 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-31 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-8 参照
	津波による損傷の防止	<p>[5.3-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。</p>

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (7/15)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-1~5参照 □ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第2核燃料倉庫本体及び前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 第2核燃料倉庫本体及び前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記F1竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5.4.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[5.4.1-建3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。 <p>[5.4.1-建4] (降水)</p> <p>降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図イ建-11-1参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[5.4.1-建5] (積雪)</p> <p>茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建10] (落雷)</p> <p>加工施設の高さは図へ建-2に示すように最大で約5.9mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p>
----------------	-----------------	---

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (8/15)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5.4.1-建7] (火山の影響) 表へ建-2-1に示す第2核燃料倉庫本体の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。またALC屋根の第2核燃料倉庫前室は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、梯子を使用し1階の屋根へ登り作業する。</p> <p>[5.4.1-建8] (生物学的事象) 外気取入用ファンの後方にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <p>[5.4.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5.4.2-建1] (航空機落下に伴う火災) 事業許可に記載のとおり、航空機落下確率は航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる10⁻⁷回/年未満となり、航空機落下に対する防護設計は不要である。また、航空機落下に伴う火災が発生したとしても、建物内部の設備に影響しないように外壁の損傷を防止する。</p> <p>[5.4.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 ・ 火災影響評価対象：図へ建-1参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-8-2参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5.4.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[5.4.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
---------------	-----------------	---

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (9/15)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[5.5.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。 ・ 加工施設の建物は、表へ建-2-1に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-9、12、図へ建-1、2参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 第2核燃料倉庫は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[5.5.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	<p>溢水による損傷の防止</p>	<p>[5.6.1-建2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。また、第2核燃料倉庫には溢水源はなく工場棟転換工場又は、除染室・分析室から流入する溢水を防護する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護区画：図リ建-47参照 <p>[5.6.1-建1] 溢水防護区画外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。堰の材料は、耐食性を有する材料とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堰の位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-1(2/2)、図リ建-56参照 <p>[5.6.1-建3] <u>溢水防護区画からの溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備(857)を設置する。</u></p> <p>[5.6.1-建5] 第2核燃料倉庫本体には、溢水源となる水配管等を設置しないとともに、扉に堰を設け室外からの水の侵入を防止する。</p> <p>[5.6.1-建6] 第2核燃料倉庫の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (10/15)

技術基準に基づく設計(注)	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第2核燃料倉庫本体及び前室は第1種管理区域に設定する。(図イ建-2参照)</p> <p>[7.1-建2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(1)により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧 ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上</p> <p>[7.1-建6] 第2核燃料倉庫内部(前室入り口から堰までの間)の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[7.1-建3] 第1種管理区域と屋外の境界に設置されるエキスパンションジョイントは、止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、負圧を維持する。 ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図へ建-1~3参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5参照</p> <p>[7.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[7.1-建5] <u>第2核燃料倉庫本体及び前室の扉に、工場棟転換工場及び除染室・分析室で発生した溢水が第2核燃料倉庫前室を通じて第2核燃料倉庫本体への侵入、及び第2核燃料倉庫前室から屋外への溢水の漏えいを防止するため、高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ建-56参照)</u></p>
	遮蔽	<p>[8.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁及び屋根を施設する。 ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図へ遮-1、2参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$ ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年</p> <p>[8.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (11/15)

技術基準に基づく設計 (注)	換気	[9.1-建1] 115,000m ³ /時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(1)を施設できる構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	[10.1-建1] 第2核燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。 ・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下
	安全機能を有する施設	[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [11.1-建5] 気体廃棄設備(1)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。 [14.1-建6] (6次) スクラップ貯蔵棚(粉末用)からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。
	搬送設備	-
	警報設備等	[13.1-建1] <u>第2核燃料倉庫本体内への液体状の放射性物質の侵入及び施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する。</u> [13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)

追表へ建-4-1 附属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (12/15)

技術基準に基づく設計(注)	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ建-8参照 <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(10台)及び誘導灯(5個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ建-8参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 <p>[13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (14/15)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第1類の第2核燃料倉庫は、静的地震力 3Ci に対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 2] 耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力 1.0G で弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、第2核燃料倉庫本体及び前室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> □ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 □ 第2核燃料倉庫前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないが、核燃料物質が通過するため竜巻防護ラインの内とする。竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わない。 ・ 竜巻防護ライン <ul style="list-style-type: none"> □ 図イ建-9、図イ建-11-1 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 第2核燃料倉庫 建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 □ 第2核燃料倉庫本体(鉄筋コンクリート)及び前室の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 □ 第2核燃料倉庫前室の鉄扉 鉄扉の交換により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 4] F3 竜巻に対し、第2核燃料倉庫前室の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(854)を設置する。</p> <p>[99-建 5] F3 竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、第2核燃料倉庫本体の外壁及び屋根、第2核燃料倉庫前室の外壁及び鉄扉は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>
----------------------	---

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (15/15)

添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階) 図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階) 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階) 図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3) 図イ建-8-2(1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2(2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-8-2(3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2(4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4) 図イ建-8-2(5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2(6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2(7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(1階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図へ建-1 付属建物 第2核燃料倉庫 建物平面図 図へ建-2 付属建物 第2核燃料倉庫 建物立面図 図へ建-3 付属建物 第2核燃料倉庫 建物断面図 図へ建-4 付属建物 第2核燃料倉庫 杭及び基礎伏図 図へ建-5 付属建物 第2核燃料倉庫 屋根伏図 図へ遮-1 付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図(建物平面) 図へ遮-2 付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図(建物断面) 図リ建-8 付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(1)非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-19 付属建物 第2核燃料倉庫 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 図リ建-31 付属建物 第2核燃料倉庫 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-43 付属建物 第2核燃料倉庫 消火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3) 図リ建-56 付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用) 図リ電建-1 非常用照明・誘導灯(転換工場、第2核燃料倉庫、除染室・分析室) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

設計番号に(6次)と記載しているものは6次申請の設計番号を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第2003279号又は原規規発第2008051号で認可、及び三原燃20-0695号で申請済み。

*1:臨界隔離壁で成立していることを確認している。

*2:7次申請までに必要性が明確となった領域を追加記載。

追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (1/11)

<p>事業許可との対応</p>	<p>許可番号 (日付) 設備・機器名称</p>	<p>原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)</p> <p>{863} 建物 付属建物 容器管理棟 {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
<p>設置場所</p>	<p>敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照</p>	
<p>機器名</p>	<p>付属建物容器管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</p>	
<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・エキスパンションジョイント改造 工場棟組立工場前室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために容器管理棟保管室及び前室の既存鉄扉を鋼材により補強する ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、容器管理棟前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・鉄扉新設 鉄扉 (SD-221) を新設する。なお、容器管理棟保管室前室の既存シャッタは残置する</p> <p>2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 前室の床に安全避難通路を増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 本体に電話設備の増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 2-2. 非常用設備の仮移設、復旧及び増設 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設、復旧及び増設 容器管理棟の自動火災報知設備を取り外し、仮移設、復旧及び増設により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る 2-3. 非常用設備の仮移設及び復旧 ・緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧 非常用照明を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧 誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</p>	

追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (2/11)

員数		1式
一般仕様	型式	本体 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、平屋建 前室 : 鉄骨造 屋根 : (保管室) 鉄筋コンクリート、(前室) 軽量気泡コンクリート (ALC) 基礎 : (保管室) 杭基礎、(前室) 杭基礎
	主要な構造材	表へ建-2-2に示す
	寸法 (単位: m)	(保管室) <input type="text"/> (前室) <input type="text"/> 延べ床面積: 約 370 m ²
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表へ建-4-2 附属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (3/11)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止 火災等による損傷の防止	— [4.1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備 (899, 900, 901) を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(煙):1個 □ 感知器(空気管式):4基 □ 警報設備(ベル):1個 ・ 設置設備の配置 図り建-32 参照 [4.1-建 2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手で火災信号を発信する設備 (899, 901) を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 発信機(P型):1個 ・ 設置設備の配置 図り建-32 参照 [4.1-建 3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器 (894, 898) を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器 10型:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図り建-44 参照 [4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓 (894, 895) を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽 (894, 896) と消火水配管により接続される。 ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓:不凍式 12基 (工場棟の近傍の総数) (図り建-35 参照) □ 各消火栓に設置するホース:20m ホース 2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m 以下 (図り建-35 参照) □ 建物各部から防火水槽までの水平距離:100m 以下 (図り建-35-2 参照) □ 20m ホース 2本を設置する消火栓の位置:図り建-35 参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図り建-35-1 参照 [4.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の容器管理棟は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表へ建-2-2 に示す。 [4.3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図り建-6 のとおり設定する。 なお、容器管理棟前室は、容器管理棟保管室との境界に設置する鉄扉、シャックにより火災区域間の延焼を防止しているため、工場棟組立工場の火災区域 (A2) に含む。
---------------	---------------------------	--

追表へ建-4-2 附属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請：表へ建-1-2) (4/11)

<p>技術基準に基づく設計 (注)</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.3-建 4] 容器管理棟保管室各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)参照</p> <p>[4.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図へ建-6参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照</p> <p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。</p> <p>[4.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 容器管理棟保管室及び前室 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 □ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度：GL-8.4m (容器管理棟保管室)、GL-8.0m (前室) 配置：図へ建-9参照 □ 杭構造・寸法 表へ建-2-2参照 ・ 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 □ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m² 以上、短期許容応力度 100kN/m² 以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建 2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>

追表へ建-4-2 附属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (5/11)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 容器管理棟 □ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) □ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) □ 遮蔽壁(5安(核規)第656号で認可済み) <p>[5.2.1-建8]</p> <p>附属建物容器管理棟に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第3類の建物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[5.2.1-建3]</p> <p>建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、容器管理棟の耐震重要度分類は第3類とする。</p> <p>[5.2.1-建4]</p> <p>構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図へ建-6~12参照 ・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5参照 <p>[5.2.1-建5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-2、図へ建-6~13参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第3類の割増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(0.2G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第3類の割り増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(1.0G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[5.2.1-建7]</p> <p>非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-20参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-35参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-32参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-9参照
	津波による損傷の防止	<p>[5.3-建1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。</p>

追表へ建-4-2 附属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (6/11)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-2、図へ建-6~13参照 <ul style="list-style-type: none"> □ F1竜巻(最大風速49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、容器管理棟保管室及び前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 容器管理棟保管室及び前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記F1竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ F1竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5.4.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[5.4.1-建3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 <ul style="list-style-type: none"> 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 <p>当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。</p>
---------------	-----------------	---

追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (7/11)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建 4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図へ建-11-1 参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[5.4.1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ることを、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図へ建-7 に示すように最大で約 11.6m であり、建築基準法第三十三條にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十條や消防法第十條に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5.4.1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5.4.1-建 7] (火山の影響) 表へ建-2-2 に示す容器管理棟保管室の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約 28cm(約 168cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、ALC 屋根の容器管理棟前室は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約 10cm(約 60cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図へ建-7 参照)</p> <p>[5.4.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5.4.2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象：図へ建-6 参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図へ建-8-2 参照 <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁 [914] (鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5.4.2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
----------------	-----------------	--

追表へ建-4-2 附属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (8/11)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。
	人の不法な侵入等の防止	[5.5.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 <ul style="list-style-type: none"> 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。 加工施設の建物は、表へ建-2-2に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-9、12、図へ建-6、7参照)等の堅牢な障壁を有する。 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 容器管理棟は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 [5.5.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-建2] 第2種管理区域である容器管理棟は、ウラン廃液の漏えいがないことから外部開口部へ堰等を設置しないが、溢水源のある工場棟組立工場に隣接しているため溢水防護区画を設定する。容器管理棟と屋外の境界の鉄扉はノンエアタイトとすることにより、溢水が発生したとしても溢水深さが深くならないようにする。 <ul style="list-style-type: none"> 溢水防護区画:図リ建-47参照
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、容器管理棟保管室及び前室は第2種管理区域に設定する。(図イ建-2参照)
	遮蔽	[8.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁及び屋根を施設する。南側壁の内側に、高さ2600mm(設計確認値)、厚さ200mmの鉄筋コンクリート製の遮蔽壁を設置する(5安(核規)第656号で認可済み)。 <ul style="list-style-type: none"> 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図へ遮-3、4参照 周辺監視区域外における実効線量 7×10⁻²mSv/年 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 [8.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	搬送設備	-

追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (9/11)

技術基準に基づく設計(注)	警報設備等	[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)																																													
	安全避難通路等	[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-9参照 [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(7台)及び誘導灯(4個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-9参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。																																													
	核燃料物質の貯蔵施設	—																																													
	廃棄施設	—																																													
	放射線管理施設	—																																													
非常用電源設備	[16.1-建1] <u>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</u> 非常用設備電源接続系統一覧表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用 通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備 (電話設備)</td> <td>有線式*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災 報知設備</td> <td>火災感知設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報盤を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p> [16.1-建2] <u>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</u> 非常用設備電源接続系統一覧表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用 通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備 (電話設備)	有線式*3	○	—	○	無線式	—	—	○	自動火災 報知設備	火災感知設備*1	○	—	○	警報設備(ベル)*5	○	—	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	誘導灯	○	—	○
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																											
非常用 通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—																																											
	放送設備*2	○	○	○																																											
	通信連絡設備 (電話設備)	有線式*3	○	—	○																																										
		無線式	—	—	○																																										
自動火災 報知設備	火災感知設備*1	○	—	○																																											
	警報設備(ベル)*5	○	—	○																																											
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																											
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○																																											
	誘導灯	○	—	○																																											

追表へ建-4-2 附属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (10/11)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[16.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890、893}(有線式)) □ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 □ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、<u>外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置(889)から継続して給電され、機能を維持する。</u>なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。
	<p>通信連絡設備</p>	<p>[17.1-建1]</p> <p>事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):1台 □ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式1台、無線式1台 □ 非常用通報設備(非常ベル設備):1個 ・ 設置設備の配置 図リ建-20参照
	<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建3]</p> <p>更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、容器管理棟保管室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> □ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 □ 容器管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことから、竜巻防護ラインの外とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-9、図イ建-11-1参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 容器管理棟保管室 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 □ 容器管理棟保管室の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 □ 容器管理棟保管室の鉄扉 鉄扉の補強又は新設により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建5]</p> <p>F3竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁、屋根、及び鉄扉は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>

追表へ建-4-2 附属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (11/11)

添付図	<p>図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、附属建物 管理区域区分図(1階) 図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階) 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、附属建物 火災区域(1階) 図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、附属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、附属建物 竜巻防護ライン(屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、附属建物 建具表 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、附属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図 図へ建-6 附属建物 容器管理棟 建物平面図 図へ建-7 附属建物 容器管理棟 建物立面図 図へ建-8 附属建物 容器管理棟 建物断面図 図へ建-9 附属建物 容器管理棟 杭、基礎伏図 図へ建-10 附属建物 容器管理棟 柱、壁伏図 図へ建-11 附属建物 容器管理棟 クレーン梁伏図 図へ建-12 附属建物 容器管理棟 梁伏図 図へ建-13 附属建物 容器管理棟 補強詳細図 図へ遮-3 附属建物 容器管理棟 遮蔽関係図(建物平面) 図へ遮-4 附属建物 容器管理棟 遮蔽関係図(建物断面) 図リ建-9 附属建物 容器管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-20 附属建物 容器管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 図リ建-32 附属建物 容器管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-44 附属建物 容器管理棟 消火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3) 図リ電建-5 非常用照明・誘導灯(成型工場、組立工場、容器管理棟) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図 図イ建-1-1* 敷地内建物配置図 図イ建-3-1* 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-3-2* 工場棟、放射線管理棟、附属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階) 図イ建-3-3* 工場棟、放射線管理棟、附属建物 建具表 図イ建-3-4* 工場棟、附属建物 鉄扉概要図</p>
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 []内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

*は6次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。
 本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第2003279号又は原規規発第2008051号で認可、及び三原燃20-0695号で申請済み。

追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(1/12)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付) {861}建物 付属建物 原料貯蔵所 (890, 891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890, 892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890, 893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894, 895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894, 898)非常用設備 消火設備 消火器 (899, 900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899, 901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902, 903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902, 904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902, 905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1-1) 参照	
機器名	付属建物原料貯蔵所 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	
変更内容	改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・ 東側外壁の壁新設補強 原料貯蔵所の東側外壁(10 通り)に新たに抗を設置し、鉄筋コンクリート製の壁、柱及び梁を新設により補強する ・ 西側外壁の壁新設補強 原料貯蔵所の西側外壁(1 通り)に新たに鉄筋コンクリート製の壁、柱及び梁を新設により補強する 1-2. 耐電巻性能向上のために以下の補強を行う ・ 鉄扉新設 原料貯蔵所の既存シャッタを撤去し、鉄扉(SD-44)を新設する ・ 鉄扉補強 原料貯蔵所の既存鉄扉(SD-42)を鉄扉補強材により補強する	

追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(2/12)

変更内容		<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 原料貯蔵所の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-2. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る ・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-4. 非常用設備の改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火設備(屋外消火栓)の改造 南側屋外消火栓及び西側屋外消火栓の改造により、初期消火における設備の確保を図る
員数		1式
一般仕様	型式	<p>本体 : 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平屋建</p> <p>屋根 : 鉄筋コンクリート</p> <p>シリンダ貯蔵ピット部: 鉄筋コンクリート造</p> <p>基礎 : 杭基礎(本体)、直接基礎(シリンダ貯蔵ピット部)</p>
	主要な構造材	表へ建-2-1に示す
	寸法(単位:m)	<p>(本体) <input type="text"/></p> <p>(シリンダ貯蔵ピット部) <input type="text"/></p> <p>延べ床面積: 約 1,200 m²</p>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-

追表へ建-4-3 附属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(3/12)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[4.2-建1] 他領域区分に對面する壁は、表へ建-3-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。</p> <p>[4.2-設6] 原料貯蔵所領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 工場棟領域 ▫ 第2核燃料倉庫領域 ▫ シリンダ洗浄棟領域 ▫ 加工棟領域
	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原料貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 ▫ 杭材料 新設杭:鋼管杭 既設杭:遠心力プレストレストコンクリート杭 ▫ 杭位置 新設杭先端深度:設計GLから-7.3m 既設杭先端深度:設計GLから-8.35m及び設計GLから-9.21m 配置:図へ建-1-10参照 ▫ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照 ・ シリンダ貯蔵ピット部 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類:地表近くのローム層 ・ 原料貯蔵所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類:地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 原料貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 原料貯蔵所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、原料貯蔵所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 原料貯蔵所 ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904}) 	

追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(4/12)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である原料貯蔵所は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[6.1-建12] 図へ建-1-6、8-9通り間の鉄筋コンクリート壁(自立壁)は、建物と同じ耐震重要度分類第1類の耐震性を有しており、安全機能を有する設備に波及的影響を及ぼすことはない。</p> <p>[6.1-建8] 原料貯蔵所に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第1類の地震力で損傷するが、原料貯蔵所の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の原料貯蔵所と同じ耐震重要度分類第1類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、原料貯蔵所の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[6.1-建5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-1-6~1-15参照(原料貯蔵所) ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 (シリンダ貯蔵ピット部) <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.15G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 <p>[6.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ非-2-8参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ非-4-1参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ非-3-9参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ非-1-9参照 </p>
---------------	------------	--

追表へ建-4-3 附属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(5/12)

技術基準に基づく設計(注)	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-1-6~1-13 参照 <ul style="list-style-type: none"> □ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、原料貯蔵所の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 原料貯蔵所の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建 2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.1-建 3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。 <p>[8.1-建 4] (降水) 降水時に建物内に雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図へ建-1-7、1-8 参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し雨漏りを防止 <p>[8.1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8.1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図へ建-1-8 に示すように最大で約 9.8m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p>

追表へ建-4-3 附属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請：表へ建-1-1)(6/12)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建7] (火山の影響) 表へ建-2-1に示す原料貯蔵所の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図へ建-1-8参照)</p> <p>[8.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 ・ 火災影響評価対象：図へ建-1-6参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図へ建-1-5-2(1/10)～(10/10)参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[8.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m～32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
---------------	-----------------	---

追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(7/12)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 原料貯蔵所は、表へ建-2-1に示す主要な構造材、鉄扉(図へ建-1-4、1-6、1-8参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 原料貯蔵所は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[9.1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、原料貯蔵所は第2種管理区域に設定する。(図へ建-1-3参照)</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(煙):18個 □ 警報設備(ベル):3個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-9参照 <p>[11.1-建 2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-9参照 <p>[11.1-建 3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894,898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器10型:10本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-14参照 <p>[11.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 <u>屋外消火栓は、防火水槽{894,896}と消火水配管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓:不凍式3基(原料貯蔵所の近傍)(図リ非-4-1参照) □ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1参照) □ 20mホース3本を設置する消火栓の位置:図リ非-4-1参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-4参照

追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請：表へ建-1-1)(8/12)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の原料貯蔵所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表へ建-2-1に示す。 <p>[11.3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図へ建-1-5のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建 4] 原料貯蔵所各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図へ建-1-5-1 参照 <p>[11.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図へ建-1-6 参照 ・ 設置設備の材料 図へ建-1-5-1 参照 <p>[11.3-建 7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[11.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
---------------	-------------	---

追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(9/12)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止 安全避難通路等	- [13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ非-1-9 参照 [13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(14台)及び誘導灯(7個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ非-1-9 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。
	安全機能を有する施設	[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	[22.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁及び屋根により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。 ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図へ遮-1、2 参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$ ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 [22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。
換気設備	-	

追表へ建-4-3 附属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(10/12)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[24.1-建1] <u>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非常用通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*3 無線式</td> <td>— —</td> <td>○ ○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報盤を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p> <p>[24.1-建2] <u>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[24.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890,893}(有線式)) □ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 □ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置{889}から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。 		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3 無線式	— —	○ ○	自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	—	○	警報設備(ベル)*5	○	—	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	誘導灯	○	—	○
		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																						
非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—																																							
	放送設備*2	○	○	○																																							
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3 無線式	— —	○ ○																																							
自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	—	○																																							
	警報設備(ベル)*5	○	—	○																																							
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																							
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○																																							
	誘導灯	○	—	○																																							
通信連絡設備	<p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の放送設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):3台 □ 通信連絡設備(電話設備):有線式1台、無線式1台 □ 非常用通報設備(非常ベル設備):1個 ・ 設置設備の配置 図リ非-2-8参照 																																										

追表へ建-4-3 附属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(11/12)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、原料貯蔵所に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> □ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン <ul style="list-style-type: none"> □ 図へ建-1-4 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 原料貯蔵所 建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 □ 原料貯蔵所の外壁(鉄筋コンクリート) 壁新設補強(東側、西側)により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 □ 原料貯蔵所の鉄扉、シャッター 鉄扉の補強又は、シャッターを撤去し鉄扉を新設することにより終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 5] 敷地境界から原料貯蔵所までの距離は 210m であるため、F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物のうち、軽トラック(最大飛散距離約 160m)は飛来しない。プレハブ物置(大)(最大飛散距離約 211m)は飛来する恐れがあるが、外壁・屋根、及び鉄扉は貫通しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>
----------------------	---

追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(12/12)

添付図	図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図へ建-1-1 付属建物 原料貯蔵所 補強箇所説明図 図へ建-1-2 付属建物 原料貯蔵所 建物の補強工事と各影響評価との関係 図へ建-1-3 付属建物 原料貯蔵所 管理区域区分図 図へ建-1-4 付属建物 原料貯蔵所 鉄扉配置、建具表、補強概要及び竜巻防護ライン 図へ建-1-5 付属建物 原料貯蔵所 火災区域図 図へ建-1-5-1 付属建物 原料貯蔵所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧 図へ建-1-5-2(1/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(1) 図へ建-1-5-2(2/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(2) 図へ建-1-5-2(3/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(3) 図へ建-1-5-2(4/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(4) 図へ建-1-5-2(5/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(5) 図へ建-1-5-2(6/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(6) 図へ建-1-5-2(7/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(7) 図へ建-1-5-2(8/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(8) 図へ建-1-5-2(9/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(9) 図へ建-1-5-2(10/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(10) 図へ建-1-6 付属建物 原料貯蔵所 平面図 図へ建-1-7 付属建物 原料貯蔵所 屋根伏図 図へ建-1-8 付属建物 原料貯蔵所 立面図 図へ建-1-9 付属建物 原料貯蔵所 断面図 図へ建-1-10 付属建物 原料貯蔵所 基礎伏図 図へ建-1-11 付属建物 原料貯蔵所 クレーン梁伏図 図へ建-1-12 付属建物 原料貯蔵所 R階 梁伏図 図へ建-1-13 付属建物 原料貯蔵所 1,10 通り 軸組図 図へ建-1-14 付属建物 原料貯蔵所 補強詳細図 図へ建-1-15 付属建物 原料貯蔵所 シリング貯蔵ピット詳細図 図へ遮-1 付属建物 原料貯蔵所 遮蔽関係図(建物平面) 図へ遮-2 付属建物 原料貯蔵所 遮蔽関係図(建物断面) 図リ非-1-9 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(原料貯蔵所) 図リ非-2-8 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) (原料貯蔵所) 図リ非-3-9 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(原料貯蔵所) 図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ非-4-4 原料貯蔵所 消火栓からのアクセスルート 図リ非-4-14 消火設備 消火器(原料貯蔵所) 図臨配-1 臨界管理上の領域区分 図リ電建-5 付属建物 原料貯蔵所 非常用ディーゼル発電機負荷系統図
-----	--

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 []内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

本仕様表内の設計番号及び図番は6次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、三原燃第20-0695号にて申請済み。

表へ設-1 粉末輸送容器貯蔵枠 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{486} 原料貯蔵設備 粉末輸送容器貯蔵枠
設置場所		(1) 付属建物 原料貯蔵所 (2) 付属建物 原料貯蔵所
機器名		原料貯蔵設備 粉末輸送容器貯蔵枠 (1) 粉末輸送容器貯蔵枠(1) (2) 粉末輸送容器貯蔵枠(2)
変更内容		(1) 改造 ・耐震性向上のため、不要な部材を撤去する。 ・耐震性向上のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・耐震性向上のため、不要な部材を撤去する。 ・耐震性向上のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		1 式 (1) 34 枠 (2) 12 枠
一般仕様	型式	固定枠式
	主要な構造材	別表へ設-1
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ベルト
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{486} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 粉末輸送容器貯蔵枠の核的制限値は粉末輸送容器で担保する。 (粉末輸送容器) 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 積載制限 粉末輸送容器を 2 段以下で置く [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する(臨界評価上の設計仕様については、図へ設-1 参照)。 [4.2-設 6] 原料貯蔵所領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 原料貯蔵所の土間コンクリートに設置する。

表へ設-1 粉末輸送容器貯蔵枠 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2]地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {486}粉末輸送容器貯蔵枠 第1類 粉末輸送容器貯蔵枠 部材： <input type="text"/> 粉末輸送容器貯蔵枠 アンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規) (46 枠分)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ベルト固縛)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量： 43,793kgU (粉末輸送容器×92)	
添付図	図へ配-1、図へ設-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-2 シリンダ転倒装置（原料貯蔵所） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{489} 原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置
設置場所	付属建物 原料貯蔵所	
機器名	原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置（原料貯蔵所）	
変更内容	改造 ・耐震性向上のため、据付部を改造する。 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	シリンダ回転式
	主要な構造材	別表へ設-2
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	ベルト
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₆ 固体
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{489} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 シリンダ転倒装置（原料貯蔵所）の核的制限値は UF ₆ シリンダで担保する。 （UF ₆ シリンダ） 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.088 以下 積載制限 UF ₆ シリンダ 1 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 原料貯蔵所領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 原料貯蔵所の土間コンクリートに設置する。

表へ設-2 シリンダ転倒装置（原料貯蔵所） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2]地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {489}シリンダ転倒装置 ※1 第1類 シリンダ転倒装置 支持脚部 [] [] シリンダ転倒装置 支持脚アンカーボルト : [] [] [] (新規) 含む ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する（ベルト固縛）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	-
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-1、図へ設-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-3 天井走行クレーン（原料貯蔵所 5t） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{490} 原料貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所		付属建物 原料貯蔵所
機器名		原料貯蔵設備 天井走行クレーン（原料貯蔵所 5t）
変更内容		改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		1 基
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-3
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₆ 固体、UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{490} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 天井走行クレーン（原料貯蔵所 5t）の核的制限値は UF ₆ シリンダ又は粉末輸送容器で担保する。 （UF ₆ シリンダ） 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.088 以下 積載制限 UF ₆ シリンダ 1 以下 （粉末輸送容器） 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.5（含水率 1.6%）以下 積載制限 粉末輸送容器 1 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 原料貯蔵所領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 原料貯蔵所の走行レールに設置する。

表へ設-3 天井走行クレーン（原料貯蔵所 5t） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2]地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 (490)天井走行クレーン 第1類 天井クレーン主桁 部材： <input type="checkbox"/> サドル 部材： <input type="checkbox"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する（定格荷重：5t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-1、図へ設-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-4 粉末回収・ペレット取扱ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{535} 粉末貯蔵設備 粉末回収・ペレット取扱ボックス
設置場所		付属建物 第 3 核燃料倉庫 作業室(1)
機器名		粉末貯蔵設備 粉末回収・ペレット取扱ボックス
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表へ設-4
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{535} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量制限 17.5kgU 以下(粉末) 質量制限 14.8kgU 以下(ペレット) [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 第 3 核燃料倉庫(2)領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第 3 核燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。

表へ設-4 粉末回収・ペレット取扱ボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2]地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {535}粉末回収・ペレット取扱ボックス 第2類 粉末回収・ペレット取扱ボックス架台 部材: [] [] 粉末回収・ペレット取扱ボックス架台 アンカーボルト: [] [] 粉末回収・ペレット取扱ボックス 部材: [] 粉末回収・ペレット取扱ボックス 取付ボルト: [] []
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	-
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	-	
添付図	図へ配-2、図へ設-4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-5 粉末容器ハンドリング装置 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{536} 粉末貯蔵設備 粉末容器ハンドリング装置
設置場所		(1) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 作業室(1) (2) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 作業室(1) (3) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 作業室(1) (4) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 作業室(1) (5) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 作業室(1) (6) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 作業室(1)
機器名		粉末貯蔵設備 粉末容器ハンドリング装置 (1) フードボックス(1) (2) フードボックス(2) (3) コンベア(1) (4) コンベア(3) (5) バランサー(1) (6) バランサー(2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 変更なし (6) 変更なし
員数		1 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基 (5) 1 基 (6) 1 基
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表へ設-5
	寸法(単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/>
	その他の構成機器	秤量器
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ ペレット

表へ設-5 粉末容器ハンドリング装置 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[536]</p> <p>[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 減速度 $1/U=0.5$ (含水率 1.6%) 以下 (コンベア(1)) 幅 32cm 以下 長さ 100cm 以下 高さ 33cm 以下 (フードボックス(1) 上部) 幅 100cm 以下 長さ 170cm 以下 高さ 54cm 以下 (フードボックス(1) 下部、コンベア(3)、フードボックス(2)) 幅 38cm 以下 長さ(合計) 382cm 以下 高さ 38cm 以下 (コンベア(3) 容器払出部) 幅 40cm 以下 長さ 64cm 以下 高さ 38cm 以下</p> <p>[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設6] 第3核燃料倉庫(2)領域に設置する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第3核燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [536] 粉末容器ハンドリング装置 第1類 フードボックス(1) 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> フードボックス(1) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> フードボックス(2) 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> フードボックス(2) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> コンベア(1) 部材: <input type="text"/> コンベア(1) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> コンベア(3) フードボックス 部材: <input type="text"/> コンベア(3) フードボックス 取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> コンベア(3) 架台 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> コンベア(3) 架台 アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> バランスー(1)、(2) 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> バランスー(1)、(2) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) 計2基</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-設3] 開口部の風速 0.5m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(コンベアガイド、ストッパー)。 [10.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</p>
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表へ設-5 粉末容器ハンドリング装置 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-5	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-6 内容器用台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{537} 粉末貯蔵設備 内容器用台車
設置場所	付属建物 第 3 核燃料倉庫 作業室(1)	
機器名	粉末貯蔵設備 内容器用台車	
変更内容	変更なし	
員数	6 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-6
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{537} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 内容器 1 以下 (容器の直径 21.7cm 以下) [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。(図臨台-1) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 第 3 核燃料倉庫(2) 領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-6 内容器用台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	-
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	-
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	-	
添付図	図へ設-6	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-7 他社缶用台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{538} 粉末貯蔵設備 他社缶用台車
設置場所		付属建物 第 3 核燃料倉庫 作業室(1)
機器名		粉末貯蔵設備 他社缶用台車
変更内容		変更なし
員数		3 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-7
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{538} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量制限 17.5kgU 以下/容器 積載制限 他社缶 1 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。(図臨台-1) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 第 3 核燃料倉庫 (2) 領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-7 他社併用台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-7	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-8 SUS 容器用台車(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(539) 粉末貯蔵設備 SUS 容器用台車(2)
設置場所	付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)	
機器名	粉末貯蔵設備 SUS 容器用台車(2)	
変更内容	変更なし	
員数	3台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-8
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{539} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。(図臨台-1) [4.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。 [4.2-設6] 第3核燃料倉庫(2)領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-8 SUS 容器用台車(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 6] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-8	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-9 スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{540} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚(粉末用) {542} 粉末貯蔵設備 リフト
設置場所		(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1) (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)
機器名		粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫) (1) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫) (2) リフト
変更内容		(1) 改造 ・耐震性向上のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、プレス接続部の一部を溶接補強する。 (2) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		(1) 6基 (2) 3基
一般仕様	型式	自動搬送式
	主要な構造材	別表へ設-9
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{540} {542} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 (複数ユニット) 濃縮度 5%以下 質量制限 16.0kgU以下/容器 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-9参照 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する(臨界評価上の設計仕様については、図へ設-9参照)。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第3核燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。

表へ設-9 スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2]地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (540)スクラップ貯蔵棚(粉末用) 第1類 スクラップ貯蔵棚(粉末用) 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚(粉末用) アンカーボルト : <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/> <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (6基分) (542)リフト 第1類 リフト 部材: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> リフト 取付ボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (1基分) 計3基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設2]スクラップ貯蔵棚(粉末用)からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:250kg)
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 163,000 kg U (SUS容器×10752)	
添付図	図へ配-2、図へ設-9	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-10 粉末容器構内運搬車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{543} 粉末貯蔵設備 粉末容器構内運搬車
設置場所		付属建物 第 3 核燃料倉庫 前室
機器名		粉末貯蔵設備 粉末容器構内運搬車
変更内容		改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		1 台
一般仕様	型式	牽引運搬式
	主要な構造材	別表へ設-10
	寸法(単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{543} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-10 粉末容器構内運搬車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	-
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	-
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	-	
添付図	図へ設-10	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-11 クレーン（第3核燃料倉庫）仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{544} 粉末貯蔵設備 クレーン
設置場所	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)	
機器名	粉末貯蔵設備 クレーン（第3核燃料倉庫）	
変更内容	改造 ・耐震性向上のため、既設を撤去し、改造した機器を設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	橋形クレーン式
	主要な構造材	別表へ設-11
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{544} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.5（含水率 1.6%）以下 積載制限 粉末輸送容器、内容器 1 以下、他社缶 3 以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第3核燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。

表へ設-11 クレーン（第3核燃料倉庫）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2]地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (544)クレーン ※1 第1類 クレーン 支持脚部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> クレーン 支持脚アンカーボルト： <input type="text"/> （新規） ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する（定格荷重：0.125t、2t）
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-11	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-12 保管容器（劣化・天然ウラン用） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{545} 劣化・天然ウラン貯蔵設備 保管容器（劣化・天然ウラン用）
設置場所		付属建物 劣化・天然ウラン倉庫
機器名		劣化・天然ウラン貯蔵設備 保管容器（劣化・天然ウラン用） (1) 保管容器(1) (2) 保管容器(2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		1 式 (1) 15 基 (2) 22 基
一般仕様	型式	円筒床置き式
	主要な構造材	別表へ設-12
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、ADU 粉末、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-12 保管容器（劣化・天然ウラン用） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設2] 容器蓋はパッキン（ <input type="text"/> 天然ゴム）を介した構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設5] 容器は金属製とする。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設2] 最大貯蔵量： 40,000 kg U（保管容器(1)×15基、保管容器(2)×22基）	
添付図	図へ配-3、図へ設-12	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-13 ペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{576} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレット貯蔵棚
設置場所		(1) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 貯蔵室(2) (2) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 貯蔵室(2)
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレット貯蔵棚 (1) ペレット貯蔵棚 (1) (2) ペレット貯蔵棚 (2)
変更内容		(1) 改造 ・耐震性向上のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・容器の落下防止のため、落下防止パイプを設置する。 (2) 改造 ・耐震性向上のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・容器の落下防止のため、落下防止パイプを設置する。
員数		30 基 (1) 21 基 (2) 9 基
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-13
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	金属缶
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{576} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 (複数ユニット) 濃縮度 5%以下 収納部厚み 9.5cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する(臨界評価上の設計仕様については、図へ設-13 参照)。 [4.2-設 6] 第 3 核燃料倉庫(2) 領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第 3 核燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。

表へ設-13 ペレット貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2]地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (576)ペレット貯蔵棚 第1類 ペレット貯蔵棚(1)、(2) 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> ペレット貯蔵棚(1)、(2) アンカーボルト : <input type="text"/> <input type="text"/> (<input type="text"/>) (新規)含む (1基分) 計30基
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止パイプ)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	-
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 19,956 kg U (金属缶×165)	
添付図	図へ配-2、図へ設-13	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-14 金属缶用台車(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{577} UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属缶用台車(2)
設置場所		付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属缶用台車(2)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-14
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{577} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。(図臨台-1) [4.2-設3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設6] 第3核燃料倉庫(2)領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-14 金属缶用台車(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-14	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-15 ペレット構内運搬容器 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{578} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレット構内運搬容器
設置場所	付属建物 第 3 核燃料倉庫 前室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレット構内運搬容器	
変更内容	改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。	
員数	1 式	
一般仕様	型式	積載運搬式
	主要な構造材	別表へ設-15
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{578} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-15 ペレット構内運搬容器 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設2] 容器蓋はパッキン () を介した構造とする。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部、フォークリフト爪差込口)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-15	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-16 燃料棒構内運搬車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{589} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車
設置場所	加工棟 成型工場 前室(1)	
機器名	燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	牽引運搬式
	主要な構造材	別表へ設-16
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{589} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-16 燃料棒構内運搬車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図へ設-16	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-17 保存燃料棒貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{590} 燃料棒貯蔵設備 保存燃料棒貯蔵棚
設置場所	付属建物 第 3 核燃料倉庫 貯蔵室(2)	
機器名	燃料棒貯蔵設備 保存燃料棒貯蔵棚	
変更内容	改造 ・耐震性向上のため、据付部を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	別表へ設-17
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ロッドチャンネル
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{590} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 (複数ユニット) 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する (臨界評価上の設計仕様については、図へ設-17 参照)。 [4.2-設 6] 第 3 核燃料倉庫(2) 領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第 3 核燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。

表へ設-17 保存燃料棒貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (590) 保存燃料棒貯蔵棚 第1類 保存燃料棒貯蔵棚 部材: <input type="text"/> 保存燃料棒貯蔵棚 アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 2,814kgU (ロッドチャンネル×48)	
添付図	図へ配-2、図へ設-17	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-18 ロッドチャンネル用台車(5) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{591} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(5)
設置場所	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	
機器名	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(5)	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押し式台車
	主要な構造材	別表へ設-18
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{591} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。(図臨台-1) [4.2-設3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設6] 第3核燃料倉庫(2)領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-18 ロッドチャンネル用台車(5) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-18	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-19 ロッドチャンネル用リフタ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{592} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用リフタ
設置場所		付属建物 第 3 核燃料倉庫 貯蔵室(2)
機器名		燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用リフタ
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	昇降式
	主要な構造材	別表へ設-19
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{592} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。(図臨台-1) [4.2-設 6] 第 3 核燃料倉庫(2) 領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-19 ロッドチャンネル用リフト 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する (定格荷重 : 100kg)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-19	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字 : 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字 : 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表へ設-20 洗浄残渣貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{598} 洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣貯蔵棚
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3) (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3) (3) 付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)
機器名		洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣貯蔵棚 (1) 洗浄残渣貯蔵棚(1) (2) 洗浄残渣貯蔵棚(2) (3) 洗浄残渣貯蔵棚(3)
変更内容		(1) 改造 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (2) 改造 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (3) 改造 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般仕様	型式	多段貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-20
	寸法(単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	貯蔵容器用トレイ
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₄ 粉末、SDU粉末、UF ₄ ケーキ、SDUケーキ
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{598} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 濃縮度 5%以下 質量制限 6.43kgU 以下/容器 中性子遮蔽板(貯蔵容器用トレイ)を設置 中性子遮蔽板(貯蔵容器用トレイ)を含む臨界評価上の設計仕様については、 図へ設-20 参照 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する(臨界評価上の設計仕様については、図へ設-20 参照)。 [4.2-設6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。

表へ設-20 洗浄残渣貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {598} 洗浄残渣貯蔵棚 第1類 洗浄残渣貯蔵棚(1)(2)(3)部材: [] [] 洗浄残渣貯蔵棚(1)(2)(3)アンカーボルト: [] [] (1基分)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(380mm)より高くする。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設2] 洗浄残渣貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 5,787kgU (SUS容器×900個 (3基分))	
添付図	図へ配-4、図へ設-20	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-21 洗浄残渣コンベア 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{599} 洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣コンベア
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 沈殿槽室	
機器名	洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣コンベア	
変更内容	改造 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値 (質量制限) を適用する範囲を明確化する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	別表へ設-21
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UF ₄ ケーキ、SDU ケーキ
	核燃料物質の臨界防止	{249}・{254}・{259}・{262}・{263}・{599} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量制限 17.5kgU 以下 (シリンダ洗浄棟洗浄室、沈殿槽室全体で質量制限) [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の床スラブに設置する。

表へ設-21 洗淨残渣コンベア 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (599)洗淨残渣コンベア 第1類 部材： <input type="text"/> アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。 [10.1-設51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには不燃性及び難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(140mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-4、図イ系-1、図イ系-補1、図へ設-21	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-22 チャッキングリフト 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{600} 洗浄残渣貯蔵設備 チャッキングリフト
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 沈殿槽室	
機器名	洗浄残渣貯蔵設備 チャッキングリフト	
変更内容	改造 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	電動昇降式
	主要な構造材	別表へ設-22
	寸法(単位:mm)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₄ ケーキ、SDU ケーキ
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{600} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の床スラブに設置する。

表へ設-22 チャッキングリフト 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (600)チャッキングリフト※1 第1類 チャッキングリフト(上側)支持脚部材: <input type="text"/> チャッキングリフト(上側)支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> チャッキングリフト(下側)支持脚部材: <input type="text"/> チャッキングリフト(下側)支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(140mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-4、図へ設-22	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-23 棚搬入コンベア 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{601} 洗浄残渣貯蔵設備 棚搬入コンベア
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)	
機器名	洗浄残渣貯蔵設備 棚搬入コンベア	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 転倒防止のため、部材を追加する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 	
員数	1基	
一般仕様	型式	電動移動式
	主要な構造材	別表へ設-23
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UF ₄ ケーキ、SDUケーキ
	核燃料物質の臨界防止	{601} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の走行レールに設置する。

表へ設-23 棚搬入コンベア 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 (601) 棚搬入コンベア※1 第1類 棚搬入コンベア支持脚部材 : <input type="text"/> ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー、転倒防止部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(380mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-4、図へ設-23	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-24 SUS 容器用台車(5) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{602} 洗浄残渣貯蔵設備 SUS 容器用台車(5)
設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)
機器名		洗浄残渣貯蔵設備 SUS 容器用台車(5)
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水対策のため、部材を追加し、嵩上げる。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		1 基
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	別表へ設-24
	寸法(単位:mm)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UF ₄ 粉末、SDU 粉末、UF ₄ ケーキ、SDU ケーキ
	核燃料物質の臨界防止	{602} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する(図臨台-2)。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設 6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-24 SUS 容器用台車(5) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がない容器構造とする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-24	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-25 洗浄残渣乾燥機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{604} 洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣明替フードボックス {605} 洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣乾燥機
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3) (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)
機器名		洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣乾燥機 (1) 洗浄残渣乾燥機 (2) 洗浄残渣明替フードボックス
変更内容		(1) 改造 ・ 溢水対策のため、部材を追加し、嵩上げる。 (2) 改造 ・ 溢水対策のため、部材を追加し、嵩上げる。
員数		1 式 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	温風乾燥式
	主要な構造材	別表へ設-25
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	乾燥バット
	その他の性能	最高使用温度: 300℃
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₄ 粉末、SDU 粉末、UF ₄ ケーキ、SDU ケーキ
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{604}・{605} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量制限 17.5kgU 以下 (洗浄残渣乾燥機、洗浄残渣明替フードボックス全体で質量制限) [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する (臨界評価上の設計仕様については、図へ設-25 参照)。 [4.2-設 6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。

表へ設-25 洗浄残渣乾燥機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (605) 洗浄残渣乾燥機 第2類 洗浄残渣乾燥機部材: [] 洗浄残渣乾燥機取付ボルト: [] [] 洗浄残渣乾燥機架上部材: [] 洗浄残渣乾燥機架台取付ボルト: [] [] (新規) 洗浄残渣乾燥機嵩上台部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 洗浄残渣乾燥機嵩上台アンカーボルト: [] [] (604) 洗浄残渣明替フードボックス 第2類 洗浄残渣明替フードボックス部材: [] 洗浄残渣明替フードボックス取付ボルト: [] [] 洗浄残渣明替フードボックス架上部材: [] [] [] 洗浄残渣明替フードボックス架台取付ボルト: [] [] (新規) 洗浄残渣明替フードボックス嵩上台部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 洗浄残渣明替フードボックス嵩上台アンカーボルト: [] []
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部 (フードボックスを除く) は開口部のない構造とする。 [10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (380mm) より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	-	
添付図	図へ配-4、図へ設-25	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-26 回転混合機（金属容器（粉末）混合）仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{606} 洗浄残渣貯蔵設備 回転混合機（金属容器（粉末）混合）
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)	
機器名	洗浄残渣貯蔵設備 回転混合機（金属容器（粉末）混合）	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水対策のため、部材を追加し、嵩上げる。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 	
員数	1 基	
一般仕様	型式	容器回転混合式
	主要な構造材	別表へ設-26
	寸法（単位：mm）	<input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UF ₄ 粉末、SDU 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{606} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。

表へ設一26 回転混合機（金属容器（粉末）混合）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (606)回転混合機（金属容器（粉末）混合）※1 第2類 回転混合機（金属容器（粉末）混合）支持脚部材： <input type="text"/> 回転混合機（金属容器（粉末）混合）支持脚取付ボルト： <input type="text"/> ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 回転混合機（金属容器（粉末）混合）嵩上台部材： -（高剛性のためボルト評価で代表） 回転混合機（金属容器（粉末）混合）嵩上台アンカーボルト： <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する（容器ホルダ）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位（380mm）より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	-	
添付図	図へ配一4、図へ設一26	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表へ設一1 粉末輸送容器貯蔵枠 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
粉末輸送容器貯蔵枠(1)	主要な構造材	枠材	
粉末輸送容器貯蔵枠(2)	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト 固縛用ベルト（落下防止） 固縛用シャックル	

事業許可との対応：{486}

*1 金属製の容器を固縛するものであることから、火災の発生源となることはない。

別表へ設一2 シリンダ転倒装置（原料貯蔵所） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
シリンダ転倒装置（原料貯蔵所）	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	アンカーボルト オイルパン 遮熱板 固縛用ベルト（落下防止） 固縛用アイボルト（落下防止）	

事業許可との対応：{489}

*1 金属製の容器を固縛するものであることから、火災の発生源となることはない。

別表へ設-3 天井走行クレーン（原料貯蔵所 5t） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
天井走行クレーン (原料貯蔵所 5t)	主要な構造材	天井クレーン主桁 サドル	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	ラッチロック式フック 脱落防止板	

事業許可との対応：{490}

別表へ設一4 粉末回収・ペレット取扱ボックス 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
粉末回収・ペレット取扱ボックス	主要な構造材	柱 (粉末回収・ペレット取扱ボックス架台)	
		はり (粉末回収・ペレット取扱ボックス架台)	
	柱 (粉末回収・ペレット取扱ボックスフード)		
ウランを取り扱う部位	はり (粉末回収・ペレット取扱ボックスフード)		
	フードボックス (パネル) フードボックス (底板)		
その他	アンカーボルト (粉末回収・ペレット取扱ボックス架台) 取付ボルト (粉末回収・ペレット取扱ボックスフード)		

事業許可との対応：{535}

別表へ設-5 粉末容器ハンドリング装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
フードボックス(1) フードボックス(2)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	フードボックス (パネル) フードボックス (底板)	
	その他	アンカーボルト	
コンベア(1) コンベア(3)	主要な構造材	柱 (コンベア(1)) はり (コンベア(1)) 柱 (コンベア(3)フードボックス) はり (コンベア(3)フードボックス) 柱 (コンベア(3)架台) はり (コンベア(3)架台)	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト (コンベア(1)) アンカーボルト (コンベア(3)架台) 取付ボルト (コンベア(3)フードボックス) コンベアガイド ストッパー 秤量器	
バランスー(1) バランスー(2)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{536}

別表へ設-6 内容器用台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
内容器用台車	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	-	
	その他	専用収納部(容器落下防止及びスペーサー)	

事業許可との対応：{537}

別表へ設-7 他社併用台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
他社併用台車	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	専用収納部(容器落下防止及びスペーサー)	

事業許可との対応：{538}

別表へ設-8 SUS容器用台車(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
SUS容器用台車(2)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	専用収納部(容器落下防止及びびスパーサー)	

事業許可との対応：{539}

別表へ設-9 スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラップ貯蔵棚(粉末用) (第3核燃料倉庫)	主要な構造材	柱 はり 斜材	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	アンカーボルト ストッパー	
リフト	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	取付ボルト	

事業許可との対応：{540}, {542}

別表へ設-10 粉末容器構内運搬車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
粉末容器構内運搬車	主要な構造材	運搬車荷台	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	専用収納部 専用収納部（上部開閉部）	

事業許可との対応：{543}

別表へ設-11 クレーン（第3核燃料倉庫） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン（第3核燃料倉庫）	主要な構造材	柱 はり クレーン主桁 サドル	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	アンカーボルト ラッチロック式フック	

事業許可との対応：(544)

別表へ設-12 保管容器（劣化・天然ウラン用） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
保管容器(1) 保管容器(2)	主要な構造材	保管容器(1)	
		保管容器(2)	
	ウランを取り扱う部位	保管容器(1)	
保管容器(2)			
その他	パッキン (保管容器(1))		
	パッキン (保管容器(2))		

事業許可との対応：{545}

*1 鉄鋼製の本体と蓋の間に収納されることから、火災の発生源となることはない。

別表へ設-13 ペレット貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレット貯蔵棚 (1) ペレット貯蔵棚 (2)	主要な構造材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	金属缶	
その他	アンカーボルト 落下防止パイプ		

事業許可との対応：{576}

別表へ設一14 金属缶用台車(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
金属缶用台車(2)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	専用収納部(容器落下防止及びスペーサー)	

事業許可との対応：{577}

別表へ設-15 ペレット構内運搬容器 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレット構内運搬容器	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	バッキン 専用収納部（扉） フォークリフト爪差込口	

事業許可との対応：{578}

*1 SUS304 製の本体と専用収納部（扉）の間に収納されることから、火災の発生源となることはない。

別表へ設-16 燃料棒構内運搬車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒構内運搬車	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	ストッパー (落下防止) 固定ワイヤ ワイヤ固定ボルト	

事業許可との対応：{589}

別表へ設-17 保存燃料棒貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
保存燃料棒貯蔵棚	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	－ (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドチャンネル 積載防止板 ストッパー (落下防止)	

事業許可との対応：{590}

別表へ設-18 ロッドチャンネル用台車(5) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ロッドチャンネル用台車(5)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	ストッパー (落下防止) 厚み制限バー 積載防止板 スペーサー	

事業許可との対応：{591}

別表へ設-19 ロッドチャンネル用リフト 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ロッドチャンネル用リフト	主要な構造材	リフト本体	
	ウランを取り扱う部位	ー (被覆管)	
	その他	ストッパー (落下防止)	

事業許可との対応：{592}

別表へ設-20 洗浄残渣貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
洗浄残渣貯蔵棚(1) 洗浄残渣貯蔵棚(2) 洗浄残渣貯蔵棚(3)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	アンカーボルト 貯蔵容器用トレイ (中性子遮蔽板) ストッパー(容器落下防止)	

事業許可との対応：{598}

別表へ設-21 洗浄残渣コンベア 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
洗浄残渣コンベア	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	アンカーボルト フードボックス(パネル) ストッパー(容器落下防止)	

事業許可との対応：{599}

別表へ設-22 チャッキングリフト 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
チャッキングリフト	主要な構造材	柱(チャッキングリフト(上側)) はり(チャッキングリフト(上側)) 柱(チャッキングリフト(下側)) はり(チャッキングリフト(下側))	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト(チャッキングリフト(上側)) アンカーボルト(チャッキングリフト(下側)) ストッパー(容器落下防止)	

事業許可との対応：{600}

別表へ設-23 棚搬入コンベア 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
棚搬入コンベア	主要な構造材	柱(棚搬入コンベア) はり(棚搬入コンベア)	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	ストッパー(容器落下防止) 転倒防止部 転倒防止部アンカーボルト	

事業許可との対応：{601}

別表へ設-24 SUS 容器用台車(5) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
SUS 容器用台車(5)	主要な構造材	SUS 容器用台車(5)	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	専用収納部(容器落下防止)	

事業許可との対応：{602}

別表へ設-25 洗浄残渣乾燥機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
洗浄残渣乾燥機 洗浄残渣明替フード ボックス	主要な構造材	柱(洗浄残渣乾燥機) はり(洗浄残渣乾燥機) 柱(洗浄残渣乾燥機架台) はり(洗浄残渣乾燥機架台) 洗浄残渣乾燥機嵩上台 柱(洗浄残渣明替フードボック ス) はり(洗浄残渣明替フードボック ス) 柱(洗浄残渣明替フードボックス 架台) はり(洗浄残渣明替フードボック ス架台) 洗浄残渣明替フードボックス嵩 上台	
	ウランを取り扱う部位	乾燥バット 洗浄残渣明替フードボックス(パ ネル)	
	その他	取付ボルト(洗浄残渣乾燥機) 取付ボルト(洗浄残渣乾燥機架 台) アンカーボルト(洗浄残渣乾燥機 嵩上台) 取付ボルト(洗浄残渣明替フード ボックス) 取付ボルト(洗浄残渣明替フード ボックス架台) アンカーボルト(洗浄残渣明替フ ードボックス嵩上台)	

事業許可との対応：{604}, {605}

別表へ設-26 回転混合機（金属容器（粉末）混合） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
回転混合機（金属容器（粉末）混合）	主要な構造材	柱(回転混合機（金属容器（粉末）混合）) はり(回転混合機（金属容器（粉末）混合）) 回転混合機（金属容器（粉末）混合）嵩上台	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	取付ボルト(回転混合機（金属容器（粉末）混合）) アンカーボルト(回転混合機（金属容器（粉末）混合）嵩上台) 容器ホルダ(容器落下防止)	

事業許可との対応：{606}

追表へ設-3 (2次) 粉末一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{517} 粉末貯蔵設備粉末一時貯蔵棚
設置場所	(1) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (5) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (6) 加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	粉末一時貯蔵棚 (1) 粉末一時貯蔵棚 (1) (2) 粉末一時貯蔵棚 (2) (3) 粉末一時貯蔵棚 (3) (4) 粉末一時貯蔵棚 (4) (5) 粉末一時貯蔵棚 (5) (6) 粉末一時貯蔵棚 (6)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震性向上のため積載防止板を設置する (2) 改造 ・耐震性向上のため積載防止板を設置する (3) 改造 ・耐震性向上のため積載防止板を設置する (4) 改造 ・耐震性向上のため積載防止板を設置する (5) 改造 ・耐震性向上のため積載防止板を設置する (6) 改造 ・耐震性向上のため積載防止板を設置する	
員数	6 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基 (5) 1 基 (6) 1 基	
一般仕様	型式	多段貯蔵式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{517} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-30 (2次)、追図臨-31 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
技術基準に基づく設計 (注)	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-3 (2次) 粉末一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 [517] (粉末一時貯蔵棚) 第1類 部材： <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の侵入を防止する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止バー <input type="text"/>)
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.1-設2] 粉末一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末一時貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	-
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量： 256kgU/基 (SUS 容器又は金属容器 (粉末) ×16/基)	
添付図	図へ配-1、図へ設-1、図へ設-2 【三原燃 第 19-0257】	
添付表	別表へ設-3 【三原燃 第 19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第 20-0695 号で申請済み

追表へ設-4 (2次) SUS容器用台車(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{520} 粉末貯蔵設備 SUS 容器用台車(1)
設置場所	加工棟 成型工場 ベレット加工室	
機器名	SUS 容器用台車(1)	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{520} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-4 (2次) SUS容器用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 { })
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ設-3 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-4 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号で認可、及び三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-5 (2次) 金属容器 (粉末) 用台車(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)		
	設備・機器名称	{521} 粉末貯蔵設備金属容器 (粉末) 用台車(3)		
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 加工棟 成型工場 ペレット加工室		
機器名		金属容器 (粉末) 用台車(3) (1) 金属容器 (粉末) 用台車(3)-1 (2) 金属容器 (粉末) 用台車(3)-2		
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし		
員数		2 台 (1) 1 台 (2) 1 台		
一般仕様	型式	手押運搬式		
	主要な構造材	添付表参照		
	寸法 (単位: mm)	(1) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50px; height: 15px;"></td></tr></table> (2) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50px; height: 15px;"></td></tr></table>		
	その他の構成機器	-		
その他の性能	-			
取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末			
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{521} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する (追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。		
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。		
	安全機能を有する施設の地盤	-		

追表へ設-5 (2次) 金属容器 (粉末) 用台車(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 <input type="checkbox"/>)
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ設-4 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-5 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号で認可、及び三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-6 (2次) フードボックス(4) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{522} 粉末貯蔵設備フードボックス
設置場所	加工棟 成型工場 前室(2)	
機器名	フードボックス(4)	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{522} [3.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 [3.2-設1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する(追図臨-1 (2次)、追図臨-32 (2次))。 [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設1] フードボックスには難燃性樹脂を使用する。 [4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-6 (2次) フードボックス(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {522} (フードボックス(4)) 第2類 部材： <input type="text"/> アンカーボルト： <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[6.6.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [6.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設3 (2次)] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [7.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。 [7.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ配-1、図へ設-5 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-6 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第20-0695 号で申請済み

追表へ設-7 (2次) 原料粉末貯蔵棚 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)		
	設備・機器名称	{523} 粉末貯蔵設備原料粉末貯蔵棚		
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(1) (2) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(1)		
機器名		原料粉末貯蔵棚 (1) 原料粉末貯蔵棚(1) (2) 原料粉末貯蔵棚(2)		
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する		
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基		
一般仕様	型式	多段貯蔵式		
	主要な構造材	添付表参照		
	寸法 (単位: mm)	(1) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 15px;"><tr><td> </td></tr></table> (2) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 15px;"><tr><td> </td></tr></table>		
	その他の構成機器	—		
その他の性能	—			
取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末			
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{523} [3. 1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 [3. 2-設 1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-33 (2次))。 [4. 2-設 6] 加工棟領域に設置する。		
	火災等による損傷の防止	[4. 3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。		
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。		

追表へ設-7 (2次) 原料粉末貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {523} (原料粉末貯蔵棚) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> ((1) <input type="text"/> 追加を含む、(2) <input type="text"/> 追加を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の侵入を防止する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止バー <input type="text"/>)
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 1,600kgU/基 (SUS容器×100/基)	
添付図	図へ配-1、図へ設-6、図へ設-7 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-7 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第20-0695 号で申請済み

追表へ設-8 (2次) 電動リフト 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{525} 粉末貯蔵設備粉末貯蔵室(1)用電動リフト {528} 粉末貯蔵設備粉末貯蔵室(2)用電動リフト
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(1) (2) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2)
機器名		電動リフト (1) 電動リフト(5) (2) 電動リフト(6)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2 台 (1) 1 台 (2) 1 台
一般仕様	型式	電動昇降式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{525}、{528} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-8 (2次) 電動リフタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 <input type="checkbox"/>)
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	[12.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [12.1-設2] ウランを搬送する能力を有する。(定格荷重：電動リフタ(5)200kg、電動リフタ(6)150kg)
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-8、図へ設-10 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-8 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第20-0695 号で申請済み

追表へ設-9 (2次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)							
	設備・機器名称	{526} 粉末貯蔵設備スクラップ貯蔵棚 (粉末用)							
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2) (2) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2) (3) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2) (4) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2)							
機器名		スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) (2) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2) (3) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (3) (4) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (4)							
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する (3) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する (4) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する							
員数		4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基							
一般仕様	型式	多段貯蔵式							
	主要な構造材	添付表参照							
	寸法 (単位 : mm)	(1) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 100px; height: 15px;"></td></tr><tr><td style="width: 100px; height: 15px;"></td></tr><tr><td style="width: 100px; height: 15px;"></td></tr><tr><td style="width: 100px; height: 15px;"></td></tr></table> (2) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 100px; height: 15px;"></td></tr></table> (3) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 100px; height: 15px;"></td></tr></table> (4) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 100px; height: 15px;"></td></tr></table>							
その他の構成機器	—								
その他の性能	—								
取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末								
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{526} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-34 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。							
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。							
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。							

追表へ設-9 (2次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (526) (スクラップ貯蔵棚) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (追加を含む)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の侵入を防止する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 <input type="text"/>)
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	-
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 2,304kgU/基 (SUS容器×144/基)	
添付図	図へ配-1、図へ設-9 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-9 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号で認可、及び三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-10 (2次) 圧粉ペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{564} UO ₂ ペレット貯蔵設備圧粉ペレット貯蔵棚
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	圧粉ペレット貯蔵棚	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	2 段貯蔵式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{564} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-35 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-10 (2次) 圧粉ペレット貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {564} (圧粉ペレット貯蔵棚) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止枠 <input type="text"/>)
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 494kgU/基 (ポート (焼結) ×69/基)
添付図	図へ配-1、図へ設-11 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-10 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第20-0695 号で申請済み

追表へ設-11 (2次) ペレットラインコンベア(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{565} UO ₂ ペレット貯蔵設備ペレットラインコンベア
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	ペレットラインコンベア(1)	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{565} [3.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 搬送するポート(焼結)(1個)は、上流のペレット整列機及び下流の圧粉ペレット貯蔵棚を満杯状態のユニットとすることにより、臨界安全評価上考慮する。 [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-11 (2次) ペレットラインコンベア(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (565) (コンベア(1)) 第1類 部材： <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(コンベアフレーム <input type="text"/>)
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計	
添付図	図へ配-1、図へ設-12 【三原燃 第 19-0257】	
添付表	別表へ設-11 【三原燃 第 19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第 20-0695 号で申請済み

追表へ設-12 (2次) ペレットラインコンベア(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(565) UO ₂ ペレット貯蔵設備ペレットラインコンベア
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	ペレットラインコンベア(2)	
変更内容	変更なし	
員数	1基	
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{565} [3.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設1(2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する(追図臨-1(2次)、追図臨-36(2次))。 [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-12 (2次) ペレットラインコンベア(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (565) (コンベア(2)-1) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (565) (コンベア(2)-2) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(コンベアフレーム <input type="text"/>)
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	-
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
添付図	図へ配-1、図へ設-13 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-12 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第20-0695 号で申請済み

追表へ設-13 (2次) ペレットラインコンベア(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{567} UO ₂ ペレット貯蔵設備ペレットラインコンベア
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	ペレットラインコンベア(3)	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{567} [3.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 搬送するポート(焼結) (1個) は、上流の連続焼結炉及び下流の焼結ペレット貯蔵棚を満杯状態のユニットとすることにより、臨界安全評価上考慮する。 <u>[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。</u>
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-13 (2次) ペレットラインコンベア(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 [567] (コンベア(3)-1) 第1類 部材: <input type="text"/> , <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> [567] (コンベア(3)-2) 第1類 部材: <input type="text"/> , <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> [567] (コンベア(3)-3) 第1類 部材: <input type="text"/> , <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(コンベアフレーム (<input type="text"/>))
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
添付図	図へ配-1、図へ設-18 【三原燃 第 19-0257】	
添付表	別表へ設-13 【三原燃 第 19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章・重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第 20-0695 号で申請済み

追表へ設-14 (2次) 焼結ペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{566} UO ₂ ペレット貯蔵設備焼結ペレット貯蔵棚
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	焼結ペレット貯蔵棚	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	二段貯蔵式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{566} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-37 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-14 (2次) 焼結ペレット貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 [566] (焼結ペレット貯蔵棚) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止枠 <input type="text"/>)
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 515kgU/基 (ポート(焼結) × 72/基)	
添付図	図へ配-1、図へ設-14 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-14 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第20-0695 号で申請済み

追表へ設-15 (2次) ボート (焼結) 用台車(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{568} UO ₂ ペレット貯蔵設備ボート (焼結) 用台車(3)	
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室		
機器名	ボート (焼結) 用台車(3)		
変更内容	変更なし		
員数	1 台		
一般仕様	型式	手押運搬式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{568} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する (追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	-	

追表へ設-15 (2次) ボート(焼結)用台車(3) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 <input type="checkbox"/>)
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-15 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-15 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第20-0695 号で申請済み

追表へ設-16 (2次) ボート (焼結) 用台車(4) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{569} UO ₂ ペレット貯蔵設備ボート (焼結) 用台車(4)
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	ボート (焼結) 用台車(4)	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{569} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する (追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表へ設-16 (2次) ボート(焼結)用台車(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 ())
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ設-16 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-16 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第20-0695 号で申請済み

追表へ設-17 (2次) 金属容器 (ペレット) 用台車(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{570} UO ₂ ペレット貯蔵設備金属容器 (ペレット) 用台車(2)
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	金属容器 (ペレット) 用台車(2)	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{570} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下/容器 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する (追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表へ設-17 (2次) 金属容器 (ペレット) 用台車(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 <input type="checkbox"/>)
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-17 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-17 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第20-0695 号で申請済み

追表へ設-18 (2次) 仕上りペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{571} UO ₂ ペレット貯蔵設備仕上りペレット一時貯蔵棚
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	仕上りペレット一時貯蔵棚(1)	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する	
員数	1基	
一般仕様	型式	多段収納式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{571} [3.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 貯蔵棚寸法 厚み 70.0cm以下、幅 100.0cm以下、高さ 170.0cm以下 [3.2-設1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する(追図臨-1 (2次)、追図臨-38 (2次))。 [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-18 (2次) 仕上りペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {571} (仕上りペレット一時貯蔵棚) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (<input type="text"/> 追加を含む)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(固定構造)
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	-
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 439kgU/基 (ペレットトレイ×54/基)	
添付図	図へ配-1、図へ設-19 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-18 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号で認可、及び三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-19 (2次) 仕上りペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{571} UO ₂ ペレット貯蔵設備仕上りペレット一時貯蔵棚
設置場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		仕上りペレット一時貯蔵棚(2)
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する
員数		1基
一般仕様	型式	多段収納式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{571} [3.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 貯蔵棚寸法 厚み 70.0cm 以下、幅 100.0cm 以下、高さ 170.0cm 以下 [3.2-設1(2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する(追図臨-1(2次)、追図臨-39(2次))。 [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-19 (2次) 仕上りペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {571} (仕上りペレット貯蔵棚) 第1類 部材: <input type="text"/> {571} (仕上りペレット一時貯蔵棚架台) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (<input type="text"/> 追加を含む)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー (<input type="text"/>))
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	-
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	-
放射線管理施設	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 439kgU/基 (ペレットトレイ×54/基)	
添付図	図へ配-1、図へ設-20 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-19 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第20-0695 号で申請済み

追表へ設-20 (2次) ペレットトレイ用台車(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{572} UO ₂ ペレット貯蔵設備ペレットトレイ用台車(2)
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	ペレットトレイ用台車(2)	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{572} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表へ設-20 (2次) ペレットトレイ用台車(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(収納部扉 ())
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-21 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-20 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第20-0695 号で申請済み

追表へ設-21 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{573} UO ₂ ペレット貯蔵設備仕上りペレット貯蔵棚
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット貯蔵室	
機器名	仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32)	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する	
員数	32 基	
一般仕様	型式	多段収納式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{573} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 貯蔵棚寸法 厚み 70.0cm 以下、幅 100.0cm 以下、高さ 170.0cm 以下 貯蔵棚表面間距離 列方向 28.0cm 以上、列間 140.0cm 以上 貯蔵棚配列数 短手方向 2 列以下、長手方向 16 列以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する(追図臨-1 (2次)、追図臨-40 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-21 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {573} (仕上りペレット貯蔵棚) 第1類 部材: <input type="text"/> {573} (仕上りペレット貯蔵棚架台) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (<input type="text"/> 追加を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー <input type="text"/>)
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 439kgU/基 (ペレットトレイ×54/基)	
添付図	図へ配-1、図へ設-22 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-21 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号で認可、及び三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-22 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{574} UO ₂ ペレット貯蔵設備仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)
設置場所		加工棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器名		仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	電動運搬式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{574} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載数 仕上りペレット貯蔵棚 1 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表へ設-22 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー <input type="checkbox"/>)
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-23 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-22 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号で認可、及び三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-23 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(4) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{575} UO ₂ ペレット貯蔵設備仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)
設置場所		加工棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器名		仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)
変更内容		改造 ・ 臨界防止のためスペーサーを設置する
員数		1 台
一般仕様	型式	電動運搬式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{575} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載数 仕上りペレット貯蔵棚 1 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する (追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表へ設-23 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー <input type="checkbox"/>)
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-26 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-23 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第20-0695 号で申請済み

追表へ設-24 (2次) 燃料棒貯蔵棚 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{587} 燃料棒貯蔵設備燃料棒貯蔵棚
設置場所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器名		燃料棒貯蔵棚
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	パーラック式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ロッドチャンネル
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{587} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-41 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-24 (2次) 燃料棒貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 [587] (燃料棒貯蔵棚) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー <input type="text"/>)
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	-
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 587kgU/基 (ロッドチャンネル×10/基)
添付図	図へ配-1、図へ設-24 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-24 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号で認可、及び三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-25 (2次) ロッドチャンネル用台車(4) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{588} 燃料棒貯蔵設備ロッドチャンネル用台車(4)
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	ロッドチャンネル用台車(4)	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{588} [3.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [3.2-設3] 周囲にスペーサー(30.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-25 (2次) ロッドチャンネル用台車(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止板 <input type="checkbox"/>)
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-25 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-25 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号で認可、及び三原燃 第20-0695 号で申請済み

追表へ設-1 (6次) シリンダ貯蔵架台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)									
	設備・機器名称	{491} 原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵架台									
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 原料倉庫 (2) 工場棟 転換工場 原料倉庫 (3) 工場棟 転換工場 原料倉庫									
機器名		原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵架台 (1) シリンダ貯蔵架台(1) (2) シリンダ貯蔵架台(2) (3) シリンダ貯蔵架台(3)									
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。									
員数		1 式 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基									
一般仕様	型式	縦置き式									
	主要な構造材	別表へ設-1【三原燃 第 20-0695 号】									
	寸法 (単位: mm)	(1) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table> (2) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table> (3) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table>									
その他の構成機器	—										
その他の性能	—										
取扱う核燃料物質の状態	UF ₆ 固体										
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{491} [4.1-設 1] UF ₆ シリンダで担保 [4.2-設 1] 貯蔵架台単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵架台を固定する。 (図臨配-2、図臨転-105) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。									
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。									

追表へ設-1 (6次) シリンドラ貯蔵架台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [491] シリンドラ貯蔵架台 第1類 シリンドラ貯蔵架台(1), (2)部材: [] [] シリンドラ貯蔵架台(1), (2)アンカーボルト: [] [] (新規) (1基分) シリンドラ貯蔵架台(3)部材: [] [] シリンドラ貯蔵架台(3)アンカーボルト: [] [] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] UF ₆ シリンドラを貯蔵架台に保持する(チェーン固縛)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(100mm)より高くする。 [12.1-設6] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設14] UF ₆ シリンドラの貯蔵時は、密封構造により容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 52,182kgU (UF ₆ シリンドラ×34) [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-1、図へ設-1【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-2 (6次) シリンダ転倒装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{493} 原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置
設置場所		工場棟 転換工場 原料倉庫
機器名		原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置
変更内容		改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	シリンダ回転式
	主要な構造材	別表へ設-2【三原燃 第20-0695号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		UF ₆ 固体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{493} [4.1-設1] UF ₆ シリンダで担保 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-106) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-2 (6次) シリンダ転倒装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [493] シリンダ転倒装置 第1類 シリンダ転倒装置部材: <input type="text"/> シリンダ転倒装置アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] シリンダの落下を防止する(ベルト固縛)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(100mm)より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設14] UF ₆ シリンダの貯蔵時は、密封構造により容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-1、図へ設-2【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-3 (6次) 天井走行クレーン (転換 5t) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{494} 原料貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所		工場棟 転換工場 原料倉庫
機器名		原料貯蔵設備 天井走行クレーン (転換 5t)
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-3【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₆ 固体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{494} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.088 以下 UF ₆ シリンダで担保 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の走行レールに設置する。

追表へ設-3 (6次) 天井走行クレーン (転換 5t) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 [494] 天井走行クレーン (転換 5t) 第1類 天井クレーン主桁部材: <input type="text"/> サドル部材: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設14] UF ₆ シリンダの貯蔵時は、密封構造により容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する (定格荷重: 5t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても F3 竜巻に耐えるようクレーンの支持部を設計する。	
添付図	図へ配-1、図へ設-3【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-4 (6次) 大型粉末容器貯蔵架台 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{495} 粉末貯蔵設備 大型粉末容器貯蔵架台
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室 (5) 工場棟 転換工場 転換加工室 (6) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 大型粉末容器貯蔵架台 (1) 大型粉末容器貯蔵架台 (1) (2) 大型粉末容器貯蔵架台 (2) (3) 大型粉末容器貯蔵架台 (3) (4) 大型粉末容器貯蔵架台 (4) (5) 大型粉末容器貯蔵架台 (5) (6) 大型粉末容器貯蔵架台 (6)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (4) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (5) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (6) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
員数		1 式 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基 (5) 1 基 (6) 1 基
一般仕様	型式	大型容器固定式
	主要な構造材	別表へ設-4【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末

追表へ設-4 (6次) 大型粉末容器貯蔵架台 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>{495}</p> <p>[4.1-設1] 大型粉末容器で担保</p> <p>[4.2-設1] 貯蔵架台単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵架台を固定する。 (図臨配-2、図臨転-107)</p> <p>[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。</p> <p>{495} 大型粉末容器貯蔵架台 第1類</p> <p>大型粉末容器貯蔵架台 (1) 部材: <input type="text"/></p> <p>大型粉末容器貯蔵架台 (1) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>大型粉末容器貯蔵架台 (2) 部材: <input type="text"/></p> <p>大型粉末容器貯蔵架台 (2) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>大型粉末容器貯蔵架台 (3) 部材: <input type="text"/></p> <p>大型粉末容器貯蔵架台 (3) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>大型粉末容器貯蔵架台 (4) 部材: <input type="text"/></p> <p>大型粉末容器貯蔵架台 (4) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>大型粉末容器貯蔵架台 (5) 部材: <input type="text"/></p> <p>大型粉末容器貯蔵架台 (5) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>大型粉末容器貯蔵架台 (6) 部材: <input type="text"/></p> <p>大型粉末容器貯蔵架台 (6) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p>

追表へ設-4 (6次) 大型粉末容器貯蔵架台 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-設 5] 大型粉末容器を貯蔵架台に保持する(チェーン固縛)。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12. 1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12. 1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12. 1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 37,026kgU(大型粉末容器×60) [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-1、図へ設-4【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 () 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-5 (6次) 大型粉末容器 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{496} 粉末貯蔵設備 大型粉末容器
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 大型粉末容器
変更内容		改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		72 基 但し、保安規定に基づき使用数量を 60 基とする。
一般仕様	型式	可動大型容器式
	主要な構造材	別表へ設-5【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{496} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-5 (6次) 大型粉末容器 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	-
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設2] 容器蓋はパッキン () を介した構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設5] 容器は金属製とする。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位 (160mm) より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	-	
添付図	図へ配-1、図へ設-5【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-6 (6次) 大型粉末容器用台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{497} 粉末貯蔵設備 大型粉末容器用台車
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 大型粉末容器用台車
変更内容		改造 ・容器の転倒防止のため、部材を追加する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		1 基
一般仕様	型式	電動運搬式
	主要な構造材	別表へ設-6【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{497} [4.1-設 1] 大型粉末容器で担保 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-1) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表へ設-6 (6次) 大型粉末容器用台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(容器転倒防止:補助輪、アウトリガ 一、容器落下防止:ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設 8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の運搬時は、容器の蓋により被水による容器内への水の 浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固 定する。	
添付図	図へ設-6【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-7 (6次) 仕掛品貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{498} 粉末貯蔵設備 仕掛品貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 仕掛品貯蔵棚 (1) 仕掛品貯蔵棚(1) (2) 仕掛品貯蔵棚(2) (3) 仕掛品貯蔵棚(3)
変更内容		(1) 改造 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (2) 改造 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (3) 改造 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-7【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、ADU 粉末、UO ₄ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{498} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-7 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-2、図臨転-102) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-7 (6次) 仕掛品貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {498}仕掛品貯蔵棚 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) 計3基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止バー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設2] 仕掛品貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 1200kgU (SUS容器×150) [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配-1、図へ設-7【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-8 (6次) SUS容器用台車(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{500} 粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(3)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(3)
変更内容		変更なし
員数		2 台
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	別表へ設-8【三原燃 第20-0695号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{500} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-1) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-8 (6次) SUS容器用台車(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位 (160mm) より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固定する。	
添付図	図へ設-8【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-9 (6次) SUS容器用台車(4) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{501} 粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(4)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(4)
変更内容		変更なし
員数		1台
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	別表へ設-9【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、ADU粉末、UO ₄ 粉末、ADUケーキ、UO ₄ ケーキ
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{501} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-1) [4.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-9 (6次) SUS容器用台車(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	-
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固定する。	
添付図	図へ設-9【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-10 (6次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{502} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
変更内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-10【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{502} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-10 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-2、図臨転-101) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-10 (6次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {502}スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 第1類 部材: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (160mm) より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.1-設2] スクラップ貯蔵棚 (粉末用) からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 1,536kgU (SUS容器×96) [99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配-1、図へ設-10【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-11 (6次) 運搬台車 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {504} 粉末貯蔵設備 運搬台車
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室 (5) 工場棟 転換工場 転換加工室 (6) 工場棟 転換工場 転換加工室 (7) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 運搬台車 (1) 運搬台車(1) (2) 運搬台車(2) (3) 運搬台車(3) (4) 運搬台車(4) (5) 運搬台車(5) (6) 運搬台車(6) (7) 運搬台車(7)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・火災対策のため、既設 (付属機器のポリエチレン製容器) を撤去する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・火災対策のため、既設 (付属機器のポリエチレン製容器) を撤去する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・火災対策のため、既設 (付属機器のポリエチレン製容器) を撤去する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (4) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・火災対策のため、既設 (付属機器のポリエチレン製容器) を撤去する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (5) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・火災対策のため、既設 (付属機器のポリエチレン製容器) を撤去する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (6) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・火災対策のため、既設 (付属機器のポリエチレン製容器) を撤去する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (7) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・火災対策のため、既設 (付属機器のポリエチレン製容器) を撤去する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		7 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基 (5) 1 基 (6) 1 基 (7) 1 基

追表へ設-11 (6次) 運搬台車 仕様表 (2/3)

一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-11【三原燃 第20-0695号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{504} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-11 参照 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-2、図臨転-104) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-11 (6次) 運搬台車 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (504)運搬台車 第1類 部材: <input type="checkbox"/> アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規) (1基分) 計7基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止バー)。 [10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (160mm) より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.1-設 2] 運搬台車からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 2,240kgU (金属容器 (粉末) ×70 又は SUS 容器×140) [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配-1、図へ設-11【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-12 (6次) 中間仕掛品一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{507} 粉末貯蔵設備 中間仕掛品一時貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 中間仕掛品一時貯蔵棚 (1) 中間仕掛品一時貯蔵棚 (1) (2) 中間仕掛品一時貯蔵棚 (2)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため部材を追加する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (2) 改造 ・耐震補強のため部材を追加する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-12【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{507} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-12 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-2、図臨転-103) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-12 (6次) 中間仕掛品一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (507) 中間仕掛品一時貯蔵棚 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) (1基分) 計2基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止バー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がない容器構造とする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.1-設2] 中間仕掛品一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 384kgU (金属容器 (粉末) ×24) [99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配-1、図へ設-12【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-13 (6次) 金属容器(粉末)用台車(1) 仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{509} 粉末貯蔵設備 金属容器(粉末)用台車(1)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 金属容器(粉末)用台車(1)
変更内容		改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		1台
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	別表へ設-13【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{509} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-1) [4.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-13 (6次) 金属容器(粉末)用台車(1) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固定する。	
添付図	図へ設-13【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-14 (6次) 粉末一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	(510) 粉末貯蔵設備 粉末一時貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		粉末貯蔵設備 粉末一時貯蔵棚 (1) 粉末一時貯蔵棚 (1) (2) 粉末一時貯蔵棚 (2) (3) 粉末一時貯蔵棚 (3) (4) 粉末一時貯蔵棚 (4)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (4) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基
一般仕様	型式	多段貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-14 【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	(510) [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 II/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-14 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-90、図臨成-91) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-14 (6次) 粉末一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {510} 粉末一時貯蔵棚 第1類 粉末一時貯蔵棚(1), (3), (4)部材: <input type="text"/> 粉末一時貯蔵棚(1), (3), (4)アンカーボルト : <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) (1基分) 粉末一時貯蔵棚(2)部材: <input type="text"/> 粉末一時貯蔵棚(2)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止バー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.1-設2] 粉末一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 1,216kgU (金属容器 (粉末) 又はSUS容器×76)	
添付図	図へ配-2、図へ設-14【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-15 (6次) 金属容器(粉末)用台車(2) 仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{513} 粉末貯蔵設備 金属容器(粉末)用台車(2)
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		粉末貯蔵設備 金属容器(粉末)用台車(2)
変更内容		改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		2台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-15【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{513} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。 (図臨台-2) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-15 (6次) 金属容器(粉末)用台車(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-15【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-16 (6次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 仕様表 (1/4)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{514} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (5) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (6) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (7) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (8) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (9) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (10) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (11) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (12) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (13) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (14) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (15) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (16) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) (2) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2) (3) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (3) (4) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (4) (5) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (5) (6) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (6) (7) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (7) (8) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (8) (9) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (9) (10) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (10) (11) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (11) (12) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (12) (13) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (13) (14) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (14) (15) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (15) (16) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (16)

追表へ設-16 (6次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 仕様表 (2/4)

<p>変更内容</p>	<p>(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(4) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(5) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(6) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(7) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(8) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(9) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(10) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(11) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(12) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(13) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(14) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(15) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(16) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p>
-------------	---

追表へ設-16 (6次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 仕様表 (3/4)

員数	16基 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基 (12) 1基 (13) 1基 (14) 1基 (15) 1基 (16) 1基	
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-16【三原燃 第20-0695号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/> (11) <input type="text"/> (12) <input type="text"/> (13) <input type="text"/> (14) <input type="text"/> (15) <input type="text"/> (16) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{514} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-16 参照 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-92、図臨成-93、図臨成-94、図臨成-95、図臨成-96、図臨成-97) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-16 (6次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 仕様表 (4/4)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [514] スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 第1類 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1)~(4), (7)~(16)部材: <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1)~(4), (7)~(16)アンカーボルト : <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) (1基分) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (5)部材: <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (5)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (6)部材: <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (6)アンカーボルト : <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止バー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.1-設2] スクラップ貯蔵棚 (粉末用) からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 5,120kgU (金属容器 (粉末) 又は SUS 容器×320)	
添付図	図へ配-2、図へ設-16【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-17 (6次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (作業室(2)) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{529} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2) (3) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2) (4) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2)
機器名		粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (作業室(2)) (1) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) (2) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2) (3) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (3) (4) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (4)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (4) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-17【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{529} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-17 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-2、図臨転-108) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-17 (6次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (作業室(2)) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (529) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 第1類 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1), (3)部材: [] スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1), (3)アンカーボルト : [] [] [] (新規) 含む (1基分) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2), (4)部材: [] スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2), (4)アンカーボルト : [] [] [] (新規) 含む (1基分)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (160mm) より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.1-設2] スクラップ貯蔵棚 (粉末用) からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 1,728kgU (SUS容器×108) [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配-1、図へ設-17【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-18 (6次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (第2核燃料倉庫) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{532} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
設置場所	(1) 付属建物 第2核燃料倉庫 (2) 付属建物 第2核燃料倉庫	
機器名	粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (第2核燃料倉庫) (1) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) (2) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2)	
変更内容	(1) 改造 ・貯蔵量増加のため積載防止板を一部撤去し、核的制限値を変更する。 (2) 改造 ・貯蔵量増加のため積載防止板を一部撤去し、核的制限値を変更する。	
員数	58 基 (1) 50 基 (2) 8 基	
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-18【三原燃 第20-0695号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{532} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 8.0kgU 以下/容器 (下から2段目、5段目) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 (下から1段目) 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-18 参照 [4.2-設1] 臨界計算コードで臨界安全性を確認した位置に、貯蔵棚を固定する。 [4.2-設6] 第2核燃料倉庫領域に設置する。 工場棟領域の上端高さ 490cm 以上のユニットと干渉しない位置に設置する (図へ設-18)。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第2核燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-18 (6次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (第2核燃料倉庫) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {532} スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 第1類 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) 部材: [] スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) アンカーボルト: [] [] スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2) 部材: [] スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2) アンカーボルト: [] []
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	-
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.1-設2] スクラップ貯蔵棚 (粉末用) からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
廃棄施設	-	
核燃料物質等による汚染の防止	-	
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 41,472kgU (SUS容器×3,888)	
添付図	図へ配-4、図へ設-18【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-19 (6次) 電動リフト 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{534} 粉末貯蔵設備 第 2 核燃料倉庫用電動リフト
設置場所		付属建物 第 2 核燃料倉庫
機器名		粉末貯蔵設備 電動リフト
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	電動昇降式
	主要な構造材	別表へ設-19【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{534} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-1) [4.2-設 6] 第 2 核燃料倉庫領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-19 (6次) 電動リフト 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止枠)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:250kg)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-19【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-20 (6次) 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{546} UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-20【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{546} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-98) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-20 (6次) 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {546} 圧粉ペレット一時貯蔵棚 第1類 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) 部材: [] [] 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) アンカーボルト: [] []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 1,332kgU(ボート(焼結)×90)	
添付図	図へ配-2、図へ設-20【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-21 (6次) 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{546} UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)
変更内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-21【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{546} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-99) [4.2-設6] <u>工場棟領域に設置する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-21 (6次) 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (546) 圧粉ペレット一時貯蔵棚 第1類 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) 部材: <input type="text"/> 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) アンカーボルト : <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 444kgU(ポート(焼結)×30)	
添付図	図へ配-2、図へ設-21【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-22 (6次) 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{546} UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-22【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{546} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-100) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-22 (6次) 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [546] 圧粉ペレット一時貯蔵棚 第1類 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)部材: [] [] 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)アンカーボルト: [] []
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止枠)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 511kgU (ボート (焼結) ×69)	
添付図	図へ配-2、図へ設-22 【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-23 (6次) ペレットラインコンベア(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{547} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(1)
変更内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	別表へ設-23【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{547} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-23 (6次) ペレットラインコンベア(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {547} ペレットラインコンベア 第1類 ペレットラインコンベア(1)部材: [] ペレットラインコンベア(1)アンカーボルト: [] [] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-23【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-24 (6次) ペレットラインコンベア(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{547} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(2)
変更内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	別表へ設-24【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{547} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-101) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-24 (6次) ペレットラインコンベア(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [547] ペレットラインコンベア 第1類 ペレットラインコンベア(2)部材: [] [] ペレットラインコンベア(2)アンカーボルト: [] [] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-24【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-25 (6次) 乗移台2 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{548} UO ₂ ペレット貯蔵設備 乗移台 2
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 乗移台 2
変更内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	モーターローラー式
	主要な構造材	別表へ設-25 【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{548} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-102) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-25 (6次) 乗移台2 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {548} 乗移台2 第1類 乗移台2部材: <input type="text"/> 乗移台2アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止枠、ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-25【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-26 (6次) ボート運搬台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{549} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ボート運搬台車
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ボート運搬台車 (1) ボート運搬台車(1) (2) ボート運搬台車(2)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	2 台 (1) 1 台 (2) 1 台	
一般仕様	型式	電動運搬式
	主要な構造材	別表へ設-26【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{549} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。また、レール上を走行させることで、単一ユニット間の間隔を維持する。 (図臨台-2) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表へ設-26 (6次) ボート運搬台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設 8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-26【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-27 (6次) 焼結ペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{550} UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚(1)
変更内容		変更なし
員数		1基
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-27【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{550} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-103) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-27 (6次) 焼結ペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (550) 焼結ペレット一時貯蔵棚 第1類 焼結ペレット一時貯蔵棚(1)部材: [] [] 焼結ペレット一時貯蔵棚(1)アンカーボルト: [] [] 分配コンベア架台部材: [] [] 分配コンベア架台アンカーボルト: [] []
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 1,451kgU(ボート(焼結)×98)	
添付図	図へ配-2、図へ設-27【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-28 (6次) 焼結ペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{550} UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚(2)
変更内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-28【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{550} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-99) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-28 (6次) 焼結ペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (550) 焼結ペレット一時貯蔵棚 第1類 焼結ペレット一時貯蔵棚(2)部材: <input type="text"/> 焼結ペレット一時貯蔵棚(2)アンカーボルト : <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 563kgU(ポート(焼結)×38)	
添付図	図へ配-2、図へ設-28【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-29 (6次) 焼結ペレット一時貯蔵棚(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{550} UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)
変更内容		改造 ・配置を変更して、耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-29【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{550} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-29 参照 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-104) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-29 (6次) 焼結ペレット一時貯蔵棚(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (550) 焼結ペレット一時貯蔵棚 第1類 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止枠)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 511kgU(ボート(焼結)×96)	
添付図	図へ配-2、図へ設-29【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-30 (6次) ペレットラインコンベア(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{551} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(3)
変更内容		改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	別表へ設-30【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{551} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-105) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-30 (6次) ペレットラインコンベア(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [551] ペレットラインコンベア 第1類 ターンテーブル部材: [] [] ターンテーブルアンカーボルト: [] [] (新規) ペレットラインコンベア(3)部材: [] [] ペレットラインコンベア(3)アンカーボルト: [] [] (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-30【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-31 (6次) ペレットラインコンベア(4) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{551} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(4)
変更内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	別表へ設-31【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{551} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-106) [4.2-設 6] <u>工場棟領域に設置する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-31 (6次) ペレットラインコンベア(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {551} ペレットラインコンベア 第1類 ペレットラインコンベア(4)部材: [] [] ペレットラインコンベア(4)アンカーボルト: [] [] (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-31【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-32 (6次) ボート (焼結) 用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{552} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ボート (焼結) 用台車(1)
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ボート (焼結) 用台車(1)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-32【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{552} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-2) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-32 (6次) ボート (焼結) 用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-32【三原燃 第 20-0695 号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第 20-0695 号で申請済み

追表へ設-33 (6次) ボート (焼結) 用台車(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{553} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ボート (焼結) 用台車(2)
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ボート (焼結) 用台車(2)
変更内容		変更なし
員数		2 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-33【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	(553) [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-2) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-33 (6次) ボート(焼結)用台車(2) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-33【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-34 (6次) スクラップ貯蔵棚 (ペレット用) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{554} UO ₂ ペレット貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (ペレット用)
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (ペレット用) (1) スクラップ貯蔵棚 (ペレット用) (1) (2) スクラップ貯蔵棚 (ペレット用) (2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	多段貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-34【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{554} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下/容器 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-34 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-107) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-34 (6次) スクラップ貯蔵棚 (ペレット用) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (554) スクラップ貯蔵棚 (ペレット用) 第1類 スクラップ貯蔵棚 (ペレット用) (1), (2)部材: <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚 (ペレット用) (1), (2)アンカーボルト : <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止バー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発 揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強 度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と なる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 356kgU (金属容器 (ペレット) ×24)	
添付図	図へ配-2、図へ設-34【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-35 (6次) 金属容器 (ペレット) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{555}・UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属容器 (ペレット)
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属容器 (ペレット)
変更内容		改造 ・火災防止のため金属製に変更する ([] 製の従来容器はすべて廃棄する)。
員数		30 個
一般仕様	型式	瓶型容器式
	主要な構造材	別表へ設-35【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	[]
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{555} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下/容器 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-35 (6次) 金属容器 (ペレット) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 5] 容器は金属製とする。 [11.3-設 14] パッキンには難燃性樹脂を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設 3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がないよう容器やケーシングで覆う構造とする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-35【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-36 (6次) 金属容器 (ペレット) 用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{556} UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属容器 (ペレット) 用台車(1)
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属容器 (ペレット) 用台車(1)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-36【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	(556) [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下/容器 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-2) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-36 (6次) 金属容器 (ペレット) 用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-36【三原燃 第 20-0695 号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第 20-0695 号で申請済み

追表へ設-37 (6次) 仕上りペレット一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{557} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット一時貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット一時貯蔵棚 (1) 仕上りペレット一時貯蔵棚 (1) (2) 仕上りペレット一時貯蔵棚 (2) (3) 仕上りペレット一時貯蔵棚 (3) (4) 仕上りペレット一時貯蔵棚 (4)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため部材を追加する。 (2) 改造 ・耐震補強のため部材を追加する。 (3) 改造 ・耐震補強のため部材を追加する。 (4) 改造 ・耐震補強のため部材を追加する。
員数		4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基
一般仕様	型式	多段収納式
	主要な構造材	別表へ設-37 【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{557} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-37 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-108) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-37 (6次) 仕上りペレット一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {557} 仕上りペレット一時貯蔵棚 第1類 仕上りペレット一時貯蔵棚架台部材： <input type="text"/> 仕上りペレット一時貯蔵棚架台アンカーボルト ： <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分)、計4基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、転倒防止部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量： 980kgU (245kgU/基 ペレットトレイ×30)	
添付図	図へ配-2、図へ設-37【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-38 (6次) 仕上りペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{558} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚 (1) 仕上りペレット貯蔵棚架台 (1)~(10) (2) 仕上りペレット貯蔵棚 (前期型) (3) 仕上りペレット貯蔵棚 (後期型)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。 (3) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。	
員数	1 式 (1) 10 基 (2) 110 基 (3) 26 基	
一般仕様	型式	ローラーコンベア式
	主要な構造材	別表へ設-38【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{558} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-38 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109) <u>[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-38 (6次) 仕上りペレット貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [558] 仕上りペレット貯蔵棚 第1類 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10)部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10)アンカーボルト : <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) (1基分) 仕上りペレット貯蔵棚(前期型)部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)部材: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、転倒防止部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 33,320kgU (245kgU/基 ペレットトレイ×30)	
添付図	図へ配-2、図へ設-38【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-39 (6次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{559} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚用台車(1) {560} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚用台車 (1) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(1) (2) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2 台 (1) 1 台 (2) 1 台
一般仕様	型式	電動運搬式
	主要な構造材	別表へ設-39【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{559}・{560} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 仕上りペレット貯蔵棚 1 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-2) [4.2-設 6] <u>工場棟領域に設置する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-39 (6次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、転倒防止部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設8] バッテリーが被水しないようバッテリーをカバー内に収納する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-39【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-40 (6次) ペレットトレイ用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{561} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットトレイ用台車(1)
設置場所	工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットトレイ用台車(1)	
変更内容	変更なし	
員数	1台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-40【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{561} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。 (図臨台-2) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表へ設-40 (6次) ペレットトレイ用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(収納部扉)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-40【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-41 (6次) 余剰ペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{562} UO ₂ ペレット貯蔵設備 余剰ペレット貯蔵棚
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 余剰ペレット貯蔵棚 (1) 余剰ペレット貯蔵棚 (1) (2) 余剰ペレット貯蔵棚 (2) (3) 余剰ペレット貯蔵棚 (3) (4) 余剰ペレット貯蔵棚 (4)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。 (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。 (4) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。	
員数	4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基	
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-41【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	金属缶
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{562} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-41 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-110) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設一41 (6次) 余剰ペレット貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (562) 余剰ペレット貯蔵棚 第1類 余剰ペレット貯蔵棚部材: <input type="text"/> 余剰ペレット貯蔵棚アンカーボルト : <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 含む) (1基分)、計4基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止パイプ)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 3,124kgU (781kgU/基 金属缶×96)	
添付図	図へ配一2、図へ設一41【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-42 (6次) 金属缶用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{563} UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属缶用台車(1)
設置場所	工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属缶用台車(1)	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-42【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{563} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-1) (図臨台-2) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-42 (6次) 金属缶用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-42【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-43 (6次) 燃料棒一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{579} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚
設置場所	工場棟 成型工場 燃料棒補修室	
機器名	燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	横置保管式
	主要な構造材	別表へ設-43【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ロッドチャンネル
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{579} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 (複数ユニット) 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-43 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-3、図臨成-119)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-43 (6次) 燃料棒一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (579)燃料棒一時貯蔵棚 第1類 燃料棒一時貯蔵棚部材: <input type="text"/> 燃料棒一時貯蔵棚アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 881kgU(ロッドチャンネル×15)	
添付図	図へ配-2、図へ設-43【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-44 (6次) ロッドチャンネル用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{580} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(1)
設置場所	工場棟 成型工場 燃料棒補修室	
機器名	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(1)	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-44【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{580} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-2) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-44 (6次) ロッドチャンネル用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-44【三原燃 第 20-0695 号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第 20-0695 号で申請済み

追表へ設-45 (6次) 燃料棒一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{581} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚
設置場所	工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	横置保管式
	主要な構造材	別表へ設-45【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ロッドチャンネル
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{581} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 (複数ユニット) 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-45 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-22)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-45 (6次) 燃料棒一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [581]燃料棒一時貯蔵棚 第1類 燃料棒一時貯蔵棚部材： <input type="text"/> 燃料棒一時貯蔵棚アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量： 881kgU(ロッドチャンネル×15) [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-45【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-46 (6次) ロッドチャンネル用台車(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{582} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(2)
設置場所	工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(2)	
変更内容	改造 ・竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-46【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{582} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-3) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-46 (6次) ロッドチャンネル用台車(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図へ設-46【三原燃 第 20-0695 号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第 20-0695 号で申請済み

追表へ設-47 (6次) ロッドチャンネル用台車(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{583} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(3)
設置場所	工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(3)	
変更内容	改造 ・竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-47【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{583} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-3) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-47 (6次) ロッドチャンネル用台車(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図へ設-47【三原燃 第 20-0695 号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第 20-0695 号で申請済み

追表へ設-48 (6次) 燃料棒貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{584} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒貯蔵棚
設置場所	(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒貯蔵設備 燃料棒貯蔵棚 (1) 燃料棒貯蔵棚 (1) (2) 燃料棒貯蔵棚 (2)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため機器の一部を取り外す。 (2) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため機器の一部を取り外す。	
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	横置保管式
	主要な構造材	別表へ設-48【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ロッドチャンネル
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{584} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 (複数ユニット) 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-48、49 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-23、図臨組-24)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-48 (6次) 燃料棒貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {584}燃料棒貯蔵棚 第1類 燃料棒貯蔵棚部材: <input type="text"/> 燃料棒貯蔵棚アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規) (1基分) 計2基
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	[22.1-建1] スカイシャイン線による外部被ばく防止のため、鉄板を設置する。	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 22,551kgU/基(ロードチャンネル×384)×2基 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-48、図へ設-49【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-49 (6次) トラバーサ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{585} 燃料棒貯蔵設備 トラバーサ
設置場所	工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒貯蔵設備 トラバーサ	
変更内容	改造 ・耐震補強のため部材を追加する。	
員数	1 台	
一般仕様	型式	移動式リフター型
	主要な構造材	別表へ設-49【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{585} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] レール上を走行させることで、単一ユニット間の間隔を維持する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

追表へ設-49 (6次) トラバーサ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 [585]トラバーサ 第1類 トラバーサ部材: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する (定格荷重: 500kg)。
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようレールストッパーで止める設計とする。	
添付図	図へ配-3、図へ設-50【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-50 (6次) 運搬車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{586} 燃料棒貯蔵設備 運搬車
設置場所	工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒貯蔵設備 運搬車	
変更内容	改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 ・竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。	
員数	1 台	
一般仕様	型式	移動搬送型
	主要な構造材	別表へ設-50【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{586} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] レール上を走行させることで、単一ユニット間の間隔を維持する。 [4.2-設 6] <u>工場棟領域に設置する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

追表へ設-50 (6次) 運搬車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 (586)運搬車 第1類 運搬車部材: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-51【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-51 (6次) 燃料集合体一時貯蔵架台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{593} 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体一時貯蔵架台
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体一時貯蔵架台	
変更内容	改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。	
員数	29 基	
一般仕様	型式	燃料集合体自立保管式
	主要な構造材	別表へ設-51【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	{593} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 (複数ユニット) 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-52 参照 [4.2-設 1] 貯蔵架台単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵架台を固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 第 2 核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配慮する。 (図臨配-4、図臨組-25)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-51 (6次) 燃料集合体一時貯蔵架台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {593}燃料集合体一時貯蔵架台 第1類 燃料集合体一時貯蔵架台部材: [] [] [] 燃料集合体一時貯蔵架台アンカーボルト: [] [] [] (新規) 含む (1基分) 計29基
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (上部支持枠)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 2,034kgU/基×29基 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-52【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-52 (6次) 燃料集合体貯蔵架台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{595} 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵架台
設置場所	(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室 (3) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室	
機器名	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵架台 (1) 燃料集合体貯蔵架台 (1) (2) 燃料集合体貯蔵架台 (2) (3) 燃料集合体貯蔵架台 (3)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・高速増殖炉用ブランケット燃料用機器を撤去し燃料集合体用へ復元する。	
員数	90 基 (1) 70 基 (2) 14 基 (3) 6 基	
一般仕様	型式	燃料集合体自立保管式
	主要な構造材	別表へ設-52【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{595} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 (複数ユニット) 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-52 参照 [4.2-設 1] 貯蔵架台単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵架台を固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-26、図臨組-27)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-52 (6次) 燃料集合体貯蔵架台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [595] 燃料集合体貯蔵架台 第1類 燃料集合体貯蔵架台(1)部材: [] [] [] 燃料集合体貯蔵架台(1)アンカーボルト: [] [] [] (新規)含む(1基分)計70基 燃料集合体貯蔵架台(2)部材: [] [] 燃料集合体貯蔵架台(2)アンカーボルト: [] [] [] (新規)(1基分)計14基 燃料集合体貯蔵架台(3)部材: [] [] [] 燃料集合体貯蔵架台(3)アンカーボルト: [] [] [] (1基分)計6基
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(上部支持枠)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 2,034kgU/基×72基、1,017kgU/基×17基、509kgU/基×1基 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-52【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-53 (6次) 燃料集合体移送装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{596} 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体移送装置
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室	
機器名	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体移送装置	
変更内容	改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	旋回式
	主要な構造材	別表へ設-53【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	{596} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1体以下/収納部 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-53 (6次) 燃料集合体移送装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (596)燃料集合体移送装置 第1類 燃料集合体移送装置部材: <input type="text"/> , <input type="text"/> , <input type="text"/> 燃料集合体移送装置アンカーボルト: <input type="text"/> , <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-53【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-54 (6次) 天井走行クレーン (組立北 4.8t) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{594} 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン (組立北 4.8t)	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-54 【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体、燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{594} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/クレーン、燃料集合体輸送容器 1 基以下/クレーン [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

追表へ設-54 (6次) 天井走行クレーン (組立北 4.8t) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 (594)天井走行クレーン ※1 第1類 天井走行クレーン (組立北 4.8t) 主桁支持脚部材: <input type="text"/> 天井走行クレーン (組立北 4.8t) サドル支持脚部材: <input type="text"/> ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する (<input type="text"/>)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。	
添付図	図へ配-5、図へ設-54【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

*本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-55 (6次) 天井走行クレーン (組立北 3t) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{594} 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン (組立北 3t)	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-55【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体、燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{594} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/クレーン [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

追表へ設-55 (6次) 天井走行クレーン (組立北3t) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 [594]天井走行クレーン ※1 第1類 天井走行クレーン (組立北3t) 主桁支持脚部材: <input type="text"/> 天井走行クレーン (組立北3t) サドル支持脚部材: <input type="text"/> ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する (<input type="text"/>)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。	
添付図	図へ配-5、図へ設-55【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表へ設-56 (6次) 天井走行クレーン (組立南 5t) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{594} 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン (組立南 5t)	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-56 【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体、燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{594} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/クレーン、燃料集合体輸送容器 1 基以下/クレーン [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

追表へ設-56 (6次) 天井走行クレーン (組立南 5t) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 (594)天井走行クレーン ※1 第 1 類 天井走行クレーン (組立南 5t) 主桁支持脚部材: <input type="text"/> 天井走行クレーン (組立南 5t) サドル支持脚部材: <input type="text"/> ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する (<input type="text"/>)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。	
添付図	図へ配-5、図へ設-56【三原燃 第 20-0695 号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第 20-0695 号で申請済み

追表へ設-59 (6次) シリンダ貯蔵ピット 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{487} 原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵ピット
設置場所		付属建物 原料貯蔵所
機器名		原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵ピット
変更内容		変更なし
員数		1 式 コンクリート製ピット 14 基×24 貯蔵孔 (336 容器分)
一般仕様	型式	鉄筋コンクリート造 縦置き式
	主要な構造材	別表へ設-59【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位:mm)	□□□□ (シリンダ貯蔵孔)
	その他の構成機器	位置決めガイド
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₆ 固体
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{487} [4.1-設 1] (UF ₆ シリンダで担保) 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.088 以下 [4.2-設 1] 臨界計算コードで臨界安全性を確認した位置({487}シリンダ貯蔵ピット内の {488}UF ₆ シリンダの表面間隔を 30.5 cm 以上確保)に UF ₆ シリンダを貯蔵する。 [4.2-設 6]原料貯蔵所領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] シリンダ貯蔵ピットは、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された原料貯蔵所の床スラブに設置する。

追表へ設-59 (6次) シリンド貯蔵ピット 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [487] シリンド貯蔵ピット (位置決めガイド) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (1箇所) 計8箇所/貯蔵孔 336貯蔵孔
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] シリンドの転倒を防止する (貯蔵孔)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	-
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 515,675kgU (UF ₆ シリンド×336本)	
添付図	図へ配-6【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

ト 放射性廃棄物の廃棄施設

1. 変更の概要

申請対象構築物及び変更内容を表ト-1に、放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象機器及び変更内容を表ト-2に、申請機器の名称対比表を表ト-付1に示す。

なお、排水貯留池(1)及び排水貯留池(2)は検査のみを行う。また、先行して申請した施設のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にてそれを引き継ぎ申請する建物及び設備・機器をそれぞれ追表ト-1及び追表ト-2に示す。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格 (JIS) (日本規格協会)
- (11) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- (12) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- (13) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法— (日本建築学会)
- (14) 建築基礎構造設計指針 (日本建築学会)
- (15) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書 (建築研究所)
- (16) 建築工事標準仕様書・同解説 (日本建築学会)

3. 設計条件及び仕様

(1) 排水貯留池

今回申請する排水貯留池(1)及び排水貯留池(2)は、昭和47年6月に施設検査を受検後、同年7月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

今回は排水貯留池(1)及び排水貯留池(2)を申請する。

排水貯留池に関する仕様を表ト建-1に、主要な構造材の仕様を表ト建-2に示す。

・申請範囲の概要

排水貯留池(1)及び排水貯留池(2)に関する概要を以下の図に示す。

図へ建-1：敷地内建物配置図

(2) 付属建物廃棄物管理棟

今回申請する付属建物廃棄物管理棟の建物は、平成元年 3 月に施設検査を受検後に使用を開始している。

付属建物廃棄物管理棟に関する仕様を追表ト建-3-1 に示す。

(3) 放射線管理棟及び付属建物放射線管理棟前室

今回申請する放射線管理棟の建物は、昭和 47 年 7 月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

放射線管理棟に関する仕様を追表ト建-3-2 に、付属建物放射線管理棟前室に関する仕様を追表ト建-3-3 に示す。

(4) 付属建物除染室・分析室

今回申請する除染室・分析室の建物は、昭和 53 年 2 月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物除染室・分析室に関する仕様を追表ト建-3-4 に示す。

(5) 付属建物第 1 廃棄物処理所及び付属建物第 1 廃棄物処理所前室

今回申請する付属建物第 1 廃棄物処理所の建物は、昭和 52 年 9 月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第 1 廃棄物処理所に関する仕様を追表ト建-3-5 に、付属建物第 1 廃棄物処理所前室に関する仕様を追表ト建-3-6 に示す。

(6) 付属建物第 2 廃棄物処理所

今回申請する付属建物第 2 廃棄物処理所の建物は、昭和 59 年 8 月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第 2 廃棄物処理所に関する仕様を追表ト建-3-7 に示す。

(7) 付属建物第 3 廃棄物倉庫

今回申請する付属建物第 3 廃棄物倉庫の建物は、昭和 60 年 12 月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第 3 廃棄物倉庫に関する仕様を追表ト建-3-8 に示す。

(8) 設備・機器

今回申請する設備・機器の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査または使用前確認合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

平成 15 年 12 月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う旨が

示され、これに基づき、平成 16 年を起点として長期保全計画を策定し、以降 10 年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきた。

今回申請する設備・機器に関する仕様を表ト設一気 1～10、表ト設一液 1～17 及び表ト設一固 1～26 に、配置を図ト配一気 1、図ト配一液 1 及び図ト配一固 1 に示す。これら設備・機器のうち、検査・分析機器、ファン・ポンプ等の汎用機器、電気計装機器等、劣化・消耗等により交換の必要がある汎用品については、交換等を実施した場合、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認し、設工認申請や使用前確認は実施しないものとする。ただし、これら交換等の実施方法及び確認事項については別途要領を定め、その内容並びに事業者の確認結果について、施設定期検査（定期事業者検査）、保安検査等を通じて確認を受けるものとする。

また、先行して申請した設備・機器のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にて引き継ぎ申請する設備・機器の仕様表を追表ト-2 に示す。

表ト-1 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象構築物及び変更内容

施設区分	名称	員数	変更内容
屋外	排水貯留池(1)	1基	変更なし
	排水貯留池(2)	1基	変更なし

排水貯留池は放射性廃棄物の廃棄施設（構築物）ではなく、処理後の廃液を対象としており、その他の加工施設（非放射性廃液処理設備）として申請し認可されている。

表ト-2 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象機器及び変更内容(1/2)

施設区分	名称	員数	変更内容
気体廃棄設備(4)	給気ファン	1 式	変更なし
	排気ファン	1 式	変更なし
	高性能エアフィルタ	1 式	改造
	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	1 式	変更なし
	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	1 式	改造
	給気ダクト・ダンパ ^{注1)}	1 式	改造
	給気ダクト・ダンパ ^{注1)}	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ ^{注1)} (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ ^{注1)} (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	1 式	改造
廃液処理設備(3)	廃液貯槽(洗浄工程)	1 基	改造
	沈殿槽	1 基	改造
	遠心ろ過機	1 基	改造
	液受槽(1)	1 基	改造
	ろ過機	1 基	改造
	液受槽(2)	1 基	改造
	集水槽(チェック)	2 基	改造
	イオン交換塔	2 基	改造
	液受槽(3)	1 基	改造
	乾燥機	1 基	改造
	フードボックス	1 基	改造
	廃液貯槽(チェック)	2 基	改造
	廃液処理室回収ピット	1 基	改造
	堰(廃液貯槽(洗浄工程))	1 式	新設
測定室回収ピット	1 基	改造	
—	排水貯留設備	2 式	改造
保管廃棄設備	保管棚	3 基	改造、変更なし

注1) 給気ダクト・ダンパ、排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)は2つの仕様表にて申請のため、各々2つ申請対象機器として記載。

表ト-2 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象機器及び変更内容(2/2)

施設区分	名称	員数	変更内容
焼却設備	焼却炉	1 基	改造
	サイクロン	1 基	変更なし
	フラッシュチャンバ	1 基	改造
	イオン交換材混合機	1 基	変更なし
	イオン交換材成型機	1 基	変更なし
	ピット	1 基	改造*1
	クレーン(第1廃棄物処理所前室)	1 基	新設
固体廃棄物 処理設備	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	1 基	改造
	破砕機	1 基	改造
	クレーン(第2廃棄物処理所)	1 基	改造
	ドラム缶用廃棄物プレス	1 基	改造
除染設備	超音波洗浄機	2 基	改造、変更なし
	廃水中和設備	1 式	改造、変更なし
	分別・解体フード	1 式	改造
	水洗槽	1 基	変更なし
	切断フード	1 基	変更なし
	排水受槽	1 基	改造
	乾燥機	3 基	改造、変更なし
	ブラスト装置	2 基	改造
	クレーン(除染室(2))	1 基	改造*2
	解体用フードボックス	1 式	変更なし
	切断機	2 基	改造、変更なし
保管廃棄設備	廃棄物貯蔵設備(1)	1 式	改造
	ドラム缶ウラン量測定装置	1 基	変更なし
	クレーン(廃棄物一時貯蔵所)	1 基	改造*2
	クレーン(放射線管理棟前室)	1 基	新設

*1: 既設の集水槽を撤去し、新規に製作し設置する。

*2: 既設を撤去し、新規に製作し設置する。

表ト一付1 申請機器名称対比表（放射性廃棄物の廃棄施設）（1/3）

事業許可 番号 注1)	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
666	附属建物第3核燃料倉庫の気体廃棄物の 廃棄設備 ^{注2)}	給気ファン
667		
675		
666		
668		排気ファン
675		
678		
666		高性能エアフィルタ
669		
666		給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）
670		
666		排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）
671		
666		給気ダクト・ダンパ
672		
676		
666		排気ダクト・ダンパ （部屋、設備～高性能エアフィルタ）
673		
677		排気ダクト・ダンパ （高性能エアフィルタ～排気塔）
666		
674		
727	廃液貯槽	廃液貯槽（洗浄工程）
728		
729	沈殿槽	沈殿槽
730		
731	遠心ろ過機	遠心ろ過機
732	液受槽	液受槽(1)
733		
734	ろ過機	ろ過機
735	液受槽	液受槽(2)
736		

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 既設工認申請書には「気体廃棄物の廃棄設備」のみ記載されている。

表ト一付1 申請機器名称対比表（放射性廃棄物の廃棄施設）（2/3）

事業許可 番号 注1)	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
737	集水槽	集水槽(チェック)
738		
739	イオン交換装置	イオン交換塔
740		
741	液受槽	液受槽(3)
742		
743	乾燥機	乾燥機
744	フードボックス	フードボックス
745	廃液貯槽(チェック)	廃液貯槽(チェック)
746		
747	回収ピット	廃液処理室回収ピット
748		
749	—	堰(廃液貯槽(洗浄工程))
750	ピット	測定室回収ピット
751		
777	排水貯留池	排水貯留設備
778	保管棚	保管棚
779		
780		
781	—	
782	焼却炉	焼却炉
783	投入装置	
784	焼却炉	
785		
786		
787		
788		
789	サイクロン	
790		

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

表ト一付1 申請機器名称対比表（放射性廃棄物の廃棄施設）（3/3）

事業許可 番号 注1)	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
791	フラッシュチャンバー	フラッシュチャンバ
793	イオン交換材混合機	イオン交換材混合機
794	イオン交換材成型機	イオン交換材成型機
795	—	ピット
796	—	
798	—	クレーン（第1廃棄物処理所前室）
799	廃棄物プレス	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス
800		
801	破砕機	破砕機
802		
803	—	クレーン（第2廃棄物処理所）
804	廃棄物圧縮機	ドラム缶用廃棄物プレス
805	超音波洗浄機①②	超音波洗浄機
806	廃水中和設備 中和槽	廃水中和設備
807	廃水中和設備 廃水受槽	
	廃水中和設備 ろ液受槽	
	遠心分離機	
808	分別・解体フード	分別・解体フード
809	水洗槽	水洗槽
810	切断フード	切断フード
811	排水受槽	排水受槽
812		
813	—	乾燥機
814	—	ブラスト装置
815	電動ホイスト	クレーン（除染室(2)）
816	解体用フードボックス	解体用フードボックス
817	—	切断機
818	—	廃棄物貯蔵設備(1)
819	—	ドラム缶ウラン量測定装置
820	—	クレーン（廃棄物一時貯蔵所）
821	—	クレーン（放射線管理棟前室）

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

追表ト-1 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象建物

設置場所	名称	員数	仕様表番号
屋外	付属建物廃棄物管理棟	1 式	追表ト建-3-1 注 (1 次申請：表ト-1)
	放射線管理棟	1 式	追表ト建-3-2 注 (4 次申請：表ト建-1-1)
	付属建物放射線管理棟前室	1 式	追表ト建-3-3 注 (4 次申請：表ト建-1-2)
	付属建物除染室・分析室	1 式	追表ト建-3-4 注 (4 次申請：表ト建-1-3)
	付属建物第 1 廃棄物処理所	1 式	追表ト建-3-5 注 (6 次申請：表ト建-1-1)
	付属建物第 1 廃棄物処理所前室	1 式	追表ト建-3-6 注 (6 次申請：表ト建-1-2)
	付属建物第 2 廃棄物処理所	1 式	追表ト建-3-7 注 (6 次申請：表ト建-1-3)
	付属建物第 3 廃棄物倉庫	1 式	追表ト建-3-8 注 (6 次申請：表ト建-1-4)

注：申請時の仕様表番号

追表ト-2 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象設備・機器(1/3)

施設区分	名称	員数	仕様表番号
廃液処理設備(5)	凝集沈殿槽(1)	1 基	追表ト設-1 (4 次)
	凝集沈殿槽(2)	1 基	追表ト設-2 (4 次)
	凝集沈殿槽(3)	1 基	追表ト設-3 (4 次)
	遠心分離機	1 基	追表ト設-4 (4 次)
	ろ液受槽(1)	1 基	追表ト設-5 (4 次)
	ろ液受槽(2)	1 基	追表ト設-6 (4 次)
	ろ液受槽(3)	1 基	追表ト設-7 (4 次)
	ろ過機(1)	1 基	追表ト設-8 (4 次)
	ろ過機(2)	1 基	追表ト設-9 (4 次)
	チェックタンク(1)	1 基	追表ト設-10 (4 次)
	チェックタンク(2)	1 基	追表ト設-11 (4 次)
	チェックタンク(3)	1 基	追表ト設-12 (4 次)
	イオン交換装置	1 基	追表ト設-13 (4 次)
廃液処理設備(6)	チェックタンク(1)	1 基	追表ト設-15 (4 次)
	チェックタンク(2)	1 基	追表ト設-16 (4 次)
	チェックタンク(3)	1 基	追表ト設-17 (4 次)

追表ト-2 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象設備・機器(2/3)

施設区分	名称	員数	仕様表番号
気体廃棄設備(1)	スクラバ (蒸発・加水分解系統)	2基	追表ト設-1 (5次)
	スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統)	4基	追表ト設-気15 (6次)
	水スクラバ (ウラン回収第1系列系統)	1基	追表ト設-気18 (6次)
	アルカリスクラバ (ウラン回収第1系列系統)	1基	追表ト設-気19 (6次)
	排ガス冷却装置 (ウラン回収第1系列系統)	1基	追表ト設-気20 (6次)
	コンデンサ (ウラン回収第1系列系統)	1基	追表ト設-気21 (6次)
	スクラバ (ウラン回収第2系列系統)	1基	追表ト設-気22 (6次)
	スクラバ(分析系統)	1基	追表ト設-気25 (6次)

追表ト-2 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象設備・機器(3/3)

施設区分	名称	員数	仕様表番号
廃液処理設備(1)	転換第1廃液貯槽	1基	追表ト設一液1(6次)
	洗浄液受槽	1基	追表ト設一液2(6次)
	洗浄液バグフィルタ	2基	追表ト設一液3(6次)
	ろ液受槽	1基	追表ト設一液4(6次)
	ろ液バグフィルタ	2基	追表ト設一液5(6次)
	地下集水槽	2基	追表ト設一液6(6次)
	転換第2廃液貯槽	1基	追表ト設一液7(6次)
	混合槽	1基	追表ト設一液8(6次)
	集水槽(チェック)	3基	追表ト設一液9(6次)
	廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	1基	追表ト設一液10(6次)
廃液処理設備(4)	貯留タンク	2基	追表ト設一液11(6次)
	貯留タンク(チェック)	3基	追表ト設一液12(6次)
	ろ過機	1基	追表ト設一液13(6次)
	ろ液受槽	1基	追表ト設一液14(6次)
	集水ピット	1基	追表ト設一液16(6次)

4. 工事の方法

本申請に係る工事において、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

4. 1. 排水貯留池

(1) 手順

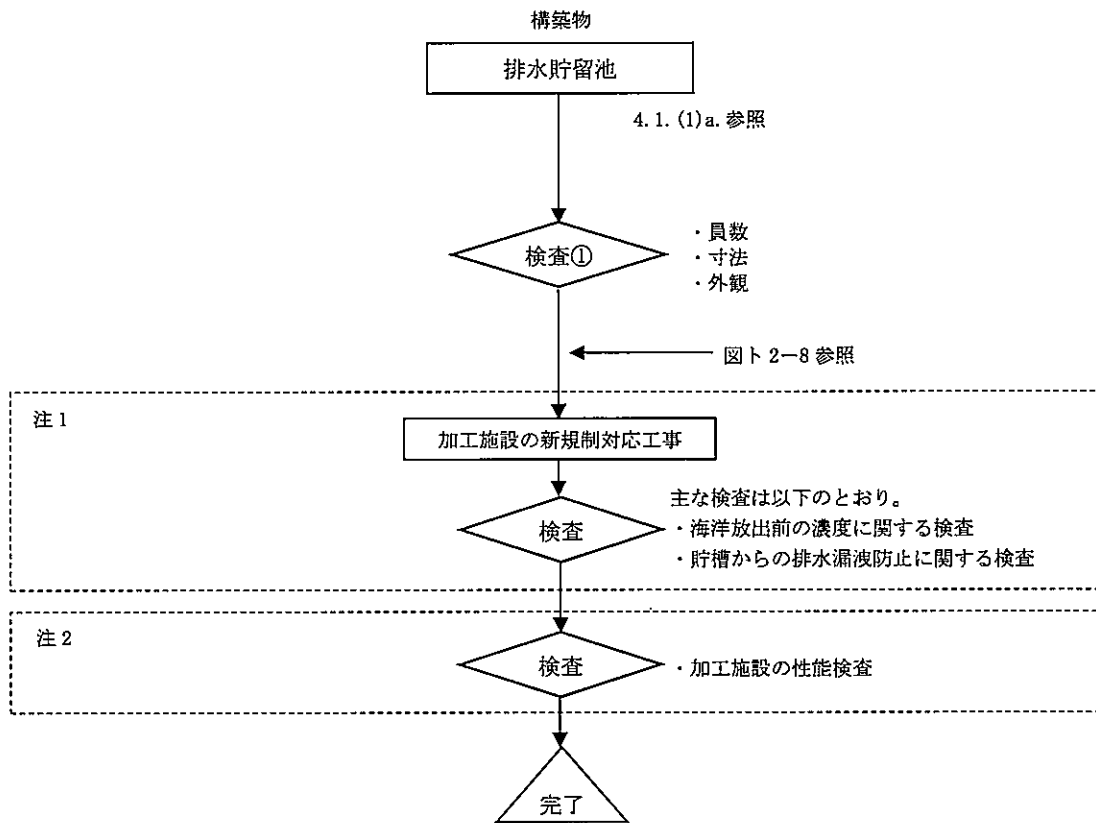
今回申請の排水貯留池(1)及び(2)は改造工事を伴わない。以下に示す手順(図ト1-1 参照)により検査を行い適合の確認を実施する。また、排水貯留池の工事番号とその検査の方法を a. に示す。

a. 排水貯留池(1)及び(2)の検査：排水貯留池(1)及び(2)の検査をする。

排水貯留池(1)の配置を図ト建-1に、排水貯留池(2)の配置を図ト建-2に示す。

1) 排水貯留池について I-2 の検査を実施する。

2) 検査の合格をもって完了とする。



図ト 1-1 排水貯留池(1)及び(2)の検査フロー図

(凡例)
 □ : 製作工程、工事
 ◇ : 検査

注 1 : 排水貯留池(1)及び(2)以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査を行う。
 注 2 : 加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の 3. 項に示す。

(2) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(3) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-3に示す。

4. 2. 設備・機器

4. 2-1. 液体、固体廃棄物の廃棄設備

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図イ 2-1、図ト 1-1、図ト 2-1～図ト 2-6 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(原規規発第 1904115 号、原規規発第 2003279 号、原規規発第 2008051 号、三原燃第 20-0695 号)に示している。

工事の範囲及び本工事の影響範囲に核燃料物質はない。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象施設には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。なお第2種管理区域内での工事において、不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定(第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。

a. 新設する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-7参照)。

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

b. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-8参照)。

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。

- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品（設備・機器等及び設備・機器間の配管）の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。不要となった部品は撤去する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

c. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う（図ト2-9参照）。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器についてI-2の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

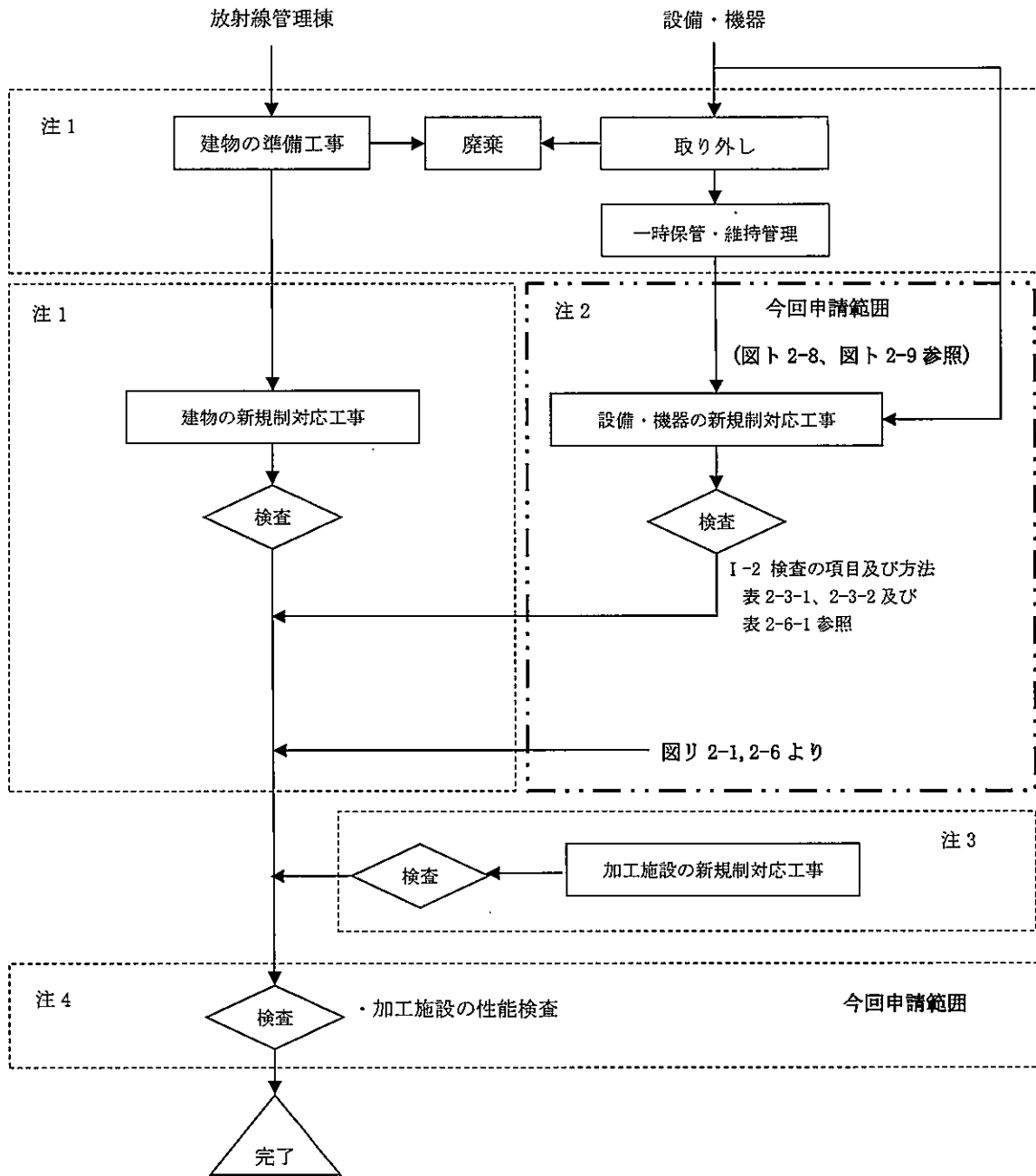
- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表2-3-1、2-3-2に、検査の方法を表2-6-1に示す。



注 1：先行設工認申請済み。

注 2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注 3：放射線管理棟以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または本設工認にて申請。

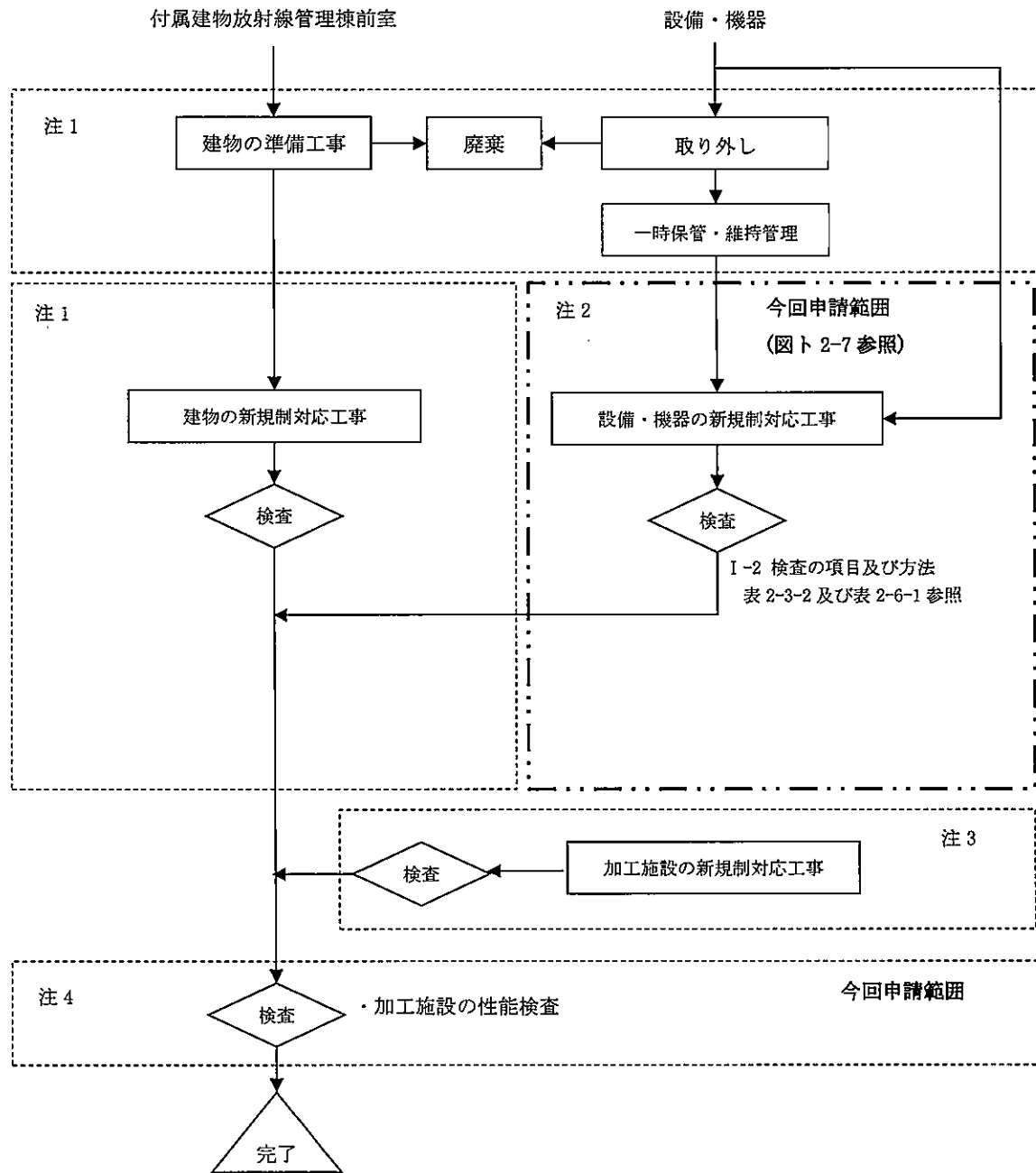
注 4：加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の 3. 項に示す。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図ト2-1 建物工事と設備工事との関係図（放射線管理棟）



注 1：先行設工認申請済み。

注 2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注 3：放射線管理棟以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または本設工認にて申請。

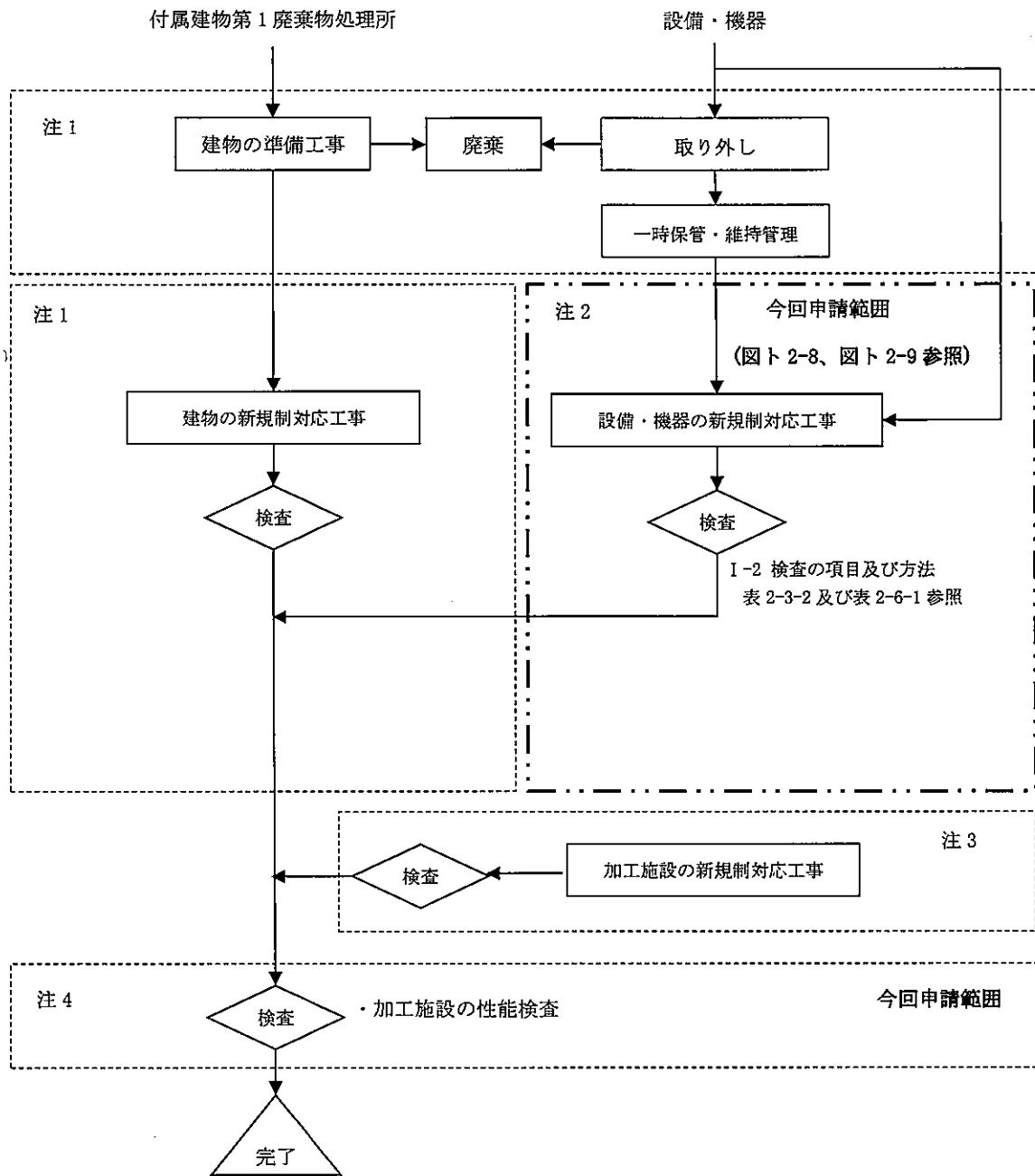
注 4：加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の 3. 項に示す。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図ト2-2 建物工事と設備工事との関係図（付属建物放射線管理棟前室）



注 1 : 先行設工認申請済み。

注 2 : 一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注 3 : 放射線管理棟以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または本設工認にて申請。

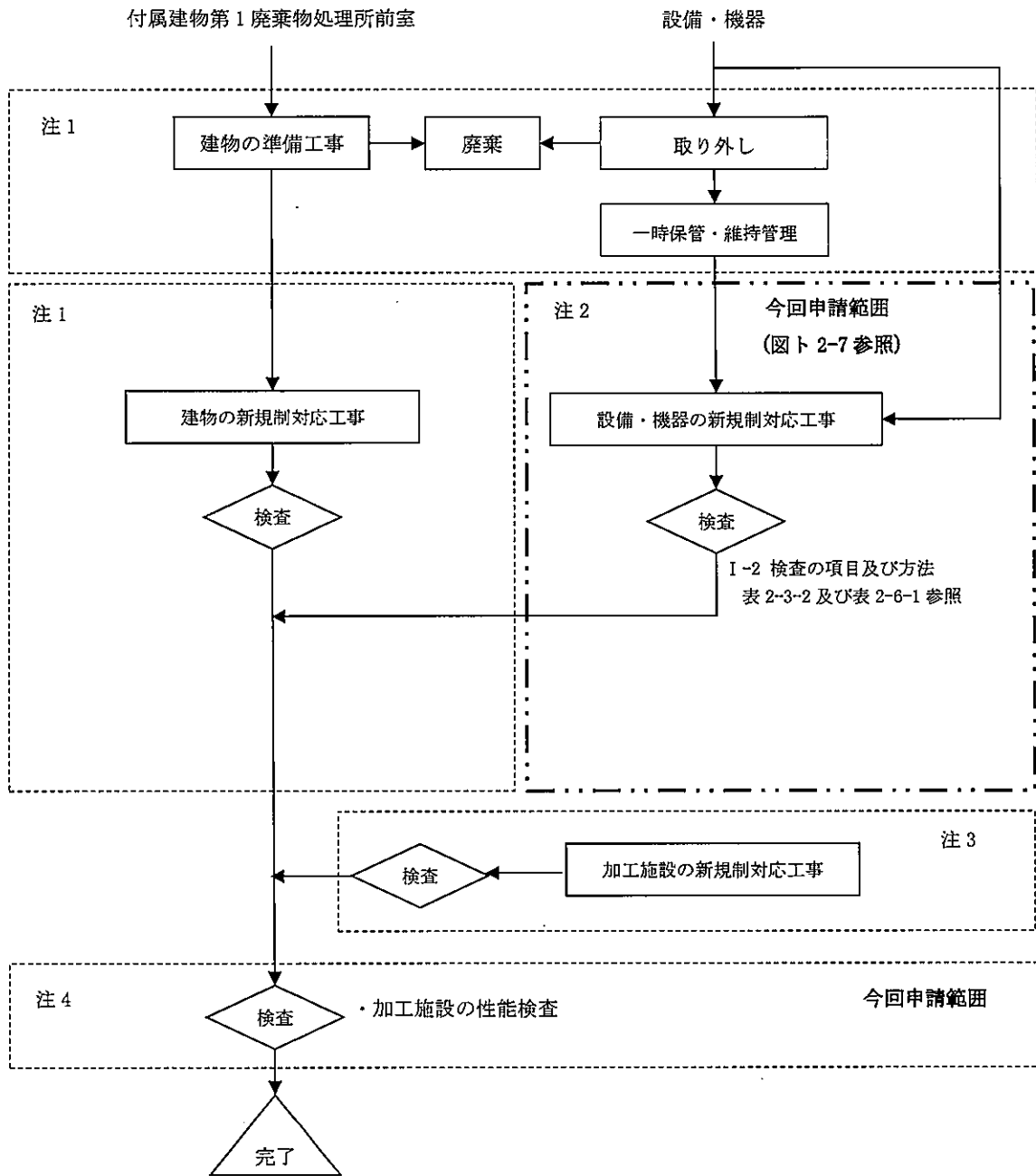
注 4 : 加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の3.項に示す。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図ト2-3 建物工事と設備工事との関係図 (付属建物第1廃棄物処理所)



注1：先行設工認申請済み。

注2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注3：放射線管理棟以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または本設工認にて申請。

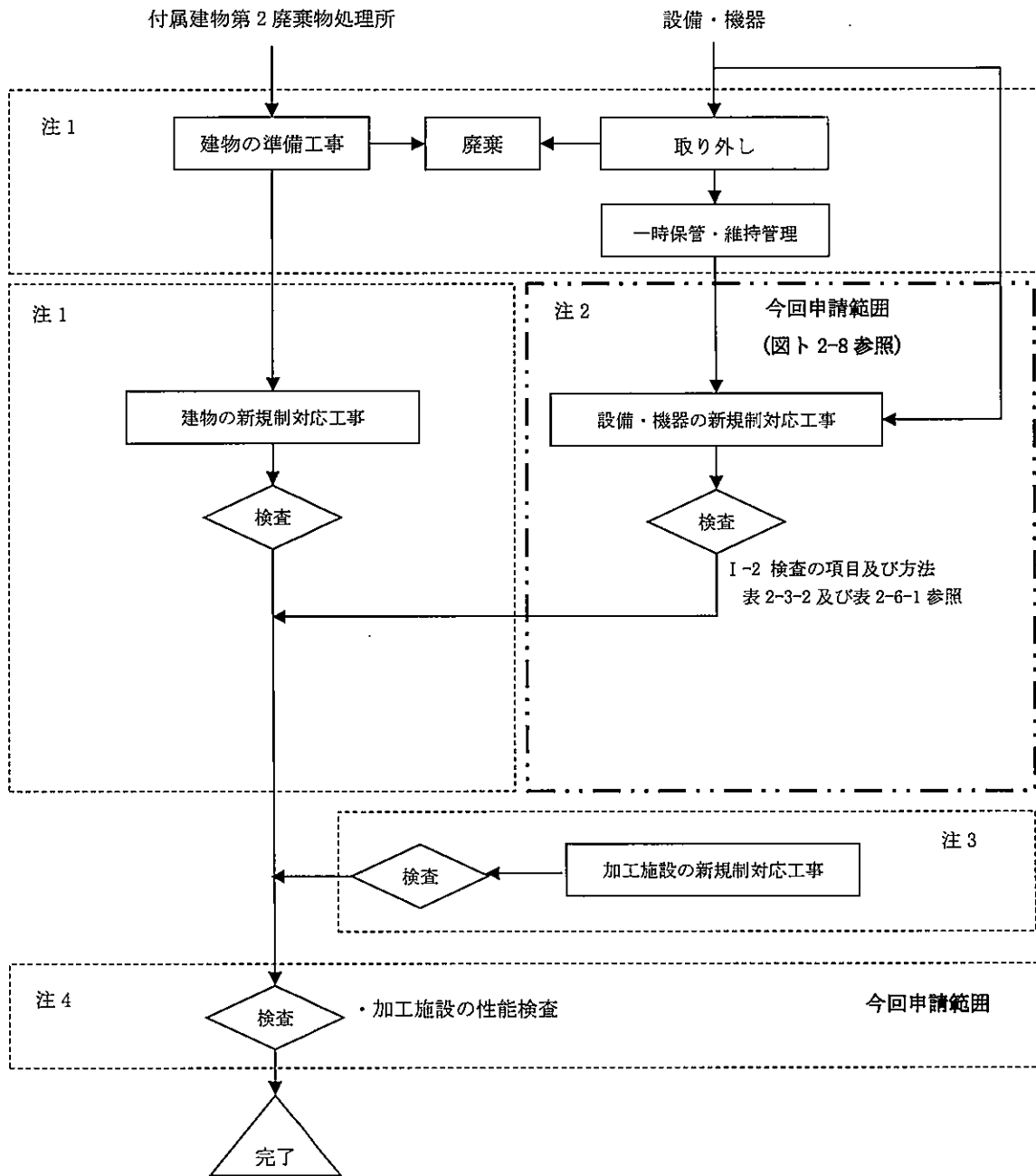
注4：加工施設の性能検査については、I-2検査の項目及び方法の3.項に示す。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図ト2-4 建物工事と設備工事との関係図 (付属建物第1廃棄物処理所前室)



注 1： 先行設工認申請済み。

注 2： 一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注 3： 放射線管理棟以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または本設工認にて申請。

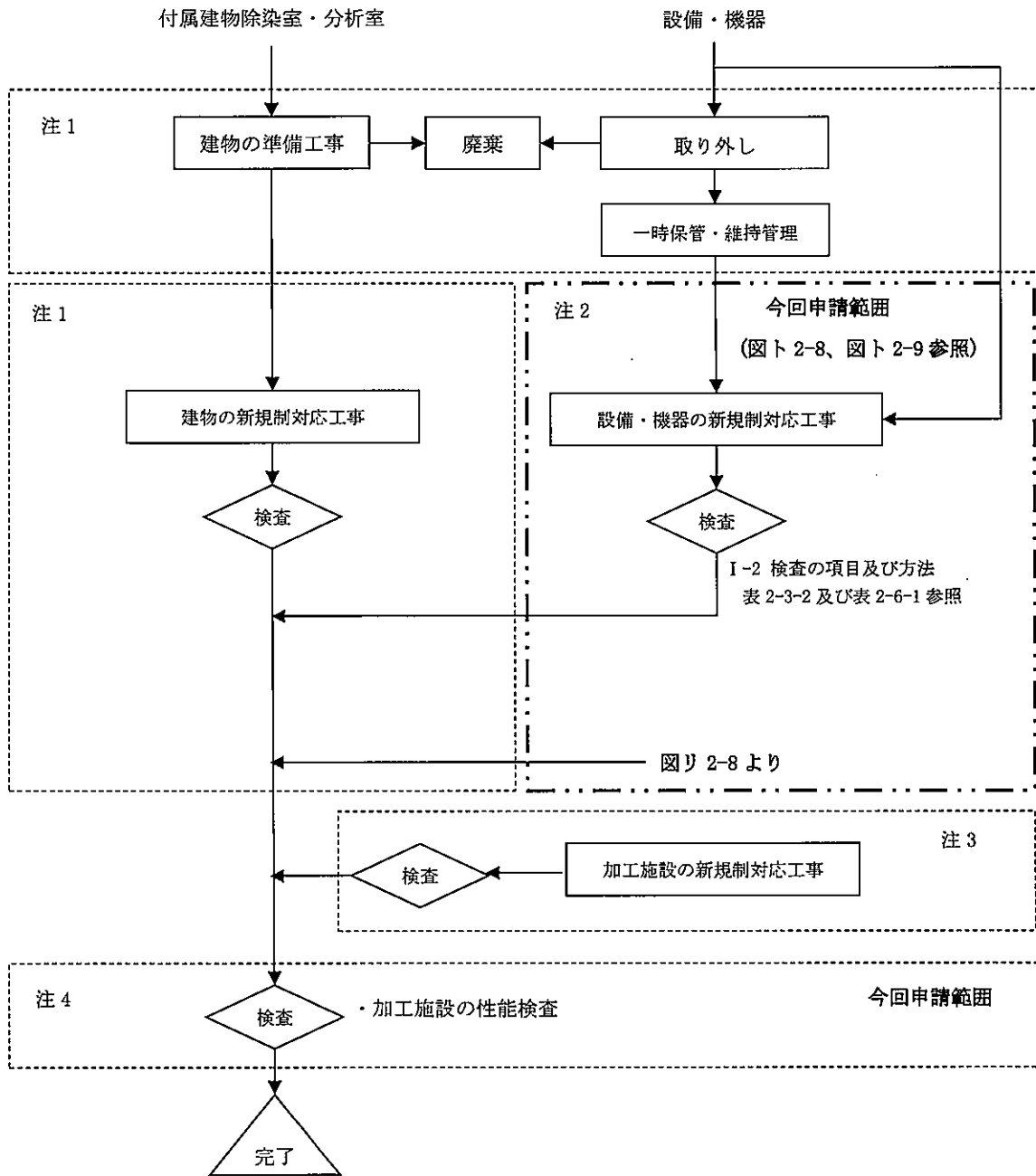
注 4： 加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の 3. 項に示す。

(凡例)

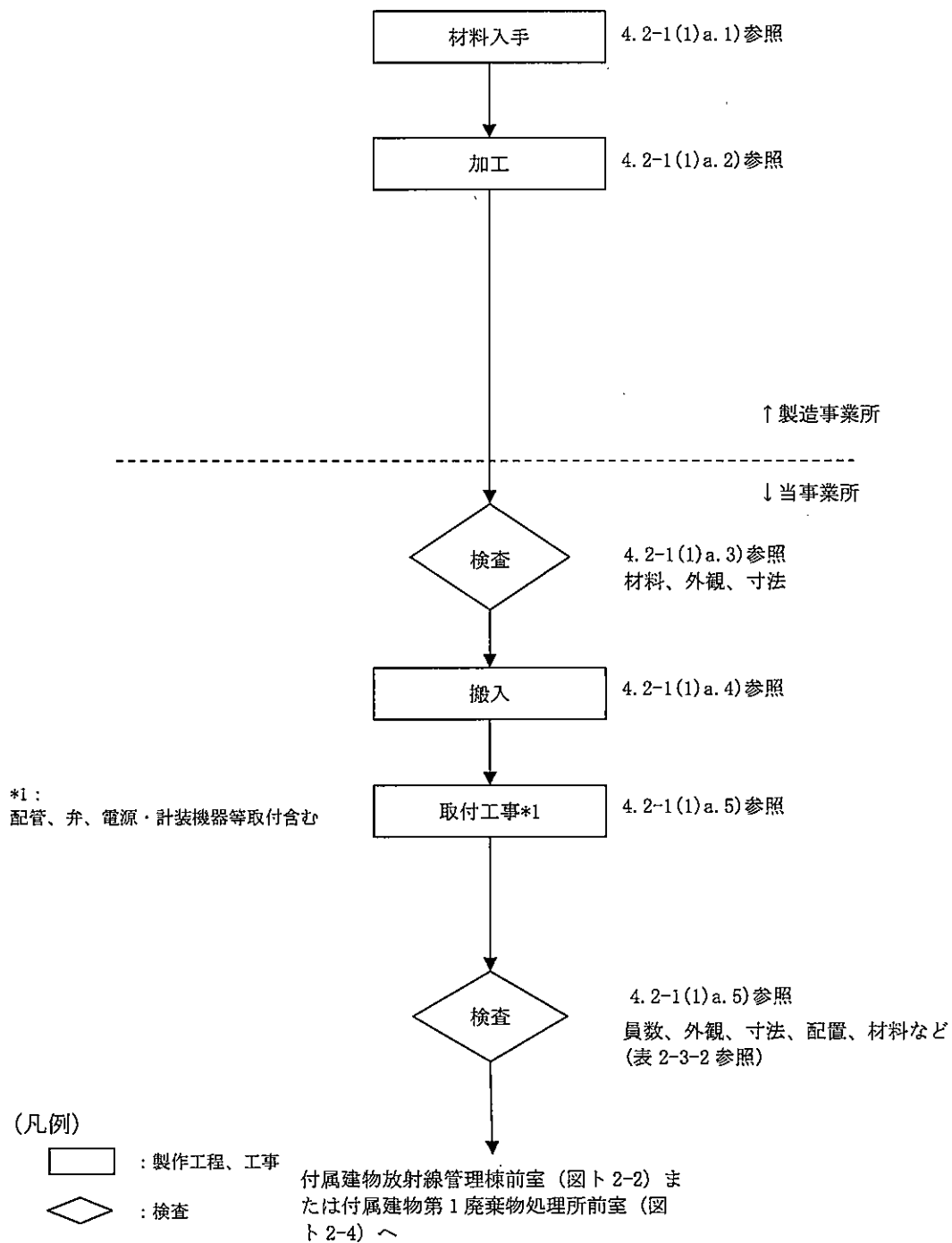
□ : 工事

◇ : 検査

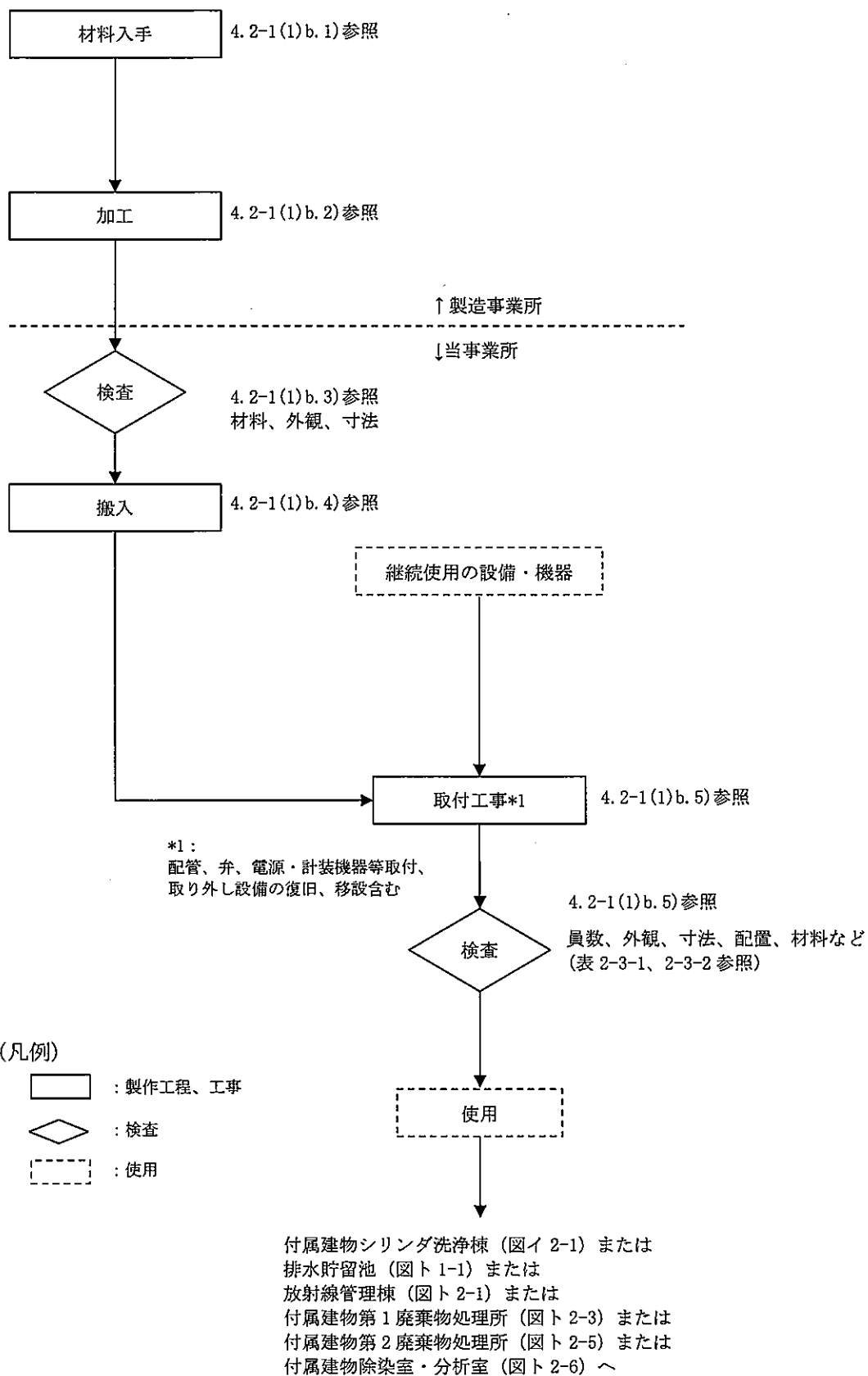
図ト2-5 建物工事と設備工事との関係図 (付属建物第2廃棄物処理所)



図ト2-6 建物工事と設備工事との関係図（附属建物除染室・分析室）



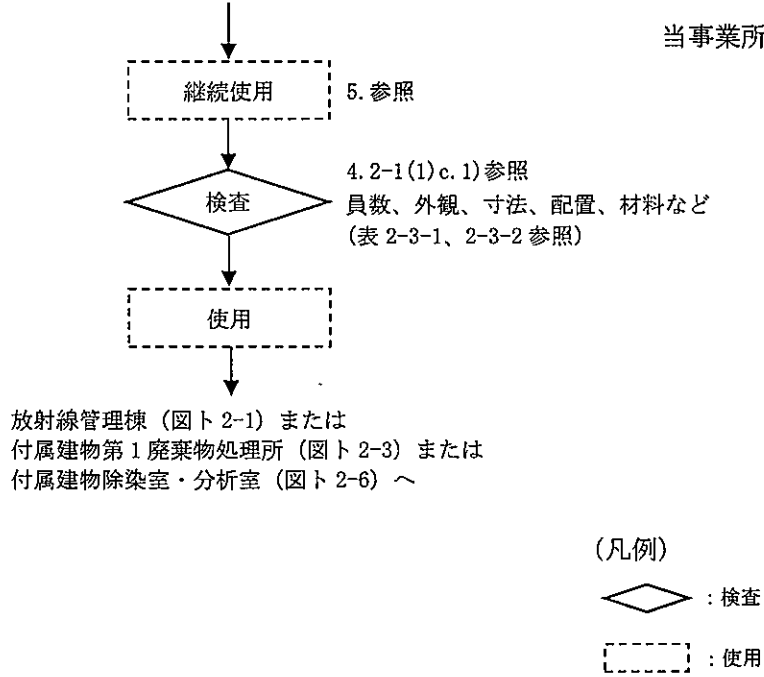
図ト 2-7 工事の手順フロー図 (新設する設備・機器)



図ト 2-8 工事の手順フロー図 (改造する継続使用の設備・機器)

変更しない設備・機器（継続使用の設備・機器）

当事業所



図ト 2-9 工事の手順フロー図（変更しない継続使用の設備・機器）

4. 2-2. 気体廃棄物の廃棄設備

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図へ1-1に示す。

付属建物第3核燃料倉庫貯蔵室(2)のペレット貯蔵棚と保存燃料棒貯蔵棚に核燃料物質が保管されているため、工事エリアから離れていない場合には、周囲を養生材で囲む、又は工事範囲から隔離することにより、核燃料物質に影響を与えないようにする。工事中は気体廃棄施設の運転を行い、負圧維持する。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。

設備・機器を取り外したダクトに対しては閉止措置を行うが、第1種管理区域の負圧維持のために継続使用する系統のダクトについては閉止措置を行わず継続使用する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。

a. 新設又は改造する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-10-1及び図ト2-10-2参照)

- 1) 取り外し対象の機器・設備について、固定しているボルト等を外して取り外しを行う。
継続使用する工場内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統のダクト等は機器・設備を取り外した状態で一時的に使用する。
- 2) 第1種管理区域内で取り外した機器・設備を再度使用する場合は、必要に応じて除染し、付属建物第3核燃料倉庫内に一時保管する。
- 3) アンカーボルト等の補強部材、機器、ダクト、ダンパ等(本項では以下「部品」と記載)の機器の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 4) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 5) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 6) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 7) 設備・機器の移設、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、復旧、施工工事(所定系統への接続含む)及びI-2の検査を実施する。継続使用する工場内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統のダクト等は、性能検査を行うまで機能を維持し、検査終了後に使用を開始する。
- 8) 検査の合格をもって完了とする。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う（図ト2-11-1及び図ト2-11-2参照）。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器について1-2の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

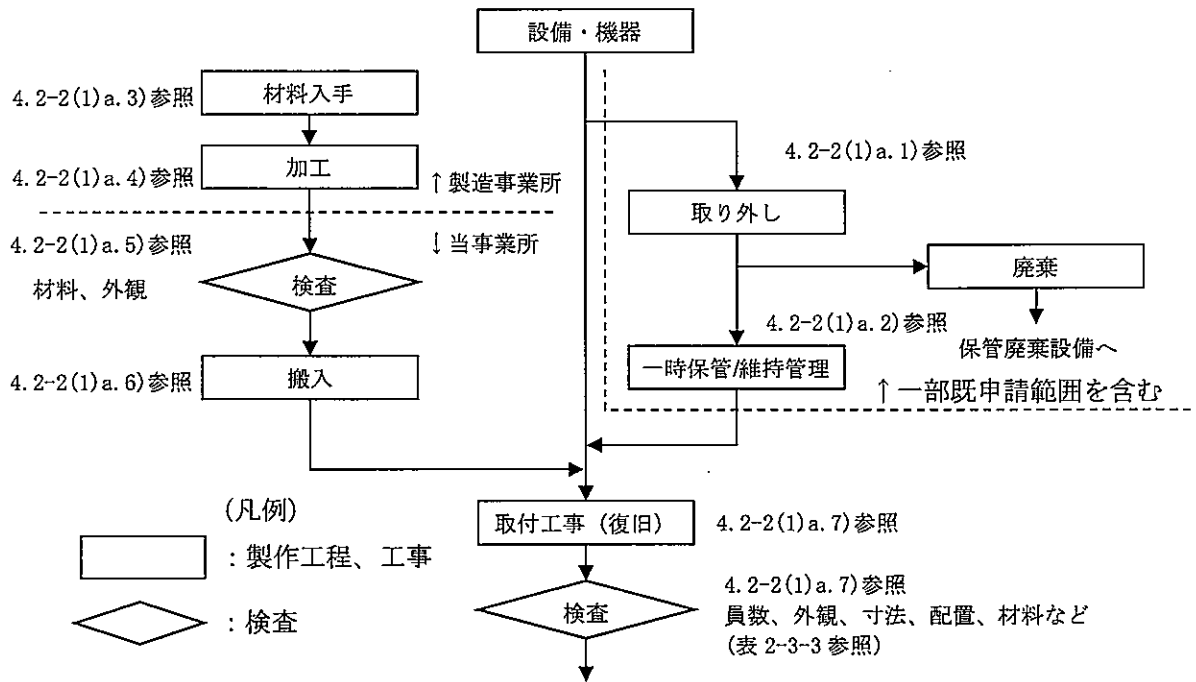
- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

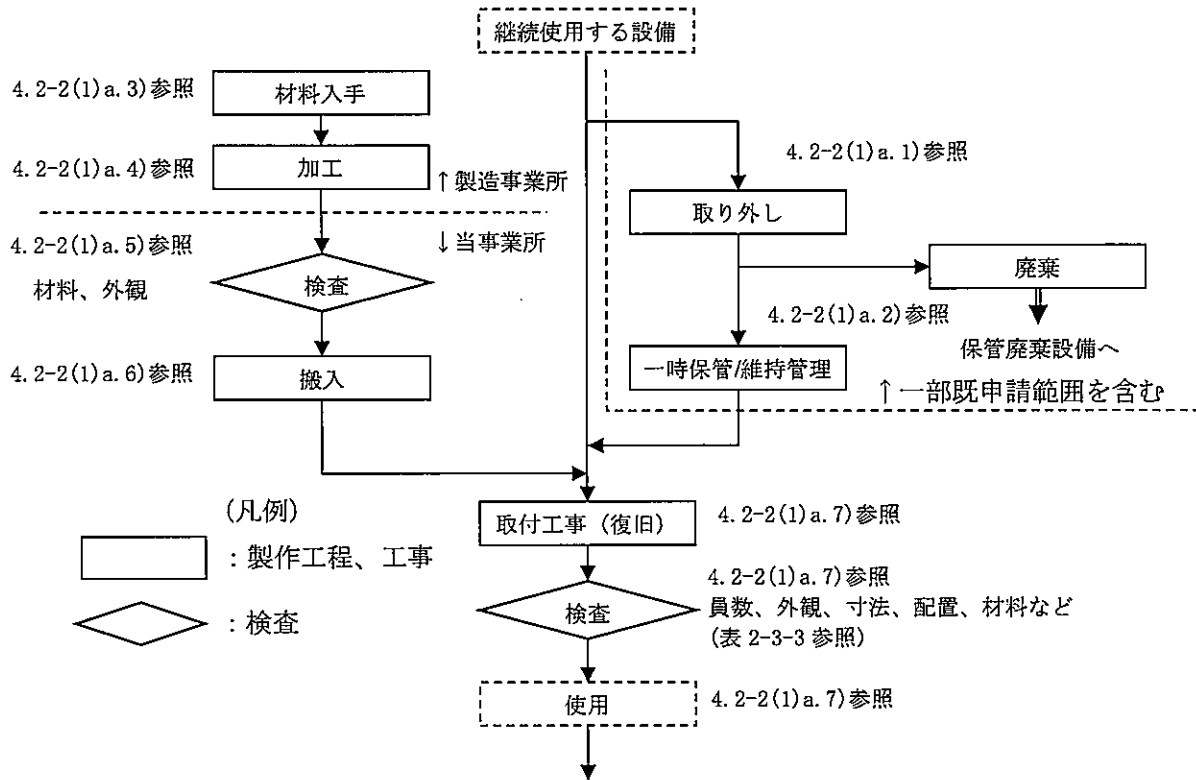
(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-3-3 に、検査の方法を表 2-6-1 に示す。



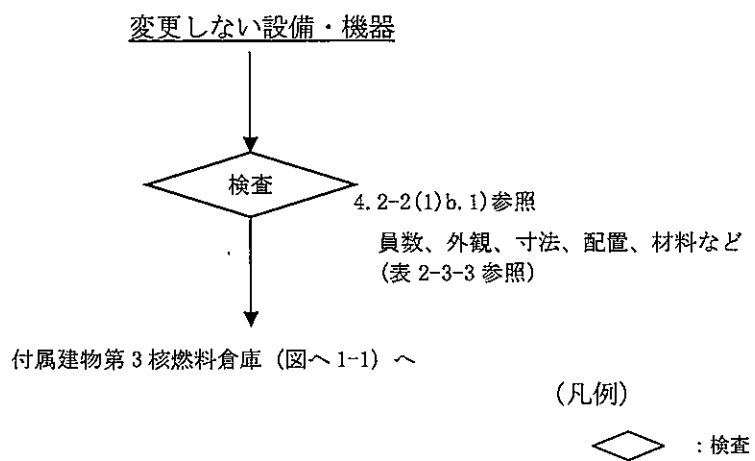
附属建物第3核燃料倉庫(図へ1-1)へ

図ト2-10-1 工事の手順フロー図(新設又は改造する設備・機器)

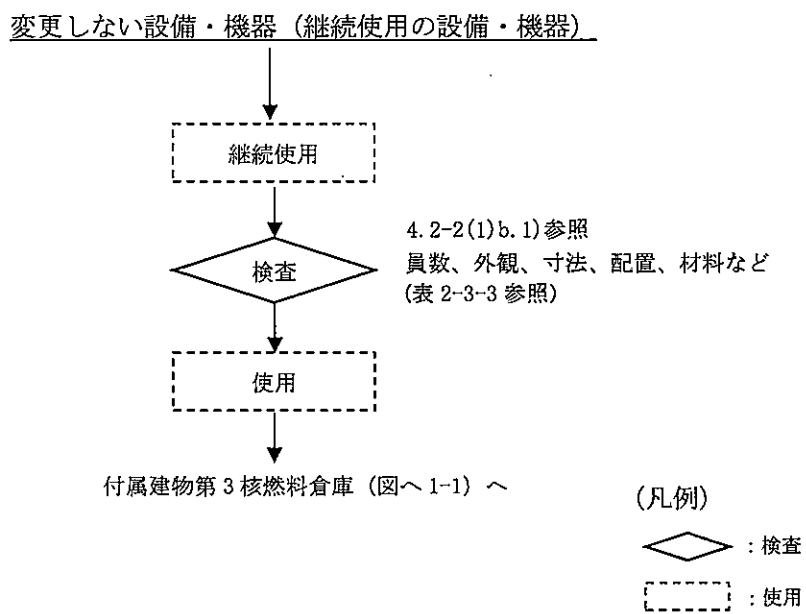


附属建物第3核燃料倉庫(図へ1-1)へ

図ト2-10-2 工事の手順フロー図(新設又は改造する継続使用の設備・機器)



図ト 2-11-1 工事の手順フロー図 (変更しない設備・機器)



図ト 2-11-2 工事の手順フロー図 (変更しない継続使用の設備・機器)

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

排水貯留池は、海洋放出前の濃度確認機能を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

気体廃棄設備(4)については、管理区域の閉じ込め機能の維持のため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

廃液処理設備(3)は、加工施設の維持管理に不可欠な管理区域内の手洗い等で発生した排水を貯留及び処理するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。保管廃棄設備(液体廃棄物の廃棄設備)は、分析廃液等を保管廃棄するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。焼却設備は、管理区域内で発生した廃棄物を減容するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。固体廃棄物処理設備は、管理区域内で発生した高性能エアフィルタ等の廃棄物を圧縮減容するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。除染設備は、廃棄物を除染するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。保管廃棄設備(固体廃棄物の廃棄設備)は、廃棄物を収納したドラム缶を搬送するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。なお、工事を伴う気体廃棄設備(4)、廃液処理設備(3)、保管廃棄設備(液体廃棄物の廃棄設備)、焼却設備、固体廃棄物処理設備、除染設備、保管廃棄設備(固体廃棄物の廃棄設備)は、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後は使用前事業者検査の合格をもって使用する。

排水貯留池は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

気体廃棄設備(4)、廃液処理設備(3)、保管廃棄設備(液体廃棄物の廃棄設備)、焼却設備、固体廃棄物処理設備、除染設備、保管廃棄設備(固体廃棄物の廃棄設備)は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表ト建一1 排水貯留池 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{776} 排水貯留池
設置場所		敷地内建物配置図(図へ建一1)参照
機器名		排水貯留池 ・排水貯留池(1) ・排水貯留池(2)
変更内容		変更なし
員数		2基
一般仕様	型式	排水貯留池(1):鉄筋コンクリート造 基礎:直接基礎 排水貯留池(2):鉄筋コンクリート造 基礎:直接基礎
	主要な構造材	表ト建一2に示す
	寸法(単位:m)	排水貯留池(1): <input type="text"/> (内寸) 排水貯留池(2): <input type="text"/> (内寸) 排水貯留池(1)、(2)容量:各々約400m ³
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 底版:鉄筋コンクリート □ 基礎:直接基礎 □ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上 地盤種類:ローム層 [5.1-建2] 排水貯留池は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。
	地震による損傷の防止	[6.1-建1] ・耐震重要度分類第3類 □排水貯留池{776} [6.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、排水貯留池の耐震重要度分類は第3類とする。 [6.1-建5] ・位置、構造、寸法、材料:表ト建一2、図ト建一1、2参照 ・一次設計 □建築基準法施行令第八十八条に規定される係数(地下部0.1)に耐震重要度分類第3類の割増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(地下部0.1G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。
津波による損傷の防止	[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。	

表ト建-1 排水貯留池 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。 [8.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。 [8.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。 [8.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-建1] 排水貯留池の主要構造部は、不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表ト建-2に示す。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-建1] 排水貯留池にて放射性物質の濃度を再度確認した後、排水口から専用排水管により海洋へ放出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図へ建-1→1 敷地内建物配置図 図ト建-1 排水貯留池(1)詳細図 図ト建-2 排水貯留池(2)詳細図

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。

凡例 ()内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ト建-2 排水貯留池 主要な構造材の仕様表

<p>構築物の種類</p>	<p>(1)排水貯留池(1) 構造：鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 底版：鉄筋コンクリート 基礎：直接基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上のローム層</p> <p>(2)排水貯留池(2) 構造：鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 底版：鉄筋コンクリート 基礎：直接基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上のローム層</p>
<p>主要な構造材</p>	<p>(1)排水貯留池(1) ①鉄筋コンクリート ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート ・既設躯体全般：設計基準強度 20.6N/mm² ②壁：上記の鉄筋コンクリート ③底版：上記の鉄筋コンクリート</p> <p>(2)排水貯留池(2) ①鉄筋コンクリート ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート ・既設躯体全般：設計基準強度 20.6N/mm² ②壁：上記の鉄筋コンクリート ③底版：上記の鉄筋コンクリート</p>
<p>基本仕様</p>	<p>(1)排水貯留池(1) ①鉄筋コンクリート 壁厚：□mm（上端部）、□mm（下端部） 底版：□mm 鉄筋：□</p> <p>(2)排水貯留池(2) ①鉄筋コンクリート 壁厚：□mm（上端部）、□mm（下端部） 底版：□mm 鉄筋：□</p>

(参考)

排水貯留池(1)詳細図：図ト建-1

排水貯留池(2)詳細図：図ト建-2

追表ト建-3-1 附属建物廃棄物管理棟 仕様表 (1次申請:表ト-1) (1/2)

許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	
設備・機器/建物名称	{877} 附属建物 廃棄物管理棟 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路	
設置場所	敷地内建物配置図(図ト-1) 参照	
建物名	廃棄物管理棟	
変更内容	新設	
員数	1式	
一般仕様	型式	鉄骨鉄筋コンクリート造、平屋建、屋根の仕様(RC)
	主要な構成材	柱: 鉄骨鉄筋コンクリート 基礎, 床, 壁: 鉄筋コンクリート 梁: 鉄骨、鉄筋コンクリート 屋根: 鉄筋コンクリート
	寸法(単位:m)	延べ床面積約 2,250 m ²
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.1-1] 自動火災報知設備を設置(感知器(煙):38個) [4.1-2] 手で火災信号を発信する発信機(P型)を設置(2個) [4.1-3] 消火器を設置(粉末消火器10型:15本) [4.1-4] 屋外消火栓設備を設置(2基、ホース20m×4本) [4.3-3] 廃棄物管理棟は不燃性材料を使用する設計 [4.3-4] 防火区画を設けて延焼を防止し、建物からのウランの漏えいを防止する設計 [4.3-5] 防火壁、防火扉、防火シャッターを設置 [4.3-6] 火災区域を設定(Q1(保管室(1)、測定室(1)、測定室(2)):耐火時間1.0hに対し等価時間0.03h、Q2(保管室(2)):耐火時間1.0hに対し等価時間0.02h) [4.3-7] 常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器を設置 [4.3-8] 防火壁の貫通部に耐火シールを施工
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-1] フーチングを介して地盤改良した地盤で支持する構造
	地震による損傷の防止	[5.2.1-1][5.2.1-2] 耐震重要度分類第3類(設備・機器) [5.2.1-3][5.2.1-4] 耐震重要度分類第3類(建物)
	津波による損傷の防止	[5.3-1] 基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-1] (竜巻): 建物の外壁及び屋根は、F1竜巻に対して損傷しない設計 [5.4.1-2] (洪水): 久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地 [5.4.1-3] (凍結): 屋外消火栓は気温-12.7℃に対し不凍式の屋外消火栓の設置や配管埋設(地表から300mm以上の深さに埋設)により凍結を防止する設計 [5.4.1-4] (降水): 降水量100mm/hの雨水に対し雨樋、勾配により排出できる設計、雨漏り防止のため、屋根にシート防水を施工 [5.4.1-5] (積雪): 積雪30cmの荷重に耐える設計、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力 [5.4.1-6] (地滑り): 東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地 [5.4.1-7] (火山の影響): 屋根の実耐荷重は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm ³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)に耐える実力 [5.4.1-8] (生物学的事象): 外気取入口のガラリにフィルタ(10メッシュ)を設置 [5.4.1-9] (森林火災): 加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地 [5.4.2-1] (外部火災): 敷地内外の火災・爆発に対し損傷しない設計 [5.4.2-2] (ダムの崩壊): 加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地 [5.4.2-3] (船舶の衝突): 船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地

追表ト建-3-1 附属建物廃棄物管理棟 仕様表 (1次申請:表ト-1) (2/2)

人の不法な侵入等の防止	[5.5.1-1]鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅牢な障壁を有する設計 [5.5.1-2]情報システムは外部からの不正アクセスを遮断する設計
溢水による損傷の防止	-
材料及び構造	-
閉じ込めの機能	-
遮蔽	[8.1-1]コンクリート厚:壁25cm以上(北側のみ40cm以上)、天井20cm以上、コンクリート密度:2.05g/cm ³ 以上 [8.1-2]遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設
換気	-
核燃料物質等による汚染の防止	-
安全機能を有する施設	[11.1-1]設置場所の温湿度状態、大気圧下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-1]検査又は試験及び保守又は修理ができる設計 [11.4-1]使用施設との共用に十分な保管廃棄容量を有する設計
搬送設備	-
警報設備等	-
安全避難通路等	[13.2.1-1]単純、明確かつ容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設置 [13.2.1-2]非常用ディーゼル発電機から給電される非常用照明及び誘導灯を設置
核燃料物質の貯蔵施設	-
廃棄施設	-
放射線管理施設	-
非常用電源設備	[16.1-1]火災等の警報設備(音響装置(ベル))、電話機(有線式)、放送設備は、それぞれ本体である受信機、電話交換機、放送設備本体を通して非常用ディーゼル発電機と接続する設計 [16.1-2]非常用照明及び誘導灯は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する設計 [16.2-1]受信機、電話交換機、放送設備本体、非常用照明及び誘導灯は、無停電電源装置(889)又はバッテリーを内蔵し、停電時に非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間(40秒)その機能を維持できるようにバッテリーから電力を供給する設計
通信連絡設備	[17.1-1]放送設備及び電話設備(有線式(4台)及び無線式(1台))を設置する設計
その他事業許可で求める仕様	(1-3)(9-10)F3 竜巻に対し、建物の外壁及び屋根が損傷しない設計
添付図	図ト-1 敷地内建物配置図 図ト-2 廃棄物管理棟 建物平面図 図ト-3 廃棄物管理棟 建物立面図 図ト-4 廃棄物管理棟 ドラム缶配置図 図ト-5 廃棄物管理棟 建物断面図(X-X断面図、Y-Y断面図) 図ト-6 廃棄物管理棟 地盤改良範囲図 図ト-10 廃棄物管理棟 基礎伏図 図ト-11 廃棄物管理棟 中間梁伏図 図ト-12 廃棄物管理棟 屋根伏図 図ト-13 廃棄物管理棟 基礎一覽(1/2) 図ト-14 廃棄物管理棟 基礎一覽(2/2) 図ト-15 廃棄物管理棟 基礎梁一覽 図ト-16 廃棄物管理棟 SRC、RC柱及びSRC梁一覽 図ト-17 廃棄物管理棟 スラブ配筋、壁、S梁一覽 図リ-1 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ-2 非常用通報設備 放送設備、電話設備 図リ-3 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ-4 消火設備 屋外消火栓設備、消火器

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
凡例 { }内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覽」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号を示す。

(例) [4.1-1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号1を示す。

[5.2.1-1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号1を示す。

()内に示す数字:「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の条番号、及び設計番号を示す。

(例) (5-4)は、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第5条に対する設計番号4を示す。

本仕様表内の設計番号及び図番は1次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第1806196号又は原規規発第2008051号にて認可、及び三原燃20-0695号で申請済み。

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (1/15)

<p>事業許可との対応</p>	<p>許可番号 (日付) 設備・機器名称</p>	<p>原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {847} 建物 放射線管理棟 {848} 堰 (内部溢水止水用) {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
<p>設置場所</p>	<p>敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照</p>	
<p>機器名</p>	<p>放射線管理棟 堰 (内部溢水止水用) 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</p>	
<p>変更内容</p>	<p>改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・ 壁新設補強 放射線管理棟本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する ・ 壁増打ち補強 放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする ・ 鉄骨ブレース新設 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の鉛直面に鉄骨ブレースを新設する ・ 屋根面ブレース追設 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレースを追設する ・ 方杖追設補強 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する ・ エキスパンションジョイント改造 管理室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う ・ 外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、廃水処理室はシャッタ開口部を ALC 壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉残置で、鋼板で閉止する ・ 鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・ 鉄扉交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体及び増築部の鉄扉を新たな鉄扉に交換する</p>	

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-1) (2/15)

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る 												
<p>員数</p>	<p>1式</p>												
<p>一般仕様</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="279 1323 624 1563"> <p>型式</p> </td> <td data-bbox="624 1323 1396 1563"> <p>本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 増築部 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 廃棄物一時貯蔵所 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 鉄筋コンクリート (増築部) 鉄筋コンクリート (廃棄物一時貯蔵所) 折板 基礎 : 杭基礎</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1563 624 1592"> <p>主要な構造材</p> </td> <td data-bbox="624 1563 1396 1592"> <p>表ト建-2-1に示す</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1592 624 1704"> <p>寸法(単位:m)</p> </td> <td data-bbox="624 1592 1396 1704"> <p>(本体) <input type="text"/> (増築部) <input type="text"/> (廃棄物一時貯蔵所) <input type="text"/> 延べ床面積: 約 1,200 m²</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1704 624 1733"> <p>その他の構成機器</p> </td> <td data-bbox="624 1704 1396 1733"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1733 624 1762"> <p>その他の性能</p> </td> <td data-bbox="624 1733 1396 1762"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1762 624 1794"> <p>取扱う核燃料物質の状態</p> </td> <td data-bbox="624 1762 1396 1794"> <p>—</p> </td> </tr> </table>	<p>型式</p>	<p>本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 増築部 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 廃棄物一時貯蔵所 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 鉄筋コンクリート (増築部) 鉄筋コンクリート (廃棄物一時貯蔵所) 折板 基礎 : 杭基礎</p>	<p>主要な構造材</p>	<p>表ト建-2-1に示す</p>	<p>寸法(単位:m)</p>	<p>(本体) <input type="text"/> (増築部) <input type="text"/> (廃棄物一時貯蔵所) <input type="text"/> 延べ床面積: 約 1,200 m²</p>	<p>その他の構成機器</p>	<p>—</p>	<p>その他の性能</p>	<p>—</p>	<p>取扱う核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>
<p>型式</p>	<p>本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 増築部 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 廃棄物一時貯蔵所 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 鉄筋コンクリート (増築部) 鉄筋コンクリート (廃棄物一時貯蔵所) 折板 基礎 : 杭基礎</p>												
<p>主要な構造材</p>	<p>表ト建-2-1に示す</p>												
<p>寸法(単位:m)</p>	<p>(本体) <input type="text"/> (増築部) <input type="text"/> (廃棄物一時貯蔵所) <input type="text"/> 延べ床面積: 約 1,200 m²</p>												
<p>その他の構成機器</p>	<p>—</p>												
<p>その他の性能</p>	<p>—</p>												
<p>取扱う核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>												

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (3/15)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止 火災等による損傷の防止	ー [4.1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備 (899, 900, 901) を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 □ 感知器(煙): 3 個 □ 感知器(熱): 53 個 □ 感知器(空気管式): 1 基 □ 警報設備(ベル): 2 個 ・ 設置設備の配置 図リ建-33 参照 [4.1-建 2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備 (899, 901) を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 □ 発信機(P型): 2 個 ・ 設置設備の配置 図リ建-33 参照 [4.1-建 3] 消防法第十七条第 1 項に基づき、消火器 (894, 898) を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 □ 粉末消火器 10 型: 23 本 (入口近傍 2 本を含む) □ 二酸化炭素消火器 7 型: 1 本 □ 金属用消火器: 1 本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第 6 項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図リ建-45 参照 [4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓 (894, 895) を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽 (894, 896) と消火水配管により接続される。 ・ 設置設備の種類と員数 □ 屋外消火栓: 不凍式 12 基 (工場棟の近傍の総数) (図リ建-35 参照) □ 各消火栓に設置するホース: 20m ホース 2 本以上 ・ 設置設備の配置 □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離: 40m 以下 (図リ建-35 参照) □ 建物各部から防火水槽までの水平距離: 100m 以下 (図リ建-35-2 参照) □ 20m ホース 2 本を設置する消火栓の位置: 図リ建-35 参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート: 図リ建-35-1 参照 [4.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の放射線管理棟は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-1 に示す。
---------------	---------------------------	--

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-1) (4/15)

技術基準に基づく設計 (注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.3-建 2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) [848]: ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部) (配置を図リ建-58に示す) ・ 使用材料: 表ト建-2-1参照 <p>[4.3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6のとおり設定する。</p> <p>[4.3-建 4] 放射線管理棟各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(4/4)参照 <p>[4.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図ト建-1参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(4/4)参照 <p>[4.3-建 7] 電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。 <p>[4.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
----------------	-------------	--

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (5/15)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 抗材料(放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度:放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m 配置:図ト建-4参照 □ 杭構造・寸法 表ト建-2-1参照 ・ 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 □ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類:地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> □ 放射線管理棟 □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備{890, 892}) □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) □ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) </p> <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-1) (6/15)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく設計 (注)</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[5.2.1-建 8] 放射線管理棟に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[5.2.1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、放射線管理棟の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5.2.1-建 4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-1~6、16参照 ・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5参照 <p>[5.2.1-建 5] ・ 位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-1、図ト建-1~6、11~16、19~21 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[5.2.1-建 6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堰(内部溢水止水用) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置: 図リ建-58参照 ◦ 寸法、構造、材料: 表ト建-2-1参照 <p>[5.2.1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置: 図リ建-21参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置: 図リ建-35参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置: 図リ建-33参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置: 図リ建-10参照 </p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>[5.3-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-1) (7/15)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[5.4.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-1、図ト建-1~6、11~16、19~21 参照 <ul style="list-style-type: none"> □ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、放射線管理棟(増築部及び廃棄物一時貯蔵所を含む)の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 放射線管理棟本体、増築部、及び廃棄物一時貯蔵所の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5.4.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
----------------------	------------------------	---

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-1) (8/15)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。 <p>[5.4.1-建4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図イ建-11-1参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 放射線管理棟本体及び増築部の屋根に、防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[5.4.1-建5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ることを確認した。</p> <p>[5.4.1-建10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-2に示すように最大で約4.7mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5.4.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5.4.1-建7] (火山の影響) 表ト建-2-1に示す放射線管理棟本体の一部(廃棄物一時貯蔵所)の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、鉄筋コンクリート屋根の放射線管理棟本体及び増築部は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-2参照)</p>
----------------	-----------------	--

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (9/15)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[5.4.1-建 8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの前にはフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 ストレーナ:図イ建-1参照 <p>[5.4.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5.4.2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 なお、放射線管理棟は核燃料物質を取り扱わずリスクが小さいことから、LPガスローリ、水素トレーラ、タンクローリ(液化プロパンガス)の爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、又は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、危険限界距離の代わりに保安距離、第1種設備距離を適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象:図ト建-1参照 ・ 各評価対象の離隔距離:図イ建-8-2参照 <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5.4.2-建 3] (ダム崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[5.4.2-建 4] (船舶衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[5.5.1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。 ・ 加工施設の建物は、表ト建-2-1に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-9、12、図ト建-1、2参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 放射線管理棟は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[5.5.1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-1) (10/15)

技術基準に基づく設計 (注)	溢水による損傷の防止	<p>[5.6.1-建 2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。 ・ 溢水防護区画: 図リ建-47 参照</p> <p>[5.6.1-建 1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 堰の位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-1(3/4)、図リ建-58、59 参照</p> <p>[5.6.1-建 3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備 (849) を設置する。</p> <p>[5.6.1-建 4] 放射線管理棟内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ建-58 参照)</p> <p>[5.6.1-建 6] 放射線管理棟の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備 (電気設備) については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域 (第2種管理区域) と汚染の発生するおそれのある区域 (第1種管理区域) を設定する。なお、放射線管理棟本体の一部及び廃棄物一時貯蔵所は第1種管理区域に設定、放射線管理棟本体の一部及び放射線管理棟増築部は非管理区域に設定する。(図イ建-2 参照)</p> <p>[7.1-建 2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備 (2) {640, 652} により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧 ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上</p> <p>[7.1-建 6] 放射線管理棟内部の第1種管理区域の床及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料 (建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料) で仕上げる。</p>

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (11/15)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建 4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[7.1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上、179mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ建-58参照)</p>
	遮蔽	<p>[8.1-建 1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-1参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 7×10⁻²mSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[8.2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気	<p>[9.1-建 1] 143,000m³/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(2)を施設できる構造とする。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[10.1-建 1] 放射線管理棟内部の第1種管理区域の床及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下
	安全機能を有する施設	<p>[11.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[11.4-建 2] 放射線管理棟の廃棄物一時貯蔵所に設置する廃棄物貯蔵設備(1)(818)、ドラム缶ウラン量測定装置(819)、及びクレーン(820)は使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり安全性を損なわない。</p>

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (12/15)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	[11.1-建 5] 気体廃棄設備(2)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空气中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建 1] <u>放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する。</u> [13.1-建 2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建 1]参照)
	安全避難通路等	[13.2.1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-10 参照 [13.2.1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(21 台)及び誘導灯(17 個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-10 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 [13.3-建 1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設	[15.1-建 1] 放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査室及びシャワー室を設置する。 [15.1-建 2] <u>ダストモニタ(831)及びモニタリングポスト(832)の測定状況を監視できる設備を設けた安全管理室を設置する。(図ト建-1参照)</u>	

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (13/15)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[16.1-建1] <u>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非常用通報設備</td> <td>放送設備*1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*2 ○ 無線式 -</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*4</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 放送設備本体を介して接続 *3: 受信器を介して接続 *2: 電話交換機を介して接続 *4: 中継盤を介して接続</p> <p>[16.1-建2] <u>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[16.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式)) ○ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 ○ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置{889}から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。 	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*2 ○ 無線式 -	-	○	自動火災報知設備	火災感知設備*3	○	-	○	警報設備(ベル)*4	○	-	○	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○	誘導灯	○	-	○
	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																		
非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○																																			
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*2 ○ 無線式 -	-	○																																			
自動火災報知設備	火災感知設備*3	○	-	○																																			
	警報設備(ベル)*4	○	-	○																																			
設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																			
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○																																			
	誘導灯	○	-	○																																			

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (14/15)

技術基準に基づく設計 (注)	通信連絡設備	<p>[17.1-建 1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):17台 □ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式15台、無線式1台 ・ 設置設備の配置 図リ建-21 参照 <p>[17.1-建 2] 通常状態から逸脱するような異常が検知された場合に関係管理者及び社内外関係者に通報できるように、安全管理室に非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))を設置する。(図リ建-21 参照)</p>
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第1類の放射線管理棟は、静的地震力3Ci に対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 2] 耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力1.0Gで弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、放射線管理棟本体、増築部、及び廃棄物一時貯蔵所に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> □ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-9、図イ建-11-1 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 放射線管理棟本体、増築部、及び廃棄物一時貯蔵所 建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 □ 放射線管理棟本体、及び増築部の外壁(鉄筋コンクリート)、及び廃棄物一時貯蔵所の外壁(サイディング) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 □ 放射線管理棟本体、及び増築部の鉄扉 補強又は交換により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 4] F3 竜巻に対し、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){850}を設置する。</p> <p>[99-建 5] 放射線管理棟本体(廃棄物一時貯蔵所の屋根を除く)及び増築部は、F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物で運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁、屋根(RC部)、及び鉄扉は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建 6] 放射線管理棟に前室を新設し、第1種管理区域と屋外との境界にあたるため、第2種管理区域として設定する。</p>	

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (15/15)

添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階) 図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階) 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階) 図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4) 図イ建-8-2(1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2(3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2(5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2(6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2(7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-8-2(8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(1階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター補強及びガラリ固縛概要図 図ト建-1 放射線管理棟 建物平面図(前室含む) 図ト建-2 放射線管理棟 建物立面図 図ト建-3 放射線管理棟 建物断面図 図ト建-4 放射線管理棟 杭及び基礎伏図 図ト建-5 放射線管理棟 基礎及び壁伏図 図ト建-6 放射線管理棟 屋根梁伏図 図ト建-11 放射線管理棟 C'、D' 通り軸組図 図ト建-12 放射線管理棟 E 通り軸組図 図ト建-13 放射線管理棟 15 通り軸組図 図ト建-14 放射線管理棟 25' 通り(本体部) 軸組図 図ト建-15 放射線管理棟 B'、B' 通り軸組図 図ト建-16 放射線管理棟 25' 通り(増築部) 軸組図 図ト建-19 放射線管理棟 壁増打ち補強リスト 図ト建-20 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 補強詳細図 図ト建-21 放射線管理棟 B', C', 25' 通り壁新設補強詳細図 図ト遮-1 放射線管理棟(前室含む) 遮蔽関係図(建物平面) 図リ建-10 放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-21 放射線管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 図リ建-33 放射線管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-45 放射線管理棟 消火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3) 図リ建-58 放射線管理棟 緊急対策設備(3) 堰(内部止水水用) 図リ建-59 緊急対策設備(3) 堰(一部脱着式) 脱着部詳細図 図リ電建-2 非常用照明・誘導灯(成型工場1階、放射線管理棟) 非常用ディーゼル負荷系統図 図リ電建-4 非常用照明・誘導灯(放射線管理棟、放射線管理棟前室) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図
-----	--

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 []内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

設計番号に(6次)と記載しているものは6次申請の設計番号を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第2003279号又は原規規発第2008051号で認可、及び三原燃20-0695号で申請済み。

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表ト建-1-2)(1/10)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{879}建物 放射線管理棟前室 {890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894,898}非常用設備 消火設備 消火器 {899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1)参照
機器名		付属建物放射線管理棟前室 非常用通報設備 放送設備 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯
変更内容		新設 1. 建物の新設工事 ・放射線管理棟前室新設 放射線管理棟の廃棄物一時貯蔵所前に前室を新設する 2. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)非常用照明の増設 放射線管理棟前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の増設 放射線管理棟前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(放送設備)の増設 放射線管理棟前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・自動火災報知設備(火災感知設備)の増設 放射線管理棟前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る ・消火設備(消火器)の増設 放射線管理棟前室に消火器の増設により、初期消火における設備の確保を図る
員数		1式
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 屋根 : 鉄筋コンクリート 基礎 : 直接基礎
	主要な構造材	表ト建-2-2に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <input type="text"/> 延べ床面積: 約40㎡
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請：表ト建-1-2) (2/10)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(熱)：1個 ・ 設置設備の配置 図リ建-33 参照 <p>[4.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器10型：1本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-45 参照 <p>[4.1-建5] <u>消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。</u> <u>屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓：不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図リ建-35 参照) □ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図リ建-35 参照) □ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m以下(図リ建-35-2 参照) □ 20mホース2本を設置する消火栓の位置：図リ建-35 参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ建-35-1 参照 <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の放射線管理棟前室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-2に示す。 <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6のとおり設定する。</p> <p>[4.3-建4] 放射線管理棟前室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(4/4)参照

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表ト建-1-2)(3/10)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図ト建-7参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(4/4)参照 <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線管理棟前室 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 基礎梁下面から深さ約1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類:地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 放射線管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 放射線管理棟前室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟前室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> □ 放射線管理棟前室 ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備{890, 892}) □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備) □ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904})

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表ト建-1-2)(4/10)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟前室は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[5.2.1-建8] 放射線管理棟前室に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[5.2.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、放射線管理棟前室の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5.2.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-1、2、4~10、18参照 ・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5参照 <p>[5.2.1-建5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-2、図ト建-1~10、17~18参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[5.2.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-21参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-35参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-33参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-10参照
	津波による損傷の防止	<p>[5.3-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。</p>

追表ト建-3-3 附属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表ト建-1-2)(5/10)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-2、図ト建-1~10、17~18参照 □ F1竜巻(最大風速49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、放射線管理棟前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 放射線管理棟前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記F1竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ F1竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5.4.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[5.4.1-建3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し、凍結を防止する。 <p>[5.4.1-建4] (降水)</p> <p>降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図イ建-11-1参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[5.4.1-建5] (積雪)</p> <p>茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建10] (落雷)</p> <p>加工施設の高さは図ト建-8に示すように最大で約5.3mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5.4.1-建6] (地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p>
---------------	-----------------	---

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請：表ト建-1-2) (6/10)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建7] (火山の影響) 表ト建-2-2に示す放射線管理棟前室の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-2参照)</p> <p>[5.4.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5.4.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。なお、放射線管理棟前室は核燃料物質を取り扱わずリスクが小さいことから、LPガスローリ、水素トレーラ、タンクローリ(液化プロパンガス)の爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、又は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、危険限界距離の代わりに保安距離、第1種設備距離を適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象：図ト建-7参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-8-2参照 <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。</p> <p>また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5.4.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[5.4.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[5.5.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。 ・ 加工施設の建物は、表ト建-2-2に示す主要な構造物、鉄扉(図イ建-9、12、図ト建-1、2、7、8参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 放射線管理棟前室は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[5.5.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表ト建-1-2)(7/10)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第1種管理区域と屋外との境界にあたる放射線管理棟前室は、第2種管理区域に設定する。(図イ建-2参照)</p> <p>[7.1-建3] 放射線管理棟前室は第2種管理区域であるが、一時的に第1種管理区域のシャッタを開放するため、止水シートを設置し漏洩の少ない設計とすることにより、シャッタ解放時に第1種管理区域の負圧が維持できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-1、2、4~10、18参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5参照
	遮蔽	<p>[8.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	<p>[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p> <p>[11.4-建2] 放射線管理棟前室に設置するクレーン(821)は使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり安全性を損なわない。</p>
	搬送設備	—
	警報設備等	<p>[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)</p>
	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ容易に識別できる避難口を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ建-10参照 <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(1台)及び誘導灯(1個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ建-10参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請：表ト建-1-2) (8/10)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の貯蔵施設	—																													
	廃棄施設	—																													
	放射線管理施設	—																													
	非常用電源設備	<p>[16.1-建1] <u>全ての非常用通報設備(放送設備)と自動火災報知設備(火災感知設備)は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">設備</th> <th style="width: 15%;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="width: 15%;">無停電電源装置</th> <th style="width: 20%;">内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用通報設備</td> <td>放送設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*1：放送設備本体を介して接続 *2：受信器を介して接続</p> <p>[16.1-建2] <u>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">設備</th> <th style="width: 15%;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="width: 15%;">無停電電源装置</th> <th style="width: 20%;">内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[16.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備 ○ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ○ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置(889)から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) 		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○	自動火災報知設備	火災感知設備*2	○	—	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	誘導灯	○	—	○
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																											
非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○																											
自動火災報知設備	火災感知設備*2	○	—	○																											
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																											
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○																											
	誘導灯	○	—	○																											
	通信連絡設備	<p>[17.1-建1] 事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、及び工場内への放送連絡のために、以下の放送設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):1台 ・ 設置設備の配置 図リ建-21 参照 																													

追表ト建-3-3 附属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表ト建-1-2)(9/10)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、放射線管理棟前室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について ・ 放射線管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないが、竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン <ul style="list-style-type: none"> 図イ建-9、図イ建-11-1 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 ・ 放射線管理棟前室 <ul style="list-style-type: none"> 建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ・ 放射線管理棟前室の外壁(鉄筋コンクリート) <ul style="list-style-type: none"> 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ・ 放射線管理棟前室の鉄扉 <ul style="list-style-type: none"> 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 5] F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物で運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁、屋根、及び鉄扉は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建 6] 放射線管理棟前室は、第1種管理区域と屋外との境界にあたるため、第2種管理区域として設定する。</p>
----------------------	--

追表ト建-3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表ト建-1-2)(10/10)

添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階) 図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階) 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階) 図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4) 図イ建-8-2(1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2(3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2(5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2(6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2(7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-8-2(8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図ト建-1 放射線管理棟 建物平面図(前室含む) 図ト建-2 放射線管理棟 建物立面図 図ト建-3 放射線管理棟 建物断面図 図ト建-4 放射線管理棟 杭及び基礎伏図 図ト建-5 放射線管理棟 基礎及び壁伏図 図ト建-6 放射線管理棟 屋根梁伏図 図ト建-7 付属建物 放射線管理棟前室 建物平面図 図ト建-8 付属建物 放射線管理棟前室 建物立面図 図ト建-9 付属建物 放射線管理棟前室 建物断面図 図ト建-10 付属建物 放射線管理棟前室 1階及び屋根伏図 図ト建-17 付属建物 放射線管理棟前室 X1、X2 通り軸組図 図ト建-18 付属建物 放射線管理棟前室 Y1、Y2 通り軸組図 図リ建-10 放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-21 放射線管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 図リ建-33 放射線管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-45 放射線管理棟 消火設備 消火器 図リ電建-4 非常用照明・誘導灯(放射線管理棟、放射線管理棟前室) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図
-----	--

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第2003279号又は原規規発第2008051号で認可、及び三原燃20-0695号で申請済み。

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (1/15)

<p>事業許可との対応</p>	<p>許可番号 (日付) 設備・機器名称</p>	<p>原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {851} 建物 付属建物 除染室・分析室 {852} 堰 (内部溢水止水用) {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
<p>設置場所</p>	<p>敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照</p>	
<p>機器名</p>	<p>付属建物除染室・分析室 堰 (内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</p>	
<p>変更内容</p>	<p>改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・柱脚補強 除染室・分析室本体の柱脚部を鉄筋コンクリートで根巻き補強する ・鉄骨ブレース交換補強 除染室・分析室本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する ・屋根面鉄骨補強 (耐竜巻性能も向上) 除染室・分析室本体の屋根構造部に新たな鉄骨を追設する ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う ・外壁サイディング補強 F1 竜巻荷重に対し、除染室・分析室外壁の損傷防止のために東面及び北面の外壁にサイディングで補強し、サイディング下地鉄骨を支持する杭基礎を新設する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために除染室・分析室本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉及びシャッター交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷防止のために除染室・分析室本体の鉄扉及びシャッターを新たな鉄扉及びシャッターに交換する ・折板追設補強 F1 竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために除染室・分析室本体の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する ・鉄扉新設 除染室・分析室の 4 次申請にて認可されたシャッターの外側に鉄扉 (SD-220) を新設する。</p>	

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (2/15)

変更内容		<p>改造</p> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り壁更新 内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
員数		1式
一般仕様	型式	<p>本体 : 鉄骨造、平屋建</p> <p>屋根 : 折板(二重構造)</p> <p>基礎 : 杭基礎</p>
	主要な構造材	表ト建-2-3に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <input type="text"/> 延べ床面積: 約 780 m ²
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表（4次申請：表ト建-1-3）（3/15）

<p>技術基準に基づく設計（注）</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要隔離距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。 各領域の配置については、図臨-1 参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要隔離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> □ 原料貯蔵所領域 □ シリンダ洗浄棟領域 □ 第3核燃料倉庫(1)領域* □ 第3核燃料倉庫(2)領域 □ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 第2核燃料倉庫領域ユニット なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要隔離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> □ 第2核燃料倉庫領域ユニット
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備（899, 900, 901）を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器（煙）：1個 □ 感知器（熱）：19個 □ 感知器（空気管式）：6基 □ 警報設備（ベル）：3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-34 参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備（899, 901）を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 発信機（P型）：2個 ・ 設置設備の配置 図リ建-34 参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器（894, 898）を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器10型：3本 □ 二酸化炭素消火器7型：16本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46 参照

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-3) (4/15)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、<u>屋外消火栓(894, 895)を設置する。</u> <u>屋外消火栓は、防火水槽(894, 896)と消火水配管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓: 不凍式 12 基 (工場棟の近傍の総数) (図リ建-35 参照) □ 各消火栓に設置するホース: 20m ホース 2 本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離: 40m 以下 (図リ建-35 参照) □ 建物各部から防火水槽までの水平距離: 100m 以下 (図リ建-35-2 参照) □ 20m ホース 2 本を設置する消火栓の位置: 図リ建-35 参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート: 図リ建-35-1 参照 <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> 主要構造材を表ト建-2-3 に示す。 <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {852}: ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部) (配置を図リ建-57 に示す) ・ 使用材料: 表ト建-2-3 参照 <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6 のとおり設定する。 なお、第 2 核燃料倉庫前室は、第 2 核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照 <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> 図ト建-22 参照 ・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> 図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照
---------------	-------------	--

追表ト建-3-4 附属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (5/15)

<p>技術基準に基づく設計 (注)</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除染室・分析室 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 □ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m 配置：図ト建-25 参照 □ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照 ・ 1階床土間コンクリート 除染室・分析室 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 □ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>

追表ト建一3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請：表ト建一1-3) (6/15)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第 1 類 <ul style="list-style-type: none"> □ 除染室・分析室 □ 緊急対策設備 (3) (堰 (内部止水止水用)) ・ 耐震重要度分類第 3 類 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備 (非常ベル設備 {890, 891}、放送設備 {890, 892}) □ 消火設備 (屋外消火栓) □ 自動火災報知設備 (火災感知設備及びそれに連動する警報設備) □ 緊急対策設備 (1) (非常用照明 {902, 903}、誘導灯 {902, 904}) <p>[5.2.1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第 1 類である除染室・分析室及び緊急対策設備 (3) (堰 (内部止水止水用)) は、耐震重要度分類第 2 類及び第 3 類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[5.2.1-建 8]</p> <p>除染室・分析室に設置されている耐震重要度分類第 3 類の各設備 (上記 [5.2.1-建 1] 参照。ただし、消火設備 (屋外消火栓) を除く) は、耐震重要度分類第 1 類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第 3 類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[5.2.1-建 3]</p> <p>建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、除染室・分析室の耐震重要度分類は第 1 類とする。</p> <p>[5.2.1-建 4]</p> <p>構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建一5、図ト建一22～24 参照 ・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建一5 参照 <p>[5.2.1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建一2-3、図ト建一22、23、25～34 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数 (1.5) を乗じて算出した地震力 (0.3G) を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数 (1.5) を乗じて算出した地震力 (1.5G) から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[5.2.1-建 6]</p> <p>緊急対策設備 (3) (堰 (内部止水止水用)) は、耐震重要度分類第 1 類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堰 (内部止水止水用) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図イ建一57 参照 □ 寸法、構造、材料：表ト建一2-3 参照
----------------	------------	--

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (7/15)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建7]</p> <p>非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-22 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-35 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-34 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-11 参照
	津波による損傷の防止	<p>[5.3-建1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建1]</p> <p>(竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-3、図ト建-22、23、25~34 参照 <ul style="list-style-type: none"> ◦ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、除染室・分析室の保有水平耐力が上回る構造とする。 ◦ 除染室・分析室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ◦ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5.4.1-建2]</p> <p>(洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (8/15)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。 <p>[5.4.1-建4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図イ建-11-1参照) ◦ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 <p>[5.4.1-建5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-23に示すように最大で約6.1mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5.4.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5.4.1-建7] (火山の影響) 表ト建-2-3に示す除染室・分析室の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、梯子を使用し1階の屋根へ登り作業する。</p> <p>[5.4.1-建8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの後方にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 ストレーナ:図イ建-1参照
---------------	-----------------	--

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (9/15)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5.4.2-建1] (航空機落下に伴う火災) 事業許可に記載のとおり、航空機落下確率は航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる10⁷回/年未満となり、航空機落下に対する防護設計は不要である。 また、航空機落下に伴う火災が発生したとしても、建物内部の設備に影響しないように外壁の損傷を防止する。</p> <p>[5.4.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 ・ 火災影響評価対象：図ト建-22 参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-8-2 参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5.4.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[5.4.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[5.5.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。 ・ 加工施設の建物は、表ト建-2-3に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッター(図イ建-9、12、図ト建-22、23参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 除染室・分析室は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は可燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</p> <p>[5.5.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	溢水による損傷の防止	<p>[5.6.1-建2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。 ・ 溢水防護区画：図リ建-47参照</p>

追表ト建-3-4 附属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (10/15)

技術基準に基づく設計 (注)	溢水による損傷の防止	[5.6.1-建1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。 堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 堰の位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-3 (3/4)、図リ建-57、59 参照 [5.6.1-建3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備 [853]を設置する。 [5.6.1-建4] 除染室・分析室内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ建-57 参照) [5.6.1-建6] 除染室・分析室の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、除染室・分析室は第1種管理区域に設定する。(図イ建-2 参照) [7.1-建2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(1) [608, 638, 639]により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧 ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上 [7.1-建6] 除染室・分析室内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。

追表ト建-3-4 附属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (11/15)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建3] 第1種管理区域と屋外の境界に設置されるエキスパンションジョイントは、止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、負圧を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-22~24参照 エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5参照 <p>[7.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[7.1-建5] <u>第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部止水用水用))を設置する。(図リ建-57参照)</u></p>
	遮蔽	<p>[8.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-2参照 周辺監視区域外における実効線量 7×10⁻²mSv/年 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[8.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリート又はALCの壁を施設し、管理区域その事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気	<p>[9.1-建1] 115,000m³/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(1)を施設できる構造とする。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[10.1-建1] 除染室・分析室内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 塗装範囲 床面から高さ2m以下

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (12/15)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設	<p>[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p> <p>[11.4-建1] 不純物分析設備は、使用施設と共用するが、使用施設との共用においても、核的制限値を超えないように管理するとともに、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない。</p> <p>[11.1-建5] 気体廃棄設備(1)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空气中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p> <p>[14.1-建6] (6次) スクラップ貯蔵棚(粉末用)からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p>
	搬送設備	-
	警報設備等	<p>[13.1-建1] <u>除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する。</u></p> <p>[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)</p>
	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-11 参照</p> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(16台)及び誘導灯(9個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-11 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</p> <p>[13.3-建1] (6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>
	核燃料物質の貯蔵施設	-
廃棄施設	-	
放射線管理施設	-	

追表ト建一3-4 附属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建一1-3) (13/15)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[16.1-建1] <u>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報盤を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p> <p>[16.1-建2] <u>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[16.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式)) □ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 □ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置{889}から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。 		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	—	○	無線式	—	—	○	自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	—	○	警報設備(ベル)*5	○	—	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	誘導灯	○	—	○
		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																											
非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—																																												
	放送設備*2	○	○	○																																												
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	—	○																																											
		無線式	—	—	○																																											
自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	—	○																																												
	警報設備(ベル)*5	○	—	○																																												
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																												
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○																																												
	誘導灯	○	—	○																																												

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (14/15)

<p>技術基準に基づき設計(注)</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[17-1-建1] 事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):9台 □ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式4台、無線式1台 □ 非常用通報設備(非常ベル設備):2個 ・ 設置設備の配置 図リ建-22参照
<p>その他事業許可で求める仕様</p>		<p>[99-建1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第1類の除染室・分析室は、静的地震力3Ciに対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建2] 耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力1.0Gで弾性範囲とする。</p> <p>[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、除染室・分析室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について ・ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-9、図イ建-11-1参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 ・ 除染室・分析室 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ・ 除染室・分析室の外壁(サイディング) サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ・ 除染室・分析室の鉄扉 鉄扉の補強、交換又は新設により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建4] F3竜巻に対し、除染室・分析室の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){854}を設置する。</p> <p>[99-建5] F3竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁、及び鉄扉は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>
<p>添付図</p>		<p>図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(4) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階) 図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)</p>

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (15/15)

添付図	<p>図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (1階) 図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3) 図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-8-2 (8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン (1階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン (屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図 図ト建-22 付属建物 除染室・分析室 建物平面図 図ト建-23 付属建物 除染室・分析室 建物立面図 図ト建-24 付属建物 除染室・分析室 建物断面図 図ト建-25 付属建物 除染室・分析室 杭及び基礎伏図 図ト建-26 付属建物 除染室・分析室 梁伏図 (1FL+4100 付近) 図ト建-27 付属建物 除染室・分析室 屋根梁伏図 図ト建-28 付属建物 除染室・分析室 Q'、R 通り軸組図 図ト建-29 付属建物 除染室・分析室 S、T 通り軸組図 図ト建-30 付属建物 除染室・分析室 20、23' 通り軸組図 図ト建-31 付属建物 除染室・分析室 26 通り軸組図 図ト建-32 付属建物 除染室・分析室 T'、26' 通り軸組図 図ト建-33 付属建物 除染室・分析室 26' 通り補強詳細図 図ト建-34 付属建物 除染室・分析室 屋根面鉄骨補強及び折板追設補強概略図 図ト建-2 付属建物 除染室・分析室 遮蔽関係図 (建物平面) 図リ建-11 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-22 付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) 図リ建-34 付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-46 付属建物 除染室・分析室 消火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画 (1/3) 図リ建-57 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用) 図リ建-59 緊急対策設備 (3) 堰 (一部脱着式) 脱着部詳細図 図リ電建-1 非常用照明・誘導灯 (転換工場、第2核燃料倉庫、除染室・分析室) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図 図イ建-1-1* 敷地内建物配置図 図イ建-3-1* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-3-2* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階) 図イ建-3-3* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-3-4* 工場棟、付属建物 鉄扉概要図 図イ建-3-7* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-3-8* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-3-9* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-3-10* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 航空機落下に伴う火災影響評価</p>
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 []内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。
 [5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。
 [99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。
 設計番号に(6次)と記載しているものは6次申請の設計番号を示す。また、*は6次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。
 本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第2003279号又は原規規発第2008051号にて認可、及び三原燃20-0695号で申請済み。
 *1:臨界隔離壁で成立していることを確認している。

追表ト建-3-5 附属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(1/17)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {865}建物 附属建物 第1廃棄物処理所 {866}堰(内部溢水止水用) {868}飛散防止用防護ネット {890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894,898}非常用設備 消火設備 消火器 {899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902,905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照	
機器名	附属建物第1廃棄物処理所 堰(内部溢水止水用) 飛散防止用防護ネット 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	

追表ト建-3-5 附属建物第1 廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(2/17)

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柱脚補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の柱脚部を鉄筋コンクリート及び鋼板(ベースプレート)で根巻き補強する ・ 鉄骨ブレース新設 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレース(筋交い)を新設する ・ 鉄骨ブレース交換補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の既存鉄骨ブレース(筋交い)を撤去し、新たな鉄骨ブレースの交換により補強する ・ 鉄骨梁交換補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の鉄骨梁を撤去し、新たな鉄骨梁の交換により補強する ・ 屋根面ブレース追設 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレース(筋交い)を追設する ・ 柱補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の既存鉄骨柱を鋼材により補強する ・ 柱梁仕口部補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の大梁仕口部及び継手部を溶接により補強する ・ 柱脚部溶接補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを溶接により補強する <p>1-2. 耐震巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁サイディング補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする ・ 鋼板新設 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所外周の腰壁部に鋼板を新設する ・ シャック新設 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所前室の新設に伴い、第1 廃棄物処理所廃棄物処理室の既存鉄扉を撤去し、シャックを新設する ・ 鉄扉補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の既存鉄扉(SD-35及びSD-74)を鉄扉補強材により補強する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間仕切り壁更新 <ul style="list-style-type: none"> 内部火災による延焼防止を目的に、第1 廃棄物処理所の間仕切り壁を耐火壁に更新する
-------------	---

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(3/17)

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>2.非常用設備の変更</p> <p>2-1.非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設 第1廃棄物処理所の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 第1廃棄物処理所の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る <p>2-2.非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第1廃棄物処理所の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3.非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-4.非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る ・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る 												
<p>員数</p>	<p>1式</p>												
<p>一般仕様</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="280 1193 619 1272"> <p>型式</p> </td> <td data-bbox="627 1193 1390 1272"> <p>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC) 基礎 : (本体) 杭基礎</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1276 619 1305"> <p>主要な構造材</p> </td> <td data-bbox="627 1276 1390 1305"> <p>表ト建-2-1に示す</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1310 619 1361"> <p>寸法(単位:m)</p> </td> <td data-bbox="627 1310 1390 1361"> <p>(本体) <input type="text"/> 延べ床面積:約410m²</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1366 619 1395"> <p>その他の構成機器</p> </td> <td data-bbox="627 1366 1390 1395"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1400 619 1429"> <p>その他の性能</p> </td> <td data-bbox="627 1400 1390 1429"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1433 619 1447"> <p>取扱う核燃料物質の状態</p> </td> <td data-bbox="627 1433 1390 1447"> <p>—</p> </td> </tr> </table>	<p>型式</p>	<p>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC) 基礎 : (本体) 杭基礎</p>	<p>主要な構造材</p>	<p>表ト建-2-1に示す</p>	<p>寸法(単位:m)</p>	<p>(本体) <input type="text"/> 延べ床面積:約410m²</p>	<p>その他の構成機器</p>	<p>—</p>	<p>その他の性能</p>	<p>—</p>	<p>取扱う核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>
<p>型式</p>	<p>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC) 基礎 : (本体) 杭基礎</p>												
<p>主要な構造材</p>	<p>表ト建-2-1に示す</p>												
<p>寸法(単位:m)</p>	<p>(本体) <input type="text"/> 延べ床面積:約410m²</p>												
<p>その他の構成機器</p>	<p>—</p>												
<p>その他の性能</p>	<p>—</p>												
<p>取扱う核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>												

追表ト建-3-5 附属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(4/17)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度:設計GLから-6.0m 配置:図ト建-1-6参照 □ 杭構造・寸法 表ト建-2-1参照 ・ 第1廃棄物処理所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類:地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)){866} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> □ 第1廃棄物処理所 □ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){868} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 気体廃棄設備(5){680,685,686,688~690} □ 非常用通報設備(放送設備){890,892} □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901} □ 緊急対策設備(1)(非常用照明){902,903}、誘導灯{902,904}

追表ト建-3-5 附属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(5/17)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第1廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[6.1-建8] 第1廃棄物処理所に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するが、第1廃棄物処理所の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の第1廃棄物処理所と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第1廃棄物処理所の耐震重要度分類は第2類とする。</p> <p>[6.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-1-5、図ト建-1-1、1-4 参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5 参照 <p>[6.1-建5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-1、図ト建-1-1~1-16 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.25G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(1.25G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[6.1-建6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第2類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ非-6-3 参照 □ 寸法、構造、材料:表ト建-2-1 参照 ・ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ非-5-1 参照 □ 寸法、構造、材料:表ト建-2-1 参照
---------------	------------	--

追表ト建-3-5 附属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(6/17)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ非-2-4 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ非-4-1 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ非-3-4、3-5 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ非-1-4、1-5 参照 <p>[6.1-建10] 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第2類の水平地震力1.5Gで弾性範囲とする。なお、耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))の水平地震力については、[99-建2]に示す。</p>
	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-1、図ト建-1-1~1-14 参照 <ul style="list-style-type: none"> □ F1 竜巻(最大風速49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第1廃棄物処理所の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 第1廃棄物処理所の各部に対して、短期許容荷重が、上記F1竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ F1竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p>

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(7/17)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。 <p>[8.1-建4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図ト建-1-3、1-4参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[8.1-建5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8.1-建10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-1-4に示すように最大で約9.2mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建7] (火山の影響) 表ト建-2-1に示す第1廃棄物処理所のALC屋根は、折板屋根と同等以上の強度を有しており、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外北側に設置のトラップを使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-1-1参照)</p> <p>[8.1-建8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの後ろにフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 ストレーナ: 図イ建-1-1参照 フィルタ: 図ト系5-3参照
---------------	-----------------	---

追表ト建-3-5 附属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(8/17)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 なお、第1廃棄物処理所は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから、LPガスローリーの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離[※]を適用し、また、水素トレーラの爆発評価は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、第一種設備距離を適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象：図ト建-1-1、1-2 参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-1-10(1/11)～(11/11)参照 <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>※「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第72条第2号ロに定める第一種保安物件に対する距離。</p> <p>[8.2-建3] (ダム の崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m～32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 第1廃棄物処理所は、表ト建-2-1に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-1-6、図ト建-1-1、1-4参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 第1廃棄物処理所は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[9.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

追表ト建-3-5 附属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(9/17)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第1廃棄物処理所は第1種管理区域に設定する。(図イ建-1-4参照)</p> <p>[10.1-建 2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(5){679~690,692}により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧:5Pa以上</p> <p>[10.1-建 6] 第1廃棄物処理所内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建 4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建 5] <u>第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第1廃棄物処理所の1階に、高さ100mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ非-6-3参照)</u></p>
---------------	---------	--

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(10/17)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(熱): 10個 (1階) □ 感知器(空気管式): 4基 (2階) □ 警報設備(ベル): 3個 (1階: 2個、2階: 1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-4、3-5参照 <p>[11.1-建 2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899, 901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 発信機(P型): 3個 (1階: 2個、2階: 1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-4、3-5参照 <p>[11.1-建 3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894, 898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器10型: 11本 (1階: 9本、2階: 2本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-9、4-10参照 <p>[11.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、<u>屋外消火栓を設置する。</u> <u>屋外消火栓は、防火水槽(894, 896)と消火水配管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓: 不凍式2基(第1廃棄物処理所の近傍)(図リ非-4-1参照) □ 各消火栓に設置するホース: 20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離: 40m以下(図リ非-4-1参照) ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート: 図リ非-4-2参照 <p>[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第1廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-1に示す。 <p>[11.3-建 2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット): 図リ非-5-1参照 □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)): 図リ非-6-3参照 ・ 使用材料: 表ト建-2-1参照 <ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) : ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、 接合コイル、結束線 : 強力長シャックル □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)): ステンレス鋼(固定式)
---------------	-------------	---

追表ト建一3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建一1-1)(11/17)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建一1-8のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建4] 第1廃棄物処理所各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建一1-9(2/2)参照</p> <p>[11.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図ト建一1-1、1-2参照 ・ 設置設備の材料 図イ建一1-9(2/2)参照</p> <p>[11.3-建7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[11.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
---------------	-------------	--

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(12/17)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-建2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。 ・ 溢水防護区画：図リ非-6-1参照</p> <p>[12.1-建1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-1、図リ非-6-3参照</p> <p>[12.1-建3] <u>溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する。</u></p> <p>[12.1-建4] 第1廃棄物処理所内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ非-6-3参照)</p> <p>[12.1-建6] 第1廃棄物処理所の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ非-1-4参照</p> <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(8台(1階:7台、2階:1台))及び誘導灯(7個(1階)))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ非-1-4、1-5参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。</p> <p>[13.3-建1] 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-建1] <u>固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備){782~794}は、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。</u></p> <p>[14.1-建5] 気体廃棄設備(5)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中の放射性物質等が建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p>

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(13/17)

技術基準に基づく設計(注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建1] 第1廃棄物処理所には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))に漏水検知警報設備を設置する。</p> <p>[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[21.1-建1] 第1廃棄物処理所内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下(床面から高さ2mまでは樹脂系塗料で塗装する)
	遮蔽	<p>[22.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-1参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$ ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
換気設備	<p>[23.1-建1] 20,000m³/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(5)を施設できる構造とする。</p>	

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(14/17)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[24.1-建1] <u>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非常用通報設備</td> <td>放送設備*1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*2 無線式</td> <td>○ -</td> <td>○ ○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*4</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 放送設備本体を介して接続 *2: 電話交換機を介して接続 *3: 受信器を介して接続 *4: 中継盤を介して接続</p> <p>[24.1-建2] <u>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[24.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備(890, 893)(有線式)) ○ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 ○ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、<u>外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置(889)から継続して給電され、機能を維持する。</u>なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。 		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*2 無線式	○ -	○ ○	自動火災報知設備	火災感知設備*3	○	-	○	警報設備(ベル)*4	○	-	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○	誘導灯	○	-	○
		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																		
非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○																																			
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*2 無線式	○ -	○ ○																																			
自動火災報知設備	火災感知設備*3	○	-	○																																			
	警報設備(ベル)*4	○	-	○																																			
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																			
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○																																			
	誘導灯	○	-	○																																			

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(15/17)

<p>技術基準に基づく設計 (注)</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25-1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):3台(1階) □ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式1台(1階)、無線式1台(1階) ・ 設置設備の配置 図リ非-2-4 参照
	<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建2] 耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力1.0Gで弾性範囲とする。なお、耐震重要度分類第2類である緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)の水平地震力については、[6.1-建10]に示す。</p> <p>[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、第1廃棄物処理所に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> □ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-1-6 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 第1廃棄物処理所 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 □ 第1廃棄物処理所の外壁(サイディング) サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 □ 第1廃棄物処理所の鉄扉 補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建4] F3竜巻に対し、第1廃棄物処理所の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。 位置:図リ非-5-1、5-3 参照 建物内からの想定される飛散物は、事業許可の記載と同様にダクトを想定しており、外部からの想定飛来物の衝撃荷重は、F3竜巻による風圧力荷重(金網の充実率考慮)と飛散物の衝撃荷重を組み合わせたものを包絡する荷重である。 なお、第1廃棄物処理所は、ダクトを固縛することで設備・機器への落下を防止する。想定される外部からの飛来物は、プレハブ物置(大)、軽トラックを想定しており、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)によって防護する。 また、屋根が損傷した場合、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)はF3竜巻荷重を受けるが、竜巻荷重は飛来物による荷重より小さいことから、飛散防止用防護ネットは損傷しない。</p> <p>[99-建5] 敷地境界から第1廃棄物処理所までの距離は140mであるため、F3竜巻による敷地外からの想定飛来物である軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)が飛来する恐れがあるが、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)が飛来しても、外壁及び鉄扉は貫通しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建6] 第1廃棄物処理所に前室を新設し、第1種管理区域と屋外との境界にあるため、第2種管理区域として設定する。</p>

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(16/17)

添付図	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建-1-2(1/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建-1-2(2/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(2階)</p> <p>図イ建-1-2(3/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(R階)</p> <p>図イ建-1-3(1/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(1)</p> <p>図イ建-1-4 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図</p> <p>図イ建-1-5 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンションジョイント設置位置</p> <p>図イ建-1-6 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン</p> <p>図イ建-1-7 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表</p> <p>図イ建-1-7-1 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、シャッター及び鉄扉補強、ガラリ固縛概要図</p> <p>図イ建-1-8 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図</p> <p>図イ建-1-9(2/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)</p> <p>図イ建-1-10(1/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建-1-10(2/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建-1-10(3/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(3)</p> <p>図イ建-1-10(4/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(4)</p> <p>図イ建-1-10(5/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建-1-10(6/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建-1-10(7/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建-1-10(8/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(8)</p> <p>図イ建-1-10(9/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(9)</p> <p>図イ建-1-10(10/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(10)</p> <p>図イ建-1-10(11/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(11)</p> <p>図ト建-1-1 付属建物 第1廃棄物処理所 1階平面図</p> <p>図ト建-1-2 付属建物 第1廃棄物処理所 2階平面図</p> <p>図ト建-1-3 付属建物 第1廃棄物処理所 層根伏図</p> <p>図ト建-1-4 付属建物 第1廃棄物処理所 立面図</p> <p>図ト建-1-5 付属建物 第1廃棄物処理所 断面図</p> <p>図ト建-1-6 付属建物 第1廃棄物処理所 杭及び基礎及び1階伏図</p> <p>図ト建-1-7 付属建物 第1廃棄物処理所 2階床梁伏図</p> <p>図ト建-1-8 付属建物 第1廃棄物処理所 R階伏図</p> <p>図ト建-1-9 付属建物 第1廃棄物処理所 A,B通り軸組図</p> <p>図ト建-1-10 付属建物 第1廃棄物処理所 C通り軸組図</p> <p>図ト建-1-11 付属建物 第1廃棄物処理所 2,5通り軸組図</p> <p>図ト建-1-12 付属建物 第1廃棄物処理所 8,9通り軸組図</p> <p>図ト建-1-13 付属建物 第1廃棄物処理所 A,C通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p> <p>図ト建-1-14 付属建物 第1廃棄物処理所 2,9通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p>
-----	--

追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(17/17)

添付図	<p>図ト建-1-15 付属建物 第1廃棄物処理所 外壁サイディング補強及び屋根面ブレース補強概略図</p> <p>図ト建-1-16 付属建物 第1廃棄物処理所 鉄骨ブレース補強、柱梁仕口部補強、柱脚部溶接補強概略図</p> <p>図ト遮-1 付属建物 第1廃棄物処理所 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図ト系 5-3 気体廃棄設備(5) 廃棄物処理室・排気室 給気系統</p> <p>図リ非-1-4 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-1-5 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第1廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-2-4 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-3-4 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-3-5 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第1廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ非-4-2 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ非-4-9 消火設備 消火器(第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-4-10 消火設備 消火器(第1廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-5-1 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット(第1廃棄物処理所)</p> <p>図リ非-5-3 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット取付概略図(第1廃棄物処理所)</p> <p>図リ非-6-1 緊急対策設備(3) 溢水防護区画</p> <p>図リ非-6-3 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(付属建物 第1廃棄物処理所 1階)</p> <p>図リ電建-1 付属建物 第1廃棄物処理所 非常用ディーゼル発電機負荷系統図</p>
-----	--

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 []内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

本仕様表内の設計番号及び図番は6次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、三原燃第20-0695号にて申請済み。

追表ト建-3-6 付属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請：表ト建-1-2)(1/11)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{880}建物 付属建物 第1 廃棄物処理所前室 {890, 892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {894, 895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {899, 900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {902, 903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照	
機器名	付属建物第1 廃棄物処理所前室 非常用通報設備 放送設備 消火設備 屋外消火栓 自動火災報知設備 火災感知設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	
変更内容	<p>新設</p> <p>1. 建物の新設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1 廃棄物処理所前室の新設 第1 廃棄物処理所の廃棄物処理室前に前室を新設する <p>2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策設備(1)非常用照明の増設 第1 廃棄物処理所前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る ・ 緊急対策設備(1)誘導灯の増設 第1 廃棄物処理所前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・ 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第1 廃棄物処理所前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・ 非常用通報設備(放送設備)の増設 第1 廃棄物処理所前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・ 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設 第1 廃棄物処理所前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知を図る 	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 屋根 : 鉄筋コンクリート 基礎 : 直接基礎
	主要な構造材	表ト建-2-2に示す
	寸法(単位:m)	(本体 <input type="text"/>) 延べ床面積: 約20㎡
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	—	

追表ト建一3-6 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請：表ト建一1-2)(2/11)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1廃棄物処理所前室 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 基礎梁下端面から深さ約1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 第1廃棄物処理所前室1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所前室及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所前室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所前室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> □ 第1廃棄物処理所前室 ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備){890,892} □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備){899,900} □ 緊急対策設備(1)(非常用照明){902,903}、誘導灯{902,904}

追表ト建-3-6 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(3/11)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第2類である第1廃棄物処理所前室は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[6.1-建8] 第1廃棄物処理所前室に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するが、第1廃棄物処理所前室の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の第1廃棄物処理所前室と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第1廃棄物処理所前室の耐震重要度分類は第2類とする。</p> <p>[6.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-1-5、図ト建-1-1、2-1~2-4参照 ・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5参照 </p> <p>[6.1-建5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-2、図ト建-2-1~2-7参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.25G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(1.25G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[6.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ非-2-4参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ非-4-1参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ非-3-4参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ非-1-4参照 </p>
	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。</p>

追表ト建-3-6 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請：表ト建-1-2)(4/11)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-2、図ト建-2-1~2-7 参照 <ul style="list-style-type: none"> □ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第1廃棄物処理所前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 第1廃棄物処理所前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ 構造的に独立した建物を接続する部分に設置するエキスパンションジョイントにはカバー(屋外)を設け、建物内部の設備/機器、及びエキスパンションジョイントの閉じ込め機能を有する部材(止水シート)が損傷することを防止する。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.1-建3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。 <p>[8.1-建4] (降水)</p> <p>降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図ト建-2-2、2-3 参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[8.1-建5] (積雪)</p> <p>茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p>
---------------	-----------------	---

追表ト建-3-6 附属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請：表ト建-1-2)(5/11)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-2-3に示すように最大で約4.9mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-2に示す第1廃棄物処理所前室の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、梯子を使用し、屋上に登り作業する。</p> <p>[8.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり、森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発については、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 なお、第1廃棄物処理所前室は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから、LPガスローリの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離[※]を適用し、また、水素トレーラの爆発評価は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、第一種設備距離を適用した。 ・ 火災影響評価対象：(図ト建-2-1参照) ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-1-10(1/11)～(4/11)、(6/11)～(11/11)参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>※「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第72条第2号ロに定める一種保安物件に対する距離。</p> <p>[8.2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m～32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
---------------	-----------------	--

追表ト建-3-6 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(6/11)

技術基準に基づく設計(注)	人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-建1]</p> <p>以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 第1廃棄物処理所前室は、表ト建-2-2に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-1-6、図ト建-2-1、2-3参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 第1廃棄物処理所前室は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[9.1-建2]</p> <p>当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建1]</p> <p>汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第1種管理区域と屋外との境界にあたる第1廃棄物処理所前室は、第2種管理区域に設定する。(図イ建-1-4参照)</p> <p>[10.1-建3]</p> <p>第1廃棄物処理所前室は、第2種管理区域であるが、一時的に第1種管理区域のシャッターを解放するため、エキスパンションジョイントに止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、シャッター解放時に第1種管理区域の負圧が維持できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-1-5、図ト建-1-1、2-1~2-4参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5参照

追表ト建-3-6 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(7/11)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(熱):2個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-4 参照 <p>[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894,896}と消火水配管により接続される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓:不凍式1基(第1廃棄物処理所前室の近傍)(図リ非-4-1参照) □ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1参照) ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-2参照 <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第1廃棄物処理所前室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-2に示す。 <p>[11.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-1-8のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建4] 第1廃棄物処理所前室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-1-9(2/2)参照 <p>[11.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図ト建-2-1参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-1-9(2/2)参照 <p>[11.3-建7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。 ・ 耐火シールを施工する貫通部の配置 図イ建-1-8参照
---------------	-------------	---

追表ト建-3-6 附属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(8/11)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ非-1-4 参照 <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(1台)及び誘導灯(1個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ非-1-4 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-建1] <u>固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)のクレーン{798}は、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。</u></p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備)を設置する。 ({11.1-建1}参照)</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	<p>[22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>	

追表ト建-3-6 附属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(9/11)

技術基準に基づく設計(注)	換気設備	-																												
	非常用電源設備	<p>[24.1-建1] <u>全ての非常用通報設備(放送設備)と自動火災報知設備(火災感知設備)は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用通報設備</td> <td>放送設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 放送設備本体を介して接続 *2: 受信器を介して接続</p> <p>[24.1-建2] <u>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[24.2-建1] ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ○ 非常用通報設備 ・ 放送設備 □ 自動火災報知設備 ・ 火災感知設備 □ 緊急対策設備(1) ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、<u>外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置(889)から継続して給電され、機能を維持する。</u>なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ・ 非常用通報設備(放送設備)</p>		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○	自動火災報知設備	火災感知設備*2	○	-	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○	誘導灯	○	-
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																										
非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○																										
自動火災報知設備	火災感知設備*2	○	-	○																										
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																										
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○																										
	誘導灯	○	-	○																										
通信連絡設備	<p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び工場内への放送連絡のために、以下の通報設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):1台 ・ 設置設備の配置 図リ非-2-4参照</p>																													

追表ト建-3-6 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(10/11)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、第1 廃棄物処理所前室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> □ 第1 廃棄物処理所前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないが、竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン <ul style="list-style-type: none"> 図イ建-1-6 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 第1 廃棄物処理所前室 <ul style="list-style-type: none"> 建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 □ 第1 廃棄物処理所前室の外壁(鉄筋コンクリート) <ul style="list-style-type: none"> 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 □ 第1 廃棄物処理所前室の鉄扉 <ul style="list-style-type: none"> 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 5] 敷地境界から第1 廃棄物処理所前室までの距離は 135m であるため、F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物である軽トラック(最大飛散距離約 160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約 211m)が飛来する恐れがあるが、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)が飛来しても、外壁、屋根及び鉄扉は貫通しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建 6] 第1 廃棄物処理所前室は、第1 種管理区域と屋外との境界にあたるため、第2 種管理区域として設定する。</p>
----------------------	---

追表ト建-3-6 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(11/11)

添付図	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建-1-2(1/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建-1-3(1/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(1)</p> <p>図イ建-1-4 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図</p> <p>図イ建-1-5 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンションジョイント設置位置</p> <p>図イ建-1-6 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン</p> <p>図イ建-1-7 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表</p> <p>図イ建-1-7-1 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、シャッター及び鉄扉補強、ガラリ固縛概要図</p> <p>図イ建-1-8 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図</p> <p>図イ建-1-9(2/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)</p> <p>図イ建-1-10(1/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建-1-10(2/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建-1-10(3/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(3)</p> <p>図イ建-1-10(4/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(4)</p> <p>図イ建-1-10(6/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建-1-10(7/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建-1-10(8/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(8)</p> <p>図イ建-1-10(9/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(9)</p> <p>図イ建-1-10(10/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(10)</p> <p>図イ建-1-10(11/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(11)</p> <p>図ト建-1-1 附属建物 第1廃棄物処理所 1階 平面図</p> <p>図ト建-2-1 附属建物 第1廃棄物処理所前室 平面図</p> <p>図ト建-2-2 附属建物 第1廃棄物処理所前室 屋根伏図</p> <p>図ト建-2-3 附属建物 第1廃棄物処理所前室 立面図</p> <p>図ト建-2-4 附属建物 第1廃棄物処理所前室 断面図</p> <p>図ト建-2-5 附属建物 第1廃棄物処理所前室 伏図</p> <p>図ト建-2-6 附属建物 第1廃棄物処理所前室 Y1, Y2 通り軸組図</p> <p>図ト建-2-7 附属建物 第1廃棄物処理所前室 X1, X2 通り軸組図</p> <p>図リ非-1-4 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-2-4 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-3-4 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ非-4-2 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 消火栓からのアクセスルート</p>
-----	---

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

本仕様表内の設計番号及び図番は6次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、三原燃第20-0695号にて申請済み。

追表ト建-3-7 附属建物第2 廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(1/17)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {869}建物 附属建物 第2 廃棄物処理所 {870}堰(内部溢水止水用) {872}飛散防止用防護ネット {890, 891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898}非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照	
機器名	附属建物第2 廃棄物処理所 堰(内部溢水止水用) 飛散防止用防護ネット 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	

追表ト建-3-7 附属建物第2 廃棄物処理所 仕様表(6次申請：表ト建-1-3)(2/17)

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柱梁仕口部補強 第2 廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とブレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追設、又は既存の座金とベースプレートを溶接により補強する ・ エキスパンションジョイント改造 南北渡り廊下と第1 廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁サイディング補強 第2 廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。また、南北渡り廊下と第1 廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との境界にエキスパンションジョイントを設置する ・ 鉄扉新設 第2 廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する ・ 鉄扉補強 第2 廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する ・ 折板追設補強 第2 廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存 ALC 屋根は残置し、折板の追設により補強する ・ 鋼板新設 第2 廃棄物処理所本体の1 階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に、第2 廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する <p>1-4. 外部階段移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2 廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する
-------------	--

追表ト建-3-7 附属建物第2 廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(3/17)

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設 第2 廃棄物処理所本体の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 第2 廃棄物処理所本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1 種管理区域外への溢水漏えい防止を図る ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設 第2 廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1 種管理区域外への溢水漏えい防止を図る <p>2-2. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-3. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第2 廃棄物処理所本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る 												
<p>員数</p>	<p>1 式</p>												
<p>一般仕様</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="277 1417 624 1563"> <p>型式</p> </td> <td data-bbox="624 1417 1396 1563"> <p>本体 : 鉄骨造、2 階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート (ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1563 624 1597"> <p>主要な構造材</p> </td> <td data-bbox="624 1563 1396 1597"> <p>表ト建-2-3 に示す</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1597 624 1731"> <p>寸法 (単位: m)</p> </td> <td data-bbox="624 1597 1396 1731"> <p>(本体) <input type="text"/> (南渡り廊下 (第1 廃棄物処理所側)) <input type="text"/> (北渡り廊下 (シリンダ洗浄棟側)) <input type="text"/> 延べ床面積: (本体) 約 385m² (渡り廊下) 約 15m²</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1731 624 1765"> <p>その他の構成機器</p> </td> <td data-bbox="624 1731 1396 1765"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1765 624 1798"> <p>その他の性能</p> </td> <td data-bbox="624 1765 1396 1798"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1798 624 1816"> <p>取扱う核燃料物質の状態</p> </td> <td data-bbox="624 1798 1396 1816"> <p>—</p> </td> </tr> </table>	<p>型式</p>	<p>本体 : 鉄骨造、2 階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート (ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎</p>	<p>主要な構造材</p>	<p>表ト建-2-3 に示す</p>	<p>寸法 (単位: m)</p>	<p>(本体) <input type="text"/> (南渡り廊下 (第1 廃棄物処理所側)) <input type="text"/> (北渡り廊下 (シリンダ洗浄棟側)) <input type="text"/> 延べ床面積: (本体) 約 385m² (渡り廊下) 約 15m²</p>	<p>その他の構成機器</p>	<p>—</p>	<p>その他の性能</p>	<p>—</p>	<p>取扱う核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>
<p>型式</p>	<p>本体 : 鉄骨造、2 階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート (ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎</p>												
<p>主要な構造材</p>	<p>表ト建-2-3 に示す</p>												
<p>寸法 (単位: m)</p>	<p>(本体) <input type="text"/> (南渡り廊下 (第1 廃棄物処理所側)) <input type="text"/> (北渡り廊下 (シリンダ洗浄棟側)) <input type="text"/> 延べ床面積: (本体) 約 385m² (渡り廊下) 約 15m²</p>												
<p>その他の構成機器</p>	<p>—</p>												
<p>その他の性能</p>	<p>—</p>												
<p>取扱う核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>												

追表ト建-3-7 附属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(4/17)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度:設計GLから-7.8m 配置:図ト建-3-6参照 □ 杭構造・寸法 表ト建-2-3参照 ・ 第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> □ 基礎:直接基礎 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類:地表近くのローム層 ・ 第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類:地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)){870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> □ 第2廃棄物処理所 □ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 気体廃棄設備(6){694,701,702,704~706} □ 非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892}) □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901} □ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904}) <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(5/17)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 8] 第2廃棄物処理所に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するが、第2廃棄物処理所の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の第2廃棄物処理所と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第2廃棄物処理所の耐震重要度分類は第2類とする。</p> <p>[6.1-建 4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-1-5、図ト建-3-1、3-3、3-4 参照 ・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5 参照 <p>[6.1-建 5] ・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3、図ト建-3-1~3-21 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.25G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(1.25G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[6.1-建 6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第2類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-6-4 参照 □ 寸法、構造、材料：表ト建-2-3 参照 ・ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-5-2 参照 □ 寸法、構造、材料：表ト建-2-3 参照 <p>[6.1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-2-5、2-6 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-4-1 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-3-6、3-7 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-1-6、1-7 参照
---------------	------------	---

追表ト建-3-7 附属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(6/17)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建10]</p> <p>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第2類の水平地震力1.5Gで弾性範囲とする。なお、耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))の水平地震力については、[99-建2]に示す。</p>
	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建1]</p> <p>(竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-3、図ト建-3-1~3-20参照 <ul style="list-style-type: none"> □ F1竜巻(最大風速49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第2廃棄物処理所の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の各部に対して、短期許容荷重が、上記F1竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ 構造的に独立した建物を接続する部分に設置するエキスパンションジョイントにはカバー(屋外)を設け、建物内部の設備/機器、及びエキスパンションジョイントの閉じ込め機能を有する部材(止水シート)が損傷することを防止する。 □ F1竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建2]</p> <p>(洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p>

追表ト建-3-7 附属建物第2 廃棄物処理所 仕様表(6次申請：表ト建-1-3)(7/17)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。 <p>[8.1-建4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図ト建-3-3、3-4参照) ○ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 ○ 第2廃棄物処理所本体の屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[8.1-建5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8.1-建10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-3-4に示すように最大で約9.5mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建7] (火山の影響) 表ト建-2-3に示す第2廃棄物処理所のALC屋根及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップ又は梯子を使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-3-4参照)</p> <p>[8.1-建8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの前にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 <ul style="list-style-type: none"> ストレーナ：図イ建-1-1参照 フィルタ：図ト系6-6参照
---------------	-----------------	--

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(8/17)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[8.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 なお、第2廃棄物処理所は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから、LPガスローリーの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離[※]を適用し、また、水素トレーラの爆発評価は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、第一種設備距離を適用した。 ・ 火災影響評価対象：図ト建-3-1、3-2参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-1-10(1/11)～(3/11)、(5/11)～(11/11)参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>※「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第72条第2号ロに定める第一種保安物件に対する距離。</p> <p>[8.2-建3] (ダム の 崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m～32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 第2廃棄物処理所は、表ト建-2-3に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-1-6、図ト建-3-1、3-2、3-4参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 第2廃棄物処理所は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</p> <p>[9.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

追表ト建-3-7 附属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(9/17)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第2廃棄物処理所の一部(廃棄物プレス室等)は第1種管理区域に設定する。(図イ建-1-4参照)</p> <p>[10.1-建 2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(6) (693~696, 698, 700~706)により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧: 5Pa 以上</p> <p>[10.1-建 6] 第2廃棄物処理所内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建 3] 構造的に独立した建物を接続する部分に設置するエクspanションジョイントは、屋外との境界に止水シートを設置し、漏えいの少ない設計とすることにより、負圧を維持する。 ・ エクspanションジョイントの位置 図イ建-1-5、図ト建-3-1、3-3、3-4参照 ・ エクspanションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5参照</p> <p>[10.1-建 4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建 5] 第1種管理区域から非管理区域への溢水の漏えい防止を目的として、第2廃棄物処理所本体の1階に、高さ200mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ非-6-4参照)</p>
---------------	---------	--

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(10/17)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(煙):2個(1階南北渡り廊下) □ 感知器(熱):7個(1階) □ 感知器(空気管式):5基(1階:1基、2階:4基) □ 警報設備(ベル):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照 <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 発信機(P型):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照 <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器10型:10本(1階:8本、2階:2本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-11、4-12参照 <p>[11.1-建5] <u>消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。</u> <u>屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓:不凍式3基(第2廃棄物処理所の近傍)(図リ非-4-1参照) □ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1参照) ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-2参照 <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-3に示す。 <p>[11.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット):図リ非-5-2参照 □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):図リ非-6-4参照 ・ 使用材料:表ト建-2-3参照 <ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) ステンレス鋼:ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、 接合コイル、結束線 クロムモリブデン鋼:強力長シャックル □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)
---------------	-------------	---

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(11/17)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-1-8のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建4] 第2廃棄物処理所各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(6)で構成される。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-1-9(1/2)参照</p> <p>[11.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。 ・ 設置設備の配置 図ト建-3-1、3-2参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-1-9(1/2)参照</p> <p>[11.3-建7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[11.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
	<p>溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-建2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止、及び非管理区域から第1種管理区域への溢水の流入を防止するため、溢水防護区画を設定する。 ・ 溢水防護区画: 図リ非-6-1参照</p> <p>[12.1-建1] 第1種管理区域外への溢水の流出又は非管理区域から第1種管理区域への流入を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。 堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-3、図リ非-6-4参照</p> <p>[12.1-建3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する。</p> <p>[12.1-建4] 第2廃棄物処理所本体内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ非-6-4参照)</p> <p>[12.1-建6] 第2廃棄物処理所の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(12/17)

技術基準に基づく設計(注)	安全避難通路等	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ非-1-6 参照 <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(17台(1階:9台、2階:8台))及び誘導灯(12個(1階:10個、2階:2個)))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ非-1-6、1-7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。 <p>[13.3-建1] 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-建1] <u>固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備){799~803}は、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。</u></p> <p>[14.1-建5] 気体廃棄設備(6)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中の放射性物質等が建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p>

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(13/17)

技術基準に基づく設計(注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建1] 第2廃棄物処理所本体には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する。</p> <p>[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)</p>
	放射線管理施設	<p>[19.1-建1] 放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査エリア及びシャワー室を設置する。</p>
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[21.1-建1] 第2廃棄物処理所内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下(床面から高さ2mまでは樹脂系塗料で塗装する)
	遮蔽	<p>[22.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-2参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 7×10⁻²mSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
換気設備	<p>[23.1-建1] 32,000m³/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(6)を施設できる構造とする。</p>	

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(15/17)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):5台(1階:4台、2階:1台) ○ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式2台(1階)、無線式1台(1階) ○ 非常用通報設備(非常ベル設備):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-2-5、2-6参照
<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力1.0Gで弾性範囲とする。なお、耐震重要度分類第2類である緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)の水平地震力については、[6.1-建10]に示す。</p> <p>[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、第2廃棄物処理所に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ○ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-1-6参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ○ 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁(サイディング) サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ○ 第2廃棄物処理所本体の鉄扉 新設又は補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ○ 第2廃棄物処理所本体2階鉄筋コンクリート床 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建4] F3竜巻に対し、第2廃棄物処理所本体の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。 位置:図リ非-5-2、5-4参照</p> <p>建物内からの想定される飛散物は、事業許可の記載と同様にダクトを想定しており、外部からの想定飛来物の衝撃荷重は、F3竜巻による風圧力荷重(金網の充実率考慮)と飛散物の衝撃荷重を組み合わせたものを包絡する荷重である。 なお、第2廃棄物処理所は、ダクトを固縛することで設備・機器への落下を防止する。想定される外部からの飛来物は、プレハブ物置(大)、軽トラックを想定しており、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)によって防護する。 また、屋根が損傷した場合、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)はF3竜巻荷重を受けるが、竜巻荷重は飛来物による荷重より小さいことから、飛散防止用防護ネットは損傷しない。 なお、第2廃棄物処理所南北渡り廊下の屋根(ALC+折板)もF3竜巻に対し損傷するおそれがあるが、内部に飛散物はなく、かつ飛来物の飛来方向に対して建物の背面に位置するため飛散防止用防護ネットは設置しない。</p>	<p>[99-建2] 耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力1.0Gで弾性範囲とする。なお、耐震重要度分類第2類である緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)の水平地震力については、[6.1-建10]に示す。</p> <p>[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、第2廃棄物処理所に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ○ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-1-6参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ○ 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁(サイディング) サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ○ 第2廃棄物処理所本体の鉄扉 新設又は補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ○ 第2廃棄物処理所本体2階鉄筋コンクリート床 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建4] F3竜巻に対し、第2廃棄物処理所本体の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。 位置:図リ非-5-2、5-4参照</p> <p>建物内からの想定される飛散物は、事業許可の記載と同様にダクトを想定しており、外部からの想定飛来物の衝撃荷重は、F3竜巻による風圧力荷重(金網の充実率考慮)と飛散物の衝撃荷重を組み合わせたものを包絡する荷重である。 なお、第2廃棄物処理所は、ダクトを固縛することで設備・機器への落下を防止する。想定される外部からの飛来物は、プレハブ物置(大)、軽トラックを想定しており、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)によって防護する。 また、屋根が損傷した場合、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)はF3竜巻荷重を受けるが、竜巻荷重は飛来物による荷重より小さいことから、飛散防止用防護ネットは損傷しない。 なお、第2廃棄物処理所南北渡り廊下の屋根(ALC+折板)もF3竜巻に対し損傷するおそれがあるが、内部に飛散物はなく、かつ飛来物の飛来方向に対して建物の背面に位置するため飛散防止用防護ネットは設置しない。</p>

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(16/17)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建5] 敷地境界から第2廃棄物処理所までの距離は156mであるため、F3竜巻による敷地外からの想定飛来物である軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)が飛来する恐れがあるが、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)が飛来しても、外壁及び鉄扉は貫通しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>
<p>添付図</p>	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-2(1/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-2(2/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-2(3/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-3(2/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(2) 図イ建-1-4 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図 図イ建-1-5 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンションジョイント設置位置 図イ建-1-6 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン 図イ建-1-7 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表 図イ建-1-7-1 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、シャッタ及び鉄扉補強、ガラリ固縛概要図 図イ建-1-8 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図 図イ建-1-9(1/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1) 図イ建-1-10(1/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(1) 図イ建-1-10(2/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(2) 図イ建-1-10(3/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(3) 図イ建-1-10(5/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(5) 図イ建-1-10(6/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(6) 図イ建-1-10(7/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(7) 図イ建-1-10(8/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(8) 図イ建-1-10(9/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(9) 図イ建-1-10(10/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(10) 図イ建-1-10(11/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(11) 図ト建-3-1 付属建物 第2廃棄物処理所 1階平面図 図ト建-3-2 付属建物 第2廃棄物処理所 2階平面図 図ト建-3-3 付属建物 第2廃棄物処理所 屋根伏図 図ト建-3-4 付属建物 第2廃棄物処理所 立面図 図ト建-3-5 付属建物 第2廃棄物処理所 断面図 図ト建-3-6 付属建物 第2廃棄物処理所 杭及び基礎及び1階伏図</p>

追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(17/17)

添付図	<p>図ト建-3-7 付属建物 第2廃棄物処理所 2階床梁伏図</p> <p>図ト建-3-8 付属建物 第2廃棄物処理所 小屋伏図</p> <p>図ト建-3-9 付属建物 第2廃棄物処理所 2通り軸組図</p> <p>図ト建-3-10 付属建物 第2廃棄物処理所 4通り軸組図</p> <p>図ト建-3-11 付属建物 第2廃棄物処理所 7通り軸組図</p> <p>図ト建-3-12 付属建物 第2廃棄物処理所 8通り軸組図</p> <p>図ト建-3-13 付属建物 第2廃棄物処理所 D通り軸組図</p> <p>図ト建-3-14 付属建物 第2廃棄物処理所 E通り軸組図</p> <p>図ト建-3-15 付属建物 第2廃棄物処理所 F, Fa, Ca 通り軸組図</p> <p>図ト建-3-16 付属建物 第2廃棄物処理所 2通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p> <p>図ト建-3-17 付属建物 第2廃棄物処理所 8通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p> <p>図ト建-3-18 付属建物 第2廃棄物処理所 D通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p> <p>図ト建-3-19 付属建物 第2廃棄物処理所 F通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p> <p>図ト建-3-20 付属建物 第2廃棄物処理所 7a, 7b 通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p> <p>図ト建-3-21 付属建物 第2廃棄物処理所 外壁サイディング補強及び増打ち基礎概略図</p> <p>図ト遮-2 付属建物 第2廃棄物処理所 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図ト系6-6 気体廃棄設備(6) 廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室 給気系統</p> <p>図リ非-1-6 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第2廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-1-7 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第2廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-2-5 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(第2廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-2-6 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(第2廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-3-6 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第2廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-3-7 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第2廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ非-4-2 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ非-4-11 消火設備 消火器(第2廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-4-12 消火設備 消火器(第2廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-5-2 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット(第2廃棄物処理所)</p> <p>図リ非-5-4 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット取付概略図(第2廃棄物処理所)</p> <p>図リ非-6-1 緊急対策設備(3) 溢水防護区画</p> <p>図リ非-6-4 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(付属建物 第2廃棄物処理所 1階)</p> <p>図リ非-6-5 緊急対策設備(3) 堰(一部脱着式)脱着部詳細図</p> <p>図リ電建-2 付属建物 第2廃棄物処理所 非常用ディーゼル発電機負荷系統図</p>
-----	---

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

本仕様表内の設計番号及び図番は6次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、三原燃第20-0695号にて申請済み。

追表ト建-3-8 附属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(1/12)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {876}建物 附属建物 第3 廃棄物倉庫 {890, 892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898}非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照	
機器名	附属建物第3 廃棄物倉庫 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(2/12)

変更内容	改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う ・外壁更新 第3廃棄物倉庫外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・鉄扉補強 第3廃棄物倉庫の既存鉄扉(SD-90)を鉄扉補強材により補強する ・シャッター交換 第3廃棄物倉庫の既存シャッター(SS-89)を撤去し、新たなシャッターに交換する ・折板張替え補強 第3廃棄物倉庫の既存折板を撤去し、新たな折板の張替えにより補強する 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第3廃棄物倉庫の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る 2-2. 非常用設備の改造 ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の改造 仮移設した電話設備の改造により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 2-3. 非常用設備の復旧 ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る ・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る												
員数	1式												
一般仕様	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="279 1525 624 1608"> 型式 </td> <td data-bbox="624 1525 1396 1608"> 本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1608 624 1637"> 主要な構造材 </td> <td data-bbox="624 1608 1396 1637"> 表ト建-2-4に示す </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1637 624 1697"> 寸法(単位:m) </td> <td data-bbox="624 1637 1396 1697"> (本体) 延べ床面積: 約 530m² </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1697 624 1727"> その他の構成機器 </td> <td data-bbox="624 1697 1396 1727"> - </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1727 624 1756"> その他の性能 </td> <td data-bbox="624 1727 1396 1756"> - </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1756 624 1787"> 取扱う核燃料物質の状態 </td> <td data-bbox="624 1756 1396 1787"> - </td> </tr> </table>	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎	主要な構造材	表ト建-2-4に示す	寸法(単位:m)	(本体) 延べ床面積: 約 530m ²	その他の構成機器	-	その他の性能	-	取扱う核燃料物質の状態	-
型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎												
主要な構造材	表ト建-2-4に示す												
寸法(単位:m)	(本体) 延べ床面積: 約 530m ²												
その他の構成機器	-												
その他の性能	-												
取扱う核燃料物質の状態	-												

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(3/12)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 <ul style="list-style-type: none"> 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 <ul style="list-style-type: none"> 遠心カプレストレストコンクリート杭 □ 杭位置 <ul style="list-style-type: none"> 杭先端深度:設計GLから-7.7m 配置:図ト建-4-10参照 □ 杭構造・寸法 <ul style="list-style-type: none"> 表ト建-2-4参照 ・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 <ul style="list-style-type: none"> 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> 支持性能:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類:地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 第3廃棄物倉庫 □ 非常用通報設備(放送設備{890,892}) □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901} □ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904}) 	

追表ト建-3-8 附属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(4/12)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 8] 第3 廃棄物倉庫に設置されている耐震重要度分類第3 類の各設備(上記 [6.1-建 1] 参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第3 類の建物に、耐震重要度分類第3 類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第3 廃棄物倉庫の耐震重要度分類は第3 類とする。</p> <p>[6.1-建 5] ・ 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-4、図ト建-4-6~4-17 参照 ・ 一次設計 □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第3 類の割り増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(0.2G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第3 類の割り増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(1.0G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。</p> <p>[6.1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3 類の地震力による損傷を防止できる構造とする。 ・ 非常用通報設備(放送設備) □ 位置:図リ非-2-7 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) □ 位置:図リ非-4-1 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) □ 位置:図リ非-3-8 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) □ 位置:図リ非-1-8 参照</p>
---------------	------------	--

追表ト建-3-8 付属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(5/12)

技術基準に基づく設計(注)	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建1] (竜巻) ・ 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-4、図ト建-4-6~4-17 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> □ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第3 廃棄物倉庫の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 第3 廃棄物倉庫の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.1-建3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。 <p>[8.1-建4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図ト建-4-7、4-8 参照) □ 鉄扉及びシャッタの外側に勾配を設け雨水の流入を防止 <p>[8.1-建5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8.1-建10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-4-8 に示すように最大で約 7.7m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p>

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(6/12)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建7] (火山の影響) 表ト建-2-4に示す第3廃棄物倉庫の折板屋根は、降下火砕物(湿润密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-4-8参照)</p> <p>[8.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の隔離距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの隔離距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 ・ 火災影響評価対象: 図ト建-4-6参照 ・ 各評価対象の隔離距離: 図ト建-4-5-2(1/7)~(7/7)参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[8.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 第3廃棄物倉庫は、表ト建-2-4に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッタ(図ト建-4-4, 4-6, 4-8参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 第3廃棄物倉庫は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</p> <p>[9.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

追表ト建-3-8 付属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(7/12)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建1]</p> <p>汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第3廃棄物倉庫は第2種管理区域に設定する。(図ト建-4-3参照)</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(空気管式):4基 ◦ 警報設備(ベル):2個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-8参照 <p>[11.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):1個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-8参照 <p>[11.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-13参照 <p>[11.1-建5]</p> <p>消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 <u>屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 屋外消火栓:不凍式3基(第3廃棄物倉庫の近傍)(図リ非-4-1参照) ◦ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1参照) ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-3参照 <p>[11.3-建1]</p> <p>建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第3廃棄物倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-4に示す。

追表ト建-3-8 附属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表(6次申請：表ト建-1-4)(8/12)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図ト建-4-5のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建 4] 第3廃棄物倉庫各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図ト建-4-5-1参照</p> <p>[11.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図ト建-4-6参照 ・ 設置設備の材料 図ト建-4-5-1参照</p> <p>[11.3-建 7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第二百九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[11.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
---------------	-------------	---

追表ト建-3-8 附属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(9/12)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ非-1-8 参照 <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(6台)及び誘導灯(3個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ非-1-8 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-建1] 廃棄物貯蔵設備(5){822}は、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。また、使用施設との共用に十分な廃棄物保管容量を有する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	<p>[22.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-3 参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 7×10⁻²mSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気設備	—

追表ト建-3-8 附属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(10/12)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[24.1-建1] <u>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">非常用 通報設備</td> <td></td> <td>放送設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無線式</td> <td>通信連絡設備(電話設備)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">自動火災 報知設備</td> <td></td> <td>火災感知設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警報設備(ベル)*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 放送設備本体を介して接続 *2: 受信器を介して接続 *3: 中継盤を介して接続</p> <p>[24.1-建2] <u>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">緊急対策設備(1)</td> <td></td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[24.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備 □ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 □ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置(889)から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備{890, 893}(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。 			設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用 通報設備		放送設備*1	○	○	○	無線式	通信連絡設備(電話設備)	-	-	○	自動火災 報知設備		火災感知設備*2	○	-	○		警報設備(ベル)*3	○	-	○			設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)		非常用照明	○	-	○		誘導灯	○	-	○
			設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																									
非常用 通報設備		放送設備*1	○	○	○																																										
	無線式	通信連絡設備(電話設備)	-	-	○																																										
自動火災 報知設備		火災感知設備*2	○	-	○																																										
		警報設備(ベル)*3	○	-	○																																										
		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																										
緊急対策設備(1)		非常用照明	○	-	○																																										
		誘導灯	○	-	○																																										

追表ト建-3-8 付属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表(6次申請：表ト建-1-4) (11/12)

<p>技術基準に基づく設計 (注)</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):2台 □ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):無線式1台 ・ 設置設備の配置 図リ非-2-7 参照
	<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建5] 敷地境界から第3 廃棄物倉庫までの距離は211m以上あり、F3 竜巻襲来時でも軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)は飛来しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>

追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(12/12)

添付図	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図</p> <p>図ト建-4-1(1/2) 付属建物 第3廃棄物倉庫 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図ト建-4-1(2/2) 付属建物 第3廃棄物倉庫 補強箇所説明図(R階)</p> <p>図ト建-4-2 付属建物 第3廃棄物倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係</p> <p>図ト建-4-3 付属建物 第3廃棄物倉庫 管理区域区分図</p> <p>図ト建-4-4 付属建物 第3廃棄物倉庫 鉄扉、シャッタ配置、建具表及び補強概要図</p> <p>図ト建-4-5 付属建物 第3廃棄物倉庫 火災区域図</p> <p>図ト建-4-5-1 付属建物 第3廃棄物倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧</p> <p>図ト建-4-5-2(1/7) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(1)</p> <p>図ト建-4-5-2(2/7) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(2)</p> <p>図ト建-4-5-2(3/7) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3)</p> <p>図ト建-4-5-2(4/7) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4)</p> <p>図ト建-4-5-2(5/7) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(5)</p> <p>図ト建-4-5-2(6/7) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(6)</p> <p>図ト建-4-5-2(7/7) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(7)</p> <p>図ト建-4-6 付属建物 第3廃棄物倉庫 平面図</p> <p>図ト建-4-7 付属建物 第3廃棄物倉庫 屋根伏図</p> <p>図ト建-4-8 付属建物 第3廃棄物倉庫 立面図</p> <p>図ト建-4-9 付属建物 第3廃棄物倉庫 断面図</p> <p>図ト建-4-10 付属建物 第3廃棄物倉庫 杭及び基礎伏図</p> <p>図ト建-4-11 付属建物 第3廃棄物倉庫 1階梁伏図(1FL+2500)</p> <p>図ト建-4-12 付属建物 第3廃棄物倉庫 1階梁伏図(1FL+4700)</p> <p>図ト建-4-13 付属建物 第3廃棄物倉庫 R階梁伏図</p> <p>図ト建-4-14 付属建物 第3廃棄物倉庫 A通り軸組図</p> <p>図ト建-4-15 付属建物 第3廃棄物倉庫 B通り軸組図</p> <p>図ト建-4-16 付属建物 第3廃棄物倉庫 1通り軸組図</p> <p>図ト建-4-17 付属建物 第3廃棄物倉庫 7通り軸組図</p> <p>図ト遮-3 付属建物 第3廃棄物倉庫 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図リ非-1-8 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第3廃棄物倉庫)</p> <p>図リ非-2-7 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(第3廃棄物倉庫)</p> <p>図リ非-3-8 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第3廃棄物倉庫)</p> <p>図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ非-4-3 第3廃棄物倉庫 消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ非-4-13 消火設備 消火器(第3廃棄物倉庫)</p> <p>図リ電建-4 付属建物 第3廃棄物倉庫 非常用ディーゼル発電機負荷系統図</p>
-----	---

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

本仕様表内の設計番号及び図番は6次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、三原燃第20-0695号にて申請済み。

表ト設一気1 気体廃棄設備(4)給気ファン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {667} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 給気ファン {675} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所	(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室	
機器名	気体廃棄設備(4) 給気ファン (1) 給気ファン(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統) (2) 給気ファン(作業室(1)、更衣室、シャワー室給気系統)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	1式 (1) 1基 [SF-2] (2) 1基 [SF-1]	
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気1
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-

表ト設一気1 気体廃棄設備(4)給気ファン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫の床スラブに設置する。(675)給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、(675)給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ケーシング、ファン据付部には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.2-設20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、(675)給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、給気ファンを設置する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配-気1、図ト系-気4-4、図ト系-気4-5、図ト設-気3、図ト制-気1、図ト配-気1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気2 気体廃棄設備(4)排気ファン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {668} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 排気ファン {675} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 給排気ファンの起動停止インターロック {678} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 負圧警報装置
設置場所	(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (3) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室	
機器名	気体廃棄設備(4) 排気ファン (1) 排気ファン(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室内排気系統) (2) 排気ファン(作業室(1)、更衣室、シャワー室内排気系統) (3) 排気ファン(作業室(1)局所排気系統)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし	
員数	1式 (1) 1基 [EF-2] (2) 1基 [RF-1] (3) 2基 [EF-1-1、EF-1-2]	
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気2
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気2 気体廃棄設備(4)排気ファン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫の床スラブに設置する。[675]給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。[678]負圧警報装置は十分な支持性能を有する付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 (668) 排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材：(高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト： 別表ト設一気2、図ト設一気1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、[675]給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設56] 火災時に影響のある排気系統を停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流200V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。(対象：EF-1-1, EF-1-2) 図ト設一気1参照 [10.1-設58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する[678]負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ケーシング、ファン据付部には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する[678]負圧警報装置を設置する。 [18.2-設20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、[675]給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、排気ファンを設置する。 [20.1-設71] 気体廃棄設備(4)には、各系統合計で20,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
	非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流200V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。(対象：EF-1-1, EF-1-2) 図ト設一気1参照
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一気1、図ト系一気4-1、図ト系一気4-2、図ト系一気4-3、図ト設一気1、図ト制一気1、図ト制一気2、図ト制配一気1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気3 気体廃棄設備(4)高性能エアフィルタ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(666) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) (669) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 高性能エアフィルタ
設置場所	(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (3) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室	
機器名	気体廃棄設備(4) 高性能エアフィルタ (1) 高性能エアフィルタ(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統) (2) 高性能エアフィルタ(作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統) (3) 高性能エアフィルタ(作業室(1)局所排気系統)	
変更内容	(1) 改造 ・ 火災対策のため、フィルタに金属カバーを設置する。 (2) 改造 ・ 火災対策のため、フィルタに金属カバーを設置する。 (3) 改造 ・ 火災対策のため、フィルタに金属カバーを設置する。	
員数	1式 (1) 8×2個 [093-1~093-4 2段フィルタ、094-5~094-8 2段フィルタ] (2) 4×2個 [092-1~092-4 2段フィルタ] (3) 2×2個 [091-1 2段フィルタ、091-2 2段フィルタ]	
一般仕様	型式	セルフコンテンツ型
	主要な構造材	別表ト設一気3
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	捕集効率 2段:99.997%以上
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気3 気体廃棄設備(4)高性能エアフィルタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタは耐震重要度分類第2類とする。 {669} 高性能エアフィルタ (タイプ8、9) ^{※1} 第2類 支持脚部材: 別表ト設一気3 支持脚アンカーボルト: 別表ト設一気3、図ト設一気2 ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設66] 排気に含まれるウランの除去のために、捕集効率99.997%以上の高性能エアフィルタ(2段)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設17] 延焼防止のために、高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設11] 高性能エアフィルタは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 排気に含まれるウランの除去のために、捕集効率99.997%以上の高性能エアフィルタ(2段)を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設5] 再循環給気に含まれるウランの除去のために、高性能エアフィルタを設置する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図ト配一気1、図ト系一気4-1、図ト系一気4-2、図ト系一気4-3、図ト設一気2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気4 気体廃棄設備(4)給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {670} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)
設置場所	(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室	
機器名	気体廃棄設備(4) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (1) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統) (2) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(作業室(1)、更衣室、シャワー室給気系統)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	1式 (1) 1個 (2) 1個	
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気4
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-

表ト設一気4 気体廃棄設備(4)給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第1類に分類する。 (670) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) ※1 第1類 ※1:ダクトの一部(質点)として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設79] 屋外境界形成のため、逆流防止ダンパを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設72] 気体廃棄物の逆流防止のために、逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設2] 気体廃棄物の逆流防止のために、逆流防止ダンパを設置する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ト配-気1、図ト系-気4-4、図ト系-気4-5、図ト設-気4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気5 気体廃棄設備(4)排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {671} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)
設置場所	(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室 (3) 付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室	
機器名	気体廃棄設備(4) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (1) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統) (2) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統) (3) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(作業室(1)局所排気系統)	
変更内容	(1) 改造 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。 (2) 改造 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。 (3) 改造 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。	
員数	1式 (1) 1個 (2) 1個 (3) 1個	
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気5
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	—	

表ト設一気5 気体廃棄設備(4)排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第1類に分類する。 {671} 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)※1 第1類 ※1:ダクトの一部(質点)として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設79] 屋外境界形成のため、逆流防止ダンパを設置する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。 [11.3-設20] 屋外との火災区域境界構成のため、板厚 1.5mm 以上の逆流防止ダンパ(屋外境界)を設置する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設72] 排気の逆流防止のために、逆流防止ダンパを設置する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設2] 排気の逆流防止のために、逆流防止ダンパを設置する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ト配-気1、図ト系-気4-1、図ト系-気4-2、図ト系-気4-3、図ト設-気4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気6 気体廃棄設備(4)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {672} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 給気ダクト・ダンパ
設置場所	(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫	
機器名	気体廃棄設備(4) 給気ダクト・ダンパ (1) 給気ダクト・ダンパ(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統) (2) 給気ダクト・ダンパ(作業室(1)、更衣室、シャワー室給気系統)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 ・屋外との火災区域境界構成のため、外気取入部(給気ダクト側)に防火ガラリを設置する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。	
員数	1式 (1) 1式 (2) 1式	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気6
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> 以下 (2) <input type="text"/> 以下
	その他の構成機器	防火ガラリ、プレフィルタ
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気6 気体廃棄設備(4)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設9] 給気逆流防止ダンパと建物境界間の給気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第1類とする。 [672] 給気ダクト・ダンパ 第1類、第3類 耐震重要度分類第1類及び第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設12] 生物学的影響防止のため、外気取入口にプレフィルタを設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設79] 屋外境界形成のために、逆流防止ダンパと建物壁を接続する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設20] 屋外との火災区域境界構成のため、外気取入部(給気ダクト側)に防火ガラリを設置する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ト系-気4-4、図ト系-気4-5	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気7 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)

仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規登第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {673} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(4)) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
設置場所		(1) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 (2) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 (3) 付属建物 第 3 核燃料倉庫
機器名		気体廃棄設備(4) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (作業室(1)局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 ・ 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気7
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> 以下 (2) <input type="text"/> 以下 (3) <input type="text"/> 以下
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設-気7 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備~高性能エアフィルタ)
仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設12] 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備~高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第3類とする。 [673] 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備~高性能エアフィルタ) 第3類耐震重要度分類第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト系-気4-1、図ト系-気4-2、図ト系-気4-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気8 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)

仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(666) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) (674) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)
設置場所		(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 (3) 付属建物 第3核燃料倉庫
機器名		気体廃棄設備(4) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔) (1) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(作業室(1)、更衣室、シャワー室室内排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(作業室(1)局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 ・屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 (2) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 ・屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 (3) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 ・屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の排気ダクトに防火材を布設する。 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。
員数		1式 (1) 1式 (2) 1式 (3) 1式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気8
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> 以下 (2) <input type="text"/> 以下 (3) <input type="text"/> 以下
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設-気8 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ~排気塔)

仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設9] 排気逆流防止ダンパと建物境界間の排気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第1類とする。 [6.1-設12] 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ~排気塔)は耐震重要度分類第2類とする。(建物境界を除く) [674] 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ~排気塔) 第1類、第2類耐震重要度分類第1類及び第2類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設66] ウランを除去した気体を排気塔から排気するために、高性能エアフィルタと排気塔を接続し、排気経路を確保する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。 [10.1-設79] 屋外境界形成のために、逆流防止ダンパと建物壁を接続する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。 [11.3-設20] 屋外との火災区域境界構成のため、板厚 1.5mm 以上の逆流防止ダンパ(屋外境界)を設置し、ダクトに防火材を布設する。
	溢水による損傷の防止	-
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	[20.1-設70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、高性能エアフィルタと排気塔を接続し、排気経路を確保する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ト系-気4-1、図ト系-気4-2、図ト系-気4-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気9 気体廃棄設備(4)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {676} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 給気ダクト・ダンパ
設置場所	(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫	
機器名	気体廃棄設備(4) 給気ダクト・ダンパ (1) 給気ダクト・ダンパ(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室給気系統) (2) 給気ダクト・ダンパ(作業室(1)、更衣室、シャワー室給気系統)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。	
員数	1式 (1) 1式 (2) 1式	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気9
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> 以下 (2) <input type="text"/> 以下
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-

表ト設一気9 気体廃棄設備(4)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 {676} 給気ダクト・ダンパ 第3類 耐震重要度分類第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト系-気4-4、図ト系-気4-5	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気10 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{666} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 気体廃棄設備(4) {677} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4)) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)
設置場所		(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 (3) 付属建物 第3核燃料倉庫
機器名		気体廃棄設備(4) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)(貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)(作業室(1)、更衣室、シャワー室内排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)(作業室(1)局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 ・気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。
員数		1式 (1) 1式 (2) 1式 (3) 1式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気10
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> 以下 (2) <input type="text"/> 以下 (3) <input type="text"/> 以下
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気10 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第3核燃料倉庫に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設12] 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第3類とする。 (677) 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第3類耐震重要度分類第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部に JIS A 4009 に準拠したシール施工を行う。
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト系-気4-1、図ト系-気4-2、図ト系-気4-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液1 廃液貯槽（洗浄工程） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{727} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(3)） 廃液貯槽（洗浄工程） {728} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(3)） 液位高警報設備
設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(3) 廃液貯槽（洗浄工程）
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。（*1） *1：{728}液位高警報設備を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 1
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	配管系統（ポンプ含む）、液位計
	その他の性能	有効容積：約 [] L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。{728}液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液1 廃液貯槽（洗浄工程） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設6] {728}液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））を設置する。（三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2 参照）。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{728}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業員の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））に{875}堰漏水検知警報設備を設置する（表リ設一2参照）。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{728}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{728}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液1、図ト制一4、図ト制配一2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液2 沈殿槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{729} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(3)) 沈殿槽 {730} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(3)) 液位高警報設備
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(3) 沈殿槽	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {730} 液位高警報設備を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 2
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 []。
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。{730} 液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液2 沈殿槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設6] {730}液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2 参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{730}液位高警報設備を設置する。 [10.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業員の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{730}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{730}液位高警報設備を設置する。 [20.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液2、図ト制一5、図ト制配一2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液3 遠心ろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{731} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 遠心ろ過機
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(3) 遠心ろ過機	
変更内容	改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	横型遠心分離式
	主要な構造材	別表ト設一液3
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(逆止弁含む)、固体廃棄物回収容器
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一液3 遠心ろ過機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃 第20-0695号の図イ建-1-1参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875}堰漏水検知警報設備を設置する(表り設一2参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液4 液受槽(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{732} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液受槽 {733} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液位高警報設備
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(3) 液受槽(1)	
変更内容	改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(※) ※1: {733} 液位高警報設備を改造する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液4
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。{733} 液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液4 液受槽(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設6] {733}液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2 参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{733}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設一2参照)。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{733}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{733}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液4、図ト制一液6、図ト制配一2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液5 ろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{734} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) ろ過機
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(3) ろ過機	
変更内容	改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	別表ト設一液5
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(逆止弁含む)
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一液5 ろ過機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2 参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に(875)堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設一2参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [20.1-設12] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ(ろ紙)を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液5	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液6 液受槽(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{735} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液受槽 {736} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液位高警報設備
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(3) 液受槽(2)	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {736} 液位高警報設備を改造する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液6
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約□L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。{736} 液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液6 液受槽(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設6] {736}液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃 第20-0695号の図イ建-1-1参照) [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2参照)。 [10.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{736}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業員の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{736}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{736}液位高警報設備を設置する。 [20.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液6、図ト制一7、図ト制配一2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液7 集水槽(チェック) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{737} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 集水槽(チェック) {738} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液位高警報設備
設置場所	(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(3) 集水槽(チェック) (1) 集水槽(チェック)(1) (2) 集水槽(チェック)(2)	
変更内容	(1) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (2) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {738}液位高警報設備を改造する。	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液7
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積:約 <input type="text"/> L
取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。{738}液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液7 集水槽(チェック) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設6] {738}液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃 第20-0695号の図イ建-1-1参照) [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2参照)。 [10.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{738}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{738}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{738}液位高警報設備を設置する。 [20.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [20.1-設11] 廃液処理設備(3)の排水は排水貯留池に排水する(図ト設一液16参照)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一液1、図ト配一液2、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液7、図ト制一8、図ト制配一2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液8 イオン交換塔 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{739} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(3)) イオン交換塔 {740} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(3)) 液位高警報設備 (イオン交換塔)
設置場所	(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(3) イオン交換塔 (1) イオン交換塔(1) (2) イオン交換塔(2)	
変更内容	(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(※1) (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(※1) ※1: {740} 液位高警報設備(イオン交換塔)を改造する。	
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	イオン交換樹脂吸着式
	主要な構造材	別表ト設一液8
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統、液位計
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。{740} 液位高警報設備 (イオン交換塔) は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液8 イオン交換塔 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設6] {740}液位高警報設備(イオン交換塔)の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃 第20-0695号の図イ建-1-1参照) [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{740}液位高警報設備(イオン交換塔)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{740}液位高警報設備(イオン交換塔)を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{740}液位高警報設備(イオン交換塔)を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液8、図ト制一9、図ト制配一2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液9 液受槽(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{741} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液受槽 {742} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液位高警報設備(液受槽)
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(3) 液受槽(3)	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {742} 液位高警報設備(液受槽)を改造する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液9
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積:約□L
取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。{742} 液位高警報設備(液受槽)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液9 液受槽(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設6] {742}液位高警報設備(液受槽)の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃 第20-0695号の図イ建-1-1参照) [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-建5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))を設置する。(三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2参照)。 [10.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{742}液位高警報設備(液受槽)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業員の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))に{875}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{742}液位高警報設備(液受槽)を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{742}液位高警報設備(液受槽)を設置する。 [20.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液9、図ト制一11、図ト制配一2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液10 乾燥機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{743} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 乾燥機
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(3) 乾燥機	
変更内容	改造 ・ 閉じ込め性強化のため、圧力計を新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	温風乾燥式
	主要な構造材	別表ト設一液10
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	固体廃棄物回収容器、圧力計
	その他の性能	最高使用温度:200℃
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の床スラブに設置する。

表ト設一液10 乾燥機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設31] 排気は局所排気系統に接続し、内部は設置雰囲気に対して9.8Pa以上の負圧を維持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト設一液10	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液11 フードボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	[744] 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(3)) フードボックス
設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(3) フードボックス
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため、据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表ト設一液11
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の床スラブに設置する。

表ト設一液11 フードボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには不燃性及び難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	---	
添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト設一液11	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 12 廃液貯槽(チェック) 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{745} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 廃液貯槽(チェック) {746} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液位高警報設備(廃液貯槽(チェック))
設置場所	(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(3) 廃液貯槽(チェック) (1) 廃液貯槽(チェック)(1) (2) 廃液貯槽(チェック)(2)	
変更内容	(1) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 耐震性向上のため、屋外配管システムを改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (2) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 耐震性向上のため、屋外配管システムを改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {746} 液位高警報設備(廃液貯槽(チェック))を改造する。	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 12
	寸法(単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)*1、液位計 *1: 屋外配管システムを含む
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する屋外サポート基礎または地下共同溝床面に設置する。{746} 液位高警報設備(廃液貯槽(チェック))は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液 12 廃液貯槽(チェック) 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。</p> <p>[6.1-設 6] {746}液位高警報設備(廃液貯槽(チェック))の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。</p> <p>[8.1-建 8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃 第20-0695号の図イ建-1-1参照)</p> <p>[8.1-設 11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。</p> <p>[8.1-設 17] 屋外に設置する配管(含む継手部)は降水の影響を受けないように金属製とする。</p> <p>[8.1-設 19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令及び消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-設 21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 24] 屋外に設置する配管は、外部方向への排水配管であり虫等の侵入はない。</p> <p>[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。</p> <p>[8.2-設 6] 屋外配管の一部は、地下共同溝内に設置されている。それ以外の屋外配管は保温材にて覆われていることから、外部火災の輻射を受けることはなく、安全機能に影響を受けることはない。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。</p> <p>[10.1-建 5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(三原燃 第20-0695号 図リ非-6-2参照)。</p> <p>[10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。</p> <p>[10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。</p> <p>[10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{746}液位高警報設備(廃液貯槽(チェック))を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。</p>
	溢水による損傷の防止	<p>[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p>
	安全避難通路等	—

表ト設一液 12 廃液貯槽(チェック) 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に{875}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設一2参照)。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{746}液位高警報設備(廃液貯槽(チェック))を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{746}液位高警報設備(廃液貯槽(チェック))を設置する。 [20.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [20.1-設11] 廃液処理設備(3)の排水は排水貯留池に排水する(図ト設一液16参照)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] 屋外に設置する配管はF3 竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。
	添付図	図ト配一液1、図ト配一液2、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液12、図ト制一12、図ト制配一2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液13 廃液処理室回収ピット 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{747} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 廃液処理室回収ピット {748} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液位高警報設備(廃液処理室回収ピット)
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(3) 廃液処理室回収ピット	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため、集水槽(廃液処理室)の据付部を改造する。 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(※1) ※1: {748} 液位高警報設備(廃液処理室回収ピット)を改造する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	廃液処理室回収ピット: 鉄筋コンクリート造 集水槽(廃液処理室): 円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液13
	寸法(単位:mm)	廃液処理室回収ピット: <input type="text"/> 集水槽(廃液処理室): <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	<p>廃液処理室回収ピット</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 <ul style="list-style-type: none"> 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m² 以上、短期許容応力度 100kN/m² 以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>集水槽(廃液処理室)</p> <p>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の廃液処理室回収ピットの底版に設置する。{748} 液位高警報設備(廃液処理室回収ピット)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。</p>

表ト設一液 13 廃液処理室回収ピット 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>廃液処理室回収ピット</p> <p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 耐震重要度分類第 1 類 付属建物シリング洗浄棟 廃液処理室回収ピット <p>[6.1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置、構造、寸法、材料 図ト配一液 1、図ト設一液 13 参照。 ▫ 一次設計 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数(地下部 0.1G)と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.15G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 <p>集水槽(廃液処理室)</p> <p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 1 類</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 集水槽(廃液処理室)部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 集水槽(廃液処理室)アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規)</p> <p>[6.1-設 6] {748} 液位高警報設備(廃液処理室回収ピット)の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。</p>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	<p>廃液処理室回収ピット</p> <p>[10.1-建 6]</p> <p>付属建物シリング洗浄棟廃液処理室回収ピットの床及び壁表面は、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>集水槽(廃液処理室)</p> <p>[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 集水槽(廃液処理室)からの漏えいは廃液処理室回収ピットに保持され、拡大が防止される設計とする。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{748} 液位高警報設備(廃液処理室回収ピット)を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の付属建物シリング洗浄棟に設置される廃液処理室回収ピットは、不燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</p>
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-

表ト設一液13 廃液処理室回収ピット 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	[14.1-建1] [14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-建1] [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、(748)液位高警報設備（廃液処理室回収ピット）を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備（3）を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、(748)液位高警報設備（廃液処理室回収ピット）を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液13、図ト制一10、図ト制配一2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 14 堰（廃液貯槽（洗浄工程）） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{749} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(3)） 堰（廃液貯槽（洗浄工程））
設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(3) 堰（廃液貯槽（洗浄工程））
変更内容		<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 閉じ込め性強化のため、ウラン溶液または液体廃棄物漏えい時の拡大防止のための堰を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。（*1） <p>*1：{749}堰漏水検知警報設備を新設する。</p>
員数		1 式
一般仕様	型式	床固定式
	主要な構造材	別表ト設一液 14
	寸法（単位：mm）	50H（図ト設一液 14 参照）
	その他の構成機器	漏水検知器
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—（UF ₄ スラリ、SDU スラリ、UF ₄ ケーキ、SDU ケーキ）
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一液 14 堰（廃液貯槽（洗浄工程）） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] [749]堰漏水検知警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [749]堰（廃液貯槽（洗浄工程）） 第1類 堰（廃液貯槽（洗浄工程））部材： SUS304 堰（廃液貯槽（洗浄工程））アンカーボルト： SUS304、M8×13本（新規）
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰（[749]堰漏水検知警報設備付き）を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には[749]堰漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図イ系-1、図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液14、図ト制一19、図ト制配一2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 15 測定室回収ピット 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{750} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(3)) 測定室回収ピット {751} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(3)) 液位高警報設備
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 測定室	
機器名	廃液処理設備(3) 測定室回収ピット	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため、集水槽 (測定室) の据付部を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(※1) ※1: {751} 液位高警報設備を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	測定室回収ピット: 鉄筋コンクリート造 集水槽 (測定室): 円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 15
	寸法 (単位: mm)	測定室回収ピット: <input type="text"/> 集水槽 (測定室): <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	測定室回収ピット [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m ² 以上、短期許容応力度 100kN/m ² 以上 地盤種類: 地表近くのローム層 集水槽 (測定室) [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の測定室回収ピットの底版に設置する。{751} 液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液 15 測定室回収ピット 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>測定室回収ピット</p> <p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 耐震重要度分類第 1 類 <p>付属建物シリンダ洗浄棟 測定室回収ピット</p> <p>[6.1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置、構造、寸法、材料 ▫ 図ト配一液 1、図ト設一液 15 参照。 ▫ 一次設計 <p>建築基準法施行令第八十八条に規定される係数(地下部 0.1G)と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.15G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。</p> <p>集水槽(測定室)</p> <p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>耐震重要度分類第 1 類</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。</p> <p>集水槽(測定室)部材: - (高剛性のためボルト評価で代表)</p> <p>集水槽(測定室)アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規)</p> <p>[6.1-設 6] {751} 液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>測定室回収ピット</p> <p>[10.1-建 6]</p> <p>付属建物シリンダ洗浄棟測定室回収ピットの床及び壁表面は、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>集水槽(測定室)</p> <p>[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。</p> <p>[10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。</p> <p>[10.1-設 28] 集水槽(測定室)からの漏えいは測定室回収ピットに保持され、拡大が防止される設計とする。</p> <p>[10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{751}液位高警報設備を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の付属建物シリンダ洗浄棟に設置される測定室回収ピットは、不燃性材料を使用する。</p> <p>[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</p>
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—

表ト設一液 15 測定室回収ピット 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設	[14.1-建1] [14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-建1] [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{751}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(3)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{751}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。
添付図	図ト配一液1、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液15、図ト制一13、図ト配一2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液16 排水貯留設備 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{777} 液位高警報設備
設置場所	(1) 屋外 (2) 屋外	
機器名	排水貯留設備 (1) 排水貯留設備(1) (2) 排水貯留設備(2)	
変更内容	(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) ・ 耐震性向上のため、屋外配管系統を改造する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) ・ 耐震性向上のため、屋外配管系統を改造する。 *1: {777} 液位高警報設備を改造する。	
員数	2 式 (1) 1 式 (2) 1 式	
一般仕様	型式	電極式
	主要な構造材	別表ト設一液 16
	寸法 (単位: mm)	(1) 型番に規定 (2) 型番に規定
	その他の構成機器	配管系統*1 (ポンプ、排水口含む) *1: 屋外配管系統
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。

表ト設一液 16 排水貯留設備 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 6] (777) 液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-設 11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。 [8.1-設 17] 屋外に設置する配管(含む継手部)は降水の影響を受けないように金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令及び消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 27] 排水貯留池から排水口までの配管は管理区域とつながっていないため、虫等が管理区域に侵入することはない。 [8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設 6] 屋外配管は保温材にて覆われていることから、外部火災の輻射を受けることはなく、安全機能に影響を受けることはない。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、(777) 液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 液位計(接液部)は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、(777) 液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、(777) 液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] 屋外に設置する配管は F3 竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。	
添付図	図ト配一液 1、図ト配一液 2、図ト系一液 2、図ト系一液補 2、図ト設一液 16、図ト制一 14、図ト制配一 3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 17 保管棚 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{778} 液体廃棄物の廃棄設備 (保管廃棄設備) 保管棚 {779} 液体廃棄物の廃棄設備 (保管廃棄設備) 廃液容器 {780} 液体廃棄物の廃棄設備 (保管廃棄設備) 受容器 (保管棚) {781} 液体廃棄物の廃棄設備 (保管廃棄設備) 漏水検知警報設備
設置場所	(1) 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 (2) 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 (3) 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 (4) 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 (5) 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	
機器名	保管廃棄設備 保管棚 (1) 保管棚 (1) (2) 保管棚 (2) (3) 保管棚 (3) (4) 廃液容器 (5) 受容器	
変更内容	(1) 改造 ・ 容器落下防止のため、金属製の扉を設置する。 (2) 改造 ・ 容器落下防止のため、金属製の扉を設置する。 (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。(*1) *1: {781}漏水検知警報設備を新設する。	
員数	3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 160 個 (5) 1 式	
一般仕様	型式	多段貯蔵式
	主要な構造材	別表ト設一液 17
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> <input type="text"/>
	その他の構成機器	漏水検知器
	その他の性能	保管廃棄能力 3m ³
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一液 17 保管棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類(779)廃液容器を除く) [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] {781}漏水検知警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上、179mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(原規規発第2003279号 図リ建-58参照) [10.1-設5] 放射性廃棄物の落下を防止する(ストッパー(扉))。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設26] 受容器({781}漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設5] 容器は金属製とする。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{849}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18.1-設4] 受容器には{781}漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設14] 廃液容器は漏えいのない構造とする。 [20.1-設15] 廃液の漏えい拡大防止のため、受容器を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一液1、図ト設一液17、図ト制一15、図ト制配一3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固1 焼却炉 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{782} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 焼却炉 {783} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 投入フードボックス {784} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 抜出フードボックス {785} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 燃焼装置失火インターロック {786} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 排ガス温度高インターロック {787} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 燃焼用空気停止インターロック {788} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 送風機ファン
設置場所		付属建物 第1 廃棄物処理所 廃棄物処理室
機器名		焼却設備 焼却炉
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 給油設備 (ヘッドタンク) を屋外に移設し、一般設備に変更する。 耐震性向上のため、配管系統を改造する。 火災・爆発防止強化のため、インターロックを改造する。(*1) 竜巻対策のため、ドラム缶固縛治具を設置する。 *1: {785} 燃焼装置失火インターロック、{786} 排ガス温度高インターロック、{787} 燃焼用空気停止インターロックを改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	バッチ焼却式
	主要な構造材	別表ト設一固1
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	排気ダクト系統、助燃用灯油配管系統、燃焼用空気配管系統、給気ライン(フィルタ)、灯油供給弁、失火検知器、温度計、送風機ファン停止検知器
	その他の性能	最高使用温度: 1000℃
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1 廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。{785} 燃焼装置失火インターロック、{786} 排ガス温度高インターロック及び{787} 燃焼用空気停止インターロックは耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一固1 焼却炉 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 {782}焼却炉、{783}投入フードボックス、{784}抜出フードボックス：耐震重要度分類第2類 {788}送風機ファン：耐震重要度分類第3類</p> <p>[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。</p> <p>[6.1-設3] {785}燃焼装置失火インターロック、{786}排ガス温度高インターロック、{787}燃焼用空気停止インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。</p> <p>{782}焼却炉※1 第2類 焼却炉部材：－（高剛性のためボルト評価で代表） 焼却炉アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> 給気ライン（フィルタ）支持脚部材：<input type="text"/> 給気ライン（フィルタ）支持脚アンカーボルト：<input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>{783}投入フードボックス 第2類 部材：<input type="text"/> アンカーボルト：<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>（新規）</p> <p>{784}抜出フードボックス 第2類 部材：<input type="text"/> アンカーボルト：<input type="text"/> <input type="text"/>（新規）</p> <p>※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。</p>
	津波による損傷の防止	－
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。（三原燃 第20-0695号の図イ建-1-1参照）</p> <p>[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。</p>
	人の不法な侵入等の防止	－
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-設1] 機器本体部（フードボックスを除く）は開口部のない構造とする。</p> <p>[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。</p> <p>[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。</p> <p>[10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-設1] フードボックスパネルには不燃性及び難燃性材料を使用する。</p> <p>[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</p> <p>[11.3-設3] ケーブル損傷時は加熱停止する。</p> <p>[11.3-設21] 焼却炉の排気温度高の場合、焼却炉への灯油供給を停止する{786}排ガス温度高インターロックを設置する。</p> <p>[11.3-設22] 可燃性油類を使用する焼却炉は、可燃性油類の供給部に開口のない配管を使用することで可燃性油類の漏洩防止を図った設計とする。</p> <p>[11.3-設23] 焼却炉へ燃焼用空気の送風が停止した場合、焼却炉への灯油供給を停止する{787}燃焼用空気停止インターロックを設置する。</p> <p>[11.3-設24] 焼却炉には、火炎が途切れることで失火を検知する失火検知器からの信号を受け、灯油の供給を停止する{785}燃焼装置失火インターロックを設置する。</p>
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	－

表ト設一固1 焼却炉 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に 200L ドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.2-設36] 焼却炉には、火炎が途切れることで失火を検知する失火検知器からの信号を受け、灯油の供給を停止する {785} 燃焼装置失火インターロックを設置する。 [18.2-設37] 焼却炉の排気温度高の場合、焼却炉への灯油供給を停止する {786} 排ガス温度高インターロックを設置する。 [18.2-設38] 焼却炉へ燃焼用空気の送風が停止した場合、焼却炉への灯油供給を停止する {787} 燃焼用空気停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固1、図ト系一固1、図ト系一固補1、図ト設一固1、図ト設一固27、図ト制一1、図ト制一2、図ト制一3、図ト制配一1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固2 サイクロン 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{789} 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備) サイクロン {790} 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備) フードボックス
設置場所		付属建物 第1 廃棄物処理所 廃棄物処理室
機器名		焼却設備 サイクロン
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	サイクロン集塵式
	主要な構造材	別表ト設一固2
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	--
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1 廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固2 サイクロン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部（フードボックスを除く）は開口部のない構造とする。 [10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固1、図ト系一固1、図ト系一固補1、図ト設一固2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固3 フラッシュチャンバ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{791} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) フラッシュチャンバ
設置場所	付属建物 第 1 廃棄物処理所 廃棄物処理室	
機器名	焼却設備 フラッシュチャンバ	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため、据付部を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	冷却式
	主要な構造材	別表ト設一固 3
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 1 廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固3 フラッシュチャンバ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固1、図ト系一固1、図ト系一固補1、図ト設一固3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固4 イオン交換材混合機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{793} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) イオン交換材混合機
設置場所		付属建物 第 1 廃棄物処理所 廃棄物処理室
機器名		焼却設備 イオン交換材混合機
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	容器回転混合式
	主要な構造材	別表ト設一固4
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 1 廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 4 イオン交換材混合機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固1、図ト系一固1、図ト設一固4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固5 イオン交換材成型機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{794} 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備) イオン交換材成型機
設置場所		付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室
機器名		焼却設備 イオン交換材成型機
変更内容		変更なし
員数		1基
一般仕様	型式	充填押し込み式
	主要な構造材	別表ト設一固5
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 5 イオン交換材成型機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固1、図ト系一固1、図ト設一固5	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固6 ピット 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{795} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) ピット {796} 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) 液位高警報設備
設置場所	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	
機器名	焼却設備, ピット	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) ・ 耐震補強のため、既設を撤去し、集水槽を新規に製作し据付ける。 ・ 耐震性向上のため、屋外配管系統を改造する。 *1: {796} 液位高警報設備を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	ピット: 鉄筋コンクリート造 集水槽: 角型式
	主要な構造材	別表ト設一固6
	寸法 (単位: mm)	ピット: <input type="text"/> (内寸) 集水槽: <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統 ^{*1} 、液位計 *1: 屋外配管系統を含む
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	ピット [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m² 以上、短期許容応力度 100kN/m² 以上 地盤種類: 地表近くのローム層 集水槽 [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所ピットの底版に設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する屋外サポート基礎または地下共同溝床面に設置する。{796} 液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一固6 ピット 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>ピット</p> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 耐震重要度分類第2類 付属建物第1廃棄物処理所ピット <p>[6.1-建5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置、構造、寸法、材料 図ト配一固1、図ト設一固6参照。 ▫ 一次設計 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数(地下部0.1G)と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.125G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 <p>集水槽</p> <p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類</p> <p>[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。</p> <p>[6.1-設6] (796)液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。</p> <p>[8.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。</p> <p>[8.1-設17] 屋外に設置する配管(含む継手部)は降水の影響を受けないように金属製とする。</p> <p>[8.1-設19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令及び消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-設21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設23] 屋外に設置する配管は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする</p> <p>[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。</p> <p>[8.2-設6] 屋外配管の一部は、地下共同溝内に設置されている。それ以外の屋外配管は保温材にて覆われていることから、外部火災の輻射を受けることはなく、安全機能に影響を受けることはない。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>ピット</p> <p>[10.1-建6]</p> <p>付属建物第1廃棄物処理所ピットの床及び壁表面は、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>集水槽</p> <p>[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。</p> <p>[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。</p> <p>[10.1-設28] 集水槽からの漏えいはピットに保持され、拡大が防止される設計とする。</p> <p>[10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、(796)液位高警報設備を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の付属建物第1廃棄物処理所に設置されるピットは、不燃性材料を使用する。</p> <p>[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</p>
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—

表ト設一固6 ピット 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	[14.1-建1] [14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-建1] [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、(796)液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、(796)液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。 [99-設3] 屋外に設置する配管はF3 竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。
添付図	図ト配一固1、図ト系一固1、図ト系一固補1、図ト設一固6、図ト制一16、図ト制配一1、図ト配一液2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固7 クレーン（第1廃棄物処理所前室） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{798} 固体廃棄物の廃棄設備（焼却設備） クレーン
設置場所	付属建物 第1廃棄物処理所前室	
機器名	焼却設備 クレーン（第1廃棄物処理所前室）	
変更内容	新設 ・ 付属建物第1廃棄物処理所前室の設置に伴い、新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	自立旋回型
	主要な構造材	別表ト設一固7
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所前室の柱に設置する。

表ト設一固7 クレーン（第1廃棄物処理所前室） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 放射性廃棄物の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] 放射性固体廃棄物を搬送する能力を有する（定格荷重：0.48t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一固1、図ト設一固7	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固8 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{799} 固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備) 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス {800} 固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備) フードボックス
設置場所		付属建物 第2 廃棄物処理所 廃棄物プレス室
機器名		固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 油圧ユニットにオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	油圧式
	主要な構造材	別表ト設一固8
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	コンベア、リフタ、帯鋸
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第2 廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 8 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。</p> <p>(799)高性能エアフィルタ用廃棄物プレス※1 第2類</p> <p>高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚部材: []</p> <p>高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚アンカーボルト: []</p> <p>※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。</p> <p>コンベア部材: []</p> <p>コンベアアンカーボルト: []</p> <p>リフト部材: []</p> <p>リフト取付ボルト: []</p> <p>リフト架台部材: []</p> <p>リフト架台アンカーボルト: [] [] [] (新規)</p> <p>帯鋸部材: - (高剛性のためボルト評価で代表)</p> <p>帯鋸アンカーボルト: []</p> <p>(800)フードボックス 第2類</p> <p>部材: []</p> <p>アンカーボルト: [] [] (新規)</p> <p>[] [] (新規)</p> <p>取付ボルト: []</p>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。</p> <p>[10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。</p> <p>[10.1-設 36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。</p> <p>[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</p> <p>[11.3-設 4] オイルパン及び遮熱板を設置する。</p>
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。</p> <p>[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-設 1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に 200L ドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。</p>
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 8	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固9 破砕機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{801} 固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備) 破砕機 {802} 固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備) フードボックス
設置場所		付属建物 第2廃棄物処理所 廃棄物プレス室
機器名		固体廃棄物処理設備 破砕機
変更内容		改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・竜巻対策のため、ドラム缶固縛治具を設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	一軸回転式
	主要な構造材	別表ト設一固9
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	投入機、投入機カバー、ドラム缶フード
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		固体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第2廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固9 破碎機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 {801} 破碎機：耐震重要度分類第3類 {802} フードボックス：耐震重要度分類第2類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {802} フードボックス 第2類 フードボックス(破碎機)部材： <input type="text"/> フードボックス(破碎機)取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> 破碎機架台部材： <input type="text"/> <input type="text"/> 破碎機架台アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 投入機カバー部材： <input type="text"/> <input type="text"/> 投入機カバーアンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固1、図ト設一固9、図ト設一固28	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 10 クレーン（第 2 廃棄物処理所） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{803} 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備） クレーン
設置場所	付属建物 第 2 廃棄物処理所 廃棄物プレス室	
機器名	固体廃棄物処理設備 クレーン（第 2 廃棄物処理所）	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため、作業床に部材を追加する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	テルハクレーン
	主要な構造材	別表ト設一固 10
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	作業床
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 2 廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 10 クレーン（第2 廃棄物処理所） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6. 1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6. 1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6. 1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-設 5] 放射性廃棄物の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14. 3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。 [14. 4-設 1]、使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に 200L ドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16. 1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16. 1-設 2] 放射性固体廃棄物を搬送する能力を有する（定格荷重：1t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 10	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一固11 ドラム缶用廃棄物プレス 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{804} 固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備) ドラム缶用廃棄物プレス
設置場所		放射線管理棟 廃棄物缶詰室
機器名		固体廃棄物処理設備 ドラム缶用廃棄物プレス
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため、据付部を改造する。 火災対策のため、油圧ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	油圧式
	主要な構造材	別表ト設一固11
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 11 ドラム缶用廃棄物プレス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 11	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一固 12 超音波洗浄機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	(805) 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) 超音波洗浄機
設置場所	(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	
機器名	除染設備 超音波洗浄機 (1) 超音波洗浄機 (1) (2) 超音波洗浄機 (2)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 改造 ・ 耐電巻補強のため、掘付部を改造する。	
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	振動子固定式
	主要な構造材	別表ト設一固 12
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固12 超音波洗浄機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(原規規発第2003279号の図イ建-1参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))を設置する(原規規発第2003279号 図イ建-57参照)。 [10.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(853)堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固1、図ト系一固2、図ト系一固補2、図ト設一固12	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 13 廃水中和設備 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{806} 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) 廃水中和設備 {807} 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) 液位高警報設備
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (3) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (4) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)
機器名		除染設備 廃水中和設備 (1) 廃水受槽 (2) 中和槽 (3) 遠心分離機 (4) ろ液受槽
変更内容		(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(※1) (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(※1) (3) 変更なし (4) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(※1) ※1: {807} 液位高警報設備を改造する。
員数		1 式 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基
一般仕様	型式	(1)角型、(2)円筒縦型、(3)円筒縦型、(4)角型
	主要な構造材	別表ト設一固 13
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: (1)約 <input type="text"/> (2)約 <input type="text"/> (4)約 <input type="text"/>
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。{807} 液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一固13 廃水中和設備 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設6] {807}液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(原規規発第2003279号 図リ建-57参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{807}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は洗水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を取納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{853}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設一2参照)。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{807}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{807}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固1、図ト系一固2、図ト系一固補2、図ト設一固13、図ト制一17、図ト制配一4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 14 分別・解体フード 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{808} 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) 分別・解体フード
設置場所	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	
機器名	除染設備 分別・解体フード	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強のため、据付部を改造する。 ・竜巻対策のため、ドラム缶固縛治具を設置する。 ・竜巻対策のため、ドラム缶傾転機に固定ワイヤを設置する。 	
員数	1 式	
一般仕様	型式	囲い式
	主要な構造材	別表ト設一固 14
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ドラム缶傾転機
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 14 分別・解体フード 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには不燃性及び難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設8] 被水による電気火災防止のため、ドラム缶傾転機のバッテリーが被水しないようカバー内に収納する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固1、図ト設一固14、図ト設一固29	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 15 水洗槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{809} 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) 水洗槽
設置場所	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	
機器名	除染設備 水洗槽	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	角型流し台式
	主要な構造材	別表ト設一固 15
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 15 水洗槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(原規規発第2003279号の図イ建-1参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(原規規発第2003279号 図リ建-57参照)。 [10.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(853)堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固1、図ト系一固2、図ト系一固補2、図ト設一固15	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固16 切断フード 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{810} 固体廃棄物の廃棄設備(除染設備) 切断フード
設置場所	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	
機器名	除染設備 切断フード	
変更内容	変更なし	
員数	1基	
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表ト設一固16
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 16 切断フード 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固1、図ト設一固16	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 17 排水受槽 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{811} 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) 排水受槽 {812} 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) 液位高警報設備
設置場所		付属建物 除染室・分析室 除染室(2)
機器名		除染設備 排水受槽
変更内容		改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(※1) ※1: {812} 液位高警報設備を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	排水受槽: 鉄筋コンクリート造 集水槽: 角型式
	主要な構造材	別表ト設一固 17
	寸法 (単位: mm)	排水受槽: [] (内寸) 集水槽: []
	その他の構成機器	配管系統、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 [] L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	排水受槽 [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m ² 以上、短期許容応力度 100kN/m ² 以上 地盤種類: 地表近くのローム層 集水槽 [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の排水受槽底板に設置する。{812} 液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一固 17 排水受槽 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>排水受槽</p> <p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 耐震重要度分類第1類 付属建物除染室・分析室 排水受槽 <p>[6.1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置、構造、寸法、材料 図ト配一固 1、図ト設一固 17 参照。 ◦ 一次設計 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数(地下部 0.1G)と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.15G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 <p>集水槽</p> <p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。</p> <p>[6.1-設 6] {812}液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>排水受槽</p> <p>[10.1-建 6]</p> <p>付属建物除染室・分析室排水受槽の床及び壁表面は、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>集水槽</p> <p>[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。</p> <p>[10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。</p> <p>[10.1-設 28] 集水槽からの漏えいは排水受槽に保持され、拡大が防止される設計とする。</p> <p>[10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{812}液位高警報設備を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の付属建物除染室・分析室に設置される排水受槽は、不燃性材料を使用する。</p> <p>[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</p>
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—

表ト設一固17 排水受槽 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設	[14.1-建1] [14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-建1] [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{812}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、{812}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。	
添付図	図ト配一固1、図ト系一固2、図ト系一固補2、図ト設一固17、図ト制一18、図ト制配一4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固18 乾燥機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{813} 固体廃棄物の廃棄設備(除染設備) 乾燥機
設置場所	(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (3) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	
機器名	除染設備 乾燥機 (1) 乾燥機(1) (2) 乾燥機(2) (3) 乾燥機(3)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。	
員数	3基 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基	
一般仕様	型式	強制送風循環式
	主要な構造材	別表ト設一固18
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最高使用温度:(1)230℃、(2)200℃、(3)240℃
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 18 乾燥機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 18	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一固 19 プラスト装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{814} 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) プラスト装置
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)
機器名		除染設備 プラスト装置 (1) プラスト装置(1) (2) プラスト装置(2)
変更内容		(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 ・ 耐竜巻補強のため、掘付部を改造する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	微粒子噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一固 19
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統 (逆止弁含む)、サイクロン、集塵機
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	---
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 19 プラスト装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設38] 放射性廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固1、図ト設一固19	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 20 クレーン (除染室(2)) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{815} 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) クレーン
設置場所		付属建物 除染室・分析室 除染室(2)
機器名		除染設備 クレーン (除染室(2))
変更内容		改造 ・ 建物の耐竜巻性能向上に係る工事に伴って、既設を撤去し、クレーンを新規に製作し設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	テルハクレーン
	主要な構造材	別表ト設一固 20
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 20 クレーン（除染室(2)） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 放射性廃棄物の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] 放射性固体廃棄物を搬送する能力を有する（定格荷重：0.5t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 20	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 21 解体用フードボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{816} 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) 解体用フードボックス
設置場所		放射線管理棟 廃棄物缶詰室
機器名		除染設備 解体用フードボックス
変更内容		変更なし
員数		1 式
一般仕様	型式	囲い式
	主要な構造材	別表ト設一固 21
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 21 解体用フードボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには不燃性及び難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一固1、図ト設一固21	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 [] 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 22 切断機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	(817) 固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備) 切断機
設置場所	(1) 放射線管理棟 廃棄物缶詰室 (2) 放射線管理棟 廃棄物缶詰室	
機器名	除染設備 切断機 (1) 切断機(1) (2) 切断機(2)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 改造 ・ 火災対策のため、オイルパンを設置する。	
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	バンド切断式
	主要な構造材	別表ト設一固 22
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 22 切断機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパンを設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一固1、図ト設一固22	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 23 廃棄物貯蔵設備(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{818} 固体廃棄物の廃棄設備(保管廃棄設備) 廃棄物貯蔵設備(1)
設置場所		放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所
機器名		保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備(1)
変更内容		改造 ・ 竜巻対策のため、ドラム缶固縛治具を設置する。
員数		1 式
一般仕様	型式	-
	主要な構造材	別表ト設一固 23
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		固体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建 1] 廃棄物貯蔵設備(1)を設ける建物は、十分な支持性能を有する N 値 30 以上の砂礫層に達する杭基礎により支持する。1 階床の土間コンクリートは、十分な地耐力を有する地表近くのローム層により支持する。

表ト設一固 23 廃棄物貯蔵設備(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-建 1] 廃棄物貯蔵設備(1)は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-建 5] 廃棄物貯蔵設備(1)を設ける放射線管理棟は、耐震重要度分類第1類に分類(原規規発第2003279号にて認可済み)していることから、廃棄物貯蔵設備(1)が地震により損傷することはない。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ドラム缶固定ワイヤには不燃性材料を使用する。 [11.3-建 9] 鋼製のドラム缶に放射性固体廃棄物を収納する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-建 1] 設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる。 [14.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置。 [14.4-建 1] 使用施設との共用に十分な廃棄物保管容量を有する。 [14.4-設 1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 6] 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の貯蔵エリアに、200Lドラム缶を350本相当保管する設計とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 23	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 24 ドラム缶ウラン量測定装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{819} 固体廃棄物の廃棄設備 (保管廃棄設備) ドラム缶ウラン量測定装置
設置場所		放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所
機器名		保管廃棄設備 ドラム缶ウラン量測定装置
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	Ge 検出方式
	主要な構造材	別表ト設一固 24
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	校正用標準ドラム缶 (ドラム缶 5 本、ウラン線源合計 205 gU (校正用ウラン線源 4 本 (50gU/本)、検出限界評価用ウラン線源 1 本 (5gU/本)))
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 24 ドラム缶ウラン量測定装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 放射性廃棄物の落下を防止する(ストッパー(ドラム缶ガイド))。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。ウラン線源(被覆管、栓)は難燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固1、図ト設一固24	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固 25 クレーン（廃棄物一時貯蔵所） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{820} 固体廃棄物の廃棄設備（保管廃棄設備） クレーン
設置場所		放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所
機器名		保管廃棄設備 クレーン（廃棄物一時貯蔵所）
変更内容		改造 ・ 建物の耐竜巻性能向上に係る工事に伴って、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
員数		1 基
一般仕様	型式	テルハクレーン
	主要な構造材	別表ト設一固 25
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 （注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固 25 クレーン（廃棄物一時貯蔵所）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 放射性廃棄物の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。 [14.4-設 1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に 200L ドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] 放射性固体廃棄物を搬送する能力を有する（定格荷重：1t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一固 1、図ト設一固 25	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一固 26 クレーン（放射線管理棟前室） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{821} 固体廃棄物の廃棄設備（保管廃棄設備） クレーン
設置場所		付属建物 放射線管理棟前室
機器名		保管廃棄設備 クレーン（放射線管理棟前室）
変更内容		新設 ・ 付属建物放射線管理棟前室の設置に伴い、新設する。
員数		1 基
一般仕様	型式	自立クレーン型
	主要な構造材	別表ト設一固 26
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		固体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物放射線管理棟前室の柱に設置する。

表ト設一固 26 クレーン（放射線管理棟前室） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 放射性廃棄物の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] 放射性固体廃棄物を搬送する能力を有する（定格荷重：0.48t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一固1、図ト設一固26	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表ト設一気1 給気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ファン	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング、ファン据付部 アンカーボルト	

事業許可との対応：{666}{667}

別表ト設一気2 排気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ファン	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング、ファン据付部 アンカーボルト	

事業許可との対応：{666}{668}

別表ト設一気3 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ) 柱(高性能エアフィルタ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ*1	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応：{666}{669}

*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一気4 給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気逆流防止ダンパ （屋外との境界部）	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応：{666}{670}

別表ト設一気5 排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気逆流防止ダンパ （屋外との境界部）	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応：{666}{671}

別表ト設一気6 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	主要な構造材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応：{666}{672}

別表ト設一気7 排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ （部屋、設備～高性能エアフィルタ）	主要な構造材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応：{666}{673}

別表ト設一気8 排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ （高性能エアフィルタ～排気塔）	主要な構造材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応：{666}{674}

別表ト設一気9 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	主要な構造材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応：{666}{676}

別表ト設一気10 排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ （部屋、設備～高性能エ アフィルタ）	主要な構造材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触す る部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応：{666}{677}

別表ト設一液1 廃液貯槽（洗浄工程） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
廃液貯槽（洗浄工程）	主要な構造材	廃液貯槽（洗浄工程）	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	廃液貯槽（洗浄工程） 配管 廃液抜きポンプ	
	その他	アンカーボルト 金属製カバー 液位計（接液部）	

事業許可との対応：{727}, {728}

*1 槽表面に金属製カバーを施工していることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一液2 沈殿槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
沈殿槽	主要な構造材	沈殿槽	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	沈殿槽 配管 沈殿槽ポンプ	
	その他	アンカーボルト 逆止弁 液位計（接液部）	

事業許可との対応：{729}, {730}

別表ト設一液3 遠心ろ過機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
遠心ろ過機	主要な構造材	遠心ろ過機 柱（遠心ろ過機架台） はり（遠心ろ過機架台）	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	遠心ろ過機 シュート部 固体廃棄物回収容器 配管	
	その他	アンカーボルト（遠心ろ過機架台） 取付ボルト（遠心ろ過機） フードボックス（パネル） 逆止弁	

事業許可との対応：{731}

別表ト設一液4 液受槽(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
液受槽(1)	主要な構造材	液受槽(1) 柱（液受槽(1)架台） はり（液受槽(1)架台）	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	液受槽(1) 液受槽(1)ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト（液受槽(1)架台） 取付ボルト（液受槽(1)） 液位計（接液部）	

事業許可との対応：{732}, {733}

別表ト設一液5 ろ過機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ過機	主要な構造材	ろ過機	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	ろ過機 配管	
	その他	アンカーボルト 逆止弁	

事業許可との対応：{734}

別表ト設一液6 液受槽(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
液受槽(2)	主要な構造材	液受槽(2)	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	液受槽(2) 配管 液受槽(2)ポンプ	
	その他	アンカーボルト 金属製カバー 液位計(接液部)	

事業許可との対応：{735}, {736}

*1 槽表面に金属製カバーを施工していることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一液7 集水槽(チェック) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
集水槽(チェック)(1) 集水槽(チェック)(2)	主要な構造材	集水槽(チェック)(1) 集水槽(チェック)(2)	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	集水槽(チェック)(1) 集水槽(チェック)(2) 集水槽ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト(集水槽(チェック)(1)) アンカーボルト(集水槽(チェック)(2)) 金属製カバー 液位計(接液部)	

事業許可との対応：{737}, {738}

*1 槽表面に金属製カバーを施工していることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一液8 イオン交換塔 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
イオン交換塔(1) イオン交換塔(2)	主要な構造材	柱 (イオン交換塔(1)) 柱 (イオン交換塔(2)) 柱 (イオン交換塔架台) はり (イオン交換塔架台)	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	イオン交換塔(1) イオン交換塔(2) 配管	
	その他	アンカーボルト (イオン交換塔架台) 取付ボルト (イオン交換塔(1)) 取付ボルト (イオン交換塔(2)) 液位計 (接液部) (イオン交換塔(1)) 液位計 (接液部) (イオン交換塔(2))	

事業許可との対応：{739}, {740}

別表ト設一液9 液受槽(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
液受槽(3)	主要な構造材	液受槽(3) 柱(液受槽(3)架台) はり(液受槽(3)架台)	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	液受槽(3) 液受槽(3)ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト(液受槽(3)架台) 取付ボルト(液受槽(3)) 金属製カバー 液位計(接液部)	

事業許可との対応：{741}，{742}

*1 槽表面に金属製カバーを施工していることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一液10 乾燥機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
乾燥機	主要な構造材	乾燥機 柱（乾燥機架台） はり（乾燥機架台）	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	乾燥機 固体廃棄物回収容器	
	その他	アンカーボルト（乾燥機架台） 取付ボルト（乾燥機）	

事業許可との対応：{743}

別表ト設一液11 フードボックス 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
フードボックス	主要な構造材	柱（フードボックス） はり（フードボックス） 柱（フードボックス架台） はり（フードボックス架台）	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	フードボックス（パネル）	
	その他	アンカーボルト（フードボックス架台） 取付ボルト（フードボックス）	

事業許可との対応：{744}

別表ト設一液 12 廃液貯槽(チェック) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
廃液貯槽(チェック)(1) 廃液貯槽(チェック)(2)	主要な構造材	廃液貯槽(チェック)(1) 廃液貯槽(チェック)(2)	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	廃液貯槽(チェック)(1) 廃液貯槽(チェック)(2) 廃液貯槽ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト(廃液貯槽(チェック)(1)) アンカーボルト(廃液貯槽(チェック)(2)) 保温材 金属製カバー 液位計(接液部)(廃液貯槽(チェック)(1)) 液位計(接液部)(廃液貯槽(チェック)(2))	

事業許可との対応：{745}, {746}

*1 槽表面に金属製カバーを施工していることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一液 13 廃液処理室回収ピット 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
廃液処理室回収ピット	主要な構造材	廃液処理室回収ピット本体 柱（集水槽（廃液処理室））	
	放射性液体廃棄物 と接触する部位	集水槽（廃液処理室） 配管	
	その他	アンカーボルト（集水槽（廃液処理室）） 保温材 液位計（接液部）	

事業許可との対応：{747}, {748}

別表ト設一液 14 堰（廃液貯槽（洗浄工程）） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
堰（廃液貯槽（洗浄工程））	主要な構造材	堰（廃液貯槽（洗浄工程））	
	その他	廃液処理室、沈殿槽室及び洗浄室床表面（接液部） 漏水検知器（接液部） アンカーボルト コーキング材	

事業許可との対応：{749}

*1 廃液処理室、沈殿槽室及び洗浄室床表面（接液部）には難燃性の 塗料を使用するため火災の発生源となることはない。

別表ト設一液 15 測定室回収ピット 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
測定室回収ピット	主要な構造材	測定室回収ピット本体 柱（集水槽（測定室））	
	放射性液体廃棄物 と接触する部位	集水槽（測定室） 配管	
	その他	アンカーボルト（集水槽（測定室）） 液位計（接液部）	

事業許可との対応：{750}, {751}

別表ト設一液 16 排水貯留設備 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排水貯留設備(1) 排水貯留設備(2)	主要な構造材	—	
	その他	液位計 (接液部) バルブ 排水貯留設備(1)ポンプ 排水貯留設備(2)ポンプ 配管 保温材	

事業許可との対応：{777}

別表ト設一液 17 保管棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
保管棚(1) 保管棚(2) 保管棚(3) 廃液容器 受容器	主要な構造材	柱 (保管棚(1)) はり (保管棚(1)) 柱 (保管棚(2)) はり (保管棚(2)) 柱 (保管棚(3)) はり (保管棚(3))	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	廃液容器	
	その他	アンカーボルト (保管棚(1)) アンカーボルト (保管棚(2)) アンカーボルト (保管棚(3)) 漏水検知器 (接液部) ストッパー (扉) 受容器	

事業許可との対応：{778}, {779}, {780}, {781}

*1 鉄鋼製の容器内面のライニングに使用していることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一固1 焼却炉 材料一覧(1/2)

機器名	部位	部位名	材料
焼却炉	主要な構造材	焼却炉 柱(投入フードボックス) はり(投入フードボックス) 柱(抜出フードボックス) はり(抜出フードボックス) 柱(給気ライン(フィルタ)) はり(給気ライン(フィルタ))	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	焼却炉 焼却炉内底部 排気ダクト	

別表ト設一固1 焼却炉 材料一覧(2/2)

機器名	部位	部位名	材料
焼却炉	その他	アンカーボルト(焼却炉) アンカーボルト(投入フードボックス) アンカーボルト(拔出フードボックス) アンカーボルト(給気ライン(フィルタ)) 取付ボルト(給気ライン(フィルタ)) アンカーボルト(送風機ファン) 給気ライン(フィルタ) 投入フードボックス(パネル) 拔出フードボックス(パネル) 送風機ファン 助燃用灯油配管 燃焼用空気配管 灯油供給弁 温度計(検知部) 固定ワイヤ(ドラム缶) ワイヤ固定ボルト(ドラム缶)	

事業許可との対応：{782}，{783}，{784}，{785}，{786}，{787}，{788}

別表ト設一固2 サイクロン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
サイクロン	主要な構造材	柱(サイクロン) 柱(サイクロン架台) はり(サイクロン架台) 柱(フードボックス) はり(フードボックス)	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	サイクロン フードボックス(パネル) 配管	
	その他	取付ボルト(サイクロン) アンカーボルト(サイクロン架台(下部)) 取付ボルト(サイクロン架台(上部)) アンカーボルト(フードボックス)	

事業許可との対応：{789}, {790}

別表ト設一固3 フラッシュチャンバ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
フラッシュチャンバ	主要な構造材	柱 はり	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	フラッシュチャンバ 配管	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{791}

別表ト設一固4 イオン交換材混合機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
イオン交換材混合機	主要な構造材	柱(イオン交換材混合機) はり(イオン交換材混合機) 柱(フードボックス) はり(フードボックス)	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	イオン交換材混合機 フードボックス(パネル) 固体廃棄物回収容器	
	その他	アンカーボルト(イオン交換材混合機) アンカーボルト(フードボックス)	

事業許可との対応：{793}

別表ト設一固5 イオン交換材成型機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
イオン交換材成型機	主要な構造材	イオン交換材成型機 柱(フードボックス) はり(フードボックス)	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	イオン交換材成型機 フードボックス(パネル)	
	その他	アンカーボルト(イオン交換材成型機) アンカーボルト(フードボックス)	

事業許可との対応：{794}

別表ト設一固6 ピット 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ピット	主要な構造材	ピット本体 柱（集水槽） はり（集水槽）	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	集水槽 配管	
	その他	アンカーボルト 保温材 液位計（接液部）	

事業許可との対応：{795}, {796}

別表ト設一固7 クレーン（第1廃棄物処理所前室） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン（第1廃棄物処理所前室）	主要な構造材	柱 はり	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	アンカーボルト ラッチロック式フック	

事業許可との対応：{798}

別表ト設一固8 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	主要な構造材	柱(高性能エアフィルタ用廃棄物プレス) はり(高性能エアフィルタ用廃棄物プレス) 柱(コンベア) はり(コンベア) 柱(リフタ) はり(リフタ) はり(リフタ架台) 柱(フードボックス) はり(フードボックス)	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	フードボックス(パネル)	
	その他	アンカーボルト(高性能エアフィルタ用廃棄物プレス) アンカーボルト(コンベア) アンカーボルト(帯鋸) アンカーボルト(リフタ架台) アンカーボルト(フードボックス) 取付ボルト(フードボックス) オイルパン(油圧ユニット) 遮熱板(油圧ユニット)	

事業許可との対応：{799}, {800}

別表ト設一固9 破砕機 材料一覧(1/2)

機器名	部位	部位名	材料
破砕機	主要な構造材	破砕機 柱(破砕機架台) はり(破砕機架台) 柱(フードボックス(破砕機)) はり(フードボックス(破砕機)) 柱(投入機) はり(投入機) 柱(投入機カバー) はり(投入機カバー) 柱(ドラム缶フード) はり(ドラム缶フード)	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	フードボックス(破砕機)(パネル) 投入機カバー(パネル) フードボックス(破砕機架台)(パネル)	

別表ト設一固9 破碎機 材料一覧(2/2)

機器名	部位	部位名	材料
破碎機	その他	取付ボルト(破碎機) アンカーボルト(破碎機架台) 取付ボルト(フードボックス(破碎機)) アンカーボルト(投入機) アンカーボルト(投入機カバー) アンカーボルト(ドラム缶フード) 固定ワイヤ(ドラム缶) ワイヤ固定ボルト(ドラム缶)	

事業許可との対応：{801}, {802}

別表ト設一固 10 クレーン (第 2 廃棄物処理所) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン (第 2 廃棄物 処理所)	主要な構造材	柱 はり	
	放射性固体廃棄物と 接触する部位	ー	
	その他	アンカーボルト ラッチロック式フック	

事業許可との対応：{803}

別表ト設一固 11 ドラム缶用廃棄物プレス 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ドラム缶用廃棄物プ レス	主要な構造材	ドラム缶用廃棄物プレス 柱(フードボックス) はり(フードボックス)	
	放射性固体廃棄物と 接触する部位	フードボックス(パネル)	
	その他	アンカーボルト(ドラム缶用廃棄 物プレス) アンカーボルト(フードボックス) オイルパン 遮熱板	

事業許可との対応：{804}

別表ト設一固 12 超音波洗浄機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
超音波洗浄機(1) 超音波洗浄機(2)	主要な構造材	柱(超音波洗浄機(1)) はり(超音波洗浄機(1)) 柱(超音波洗浄機(2)) はり(超音波洗浄機(2))	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	超音波洗浄機(1) 超音波洗浄機(2) 配管	
	その他	アンカーボルト(超音波洗浄機(1)) アンカーボルト(超音波洗浄機(2))	

事業許可との対応：{805}

別表ト設一固 13 廃水中和設備 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
廃水受槽 中和槽 遠心分離機 ろ液受槽	主要な構造材	中和槽 廃水受槽 ろ液受槽 遠心分離機 はり（遠心分離機架台） 柱（遠心分離機架台）	
	放射性液体廃棄物と 接触する部位	中和槽 廃水受槽 ろ液受槽 遠心分離機 ろ液ポンプ 廃水ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト（中和槽） アンカーボルト（廃水受槽） アンカーボルト（ろ液受槽） アンカーボルト（遠心分離機架台） 取付ボルト（遠心分離機） 液位計（接液部）（中和槽） 液位計（接液部）（廃水受槽） 液位計（接液部）（ろ液受槽）	

事業許可との対応：{806}, {807}

別表ト設一固 14 分別・解体フード 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
分別・解体フード	主要な構造材	柱 はり	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	フードボックス (パネル)	
	その他	アンカーボルト 固定ワイヤ (ドラム缶) ワイヤ固定ボルト (ドラム缶) ドラム缶傾転機 固定ワイヤ (ドラム缶傾転機) ワイヤ固定ボルト (ドラム缶傾転機)	

事業許可との対応：{808}

別表ト設一固 15 水洗槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
水洗槽	主要な構造材	柱 はり 水洗槽	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	水洗槽 配管	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{809}

別表ト設一固 16 切断フード 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
切断フード	主要な構造材	柱	
		はり	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	フードボックス (パネル)	
その他	アンカーボルト		

事業許可との対応：{810}

別表ト設一固 17 排水受槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排水受槽	主要な構造材	排水受槽本体	
		柱 (集水槽) はり (集水槽)	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	集水槽 配管	
その他	アンカーボルト 液位計 (接液部)		

事業許可との対応：{811}, {812}

別表ト設一固 18 乾燥機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
乾燥機(1) 乾燥機(2) 乾燥機(3)	主要な構造材	乾燥機(1) はり (乾燥機(1) 架台) 柱 (乾燥機(1) 架台) 乾燥機(2) はり (乾燥機(2) 架台) 柱 (乾燥機(2) 架台) 乾燥機(3) はり (乾燥機(3) 架台)	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	乾燥機(1) 乾燥機(2) 乾燥機(3)	
	その他	アンカーボルト (乾燥機(1) 架台) アンカーボルト (乾燥機(2) 架台) アンカーボルト (乾燥機(3) 架台)	

事業許可との対応：{813}

別表ト設一固 19 プラスト装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ブラスト装置(1) ブラスト装置(2)	主要な構造材	ブラスト装置(1) サイクロン(1) 集塵機(1) ブラスト装置(2) サイクロン(2) 集塵機(2)	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	ブラスト装置(1) サイクロン(1) 集塵機(1) ブラスト装置(2) サイクロン(2) 集塵機(2)	
	その他	アンカーボルト (ブラスト装置(1)) アンカーボルト (サイクロン(1)) アンカーボルト (集塵機(1)) アンカーボルト (ブラスト装置(2)) アンカーボルト (サイクロン(2)) アンカーボルト (集塵機(2)) 逆止弁	

事業許可との対応：{814}

別表ト設一固 20 クレーン（除染室(2)） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン（除染室(2)）	主要な構造材	柱 はり 斜材	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	－	
	その他	アンカーボルト ラッチロック式フック	

事業許可との対応：{815}

別表ト設一固 21 解体用フードボックス 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
解体用フードボックス	主要な構造材	柱 はり	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	解体用フードボックス	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{816}

別表ト設一固 22 切断機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
切断機(1) 切断機(2)	主要な構造材	切断機 (1) 切断機 (2)	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	－	
	その他	アンカーボルト (切断機 (1)) アンカーボルト (切断機 (2))	

事業許可との対応：{817}

別表ト設一固 23 廃棄物貯蔵設備(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
廃棄物貯蔵設備(1)	主要な構造材	—	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	固定ワイヤ (ドラム缶) ワイヤ固定ボルト (ドラム缶)	

事業許可との対応：{818}

別表ト設一固 24 ドラム缶ウラン量測定装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ドラム缶ウラン量測定装置	主要な構造材	柱 はり	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	アンカーボルト ストッパー（ドラム缶ガイド） 校正用標準ドラム缶（ドラム缶） 校正用ウラン線源（被覆管） 校正用ウラン線源（栓） 検出限界評価用ウラン線源（被覆管） 検出限界評価用ウラン線源（栓）	

事業許可との対応：{819}

別表ト設一固 25 クレーン（廃棄物一時貯蔵所） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン（廃棄物一時貯蔵所）	主要な構造材	柱 はり 斜材	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	－	
	その他	アンカーボルト ラッチロック式フック	

事業許可との対応：{820}

別表ト設一固 26 クレーン（放射線管理棟前室） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン（放射線管理棟前室）	主要な構造材	柱 はり	
	放射性固体廃棄物と接触する部位	－	
	その他	アンカーボルト ラッチロック式フック	

事業許可との対応：{821}

追表ト設-1(4次) 凝集沈殿槽(1) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{762} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		凝集沈殿槽(1)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-1【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約□□L
取扱う核燃料物質の状態		放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-1(4次) 凝集沈殿槽(1) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)漏水検知警報設備を設置する(表1設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表1設-1液16参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-1【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-2(4次) 凝集沈殿槽(2) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(762) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 凝集沈殿槽 (763) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	凝集沈殿槽(2)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-2【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約□□L
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-2(4次) 凝集沈殿槽(2) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)漏水検知警報設備を設置する(表1設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表1設-1液16参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-1【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-3(4次) 凝集沈殿槽(3) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{762} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		凝集沈殿槽(3)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-3【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 <input type="text"/> L
取扱う核燃料物質の状態		放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-3(4次) 凝集沈殿槽(3) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[835]漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-1【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-4(4次) 遠心分離機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[764] 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 遠心分離機
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		遠心分離機
変更内容		新設 ・固液分離の機能を持つ設備・機器として新たに設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	横置分離板型
	主要な構造材	別表ト設-4【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表ト設一4(4次) 遠心分離機 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。 [14.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-2【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-5(4次) ろ液受槽(1) 仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{765} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	ろ液受槽(1)	
変更内容	新設 ・新設する遠心分離機から出るろ液を受ける貯槽として新たに設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	別表ト設-5【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約□L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-5(4次) ろ液受槽(1) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[835]漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-3(1/3)【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-6(4次) ろ液受槽(2) 仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{765} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ液受槽(2)
変更内容		新設 ・新設する遠心分離機から出るろ液を受ける貯槽として新たに設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-6【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 □□L
取扱う核燃料物質の状態		放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-6(4次) ろ液受槽(2) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	-
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)漏水検知警報設備設置する(表ト設-2参照)。
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-3(2/3)【原規規発 2003279号】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-7(4次) ろ液受槽(3) 仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(765) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))ろ液受槽 (766) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	ろ液受槽(3)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して 転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	別表ト設-7【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約□L
取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-7(4次) ろ液受槽(3) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)漏水検知警報設備を設置する(表ト設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-3(3/3)【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-8(4次) ろ過機(1) 仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{767} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))ろ過機
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ過機(1)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	別表ト設-8【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表ト設-8(4次) ろ過機(1) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設23] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ(ろ紙)を設置する。 [7.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	-
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-4(1/2)【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-9(4次) ろ過機(2) 仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{767} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))ろ過機
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	ろ過機(2)	
変更内容	改造 ・既設の付属建物廃水処理所にある前処理ろ過器を転換工場廃棄物処理室に移動し設置する。 ・耐腐食性向上のため、槽内面に耐腐食性塗料を塗布する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	別表ト設-9【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	-
注	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表ト設-9(4次) ろ過機(2) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設23] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ(ろ紙)を設置する。 [7.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	-
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[835]漏水検知警報設備を設置する(表ト設-2参照)。
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、[776]排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-4(2/2)【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設一10(4次) チェックタンク(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{768} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		チェックタンク(1)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して 転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設一10【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約[]L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-10(4次) チェックタンク(1) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	-
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)漏水検知警報設備を設置する(表ト設-2参照)。
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(5)により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11(4次)] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は{776}排水貯留池に排水する(表ト設-液16参照)。
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-5【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-11(4次) チェックタンク(2) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{768} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	チェックタンク(2)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-11【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一 1 1 (4次) チェックタンク(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11(4次)] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は(776)排水貯留池に排水する(表ト設-液16参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-5【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-12(4次) チェックタンク(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(768) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))チェックタンク (769) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	チェックタンク(3)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-12【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約[]L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-1 2 (4次) チェックタンク(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	-
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)漏水検知警報設備を設置する(表1設-2参照)。
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11(4次)] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は(776)排水貯留池に排水する(表ト設-液16参照)。
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-5【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-13(4次) イオン交換装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{770} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))イオン交換装置
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		イオン交換装置
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して 転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	イオン交換樹脂吸着式
	主要な構造材	別表ト設-13【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。

追表ト設-13(4次) イオン交換装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようワイヤ・ボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1(4次)] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設-液16参照)。
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-6【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-15(4次) チェックタンク(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{772} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6))チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6))液位高警報設備
設置場所	放射線管理棟 廃水処理室	
機器名	チェックタンク(1)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-15【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-15(4次) チェックタンク(1) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図1建-53、58)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰を設置する(図ト設-9参照)。
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業員の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	-
	警報設備等	[13.1-建1(4次)]放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(849)漏水検知警報設備を設置する(表1設-2参照)。 [13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する(図ト設-9参照)。
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	[14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11(4次)] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は(776)排水貯留池に排水する(表ト設-液16参照)。
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	-
添付図	図ト配-4、図ト系-2、図ト設-8【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-16(4次) チェックタンク(2) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{772} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6))チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6))液位高警報設備
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室
機器名		チェックタンク(2)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-16【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 [] L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一 1 6 (4 次) チェックタンク(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図り建-53、58)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰を設置する(図ト設-9参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業員の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)]放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(849)漏水検知警報設備を設置する(表り設-2参照)。 [13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する(図ト設-9参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11(4次)] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は(776)排水貯留池に排水する(表ト設-液16参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図ト配-4、図ト系-2、図ト設-8【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-17(4次) チェックタンク(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{772} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6))チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6))液位高警報設備
設置場所	放射線管理棟 廃水処理室	
機器名	チェックタンク(3)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	別表ト設-17【原規規発 2003279号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は難燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設-17(4次) チェックタンク(3) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図り建-53、58)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰を設置する(図ト設-9参照)。
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業員の立入が容易な場所に設置する設計とする
	搬送設備	-
	警報設備等	[13.1-建1(4次)]放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[849]漏水検知警報設備を設置する(表り設-2参照)。 [13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する(図ト設-9参照)。
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	[14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11(4次)] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は[776]排水貯留池に排水する(表ト設-液16参照)。
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	-
添付図	図ト配-4、図ト系-2、図ト設-8【原規規発 2003279号】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2003279号にて認可済み

追表ト設-1 (5次) 気体廃棄設備(1)スクラバ(蒸発・加水分解系統) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄設備(1) {618} 気体廃棄設備(1) スクラバ(蒸発・加水分解系統)
設置場所		工場棟 転換工場 原料倉庫
機器名		気体廃棄設備(1) スクラバ(蒸発・加水分解系統)(原料倉庫局所排気系統)
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強のためにスクラバ架台(1)を改造する ・耐震補強のためにスクラバ架台(2)を追設する ・スクラバ排風機/スクラバポンプ(作動端)の基数を増加する(1基→2基) ・既設のスクラバ排風機(作動端)を移設する ・延焼防止のため金属製カバーで覆う ・耐震補強のためにダクト材質を変更する
員数		2基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設-1
	寸法(単位:mm)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	排気系統(スクラバ排風機A,B)・循環液配管系統(スクラバポンプA,B(1段目、2段目)・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	UF ₆ 捕集効率(99%以上(HF 99.5%以上) スクラバ排風機風量 60m ³ /min以上、スクラバポンプ水量 2800/min以上)
	取扱う核燃料物質の状態	放射性気体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設11] UF ₆ ガス漏えい時に局所排気中のUF ₆ 等の除去を行うスクラバ(蒸発・加水分解系統)は耐震重要度分類第2類とする。 {618} スクラバ 第2類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト(スクラバ2基分) : (本体) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (補強枠) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> {618}(スクラバ架台(1)) 第2類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> {618}(スクラバ架台(2)) 第2類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>

追表ト設-1 (5次) 気体廃棄設備(1)スクラバ(蒸発・加水分解系統) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照)。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号 図リ建-50参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設13(5次)] {9}UF ₆ 漏えい拡大防止(HF検知)インターロックを設置する。(図イ制-106) [10.1-設50] 排気中のUF ₆ を処理するスクラバは非常用ディーゼル発電機に接続する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用するスクラバは金属製カバーで覆う。 [11.3-設9] スクラバは金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設6] UF ₆ を加圧で取り扱う配管破断によりUF ₆ がフードボックス内へ漏えいした状態を想定(温度:85℃)しても、スクラバ到達時は給気風量による希釈効果により常温まで低下するため、他の安全機能に影響を及ぼすことなく、必要な安全機能を発揮できる。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.2-設3(5次)] {9}UF ₆ 漏えい拡大防止(HF検知)インターロックを設置する。(図イ制-106) [13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する(4次申請の13.1-建1参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設75] 耐腐食性材料を使用する。 [20.1-設76(5次)] {9}UF ₆ 漏えい拡大防止(HF検知)インターロックの信号を受けて、排気中のUF ₆ を処理するスクラバ(スクラバポンプ(作動端)とスクラバ排風機(作動端)は独立二系統)と高性能エアフィルタ2段(2段目は耐HF性)を設置する(高性能エアフィルタ2段(2段目は耐HF性)は図ト系1-5参照)。(図イ制-106) [20.1-設84] 排気中のUF ₆ を処理するスクラバは非常用ディーゼル発電機に接続する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.1-設4] 排気中のUF ₆ を処理するスクラバは非常用ディーゼル発電機に接続する。
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図ト配-1、図ト系-1、図ト設-1、図リ電設-1 【三原燃 第20-0273】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 2008051号にて認可済

追表ト設一気4(6次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(1) 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	(608) 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (610) 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 排気ファン (617) 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック (627) 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 (639) 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 機械室 (2) 工場棟 転換工場 機械室 (3) 工場棟 転換工場 機械室 (4) 工場棟 転換工場 機械室 (5) 工場棟 転換工場 機械室 (6) 工場棟 転換工場 機械室 (7) 工場棟 転換工場 機械室 (8) 工場棟 転換工場 機械室 (9) 工場棟 転換工場 機械室 (10) 工場棟 転換工場 機械室 (11) 工場棟 転換工場 機械室 (12) 工場棟 転換工場 機械室 (13) 工場棟 転換工場 機械室
機器名		気体廃棄設備(1) 排気ファン (1) 排気ファン (フィルタ室室内排気系統) (2) 排気ファン (付帯設備室室内排気系統) (3) 排気ファン (原料倉庫室内排気系統) (4) 排気ファン (原料倉庫局所排気系統) (5) 排気ファン (転換加工室室内排気系統(1)) (6) 排気ファン (転換加工室室内排気系統(2)) (7) 排気ファン (転換加工室局所排気系統(2)) (8) 排気ファン (転換加工室局所排気系統(4)) (9) 排気ファン (転換加工室局所排気系統(5)) (10) 排気ファン (廃棄物処理室室内排気系統(1)) (11) 排気ファン (廃棄物処理室室内排気系統(2)) (12) 排気ファン (チェックタンク室局所排気系統(2)) (13) 排気ファン (計器室室内排気系統)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 改造 ・ 耐震補強のため、据付部を改造する。 (5) 変更なし (6) 改造 ・ 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (7) 改造 ・ 火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 (8) 変更なし (9) 改造 ・ 耐震補強のため、架台を改造する。 (10) 変更なし (11) 改造 ・ 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (12) 改造 ・ 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 ・ 耐震補強のため、据付部を改造する。 (13) 改造 ・ 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。

追表ト設-気4(6次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(1) 仕様表 (2/3)

員数	1式 (1) 1基 [17E] (2) 1基 [18E] (3) 1基 [13RE] (4) 2基 [23E、231E] (5) 1基 [14RE] (6) 1基 [15RE] (7) 2基 [21E、211E] (8) 2基 [25E、251E] (9) 1基 [26E] (10) 1基 [30E] (11) 1基 [19E] (12) 2基 [27E、271E] (13) 1基 [16RE]	
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設-気4
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/> (11) <input type="text"/> (12) <input type="text"/> <input type="text"/> (13) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。一部の排気ファンは十分な支持性能を有する転換工場に設置する。[617]給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。[627][639]負圧警報装置は十分な支持性能を有する工場棟転換工場及び付属建物除染室・分析室に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 [610] 排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材: (高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト: 別表ト設-気4、図ト設-気1 排気ファン架台(架台置き型タイプ1)部材: <input type="text"/>

追表ト設一気4(6次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(1) 仕様表(3/3)

技術基準に基づく設計(注)	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{617}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設16] UF ₆ の漏えい拡大遅延用ガス溜めバッファを設置する(バッファ容積を決める排気ファン能力:60Nm ³ /min)。(バッファ構造については三原燃第20-0273号にて申請済) [10.1-設54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設56] 火災時に影響のある排気システムを停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流200V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。(対象:21E,211E,23E,231E,25E,251E) 図ト設一気1参照 [10.1-設58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する{627}{639}負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材、ケーシング、ファン据付部には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。 [11.3-設11] 可燃性油の火災拡大防止のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設12] 被水による制御盤の損傷防止のため、被水防護カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する{627}{639}負圧警報装置を設置する。 [18.2-設20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{617}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、排気ファンを設置する。 [20.1-設71] 気体廃棄設備(1)には、各系統合計で115,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
	非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流200V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。(対象:21E,211E,23E,231E,25E,251E) 図ト設一気1参照
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図ト配一気1、図ト系1-1、図ト系1-3、図ト系1-4、図ト系1-5、図ト系1-6、図ト系1-7、図ト系1-9、図ト系1-11、図ト系1-12、図ト系1-13、図ト系1-14、図ト系1-18、図ト系1-22、図ト設一気1、図ト制一気1、図ト制配一気1 【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み

追表ト設一気5(6次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(2) 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {610} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 排気ファン {617} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック {627} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 {639} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (2) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (3) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (4) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (5) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (6) 工場棟 転換工場 フィルタ室
機器名		気体廃棄設備(1) 排気ファン (1) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(1)) (2) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(3)) (3) 排気ファン(第2核燃料倉庫、前室室内排気系統) (4) 排気ファン(除染室(2)、通路(2)室内・局所排気系統) (5) 排気ファン(分析室、分光分析室室内排気系統) (6) 排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(2))
変更内容		(1) 改造 ・ 火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 ・ 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 ・ 耐震補強のため、架台の部材を追加する。 (3) 改造 ・ 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (4) 改造 ・ 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (5) 改造 ・ 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (6) 改造 ・ 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。
員数		1式 (1) 2基 [24E、241E] (2) 2基 [31E、311E] (3) 1基 [40E] (4) 1基 [38E] (5) 1基 [29E] (6) 1基 [33E]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気5
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表ト設一気5(6次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(2) 仕様表(2/3)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。(617)給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。(627)(639)負圧警報装置は十分な支持性能を有する工場棟転換工場及び付属建物除染室・分析室に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 (610) 排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材：(高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト：別表ト設一気5、図ト設一気1 排気ファン架台(架台置き型タイプ2)部材：SS400 排気ファン架台(架台置き型タイプ2)アンカーボルト：SS400、M12×4本 排気ファン架台(架台置き型タイプ3)部材：SS400 排気ファン架台(架台置き型タイプ3)アンカーボルト：SS400、M10×4本
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、(617)給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設56] 火災時に影響のある排気系統を停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流200V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。(対象：24E, 241E, 31E, 311E, 33E, 40E) 図ト設一気1参照 [10.1-設58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する(627)(639)負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材、ケーシング、ファン据付部には不燃性材料を用いる。 [11.3-設11] 可燃性油の火災拡大防止のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。火災源の近くに設置せざるを得ない難燃性のダクトは不燃性のダクトに変更する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設12] 被水による制御盤の損傷防止のため、被水防護カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—

追表ト設一気5(6次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(2) 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 分析室・分光分析室の排気を行う排気ファンは使用施設と共用するに十分な能力を有するものを設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する{627}[639]負圧警報装置を設置する。 [18.2-設20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{617}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、排気ファンを設置する。 [20.1-設71] 気体廃棄設備(1)には、各系統合計で115,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
	非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流200V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。(対象:24E,241E,31E,311E,33E,40E) 図ト設-気1参照
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう溶接で固定する。
添付図	図ト配-気1、図ト系1-8、図ト系1-10、図ト系1-23、図ト系1-25、図ト系1-26、図ト系1-28、図ト設-気1、図ト制-気1、図ト制配-気1 【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み

追表ト設一気6(6次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {610} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 排気ファン {627} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 {639} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置
設置場所		工場棟 転換工場 計器室
機器名		気体廃棄設備(1) 排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(1))
変更内容		改造 ・ 溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性向上のため、屋外の排気ファンを撤去し屋内に新設する。
員数		1式 1基 [28E]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気6
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表ト設一気6(6次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(3) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。[627] [639] 負圧警報装置は十分な支持性能を有する工場棟転換工場及び付属建物除染室・分析室に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 [610] 排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材：(高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト： 別表ト設一気6、図ト設一気1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設56] 火災時に影響のある排気システムを停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象：28E) 図ト設一気1参照 [10.1-設58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する[627] [639] 負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ケーシング、ファン据付部には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設12] 被水による制御盤の損傷防止のため、被水防護カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 分析室・分光分析室の排気を行う排気ファンは使用施設と共用するに十分な能力を有するものを設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する[627] [639] 負圧警報装置を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、排気ファンを設置する。 [20.1-設71] 気体廃棄設備(1)には、各系統合計で 115,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
	非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象：28E) 図ト設一気1参照
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図ト配一気1、図ト系1-27、図ト設一気1 【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み

追表ト設一気 15(6次) 気体廃棄設備(1) スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統) 仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	(608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (626) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統)	
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名		気体廃棄設備(1) スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統) (1)スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統)(転換加工室局所排気系統(2))	
変更内容		(1)改造 ・ 保全のため貯槽を撤去し、新設する。 ・ 耐震補強のため、架台を撤去、新設する。 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。	
員数		(1)4 基	
一般仕様	型式	液噴霧式	
	主要な構造材	別表ト設一気 15	
	寸法(単位:mm)	(1)-a	<input type="text"/>
		(1)-b	<input type="text"/>
		(1)-c	<input type="text"/>
		(1)-d	<input type="text"/>
その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水		
その他の性能	-		
取扱う核燃料物質の状態		気体廃棄物	

追表ト設一気 15(6次) 気体廃棄設備(1) スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第19-0801号 図リ建-50参照)。 [10.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設61] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [10.1-設63] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中のアンモニアガス、ふっ素を除去する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[835] 堰漏水検知警報設備を設置する。(4次申請の13.1-建1参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [99-設9] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中のアンモニアガス、ふっ素を除去する。	
添付図	図ト配-気1、図ト系1-9、図ト設-気8 【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み

追表ト設一気 18(6 次) 気体廃棄設備(1) 水スクラバ (ウラン回収第 1 系列系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {630} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 水スクラバ (ウラン回収第 1 系列系統)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		気体廃棄設備(1) 水スクラバ (ウラン回収第 1 系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))
変更内容		改造 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 18
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

追表ト設一気 18(6次) 気体廃棄設備(1) 水スクラバ(ウラン回収第1系列系統) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第19-0801号 図リ建-50参照)。 [10.1-設61] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [10.1-設62] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中の硝酸(NOx含む)を除去する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835) 堰漏水検知警報設備を設置する。(4次申請の13.1-建1参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [99-設8] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中の硝酸(NOx含む)を除去する。
添付図	図ト配一気1、図ト系1-10、図ト設一気9 【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み

追表ト設一気 19(6次) 気体廃棄設備(1) アルカリスクラバ (ウラン回収第1系列系統)
仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	(608) 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (631) 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) アルカリスクラバ (ウラン回収 第1系列系統)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		気体廃棄設備(1) アルカリスクラバ (ウラン回収第1系列系統) (転換加工室局所 排気系統(3))
変更内容		改造 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 19
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

追表ト設一気 19(6次) 気体廃棄設備(1) アルカリスクラバ (ウラン回収第1系列系統)

仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号図イ建-50参照)。 [10.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設61] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [10.1-設62] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中の硝酸(NOx含む)を除去する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)堰漏水検知警報設備を設置する。(4次申請の13.1-建1参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。 [99-設8] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中の硝酸(NOx含む)を除去する。	
添付図	図ト配一気1、図ト系1-10、図ト設一気10 【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み

追表ト設一気 20(6次) 気体廃棄設備(1) 排ガス冷却装置 (ウラン回収第1系列系統)

仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {632} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 排ガス冷却装置 (ウラン回収第1系列系統)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		気体廃棄設備(1) 排ガス冷却装置 (ウラン回収第1系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・ 火災対策のため、循環液タンクに金属カバーを設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 20
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統 (ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	最高使用温度: 100℃
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

追表ト設一気 20(6次) 気体廃棄設備(1) 排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)
仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。 (632) 排ガス冷却装置 第2類 排ガス冷却装置部材: [] 排ガス冷却装置取付ボルト: [] (632) 排ガス冷却装置架台 第2類 排ガス冷却装置架台部材: [] 排ガス冷却装置架台取付ボルト: [] 架台は、複数の気体廃棄設備(〔632〕・〔633〕)を設定しており、設置設備共通の耐震評価を実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号図イ建-50参照)。 [10.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設59] 排気の経路に冷却水を通し、排気と接触させることにより、排気の温度を低下させる。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に〔835〕堰漏水検知警報設備を設置する。(4次申請の13.1-建1参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設5] 排気の経路に冷却水を通し、排気と接触させることにより、排気の温度を低下させる。	
添付図	図ト配一気1、図ト系1-10、図ト設一気5 【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み

追表ト設一気 21(6次) 気体廃棄設備(1) コンデンサ (ウラン回収第1系列系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {633} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) コンデンサ (ウラン回収第1系列系統)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		気体廃棄設備(1) コンデンサ (ウラン回収第1系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))
変更内容		改造 ・耐震補強のため、架台を撤去、新設する。
員数		1 基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 21
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	最高使用温度: 100℃
取扱う核燃料物質の状態		気体廃棄物

追表ト設一気 21(6次) 気体廃棄設備(1) コンデンサ (ウラン回収第1系列系統) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が液動的破損を生じない設計とする。 {633} コンデンサ 第2類 コンデンサ部材: [] [] コンデンサ取付ボルト: [] []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第19-0801号 図リ建-50参照)。 [10.1-設59] 排気の経路に冷媒配管を設置し、排気と接触させることにより、排気の温度を低下させる。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)]工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する。(4次申請の13.1-建1参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設5] 排気の経路に冷媒配管を設置し、排気と接触させることにより、排気の温度を低下させる。	
添付図	図ト配-気1、図ト系1-10、図ト設-気6 【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み

追表ト設一気 22(6次) 気体廃棄設備(1) スクラバ (ウラン回収第2系列系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {634} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) スクラバ (ウラン回収第2系列系統)
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		気体廃棄設備(1) スクラバ (ウラン回収第2系列系統) (チェックタンク室局所排気系統(2))
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強のため、架台を撤去、新設する。 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 22
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統 (ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	最高使用温度: 70℃
取扱う核燃料物質の状態		気体廃棄物

追表ト設一気 22(6 次) 気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第 2 系列系統) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8(4 次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。(三原燃第 19-0801 号の図イ建-1 参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))を設置する(三原燃第 19-0801 号 図イ建-50 参照)。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 59] 排気の経路に冷却水を流し、排気と接触させることにより、排気の温度を低下させる。 [10.1-設 64] 排気経路に耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。なお、構造部材として繊維強化樹脂材(FRP)を使用するスクラバ本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)]工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)堰漏水検知警報設備を設置する。(4 次申請の 13.1-建 1 参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 5] 排気の経路に冷却水を流し、排気と接触させることにより、排気の温度を低下させる。 [99-設 10] 排気経路に耐腐食性材料を使用する。	
添付図	図ト配一気 1、図ト系 1-18、図ト設一気 11 【三原燃 第 20-0695 号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第 20-0695 号で申請済み

追表ト設一気 25(6次) 気体廃棄設備(1) スクラバ(分析系統) 仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {638} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(分析系統)
設置場所		付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名		気体廃棄設備(1) スクラバ(分析系統)(分析室、分光分析室局所排気系統(1))
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加する。 ・ 排水タンク移設のため配管を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設一気 25
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

追表ト設一気 25(6次) 気体廃棄設備(1) スクラバ(分析系統) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号図イ建-50参照)。 [10.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設60] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中の酸性ガスを中和する。 [10.1-設61] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[835]堰漏水検知警報設備を設置する。(4次申請の13.1-建1参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設6] 排気の流路に洗浄液を流し、排気と接触させることにより、排気中の酸性ガスを中和する。 [99-設7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。
添付図	図ト配一気1、図ト系1-27、図ト設一気12 【三原燃第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。


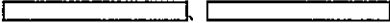


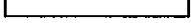


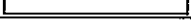
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み

追表ト設一気 31(6次) 気体廃棄設備(2)排気ファン(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{640} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 気体廃棄設備(2) {642} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 排気ファン {649} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 給排気ファンの起動停止インターロック {652} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2)) 負圧警報装置
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 機械室 (2) 工場棟 成型工場 機械室 (3) 工場棟 成型工場 機械室 (4) 工場棟 成型工場 機械室 (5) 工場棟 成型工場 機械室 (6) 工場棟 成型工場 機械室 (7) 工場棟 成型工場 機械室 (8) 工場棟 成型工場 機械室
機器名		気体廃棄設備(2) 排気ファン (1) 排気ファン(燃料棒溶接室、燃料棒補修室局所排気系統) (2) 排気ファン(ペレット加工室室内排気系統) (3) 排気ファン(ペレット加工室局所排気系統(1)) (4) 排気ファン(ペレット加工室室内・局所排気系統(3)) (5) 排気ファン(ペレット加工室局所排気系統(4)) (6) 排気ファン(作業室室内排気系統(1)) (7) 排気ファン(廃棄物缶詰室局所排気系統(1)) (8) 排気ファン(廃棄物一時貯蔵所室内排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (4) 変更なし (5) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (6) 変更なし (7) 変更なし (8) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。
員数		1 式 (1) 2 基 [25V、251V] (2) 4 基 [18RV、19RV、20RV、181RV] (3) 2 基 [17V、171V] (4) 4 基 [10V、11V、12V、13V] (5) 4 基 [14V、15V、16V、141V] (6) 1 基 [EF4] (7) 1 基 [37V] (8) 2 基 [38RV、381RV]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 31
	寸法(単位:mm)	(1)  (2)  (3)  (4)  (5)  (6)  (7)  (8) 
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-	

追表ト設一気 31 (6 次) 気体廃棄設備 (2) 排気ファン (3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の床スラブに設置する。(649) 給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。(652) 負圧警報装置は十分な支持性能を有する放射線管理棟に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 [6.1-設 12] 排気ファンは耐震重要度分類第 2 類とする。 (642) 排気ファン 第 2 類 排気ファン(床置き型)部材：(高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト： 別表ト設一気 31、図ト設一気 1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 14] 第 1 種管理区域の閉じ込め維持のために、(649) 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設 54] 第 1 種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設 56] 火災時に影響のある排気システムを停止した場合にも第 1 種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設 57] 停電時の第 1 種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象：13V, 16V, 17V, 171V, 20RV, 25V, 251V, 37V) 図ト設一気 1 参照 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する(652) 負圧警報装置を設置する。
	火災による損傷の防止	[11.3-設 2] ケーシング、ファン据付部には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する(652) 負圧警報装置を設置する。 [18.2-設 20] 第 1 種管理区域の閉じ込め維持のために、(649) 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、排気ファンを設置する。 [20.1-設 71] 気体廃棄設備(2)には、各系統合計で 143,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 第 1 種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象：13V, 16V, 17V, 171V, 20RV, 25V, 251V, 37V) 図ト設一気 1 参照	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一気 2、図ト系 2-2、図ト系 2-4、図ト系 2-5、図ト系 2-7、図ト系 2-8、図ト系 2-11、図ト系 2-13、図ト系 2-15、図ト設一気 1、図ト制一気 3、図ト制配一気 2 【三原燃 第 20-0695 号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第 20-0695 号で申請済み

追表ト設一気44(6次) 気体廃棄設備(3)排気ファン 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{653} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(3)) 気体廃棄設備(3) {655} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(3)) 排気ファン {662} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(3)) 給排気ファンの起動停止インターロック {665} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(3)) 負圧警報装置
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (2) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (3) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (4) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (5) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (6) 加工棟 成型工場 フィルタ室 (7) 加工棟 成型工場 フィルタ室
機器名		気体廃棄設備(3) 排気ファン (1) 排気ファン(ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、工作室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路室内排気系統(1)) (2) 排気ファン(ペレット加工室局所排気系統(1)) (3) 排気ファン(ペレット加工室局所排気系統(2)) (4) 排気ファン(ペレット貯蔵室室内排気系統) (5) 排気ファン(燃料棒溶接室室内排気系統) (6) 排気ファン(燃料棒溶接室局所排気系統) (7) 排気ファン(フィルタ室室内排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・ 溢水対策のため、排気ファンに被水防護カバーを設置する。 (2) 改造 ・ 溢水対策のため、排気ファンに被水防護カバーを設置する。 (3) 改造 ・ 溢水対策のため、排気ファンに被水防護カバーを設置する。 (4) 改造 ・ 溢水対策のため、排気ファンに被水防護カバーを設置する。 (5) 改造 ・ 溢水対策のため、排気ファンに被水防護カバーを設置する。 (6) 改造 ・ 溢水対策のため、排気ファンに被水防護カバーを設置する。 (7) 改造 ・ 溢水対策のため、排気ファンに被水防護カバーを設置する。
員数		1式 (1) 1基 [RF-1] (2) 2基 [EF-2-1、EF-2-2] (3) 2基 [EF-1-1、EF-1-2] (4) 1基 [RF-2] (5) 1基 [RF-3] (6) 2基 [EF-3-1、EF-3-2] (7) 1基 [EF-4]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気44
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-

追表ト設一気 44(6次) 気体廃棄設備(3)排気ファン 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の床スラブに設置する。(662)給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。(665)負圧警報装置は十分な支持性能を有する加工棟成型工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 (655) 排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材：(高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト：別表ト設一気44、図ト設一気1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、(662)給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設56] 火災時に影響のある排気システムを停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象：EF-1-1, EF-1-2, EF-2-1, EF-2-2, EF-3-1, EF-3-2) 図ト設一気1参照 [10.1-設58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する(665)負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ケーシング、ファン据付部には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設12] 被水による損傷防止のため、ファン本体に被水防護カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する(665)負圧警報装置を設置する。 [18.2-設20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、(662)給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、排気ファンを設置する。 [20.1-設71] 気体廃棄設備(3)には、各系統合計で 60,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
	非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象：EF-1-1, EF-1-2, EF-2-1, EF-2-2, EF-3-1, EF-3-2) 図ト設一気1参照
	通信連絡設備	—

追表ト設一気 44(6次) 気体廃棄設備(3)排気ファン 仕様表 (3/3)

その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図ト配一気 3、図ト系 3-1、図ト系 3-2、図ト系 3-4、図ト系 3-8、図ト系 3-9、図ト系 3-10、図ト系 3-11、図ト設一気 1、図ト制一気 4、図ト制配一気 3 【三原燃 第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第 20-0695 号で申請済み

追表ト設一気 64(6次) 気体廃棄設備(5)排気ファン 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{679} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5)) 気体廃棄設備(5) {681} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5)) 排気ファン {688} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5)) 給排気ファンの起動停止インターロック {691} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5)) 負圧警報装置(第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟共用)
設置場所		(1) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 排気室 (2) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 排気室
機器名		気体廃棄設備(5) 排気ファン (1) 排気ファン(廃棄物処理室・排気室室内排気系統) (2) 排気ファン(廃棄物処理室・排気室局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・ 火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 ・ 火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		1 式 (1) 1 基 [EF-B1] (2) 3 基 [EF-A1、EF-A2、EF-A3]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気 64
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—

追表ト設一気 64(6次) 気体廃棄設備(5)排気ファン 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第1廃棄物処理所の床スラブに設置する。{688}給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。{691}負圧警報装置は十分な支持性能を有する付属建物第1廃棄物処理所に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 {681} 排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材：(高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト： 別表ト設一気 64、図ト設一気 1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{688}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設56] 火災時に影響のある排気システムを停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象：EF-A3) 図ト設一気 1 参照 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する{691}負圧警報装置(第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟共用)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ケーシング、ファン据付部には不燃性材料を用いる。 [11.3-設11] 可燃性油の火災拡大防止のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室の排気を行う排気ファンは使用施設と共用するに十分な能力を有するものを設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する{691}負圧警報装置(第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟共用)を設置する。 [18.2-設20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{688}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
廃棄施設	[20.1-設70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、排気ファンを設置する。 [20.1-設71] 気体廃棄設備(5)には、各系統合計で20,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。	
非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。(対象：EF-A3) 図ト設一気 1 参照	
通信連絡設備	—	

追表ト設一気 64(6次) 気体廃棄設備(5)排気ファン 仕様表 (3/3)

その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-気 5、図ト系 5-1、図ト系 5-2、図ト設-気 1、図ト制-気 6、図ト制配-気 5 【三原燃 第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第 20-0695 号で申請済み

追表ト設一気75(6次) 気体廃棄設備(6)排気ファン 仕様表(1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{693} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6)) 気体廃棄設備(6) {695} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6)) 排気ファン {704} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6)) 給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 排気室 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 排気室 (3) 付属建物 第2廃棄物処理所 排気室 (4) 付属建物 第2廃棄物処理所 排気室
機器名		気体廃棄設備(6) 排気ファン (1) 排気ファン(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室室内排気系統) (2) 排気ファン(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室局所排気系統) (3) 排気ファン(廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室室内排気系統) (4) 排気ファン(廃棄物プレス室局所排気系統)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし
員数		1式 (1) 1基 [EF-3] (2) 2基 [EF-4-1、EF-4-2] (3) 1基 [EF-1] (4) 2基 [EF-2-1、EF-2-2]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気75
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表ト設一気75(6次) 気体廃棄設備(6)排気ファン 仕様表(2/3)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第2廃棄物処理所及び付属建物シリング洗浄棟の床スラブに設置する。{704}給排気ファンの起動停止インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。{691}負圧警報装置は十分な支持性能を有する付属建物第1廃棄物処理所に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設12] 排気ファンは耐震重要度分類第2類とする。 {695}排気ファン 第2類 排気ファン(床置き型)部材：(高剛性のためボルト評価で代表) 排気ファン(床置き型)アンカーボルト： 別表ト設一気75、図ト設一気1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{704}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設54] 第1種管理区域の負圧維持のために、排気ファンを設置する。 [10.1-設56] 火災時に影響のある排気システムを停止した場合にも第1種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ファンを設置する。 [10.1-設57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流200V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。(対象：EF-2-1, EF-2-2, EF-4-1, EF-4-2) 図ト設一気1参照 [10.1-設58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する{691}負圧警報装置(第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリング洗浄棟共用)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ケーシング、ファン据付部には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 第2廃棄物処理所 廃棄物プレス室の排気を行う排気ファンは使用施設と共用するに十分な能力を有するものを設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する{691}負圧警報装置(第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリング洗浄棟共用)を設置する。 [18.2-設20] 第1種管理区域の閉じ込め維持のために、{704}給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 気体廃棄物を屋外へ排気するために、排気ファンを設置する。 [20.1-設71] 気体廃棄設備(6)には、各系統合計で32,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気ファンを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 第1種管理区域の換気のために、排気ファンを設置する。
非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流200V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。(対象：EF-2-1, EF-2-2, EF-4-1, EF-4-2) 図ト設一気1参照	
通信連絡設備	—	

追表ト設一気 75(6次) 気体廃棄設備(6)排気ファン 仕様表 (3/3)

その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-気 6、図ト系 6-1、図ト系 6-2、図ト系 6-3、図ト系 6-4、図ト設-気 1、図ト制-気 7、図ト制配-気 6 【三原燃 第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第 20-0695 号で申請済み

追表ト設一液1(6次) 転換第1廃液貯槽 仕様表(1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{707} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 転換第1廃液貯槽 {708} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		廃液処理設備(1) 転換第1廃液貯槽
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強のため、架台を撤去し、新設する。 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパンを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {708} 液位高警報設備を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液1【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{708} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液1(6次) 転換第1廃液貯槽 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設6] {708}液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号 図リ建-50参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{714}ろ液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。 [11.3-設4] オイルパンを設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708}液位高警報設備を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{714}ろ液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液1、図ト制一液1、図ト制配一1、図イ系-10(1/4)【三原燃第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み。

追表ト設一液2(6次) 洗浄液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{709} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 洗浄液受槽 {711} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		廃液処理設備(1) 洗浄液受槽
変更内容		改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) ※1: {711} 洗浄液受槽液位高インターロックを新設する。
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液2【三原燃第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計、工業用水供給弁
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/>
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{711} 液位高警報設備 (液位計) は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液2(6次) 洗浄液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類3類に分類する。 [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照) [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号図リ建-50参照)。 [10.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{711}洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{711}洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。 [20.1-設2] オーバーフローを防止するため、{711}洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。 [20.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液2、図ト制一液2、図ト制配一1【三原燃第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み。

追表ト設一液3(6次) 洗浄液バグフィルタ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{710} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 洗浄液バグフィルタ
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (2) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	廃液処理設備(1) 洗浄液バグフィルタ (1) 洗浄液バグフィルタ A (2) 洗浄液バグフィルタ B	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液3【三原燃第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表ト設一液3(6次) 洗浄液バグフィルタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号 図リ建-50参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト設一液3【三原燃第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み。

追表ト設一液4(6次) ろ液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{712} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) ろ液受槽 {714} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		廃液処理設備(1) ろ液受槽
変更内容		改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) ※1: {714} ろ液受槽液位高インターロックを新設する。
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液4【三原燃第 20-0695 号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/>
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{714} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液4(6次) ろ液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号図り建-50参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{714}ろ液受槽液位高インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する(表り設-2参照)。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{714}ろ液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。 [20.1-設2] オーバーフローを防止するため、{714}ろ液受槽液位高インターロックを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液4、図ト制一液3、図ト制配一1【三原燃第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み。

追表ト設一液5(6次) ろ液バグフィルタ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	(713) 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) ろ液バグフィルタ
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (2) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	廃液処理設備(1) ろ液バグフィルタ (1) ろ液バグフィルタ A (2) ろ液バグフィルタ B	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液5【三原燃第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表ト設一液5(6次) ろ液バグフィルタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号 図リ建-50参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト設一液5【三原燃第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み。

追表ト設一液6(6次) 地下集水槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{715} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 地下集水槽 {717} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備 {718} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 堰漏水検知警報設備
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ピット (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ピット
機器名		廃液処理設備(1) 地下集水槽 (1) 地下集水槽 A (2) 地下集水槽 B
変更内容		(1) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(※1) (2) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(※1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ※1: {717} 液位高警報設備を改造、{718} 堰漏水検知警報設備を新設する。
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液6【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、ピット内液回収配管系統、漏水検知器、液位計、雑廃水受槽
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。{717} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

追表ト設一液6(6次) 地下集水槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 ピット内液回収配管系統については、耐震重要度分類第1類とする。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、(722)混合槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(718)堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には(717)液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 構造部材としてポリエチレンを使用する槽本体は金属製カバーで覆う。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には(717)液位高警報設備を設置する。 [18.1-設4] 地下ピットには(718)堰漏水検知警報設備を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、(722)混合槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には(717)液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液6、図ト制一液4、図ト制一液5、図ト制配一2、図イ設-97【三原燃第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み。

追表ト設一液7(6次) 転換第2 廃液貯槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{719} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 転換第2 廃液貯槽 {720} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		廃液処理設備(1) 転換第2 廃液貯槽
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(※1) ※1: {720} 液位高警報設備を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液7【三原燃第 20-0695 号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 []
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{720} 液位高警報設備(液位計) は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液7(6次) 転換第2 廃液貯槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号 図り建-50参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、(722)混合槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には(720)液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)堰漏水検知警報設備を設置する(表り設-2参照)。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には(720)液位高警報設備を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、(722)混合槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には(720)液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液7、図ト制一液6、図ト制配一2【三原燃第20-0695号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み。

追表ト設一液8(6次) 混合槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{721} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 混合槽 {722} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		廃液処理設備(1) 混合槽
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備保全のため、既存設備を撤去し、新設する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(*1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパンを設置する。 *1: {722} 混合槽液位高インターロックを新設する。
員数		1基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液8【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 []
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{722} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液8(6次) 混合槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号 図リ建-50参照)。 [10.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、(722)混合槽液位高インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパンを設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、(722)混合槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。 [20.1-設2] オーバーフローを防止するため、(722)混合槽液位高インターロックを設置する。 [20.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液8、図ト制一液7、図ト制配一2【三原燃第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み。

追表ト設一液9(6次) 集水槽(チェック) 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{723} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 集水槽(チェック) {724} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (3) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 *配管系統の一部は屋外に設置
機器名		廃液処理設備(1) 集水槽(チェック) (1) 集水槽(チェック) A (2) 集水槽(チェック) B (3) 集水槽(チェック) C
変更内容		(1) 改造 ・火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (2) 改造 ・火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (3) 改造 ・火災対策(耐火壁追加設置による干渉回避)のため、既設を撤去し、形状変更、配置を見直して新設する。 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。(*1) *1: {724} 液位高警報設備を改造する。
員数		3基 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基
一般仕様	型式	(1)、(2)円筒縦型、(3)角型
	主要な構造材	別表ト設一液9【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、液位計
	その他の性能	有効容積 集水槽(チェック) A, B: 約 <input type="text"/> L 集水槽(チェック) C : 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{724} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。屋外配管系統は、十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。

追表ト設一液9(6次) 集水槽(チェック) 仕様表(2/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設6] {724}液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照) [8.1-設13] 屋外に設置する配管内の廃水はアンモニア水であり、最低気温-12.7℃でも凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。 [8.1-設17] 屋外に設置する配管は降水の影響を受けないように金属製とする。 [8.1-設19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設20] 屋外に設置する配管は建築基準法、政令及び消防法に該当しないことから、避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設23] 屋外に設置する配管は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。 [8.2-設4] 屋外に設置する配管は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。 [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号図イ建-50参照)。 [10.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{724}液位高警報設備を設置する。 [10.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 構造部材として[]を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{724}液位高警報設備を設置する。	
放射線管理施設	—	

追表ト設一液9(6次) 集水槽(チェック) 仕様表(3/3)

技術基準に基づく設計(注)	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には(724)液位高警報設備を設置する。 [20.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [20.1-設11] 廃液処理設備(1)の排水は(776)排水貯留池に排水する(表ト設一液16参照)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液9、図ト制一液8、図ト制配一1【三原燃第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み。

追表ト設一液10(6次) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{725} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統) {726} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		廃液処理設備(1) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。(*1) *1: {726} 液位高警報設備を新設する。
員数		1基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液10【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	廃液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 [] L
取扱う核燃料物質の状態		液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{726} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液10(6次) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設6] {726}液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃第19-0801号 図リ建-50参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{726}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 構造部材として[]を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する(表リ設-2参照)。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{726}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{726}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト系一液補1、図ト設一液10、図ト制一液9、図ト制配一3、図イ系一10【三原燃第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み。

追表ト設一液 11(6次) 貯留タンク 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{752} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(4)) 貯留タンク {753} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(4)) 液位高警報設備
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 廃液処理室 (2) 加工棟 成型工場 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(4) 貯留タンク (1) 貯留タンク(1) (2) 貯留タンク(2)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(※1) (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(※1) ※1: {753} 液位高警報設備を改造する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	別表ト設一液 11【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、逆止弁、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。また、{753} 液位高警報設備 (液位計) は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液 11(6次) 貯留タンク 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には(753)液位高警報設備を設置する。 [10.1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には(753)液位高警報設備を設置する。 [18.1-設 4] 堰には堰漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃液施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(4)を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設一液 16 参照)。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には(753)液位高警報設備を設置する。 [20.1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一液 3、図ト系一液 2、図ト系一液補 2、図ト設一液 11、図ト制一液 10、図ト制配一 3【三原燃 第 20-0695 号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第 20-0695 号で申請済み

追表ト設一液 12(6次) 貯留タンク(チェック) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{754} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) 貯留タンク(チェック) {755} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) 液位高警報設備
設置場所	(1) 加工棟 成型工場 廃液処理室(*1) (2) 加工棟 成型工場 廃液処理室(*1) (3) 加工棟 成型工場 廃液処理室(*1) *1: {776} 排水貯留池までの配管の一部は屋外に設置する(図ト配一液 1 参照)。	
機器名	廃液処理設備(4) 貯留タンク(チェック) (1) 貯留タンク(チェック) (1) (2) 貯留タンク(チェック) (2) (3) 貯留タンク(チェック) (3)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・耐震評価上の縁切りのため屋外配管システムを改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・耐震評価上の縁切りのため屋外配管システムを改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・耐震評価上の縁切りのため屋外配管システムを改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {755} 液位高警報設備を改造する。	
員数	3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基	
一般仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	別表ト設一液 12【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)*1、逆止弁、液位計 *1: 屋外配管システムを含む
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する加工棟成型工場の壁面、試験棟の壁面、共同溝の床面及び屋外サポート基礎に設置する。{755} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。

追表ト設一液 12(6次) 貯留タンク(チェック) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-設 11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。 [8.1-設 17] 屋外に設置する配管は降水の影響を受けないように金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 20] 屋外に設置する配管は建築基準法、政令及び消防法に該当しないことから、避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 24] 屋外に設置する配管は外部方向への排水配管であり虫等の侵入の影響を受けない。 [8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設 6] 廃液処理設備(4)屋外配管の一部は、地下共同溝内に設置されている。それ以外の屋外配管(加工棟北面及び[776]排水貯留池北面)は保温材にて覆われていることから、外部火災の輻射を受けることはなく、安全機能に影響を受けることはない。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処理できるように、槽には[755]液位高警報設備を設置する。 [10.1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処理できるように、槽には[755]液位高警報設備を設置する。 [18.1-設 4] 堰には堰漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(4)を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設一液 16 参照)。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処理できるように、槽には[755]液位高警報設備を設置する。 [20.1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [20.1-設 11] 廃液処理設備(4)の排水は(776)排水貯留池に排水する(表ト設一液 16 参照)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] 屋外に設置する配管は F3 竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。
	添付図	図ト配一液 1、図ト配一液 3、図ト系一液 2、図ト系一液補 2、図ト設一液 12、図ト設一液 13、 図ト制一液 11、図ト制配一 3【三原燃 第 20-0695 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第 20-0695 号で申請済み

追表ト設一液13(6次) ろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{756} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) ろ過機
設置場所		加工棟 成型工場 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(4) ろ過機
変更内容		改造 ・耐腐食性向上のため、槽内面に耐腐食性塗料を塗布する。
員数		1基
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	別表ト設一液13【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

追表ト設一液 13(6次) ろ過機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には堰漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(4)を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。 [20.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [20.1-設12] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ(ろ紙)を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一液3、図ト系一液2、図ト系一液補2、図ト設一液14【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み

追表ト設一液14(6次) ろ液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{757} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) ろ液受槽 {758} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) 液位高警報設備
設置場所		加工棟 成型工場 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(4) ろ液受槽
変更内容		改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {758} 液位高警報設備を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	角型式
	主要な構造材	別表ト設一液14【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: □
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。また、{758} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液 14(6次) ろ液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{758}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{758}液位高警報設備を設置する。 [18.1-設4] 堰には堰漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(4)を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する(表ト設一液16参照)。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{758}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一液3、図ト系一液2、図ト系一液補2、図ト設一液15、図ト制一液12、図ト制配一3【三原燃 第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第20-0695号で申請済み

追表ト設一液16(6次) 集水ピット 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{760} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) 集水ピット {761} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) 液位高警報設備(集水ピット)
設置場所		加工棟 成型工場 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(4) 集水ピット
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため集水槽据付部を改造する。 耐震補強のため配管系統を改造する。 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(*1) *1: {761} 液位高警報設備(集水ピット)を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	集水ピット: 鉄筋コンクリート造 集水槽: 角型式
	主要な構造材	別表ト設一液16【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	集水ピット: <input type="text"/> (内寸) 集水槽: <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	集水ピット [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 集水槽 [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された集水ピットの底版に設置する。また、{761} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表ト設一液 16(6次) 集水ピット 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>集水ピット</p> <p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 耐震重要度分類第 1 類 加工棟成型工場 集水ピット <p>[6.1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置、構造、寸法、材料 図ト配一液 3、図ト設一液 17 参照。 ▫ 一次設計 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数(地下部 0.1G)と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.15G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 <p>集水槽</p> <p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 1 類</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 集水槽部材：<input type="text"/> 取付ボルト：<input type="text"/> (新規)</p> <p>[6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>集水ピット</p> <p>[10.1-建 6]</p> <p>加工棟成型工場ピットの床、及び壁表面は、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>集水槽</p> <p>[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 集水槽からの漏えいは集水ピットに保持され、拡大が防止される設計とする。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{761}液位高警報設備を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の加工棟成型工場に設置される集水ピットは、不燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</p>
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建 1][14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-建 1][14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{761}液位高警報設備を設置する。	
放射線管理施設	—	

追表ト設一液 16(6次) 集水ピット 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備 (4) を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する(表ト設一液 16 参照)。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には(761)液位高警報設備 (集水ピット) を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ト配一液 3、図ト系一液 2、図ト系一液補 2、図ト設一液 17、図ト制一液 13、図ト制配一 3【三原燃 第 20-0695 号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃第 20-0695 号で申請済み

チ 放射線管理施設

1. 変更の概要

放射線管理施設の新たな申請対象機器及び変更内容を表チ-1に、申請機器の名称対比表を表チ-1付1に示す。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (11) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (12) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）
- (13) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (14) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (15) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

今回申請する設備・機器の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査または使用前確認合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

平成15年12月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う旨が示され、これに基づき、平成16年を起点として長期保全計画を策定し、以降10年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきている。

今回新たに申請する設備・機器に関する仕様を表チ設-1～5に、配置を図チ配-1～5に示す。

表チー1 放射線管理施設の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
第1種管理区域内（下記） 工場棟 転換工場 工場棟 成型工場 加工棟 成型工場 放射線管理棟 付属建物 第2核燃料倉庫 付属建物 除染室・分析室 付属建物 第3核燃料倉庫 付属建物 第1廃棄物処理所 付属建物 第2廃棄物処理所 付属建物 シリンダ洗浄棟	エアスニファ	1式 (採取口 129箇所)	改造
工場棟 転換工場 転換加工室 工場棟 成型工場 ペレット加工室 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室	エリアモニタ	8台	改造
第1種管理区域出入口（下記） 放射線管理棟 付属建物 除染室・分析室 付属建物 第2廃棄物処理所 付属建物 第3核燃料倉庫	ハンドフットモニタ	1式	改造
排気塔（工場棟 転換工場） 排気塔（工場棟 成型工場） 排気塔（加工棟 成型工場） 排気塔（付属建物 第3核燃料倉庫） 排気塔（付属建物 第1廃棄物処理所） 排気塔（付属建物 シリンダ洗浄棟）	ダストモニタ	6台	改造
加工棟 成型工場	環境モニタリング設備 ダストモニタ	1式	撤去*
屋外	モニタリングポスト	1基	改造

*「環境モニタリング設備ダストモニタ」は、排気に含まれる放射性物質濃度を監視するためのものであるが、この機能は「ダストモニタ」で十分であることから、不要のため撤去する。

表チー付1 申請機器名称対比表 (放射線管理施設)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
828	エアスニファ	エアスニファ
829	エリアモニタ(臨界警報装置)	エリアモニタ
830	ハンドフットモニタ	ハンドフットモニタ
831	ダストモニタ	ダストモニタ
832	—	モニタリングポスト

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

4. 工事の方法

本申請に係る工事において「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。

4. 1. 設備・機器

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図チ 2-1 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(原規規発第 1908096、原規規発第 1904115、原規規発第 2003279号、原規規発第 2008051、三原燃第 20-0695号)に示している。

工事の範囲及び影響範囲から核燃料物質を移動して、核燃料物質の無い状態で工事する。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。

本工事では、床を掘削する工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象施設には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。

a. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図チ2-2参照)。

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。不要となった部品は撤去する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

b. 撤去を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図チ2-3参照)。

- 1) 対象設備・機器を撤去する前に以下の作業を実施する。
 - ・ 必要に応じ周辺をシート等で養生する。
 - ・ 第1種管理区域に設置されている設備・機器は、付着しているウランを回収し、

除染する。

- ・ 局所ダクトが接続されている設備・機器は元栓閉止後、切り離しを行い、閉止栓または閉止板を用いて縁切りを実施する。
 - ・ 電源が接続されている設備・機器は、主電源を切断後、不要なケーブル類を撤去する。
- 2) 設備・機器が固定されているボルト等を外し、解体または保管場所に移動する。
 - 3) 第1種管理区域より撤去する設備・機器の内、核燃料物質で汚染されているものは、放射性固体廃棄物として200ℓドラム缶に収納する形に減容して、保管廃棄設備に搬送して保管する。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

- ・ 管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

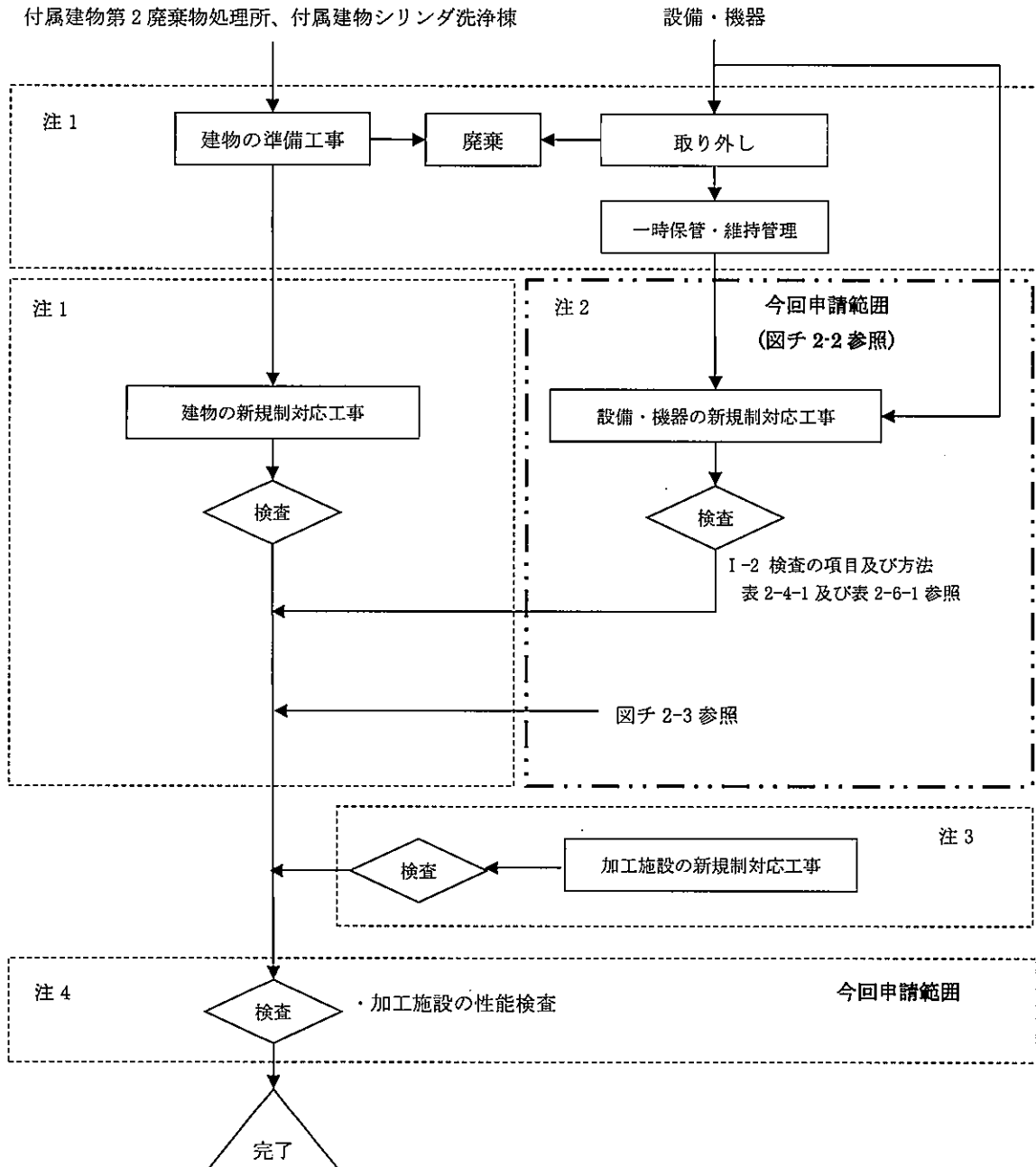
d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、
加工棟成型工場、放射線管理棟、
付属建物除染室・分析室、付属建物第2核燃料倉庫、
付属建物第3核燃料倉庫、付属建物第1廃棄物処理所、
付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟



注 1：先行設工認申請済み。

注 2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注 3：関連する建物以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に關する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または本設工認にて申請。

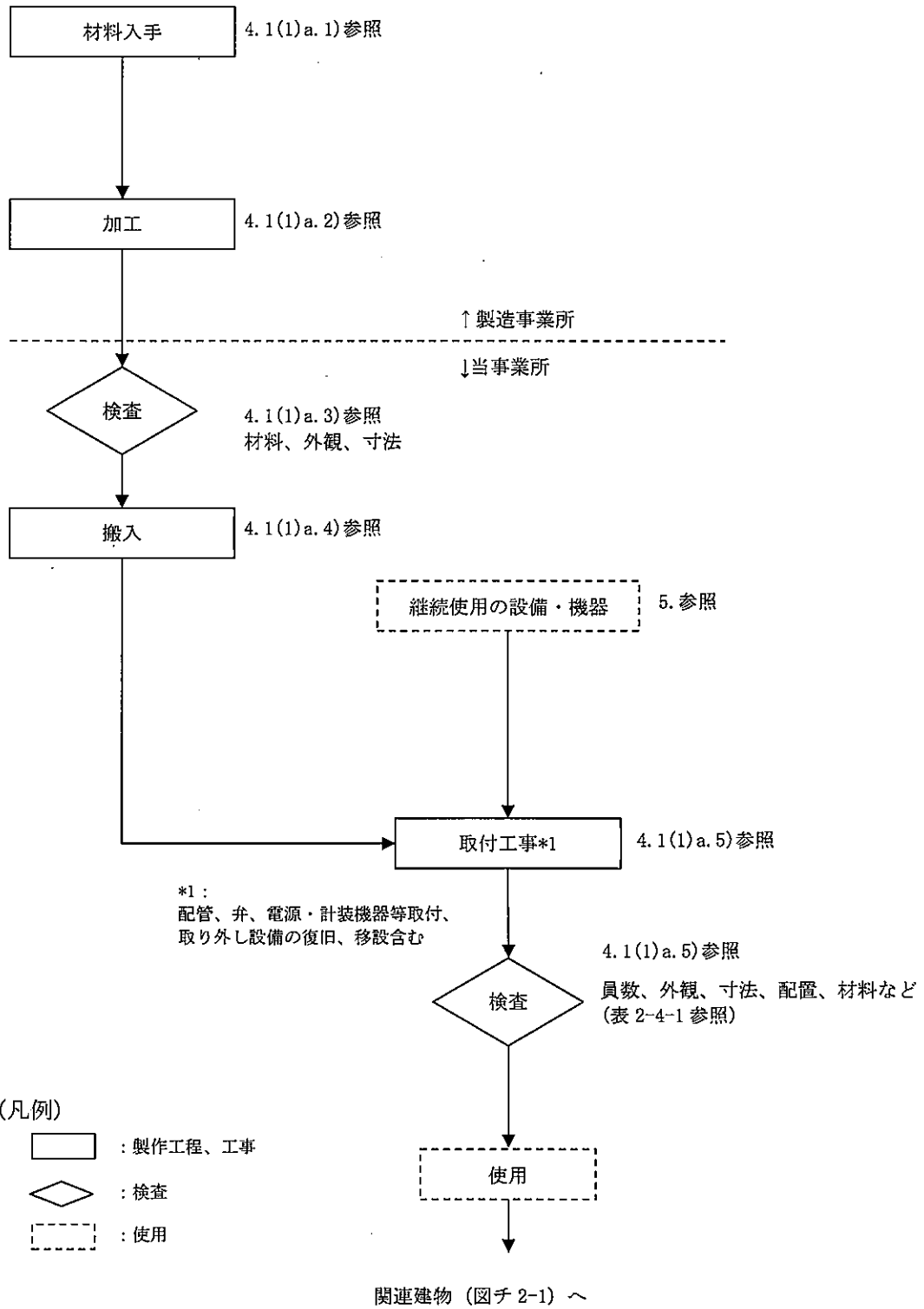
注 4：加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の 3. 項に示す。

(凡例)

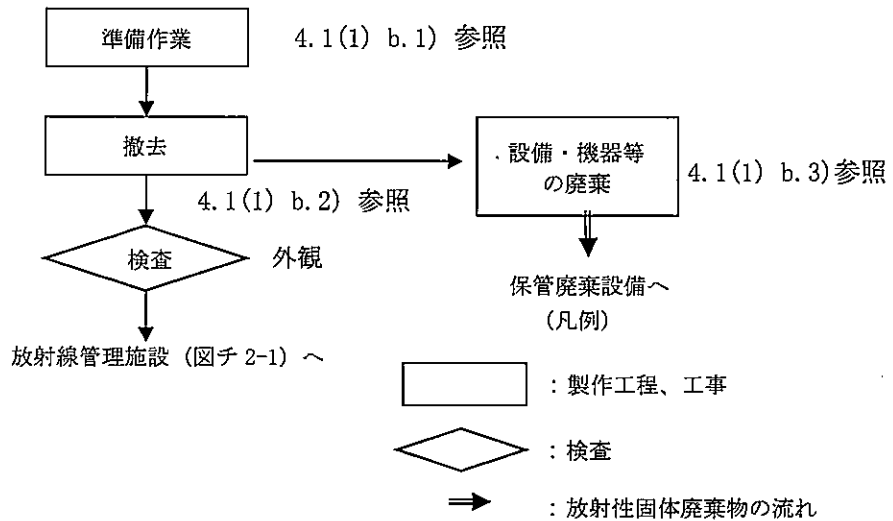
□ : 工事

◇ : 検査

図チ2-1 建物工事と設備工事との関係図



図チ 2-2 工事の手順フロー図



図チ 2-3 工事の手順フロー図 (撤去)

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表2-4-1に、検査の方法を表2-6-1及び表2-6-2に示す。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

エアスニファ、エリアモニタ及びハンドフットモニタは、工事作業等放射線被ばくを測定・監視するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。ダストモニタ及びモニタリングポストは、敷地周辺の公衆放射線被ばくを測定・監視するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。なお、工事を伴うエアスニファ、エリアモニタ、ハンドフットモニタ、ダストモニタ及びモニタリングポストは、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後は使用前事業者検査の合格をもって使用する。

エアスニファ、エリアモニタ、ハンドフットモニタ、ダストモニタ及びモニタリングポストは、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表子設-1 エアスニファ 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {828} 放射線管理施設 エアスニファ
設置場所		第 1 種管理区域内 (1) 工場棟 転換工場 (2) 工場棟 成型工場 (3) 加工棟 成型工場 (4) 放射線管理棟 (5) 付属建物 第 2 核燃料倉庫 (6) 付属建物 除染室・分析室 (7) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 (8) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 (9) 付属建物 第 2 廃棄物処理所 (10) 付属建物 シリンダ洗浄棟
機器名		放射線管理施設 エアスニファ (1) エアスニファ (工場棟 転換工場) (2) エアスニファ (工場棟 成型工場) (3) エアスニファ (加工棟 成型工場) (4) エアスニファ (放射線管理棟) (5) エアスニファ (付属建物 第 2 核燃料倉庫) (6) エアスニファ (付属建物 除染室・分析室) (7) エアスニファ (付属建物 第 3 核燃料倉庫) (8) エアスニファ (付属建物 第 1 廃棄物処理所) (9) エアスニファ (付属建物 第 2 廃棄物処理所) (10) エアスニファ (付属建物 シリンダ洗浄棟)
変更内容		改造 (1) 改造 ・放射線管理強化のため、ブロワからの排出先を排気塔から第 1 種管理区域内に変更する。 (2) 改造 ・放射線管理強化のため、ブロワからの排出先を排気塔から第 1 種管理区域内に変更する。 ・放射線管理強化のため、ブロワ設置位置を非管理区域から管理区域に変更する。 (3) 改造 ・放射線管理強化のため、ブロワからの排出先を排気塔から第 1 種管理区域内に変更する。 (4) 改造 ・放射線管理強化のため、ブロワからの排出先を排気塔から第 1 種管理区域内に変更する。 ・放射線管理強化のため、ブロワ設置位置を非管理区域から管理区域に変更する。 (ブローは (2) と共用)。 (5) 改造 ・放射線管理強化のため、ブロワからの排出先を排気塔から第 1 種管理区域内に変更する。 (6) 改造 ・放射線管理強化のため、ブロワからの排出先を排気塔から第 1 種管理区域内に変更する。 (7) 改造 ・放射線管理強化のため、ブロワからの排出先を排気塔から第 1 種管理区域内に変更する。 (8) 改造 ・放射線管理強化のため、ブロワからの排出先を排気塔から第 1 種管理区域内に変更する。 (9) 改造 ・放射線管理強化のため、ブロワからの排出先を排気塔から第 1 種管理区域内に変更する。 (10) 改造 ・放射線管理強化のため、ブロワからの排出先を排気塔から第 1 種管理区域内に変更する。

表チ設-1 エアスニファ 仕様表 (2/3)

員数		1式 (採取口 129箇所) (1) 34箇所 (2) 33箇所 (3) 17箇所 (4) 5箇所 (5) 3箇所 (6) 7箇所 (7) 13箇所 (8) 6箇所 (9) 5箇所 (10) 6箇所
一般仕様	型式	TD-95-100L
	主要な構造材	別表チ設-1
	寸法 (単位: mm)	型番に規定
	その他の構成機器	配管系統 (プロワ含む)
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1]十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場、付属建物第 2 核燃料倉庫、付属建物除染室・分析室、付属建物第 3 核燃料倉庫、付属建物第 1 廃棄物処理所、付属建物第 2 廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟及び放射線管理棟の建物、床スラブまたは土間コンクリートに設置する。

表手設-1 エアスニファ 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系統含む)。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設71] 第1種管理区域内の空気中の放射性物質を監視するためのエアスニファを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] エアスニファ(採取口)には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設との共用によって、その安全機能を損なわない設計とする。 (付属建物 第1廃棄物処理所、付属建物 第2廃棄物処理所、付属建物 除染室・分析室)
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	[19.1-設1] 第1種管理区域内の空気中の放射性物質を監視するためのエアスニファを設置する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に機能を維持するため、エアスニファ(ブロウ)は非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは、交流200V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する(工場棟転換工場、工場棟成型工場、付属建物除染室・分析室、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所)。	
添付図	図子配-1、図子系-1、図子系-4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表子設-2 エリアモニタ 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{829} 放射線管理施設 エリアモニタ
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (5) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (6) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (7) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (8) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室	
機器名	放射線管理施設 エリアモニタ (1) エリアモニタ Ch-1 (2) エリアモニタ Ch-2 (3) エリアモニタ Ch-3 (4) エリアモニタ Ch-4 (5) エリアモニタ Ch-5 (6) エリアモニタ Ch-6 (7) エリアモニタ Ch-7 (8) エリアモニタ Ch-8	
変更内容	改造 (1) 改造 ・耐震性向上のため、エリアモニタの据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (2) 改造 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (3) 改造 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (4) 改造 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (5) 改造 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (6) 改造 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (7) 改造 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (8) 改造 ・耐震性向上のため、放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) *1: 放射線監視盤は、エリアモニタ Ch-1~8 で共用	

表子設-2 エリアモニタ 仕様表 (2/3)

員数	8台 (1) 1台 (2) 1台 (3) 1台 (4) 1台 (5) 1台 (6) 1台 (7) 1台 (8) 1台	
一般仕様	型式	電離箱式
	主要な構造材	別表子設-2
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	放射線監視盤
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] エリアモニタ Ch-1,2 は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。エリアモニタ Ch-3~8 は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場及び工場棟組立工場の建物に設置する。また、放射線監視盤は十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表チ設一2 エリアモニタ 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路(*1)の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 *1 警報機能を対象とする。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設72] 建物内における空間線量を監視するためのエリアモニタを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設7] 建物内における空間線量が警報設定値を超えた場合に警報を表示/吹鳴又は放送設備より警報を吹鳴するエリアモニタを設置する。
	放射線管理施設	[19.1-設2] 建物内における空間線量を監視するためのエリアモニタを設置する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に機能を維持するため、エリアモニタは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは、交流100V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。 [24.2-設1] 放射線監視盤は、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるように無停電電源装置に接続する。
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する(工場棟転換工場、工場棟組立工場)。	
添付図	図チ配-2、図チ系-4、図チ設-1、図チ制-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表チ設-3 ハンドフットモニタ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{830}放射線管理施設 ハンドフットモニタ
設置場所		第 1 種管理区域出入口 (1) 放射線管理棟 (2) 附属建物 除染室・分析室 (3) 附属建物 第 2 廃棄物処理所 (4) 附属建物 第 3 核燃料倉庫
機器名		放射線管理施設 ハンドフットモニタ (1) ハンドフットモニタ 1~6 (2) ハンドフットモニタ 7 (3) ハンドフットモニタ 8 (4) ハンドフットモニタ 9
変更内容		改造 (1) 改造 ・耐震性向上のため、据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震性向上のため、据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震性向上のため、据付部を改造する。 (4) 改造 ・耐震性向上のため、据付部を改造する。
員数		1 式 (1) 6 台 (2) 1 台 (3) 1 台 (4) 1 台
一般仕様	型式	シンチレーション式
	主要な構造材	別表チ設-3
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1]十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟、附属建物除染室・分析室、附属建物第 2 廃棄物処理所及び附属建物第 3 核燃料倉庫の床スラブまたは土間コンクリートに設置する。

表チ設-3 ハンドフットモニタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路(*1)の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 *1 警報機能を対象とする。
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設73] 被ばく監視及び管理のための退出管理用としてハンドフットモニタを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設との共用によって、その安全機能を損なわない設計とする。 (ハンドフットモニタ7、8)
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.1-設7] 従業員の被ばく防止のための退出管理に係る警報設定値を超えた場合に警報を表示/吹鳴するハンドフットモニタを設置する。
	放射線管理施設	[19.1-設3] 被ばく監視及び管理のための退出管理用としてハンドフットモニタを設置する。
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に機能を維持するため、ハンドフットモニタは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは、交流100V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。(付属建物除染室・分析室、付属建物第2廃棄物処理所)	
添付図	図チ配-3、図チ系-4、図チ設-2、図チ制-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表子設-4 ダストモニタ 仕様表 (1/5)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規登第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{831}放射線管理施設 ダストモニタ
設置場所	(1) 排気塔 (工場棟 転換工場) (2) 排気塔 (工場棟 成型工場) (3) 排気塔 (加工棟 成型工場) (4) 排気塔 (付属建物 第 3 核燃料倉庫) (5) 排気塔 (付属建物 第 1 廃棄物処理所) (6) 排気塔 (付属建物 シリンダ洗浄棟)	
機器名	放射線管理施設 ダストモニタ (1) 転換工場ダストモニタ (2) 成型工場ダストモニタ (3) 加工棟ダストモニタ (4) 第 3 核燃料倉庫ダストモニタ (5) 第 1 廃棄物処理所ダストモニタ (6) シリンダ洗浄棟ダストモニタ	
変更内容	改造 (1) 改造 ・耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する ・耐震性向上のため、ダストモニタ放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (2) 改造 ・耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・耐震性向上のため、ダストモニタ放射線監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*1) (3) 改造 ・耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、加工棟警報盤の部材を追加及び据付部を改造する。 (4) 改造 ・耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、廃棄物、貯蔵施設警報監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*2) (5) 改造 ・耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・耐震性向上のため、廃棄物、貯蔵施設警報監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*2) (6) 改造 ・耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・耐震性向上のため、廃棄物、貯蔵施設警報監視盤の部材を追加及び据付部を改造する。(*2) *1: ダストモニタ放射線監視盤は、転換工場ダストモニタと成型工場ダストモニタで共用 *2: 廃棄物、貯蔵施設警報監視盤は、第 1 廃棄物処理所ダストモニタ、シリンダ洗浄棟ダストモニタ及び第 3 核燃料倉庫ダストモニタで共用	

表子設-4 ダストモニタ 仕様表 (2/5)

員数	6台 (1) 1台 (2) 1台 (3) 1台 (4) 1台 (5) 1台 (6) 1台	
一般仕様	型式	固定ろ紙式
	主要な構造材	別表子設-4
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (集塵検出部) <input type="text"/> (サンブラ部) (2) <input type="text"/> (集塵検出部) <input type="text"/> (サンブラ部) (3) <input type="text"/> (集塵検出部) <input type="text"/> (サンブラ部) (4) <input type="text"/> (集塵検出部) <input type="text"/> (サンブラ部) (5) <input type="text"/> (集塵検出部) <input type="text"/> (サンブラ部) (6) <input type="text"/> (集塵検出部) <input type="text"/> (サンブラ部)
	その他の構成機器	配管系統(*1)、測定部(*2)、警報監視盤 (*1)屋外配管系統を含む (*2)転換工場ダストモニタ及び成型工場ダストモニタの測定部は、ダストモニタ放射線監視盤に内蔵されている。
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	-
	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 転換工場ダストモニタ、成型工場ダストモニタ、第1廃棄物処理所ダストモニタ、シリンダ洗浄棟ダストモニタ、第3核燃料倉庫ダストモニタ及び加工棟ダストモニタは、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場、工場棟成型工場、附属建物第1廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟、附属建物第3核燃料倉庫及び加工棟成型工場の建物、床スラブまたは土間コンクリートに設置する。 第1廃棄物処理所ダストモニタ、シリンダ洗浄棟ダストモニタ、第3核燃料倉庫ダストモニタ及び加工棟ダストモニタの測定部は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された附属建物第1廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟、附属建物第3核燃料倉庫及び加工棟成型工場の床スラブまたは土間コンクリートに設置する。 転換工場ダストモニタ、成型工場ダストモニタ、第1廃棄物処理所ダストモニタ、シリンダ洗浄棟ダストモニタ、第3核燃料倉庫ダストモニタ及び加工棟ダストモニタの警報監視盤は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。 第1廃棄物処理所ダストモニタの屋外に設置された一部の配管系統は、十分な支持性能を有する排気塔に設置する。

表チ設-4 ダストモニタ 仕様表 (3/5)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。</p> <p>[6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第2類に分類する。</p> <p>{831} ダストモニタ※1 第2類</p> <p>集塵検出部（転換工場ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>集塵検出部（転換工場ダストモニタ）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>集塵検出部（成型工場ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>集塵検出部（成型工場ダストモニタ）支持脚取付ボルト： <input type="text"/></p> <p>集塵検出部（加工棟ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>集塵検出部（加工棟ダストモニタ）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>集塵検出部（第3核燃料倉庫ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>集塵検出部（第3核燃料倉庫ダストモニタ）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>集塵検出部（第1廃棄物処理所ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>集塵検出部（第1廃棄物処理所ダストモニタ）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>集塵検出部（シリンダ洗浄棟ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>集塵検出部（シリンダ洗浄棟ダストモニタ）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>サンブラ部（転換工場ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>サンブラ部（転換工場ダストモニタ）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>サンブラ部（成型工場ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>サンブラ部（成型工場ダストモニタ）支持脚取付ボルト： <input type="text"/></p> <p>サンブラ部（加工棟ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>サンブラ部（加工棟ダストモニタ）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>サンブラ部（第3核燃料倉庫ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>サンブラ部（第3核燃料倉庫ダストモニタ）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>サンブラ部（第1廃棄物処理所ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>サンブラ部（第1廃棄物処理所ダストモニタ）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>サンブラ部（シリンダ洗浄棟ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>サンブラ部（シリンダ洗浄棟ダストモニタ）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>測定部（加工棟ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>測定部（加工棟ダストモニタ）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>測定部（第3核燃料倉庫ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>測定部（第3核燃料倉庫ダストモニタ）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>測定部（第1廃棄物処理所ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>測定部（第1廃棄物処理所ダストモニタ）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>測定部（シリンダ洗浄棟ダストモニタ）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>測定部（シリンダ洗浄棟ダストモニタ）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>警報監視盤（ダストモニタ放射線監視盤^{※1}、加工棟警報盤）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>警報監視盤（ダストモニタ放射線監視盤^{※1}、加工棟警報盤）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>本（新規）</p> <p>警報監視盤（廃棄物、貯蔵施設警報監視盤）支持脚部材： <input type="text"/></p> <p>警報監視盤（廃棄物、貯蔵施設警報監視盤）支持脚アンカーボルト： <input type="text"/></p> <p>※1 測定部（転換工場ダストモニタ）及び測定部（成型工場ダストモニタ）は、ダストモニタ放射線監視盤に内蔵されている。</p> <p>※1 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施</p>
	津波による損傷の防止	—

表子設-4 ダストモニタ 仕様表 (4/5)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-設 6] 屋外及び排気塔内に設置する配管は F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。</p> <p>[8.1-設 15] ダストモニタ配管内は空気であり、屋外及び排気塔内に設置する配管は凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。</p> <p>[8.1-設 17] 屋外に設置する配管（含む継手部）は降水の影響を受けないように金属製とする。なお、排気塔上部には屋根があるため排気塔内に設置する配管は降水の影響を受けない。</p> <p>[8.1-設 19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。なお、排気塔上部には屋根があるため排気塔内に設置する配管は積雪の影響を受けない。</p> <p>[8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-設 21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。なお、排気塔上部には屋根があるため排気塔内に設置する配管は降下火砕物の影響を受けない。</p> <p>[8.1-設 23] 管理区域内のダストモニタ配管には開口部がないため、屋外から虫等が管理区域に侵入することはない。</p> <p>[8.2-設 4] 屋外に設置する配管は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。なお、排気塔により排気塔内に設置する配管は外部火災及び爆発の影響を受けない。</p> <p>[8.2-設 1] インターロック回路(*1)の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。</p> <p>*1 警報機能を対象とする。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 75] 排気に含まれる放射性物質濃度を監視するためのダストモニタを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。</p> <p>[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-設 1] 使用施設との共用によって、その安全機能を損なわない設計とする。 (転換工場ダストモニタ、第1廃棄物処理所ダストモニタ)</p>

表チ設-4 ダストモニタ 仕様表 (5/5)

技術基準に基づく設計(注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 7] 排気に含まれる放射性物質濃度の濃度異常で警報を表示/吹鳴するダストモニタを設置する。
	放射線管理施設	[19.1-設 5] 排気に含まれる放射性物質濃度を監視するためのダストモニタを設置する。 [19.1-設 7] 放射線管理棟の安全管理室にダストモニタの測定状況を監視するための警報監視盤を設ける。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に機能を維持するため、ダストモニタは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは、交流 200V, 100V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。 [24.2-設 1] 警報監視盤は、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるよう無停電電源装置に接続する。
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。(工場棟転換工場、工場棟成型工場、付属建物第1 廃棄物処理所)。 [99-設 3] 屋外に設置する配管は F3 竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。(付属建物第1 廃棄物処理所の屋外配管系統)	
添付図	図チ配-4、図チ系-2、図チ系-4、図チ設-3、図チ制-3、図チ制-盤 1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表チ設-5 モニタリングポスト 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	(832)放射線管理施設 モニタリングポスト
設置場所		屋外
機器名		放射線管理施設 モニタリングポスト
変更内容		改造 ・耐竜巻性の向上のため、モニタリングポスト筐体の周りに耐竜巻壁を新設する ・モニタリングポストの伝送系を多様化するために、モニタリングポスト筐体内に表示モニタとインターネットにつながるカメラを新設する ・耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	電離箱式、シンチレーション式
	主要な構造材	別表チ設-5
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	モニタリングポスト収集表示
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] モニタリングポストは、十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。また、モニタリングポスト収集表示は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 17] 屋外に設置するモニタリングポストは金属製の耐竜巻壁内に設置しており、降水の影響を受けることはない。 [8.1-設 19] 屋外に設置するモニタリングポストは耐竜巻壁内に設置しており、竜巻壁の部材には積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置するモニタリングポストは耐竜巻壁内に設置しており、耐竜巻壁の部材には降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設 23] 屋外に設置するモニタリングポストの筐体は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。 [8.1-設 25] 屋外に設置するモニタリングポストは茨城県水戸気象台において過去に観測された最低気温-12.7℃でも作動するようなものを選定する。 [8.1-設 26] F1 竜巻に耐えるようにモニタリングポスト筐体の周りに耐竜巻壁を設置する。 [8.2-設 2] 電源には避雷器を設置する。 [8.2-設 4] 屋外に設置するモニタリングポストは外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。

表チ設-5 モニタリングポスト 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	人の不法な侵入等の防止	[9.1-設1] モニタリングポスト筐体内の測定値表示モニタをカメラで撮影し、その映像表示を伝送することで外部からの不正アクセスを物理的に遮断する設計とする。
	閉じ込めの機能	[10.1-設74] 周辺監視区域境界における空間線量を監視するためのモニタリングポストを設置する。モニタリングポストには非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とし、短時間の停電時に電源を確保するため、専用のバッテリーを有する設計とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	[19.1-設4] 周辺監視区域境界における空間線量を監視するためのモニタリングポストを設置する。モニタリングポストには非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とし、短時間の停電時に電源を確保するため、専用のバッテリーを有する設計とする。 [19.1-設6] モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計とする。具体的には社内伝送網を使用した有線による伝送、社外伝送網を使用した無線による伝送の両方を有する設計とする。 [19.1-設7] 放射線管理棟の安全管理室にモニタリングポストの測定状況を監視するためのモニタリングポスト収集表示を設ける。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に機能を維持するため、モニタリングポストは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは、交流 200V, 100V(変圧器なし)一般動力用ケーブル)。 [24.2-設1] 放射線管理棟の安全管理室に集中して設置している放射線管理設備(モニタリングポスト収集表示)には、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるよう無停電電源装置を接続する。 [24.2-設2] モニタリングポストは非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持するため個別にバッテリーを内蔵する設計とする。
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] 屋外に設置するモニタリングポストはF3 竜巻に耐えるよう、モニタリングポスト筐体の周りに耐竜巻壁を設置する。	
添付図	図チ配-5、図チ系-3、図チ系-4、図チ設-4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表子設-1 エアスニファ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
エアスニファ (工場棟 転換工場)	主要な構造材	—	
エアスニファ (工場棟 成型工場)	ウランを取り扱う部位	—	
エアスニファ (加工棟 成型工場)	その他	エアスニファ (採取口) ブロワ 配管 アンカーボルト (エアスニファ (採取口))	
エアスニファ (放射線 管理棟)			
エアスニファ (付属建 物 第2核燃料倉庫)			
エアスニファ (付属建 物 除染室・分析室)			
エアスニファ (付属建 物 第3核燃料倉庫)			
エアスニファ (付属建 物 第1廃棄物処理所)			
エアスニファ (付属建 物 第2廃棄物処理所)			
エアスニファ (付属 建物 シリンダ洗浄 棟)			

事業許可との対応：{828}

別表チ設-2 エリアモニタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
エリアモニタ Ch-1 エリアモニタ Ch-2 エリアモニタ Ch-3 エリアモニタ Ch-4 エリアモニタ Ch-5 エリアモニタ Ch-6 エリアモニタ Ch-7 エリアモニタ Ch-8	主要な構造材	柱(エリアモニタ検出器 Ch-1~8 架台) はり(エリアモニタ検出器 Ch-1 ~8 架台)	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	取付ボルト(エリアモニタ検出器 Ch-1、3 架台) アンカーボルト(エリアモニタ検 出器 Ch-4~8 架台)	

事業許可との対応：{829}

別表チ設-3 ハンドフットモニタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ハンドフットモニタ 1 ～6	主要な構造材	ハンドフットモニタ (本体)	
ハンドフットモニタ 7 ハンドフットモニタ 8	ウランを取り扱う部位	—	
ハンドフットモニタ 9	その他	アンカーボルト(ハンドフットモニタ)	

事業許可との対応：{830}

別表チ設-4 ダストモニタ 材料一覧 (1/4)

機器名	部位	部位名	材料
転換工場ダストモニタ 成型工場ダストモニタ 加工棟ダストモニタ 第3核燃料倉庫ダストモニタ 第1廃棄物処理所ダストモニタ シリンダ洗浄棟ダストモニタ	主要な構造材	柱 (集塵検出部 (転換工場ダストモニタ))	
		はり (集塵検出部 (転換工場ダストモニタ))	
		柱 (集塵検出部 (成型工場ダストモニタ))	
		はり (集塵検出部 (成型工場ダストモニタ))	
		柱 (集塵検出部 (加工棟ダストモニタ))	
		はり (集塵検出部 (加工棟ダストモニタ))	
		柱 (集塵検出部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		はり (集塵検出部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		柱 (集塵検出部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
		はり (集塵検出部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
		柱 (集塵検出部 (シリンダ洗浄棟ダストモニタ))	
		はり (集塵検出部 (シリンダ洗浄棟ダストモニタ))	
		柱 (サンブラ部 (転換工場ダストモニタ))	
		はり (サンブラ部 (転換工場ダストモニタ))	
		柱 (サンブラ部 (成型工場ダストモニタ))	
		はり (サンブラ部 (成型工場ダストモニタ))	
柱 (サンブラ部 (加工棟ダストモニタ))			
はり (サンブラ部 (加工棟ダストモニタ))			

事業許可との対応：{831}

別表子設-4 ダストモニタ 材料一覧 (2/4)

機器名	部位	部位名	材料
転換工場ダストモニタ 成型工場ダストモニタ 加工棟ダストモニタ 第3核燃料倉庫ダストモニタ 第1廃棄物処理所ダストモニタ シリンダ洗淨棟ダストモニタ	主要な構造材	柱 (サンブラ部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		はり (サンブラ部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		柱 (サンブラ部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
		はり (サンブラ部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
		柱 (サンブラ部 (シリンダ洗淨棟ダストモニタ))	
		はり (サンブラ部 (シリンダ洗淨棟ダストモニタ))	
		柱 (測定部 (加工棟ダストモニタ))	
		はり (測定部 (加工棟ダストモニタ))	
		柱 (測定部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		はり (測定部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		柱 (測定部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
		はり (測定部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
		柱 (測定部 (シリンダ洗淨棟ダストモニタ))	
		はり (測定部 (シリンダ洗淨棟ダストモニタ))	
		柱 (警報監視盤 (ダストモニタ放射線監視盤、加工棟警報盤))	
はり (警報監視盤 (ダストモニタ放射線監視盤、加工棟警報盤))			

事業許可との対応：{831}

別表チ設-4 ダストモニタ 材料一覧 (3/4)

機器名	部位	部位名	材料
転換工場ダストモニタ 成型工場ダストモニタ 加工棟ダストモニタ 第3核燃料倉庫ダストモニタ 第1廃棄物処理所ダストモニタ シリンダ洗浄棟ダストモニタ	主要な構造材	柱 (警報監視盤 (廃棄物、貯蔵施設警報監視盤))	
		はり (警報監視盤 (廃棄物、貯蔵施設警報監視盤))	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト (集塵検出部 (転換工場ダストモニタ))	
		取付ボルト (集塵検出部 (成型工場ダストモニタ))	
		アンカーボルト (集塵検出部 (加工棟ダストモニタ))	
		アンカーボルト (集塵検出部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		アンカーボルト (集塵検出部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
		アンカーボルト (集塵検出部 (シリンダ洗浄棟ダストモニタ))	
		アンカーボルト (サンブラ部 (転換工場ダストモニタ))	
		取付ボルト (サンブラ部 (成型工場ダストモニタ))	
		アンカーボルト (サンブラ部 (加工棟ダストモニタ))	
		アンカーボルト (サンブラ部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))	
		アンカーボルト (サンブラ部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))	
	アンカーボルト (サンブラ部 (シリンダ洗浄棟ダストモニタ))		
	アンカーボルト (測定部 (加工棟ダストモニタ))		
	アンカーボルト (測定部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ))		
	アンカーボルト (測定部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ))		

事業許可との対応：{831}

別表チ設-4 ダストモニタ 材料一覧 (4/4)

機器名	部位	部位名	材料
転換工場ダストモニタ 成型工場ダストモニタ 加工棟ダストモニタ 第3核燃料倉庫ダストモニタ 第1廃棄物処理所ダストモニタ シリンダ洗浄棟ダストモニタ	その他	アンカーボルト(測定部(シリンダ洗浄棟ダストモニタ))	
		アンカーボルト(警報監視盤(ダストモニタ放射線監視盤、加工棟警報盤))	
		アンカーボルト(警報監視盤(廃棄物、貯蔵施設警報監視盤))	
		配管(転換工場ダストモニタ)	
		配管(成型工場ダストモニタ)	
		配管(加工棟ダストモニタ)	
		配管(シリンダ洗浄棟ダストモニタ)	
		配管(第1廃棄物処理所ダストモニタ) 配管(第3核燃料倉庫ダストモニタ)	

事業許可との対応：{831}

別表チ設-5 モニタリングポスト 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
モニタリングポスト	主要な構造材	モニタリングポスト (筐体)	
		柱(モニタリングポスト(耐竜巻壁))	
		はり(モニタリングポスト(耐竜巻壁))	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト(モニタリングポスト (筐体)) アンカーボルト(モニタリングポスト (耐竜巻壁))	

事業許可との対応：{832}

リ その他の加工施設

1. 変更の概要

申請対象建物、構築物及び申請対象機器と変更内容を表リ-1～4に、申請機器の名称対比表を表リ-付1に示す。

建物工事のために一時的に取り外しが必要な設備・機器を表リ-5に示す。機能維持が必要なものは仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる。取り外した設備・機器は、仮置き場所（既申請分含む）に一時保管後、復旧する。また、先行して申請した施設のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にてそれを引き継ぎ申請する建物及び設備・機器をそれぞれ追表リ-1及び追表リ-2に示す。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (11) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (12) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）
- (13) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (14) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (15) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）
- (16) 電気事業法

3. 設計条件及び仕様

(1) 付属施設空シリンダ置場

今回は付属施設空シリンダ置場を申請する。空シリンダ置場に関する仕様を表リ建-1-1に、主要な構造材の仕様を表リ建-2-1に示す。

・申請範囲の概要

付属施設空シリンダ置場に関する概要を以下の図に示す。

図へ建-1-1：敷地内建物配置図

図リ建-1：付属施設 空シリンダ置場 平面図及び管理区域区分図

(2) 非常用設備消火設備防火水槽(1)～(4)

今回は工場棟転換工場屋外東側の消火設備防火水槽(1)及び(2)を申請する。また、工場棟組立工場屋外北側及び放射線管理棟屋外東側に消火設備防火水槽(3)及び(4)の更新を申請する。

防火水槽に関する仕様を表り建-1-2に、主要な構造材の仕様を表り建-2-2に示す。

・申請範囲の概要

消火設備防火水槽に関する概要を以下の図に示す。

図へ建-1-1：敷地内建物配置図

図り非-4-5：防火水槽配置図

(3) 非常用設備消火設備可搬消防ポンプ(1)～(2)

今回は工場棟転換工場屋外東側の消火設備可搬消防ポンプ(1)及び(2)を申請する。

消火設備可搬消防ポンプに関する仕様を表り建-1-3に、主要な構造材の仕様を表り建-2-3に示す。

・申請範囲の概要

消火設備可搬消防ポンプに関する概要を以下の図に示す。

図り非-4-6：可搬消防ポンプ配置図

(4) 付属建物発電機室

今回申請する付属建物発電機室の建物は、5次設工認にて申請し認可されている。

付属建物発電機室に関する仕様を追表り建-3-1に示す。

(5) 非常用設備

今回申請する付属建物第3核燃料倉庫、付属建物劣化・天然ウラン倉庫に関連する非常用設備の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査又は使用前確認受検、検査合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

今回申請する付属建物第3核燃料倉庫に関する非常用設備の仕様を表へ建-1-1に、付属建物劣化・天然ウラン倉庫に関する非常用設備の仕様を表へ建-1-2に示す。

・申請範囲の概要

非常用設備に関する概要を以下の図に示す。

図へ建-1-1：敷地内建物配置図

図り非-4-1～2：消火設備 屋外消火栓配置図(1)～(2)

図り非-4-3：第3核燃料倉庫 消火栓からのアクセスルート

図り非-4-4：劣化・天然ウラン倉庫 消火栓からのアクセスルート

図り電建-1：付属建物 第3核燃料倉庫 非常用ディーゼル発電機負荷系統図

(6) その他の加工施設の設備・機器

今回申請する設備・機器の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査又は使用前確認合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

平成 15 年 12 月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う旨が示され、これに基づき、平成 16 年を起点として長期保全計画を策定し、以降 10 年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきた。

今回申請する設備・機器に関する仕様を表り設-1~10 に示す。

汎用の設備・機器である通信連絡設備等や安全避難通路等に係る汎用の設備機器等について、使用前事業者検査で要求事項が満足されることを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前事業者検査は実施しないものとする。非常用設備のうち汎用の設備機器等に関する仕様を表り-6~9 に示す。

なお、当該設備・機器等の更新や交換については、更新・交換に関する手順を別途定め、施設定期検査（定期事業者検査）及び保安検査等を通じて確認を受けるものとする。

また、先行して申請した設備・機器のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にて引き継ぎ申請する設備・機器の仕様表を追表り-2 に示す。

表リー1 その他の加工施設の申請対象構築物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	付属施設空シリンダ置場	1 式	変更なし
	非常用設備消火設備防火水槽(1)～(2)	1 式	変更なし
	非常用設備消火設備防火水槽(3)～(4)		更新
	非常用設備消火設備可搬消防ポンプ(1)	1 式	改造
	非常用設備消火設備可搬消防ポンプ(2)		増設

表リー2 その他の加工施設の申請対象機器及び変更内容

施設区分	名称	員数	変更内容
非常用設備	無停電電源装置	1 基	改造
付属設備	窒素ガス供給配管系統	1 式	改造
	水素ガス供給配管系統	1 式	改造
	溢水源供給停止設備(手動)	1 式	新設
	溢水源供給停止設備(自動)	1 式	新設
	保安秤量器 (シリンダ1)～(シリンダ3)	3 台	改造
	保安秤量器 (ウラン管理5)～(ウラン管理7)	3 台	改造
	UF ₆ シリンダ秤量器	1 台	改造
	保安秤量器(分析1);(分析2)	2 台	改造
建物	堰漏水検知警報設備	1 式	新設

表リー付1 申請機器名称対比表（その他の加工施設）

事業許可 番号 注1)	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
835	—	堰漏水検知警報設備
839	—	
846	—	
849	—	
853	—	
857	—	
860	—	
867	—	
871	—	
875	—	
887	—	無停電電源装置
889	—	
910	—	窒素ガス供給配管系統
911	—	
912	高圧ガス貯蔵設備	水素ガス供給配管系統
913		
915	—	
916	—	溢水源供給停止設備(手動)
917	—	溢水源供給停止設備(自動)
918	—	
919	—	
920	—	
921	—	保安秤量器(シリンダ1)～(シリンダ3)
923		保安秤量器(ウラン管理5)～(ウラン管理7)
		保安秤量器(分析1)、(分析2)
921	秤	UF ₆ シリンダ秤量器
922		

表リ-3 その他の加工施設 付属建物第3核燃料倉庫の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容	
第3核燃料倉庫 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし	
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし	
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設	
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)		1式	新設
				変更なし
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし	
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし	
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設	
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	変更なし	
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし	
	消火設備 消火器	1式	変更なし	

*1: 屋外に設置

表リ-4 その他の加工施設 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
劣化・天然ウラン 倉庫 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1 式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1 式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1 式	増設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1 式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1 式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1 式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1 式	変更なし
	消火設備 屋外消火栓*1	1 式	変更なし
	消火設備 消火器	1 式	変更なし

*1：屋外に設置

表リ-5 取り外し対象機器（既申請*¹）

設置場所	名称		事業許可 番号 ^{注1)}	取り外し設備 の区分 ^{注2)}	
付属建物 第3核燃料倉庫 付属建物 劣化・天然ウラン 倉庫	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	903	区分2	
		誘導灯	904		
	非常用設備 非常用通報設備	非常用通報設備		890	区分2
		非常ベル設備		891	
		放送設備 通信連絡設備（電話設備）		892 893	
	非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備		899	区分2
		火災感知設備 警報設備		900 901	
	非常用設備 消火設備	消火器		898	区分2

*1：既申請（6次申請：図へ配準-1(1/2)～(2/2)「付属建物 第3核燃料倉庫 設備・機器準備工事範囲図」、図へ配準-3「付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 設備・機器準備工事範囲図」）

注1）事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2）区分1：撤去し廃棄する設備・機器

区分2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

表リ-6 付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
第3核燃料倉庫 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル)、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式

*1：屋外に設置

*2：クロロプレンゴムスポンジ

表リ-7 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
劣化・天然ウラン 倉庫 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル) 、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器) 、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル) 、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式

*1：屋外に設置

表リ-8 消火設備防火水槽(1)～(4)のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
屋外	消火設備 防火水槽	配管、給水装置、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	4式

表リ-9 消火設備可搬消防ポンプ(1)～(2)のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
屋外	消火設備 可搬消防ポンプ	ホース、ノズル、配管、バッテリー、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	2式

追表リ-1 その他の加工施設の申請対象建物及び申請対象機器

設置場所	名称	員数	仕様表番号
屋外	付属建物発電機室	1式	追表リ建-3-1 注(5次申請:表リ建-1-1)

注:申請時の仕様表番号

追表リ-2(1) その他の加工施設（保安秤量器）の申請対象設備・機器（機能・性能を申請する機器）

設置場所	名称	員数	仕様表番号
加工棟 成型工場 ペレット加工室 (フードボックス (1)～(3)内含む)	保安秤量器 (加工棟 1)～(加工棟 9)	9 台	追表リ設-1 (2 次)
工場棟 転換工場 転換加工室	保安秤量器 (転換工場 1)～(転換工場 10)	10 台	追表リ設-1 (6 次)
工場棟 成型工場 ペレット加工室	保安秤量器 (成型工場 1)～(成型工場 10)	10 台	追表リ設-2 (6 次)
工場棟 転換工場 原料倉庫 工場棟 成型工場 ペレット加工室 附属建物 除染室・分析室 作業室(2)	保安秤量器 (ウラン管理 1)～(ウラン管理 4)	4 台	追表リ設-3 (6 次)

追表リ-2(2) その他の加工施設（非常用設備）の申請対象設備・機器（機能・性能を申請する機器）

設置場所	名称	員数	仕様表番号
附属建物発電機室	非常用ディーゼル発電機	2 基 (1 基は予備)	追表リ設-1 (5 次)

追表リ-2(3) その他の加工施設（分析設備）の申請対象機器（機能・性能を申請する機器）

設置場所	名称	員数	仕様表番号
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 同位体分析設備	1 式	追表リ設-2 (5 次)
	分析設備 不純物分析設備	1 式	追表リ設-3 (5 次)
附属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 物性測定設備	1 式	追表リ設-4 (5 次)
	分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1 基	追表リ設-5 (5 次)

4. 工事の方法

本申請に係る工事において、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。

4. 1. 建物・構築物

4. 1. 1. 附属施設空シリンダ置場

(1) 手順

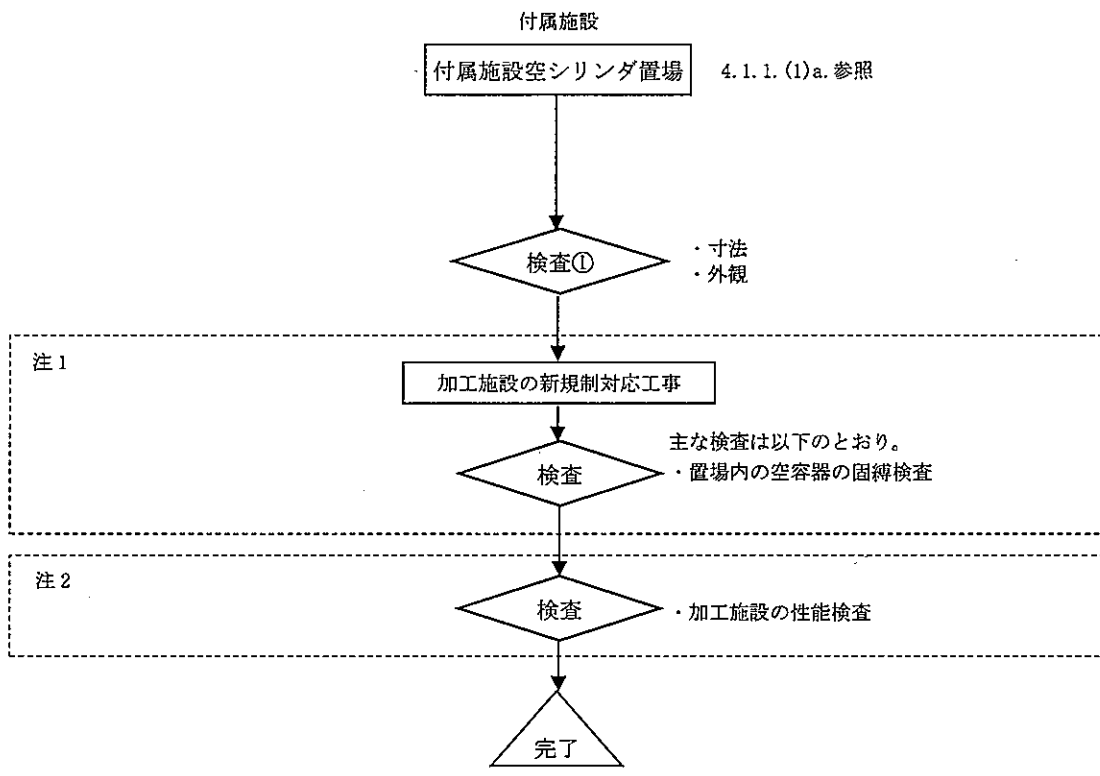
今回申請の附属施設空シリンダ置場は改造工事を伴わない。以下に示す手順（図リ 1-1 参照）により検査を行い適合の確認を実施する。また、附属施設空シリンダ置場の工事番号とその検査の方法を a. に示す。

a. 空シリンダ置場の検査：附属施設空シリンダ置場の検査をする。

配置を図リ建-1 に示す。

1) 空シリンダ置場について 1-2 の検査を実施する。

2) 検査の合格をもって完了とする。



図リ 1-1 空シリンダ置場の検査フロー図

(凡例)
 □ : 製作工程、工事
 ◇ : 検査

注1: 附属施設空シリンダ置場以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査を行う。
 注2: 加工施設の性能検査については、I-2検査の項目及び方法の3.項に示す。

(2) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(3) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/2)に、検査の方法を表1-3-4に示す。

4. 1. 2. 非常用設備

加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

また、既申請の非常用設備の取り外し対象機器を表リ-5に示す。

4. 1. 2-1 非常用設備消火設備防火水槽

(1) 手順

今回申請の消火設備防火水槽(3)及び(4)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図リ1-2-1参照)により行う。また、工場棟転換工場屋外東側の消火設備防火水槽(1)及び(2)は改造工事を伴わない。以下に示す手順(図リ1-2-2)により検査を行い適合の確認を実施する。

- a. 防火水槽(3)及び(4)の更新^(注1、注2)：工場棟組立工場屋外北側及び付属建物放射線管理棟屋外東側に消火設備防火水槽(3)及び(4)を更新する。
防火水槽(3)及び(4)に関する図を図リ非-4-5及び図リ非-4-5-2に示す。
- b. 変更しない設備(防火水槽(1)及び(2))の検査：変更しない設備である工場棟転換工場屋外東側の消火設備防火水槽(1)及び(2)の検査をする。
防火水槽(1)及び(2)に関する図を図リ非-4-5及び図リ非-4-5-1に示す。

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会)

注2) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—(日本建築学会)

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火を含む)

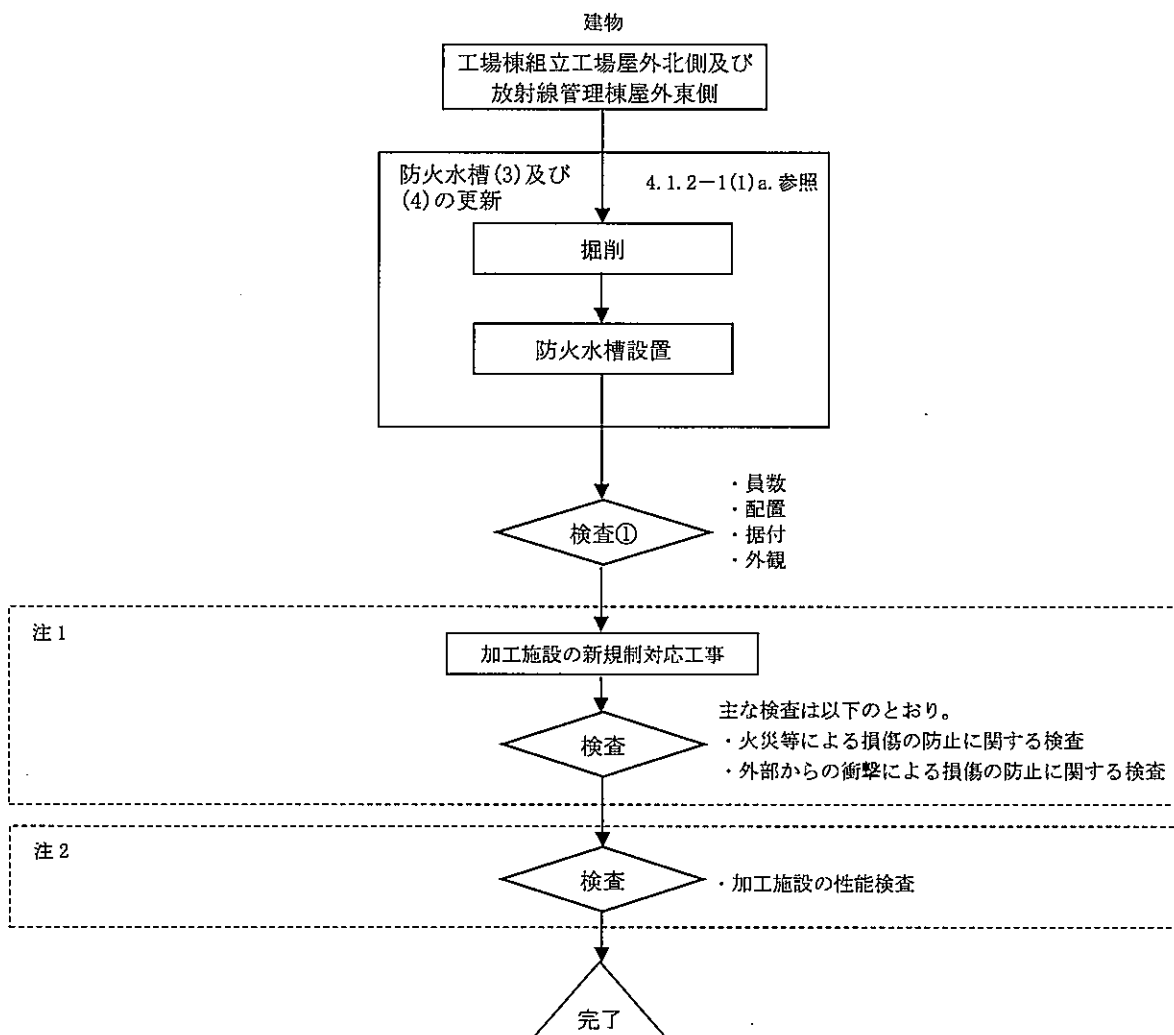
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

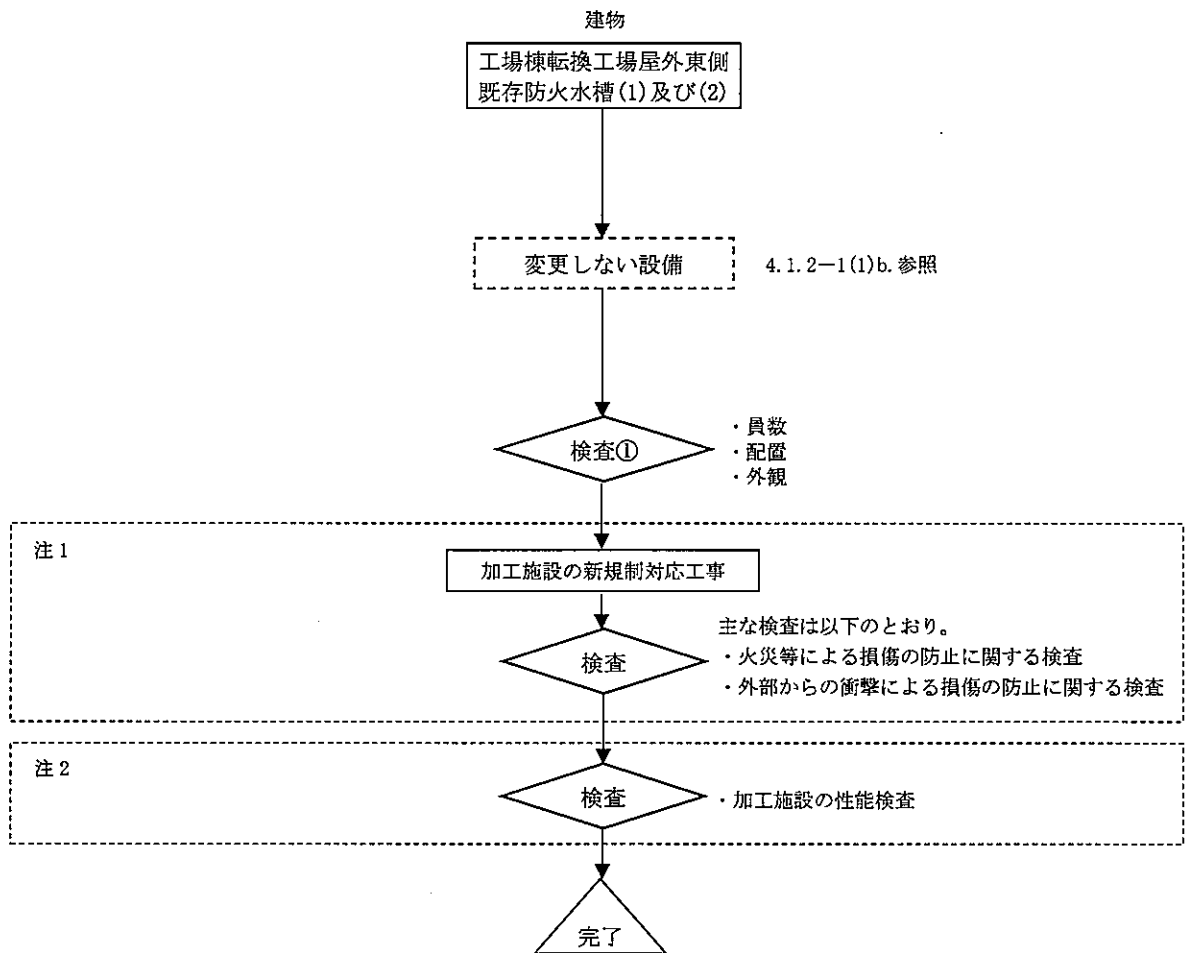
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



図リ 1-2-1 防火水槽(3)及び(4)の更新の手順フロー図

(凡例)
 □ : 製作工程、工事
 ◇ : 検査

注 1 : 消火設備防火水槽(3)及び(4)以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査を行う。
 注 2 : 加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の 3. 項に示す。



図リ 1-2-2 変更しない設備(防火水槽(1)及び(2))の検査フロー図

- (凡例)
- : 製作工程、工事
- ◇ : 検査

注1: 消火設備防火水槽(1)及び(2)以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査を行う。

注2: 加工施設の性能検査については、I-2検査の項目及び方法の3.項に示す。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/2)に、検査の方法を表1-3-5に示す。

4. 1. 2-2 非常用設備消火設備可搬消防ポンプ

(1) 手順

今回申請の消火設備可搬消防ポンプに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ 1-3-1~2 参照）により行う。

- a. 可搬消防ポンプ(1)の改造：工場棟転換工場屋外東側の既存消火設備可搬消防ポンプ(1)をアンカーボルト及びベルトラッシングで固縛する。
配置を図リ非-4-6に、固縛概要図を図リ非4-6-1に示す。
- b. 可搬消防ポンプ(2)の増設：付属建物容器管理棟屋外南側に消火設備可搬消防ポンプ(2)を増設し、アンカーボルト及びベルトラッシングで固縛する。
配置を図リ非-4-6に、固縛概要図を図リ非4-6-1に示す。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

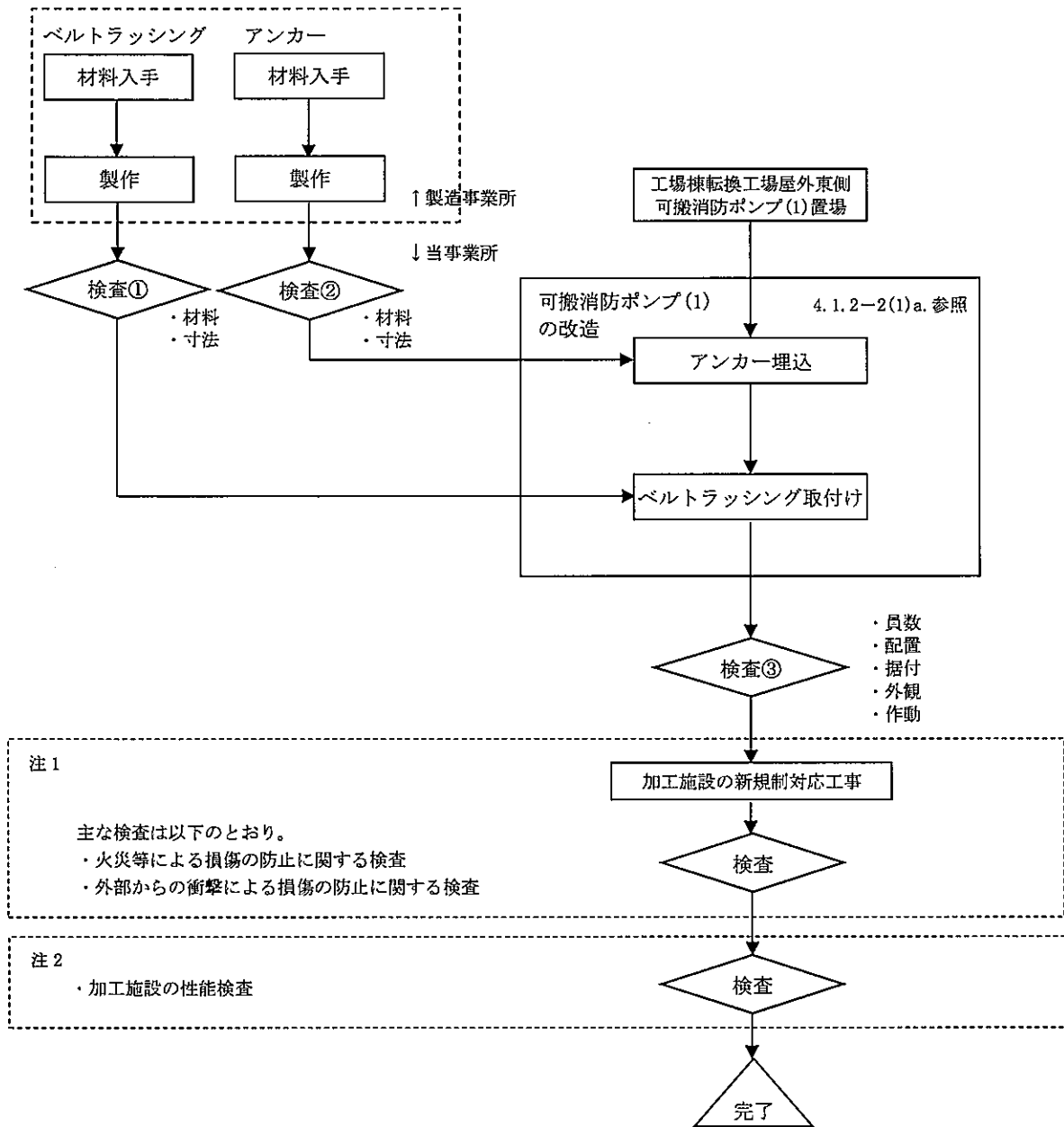
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

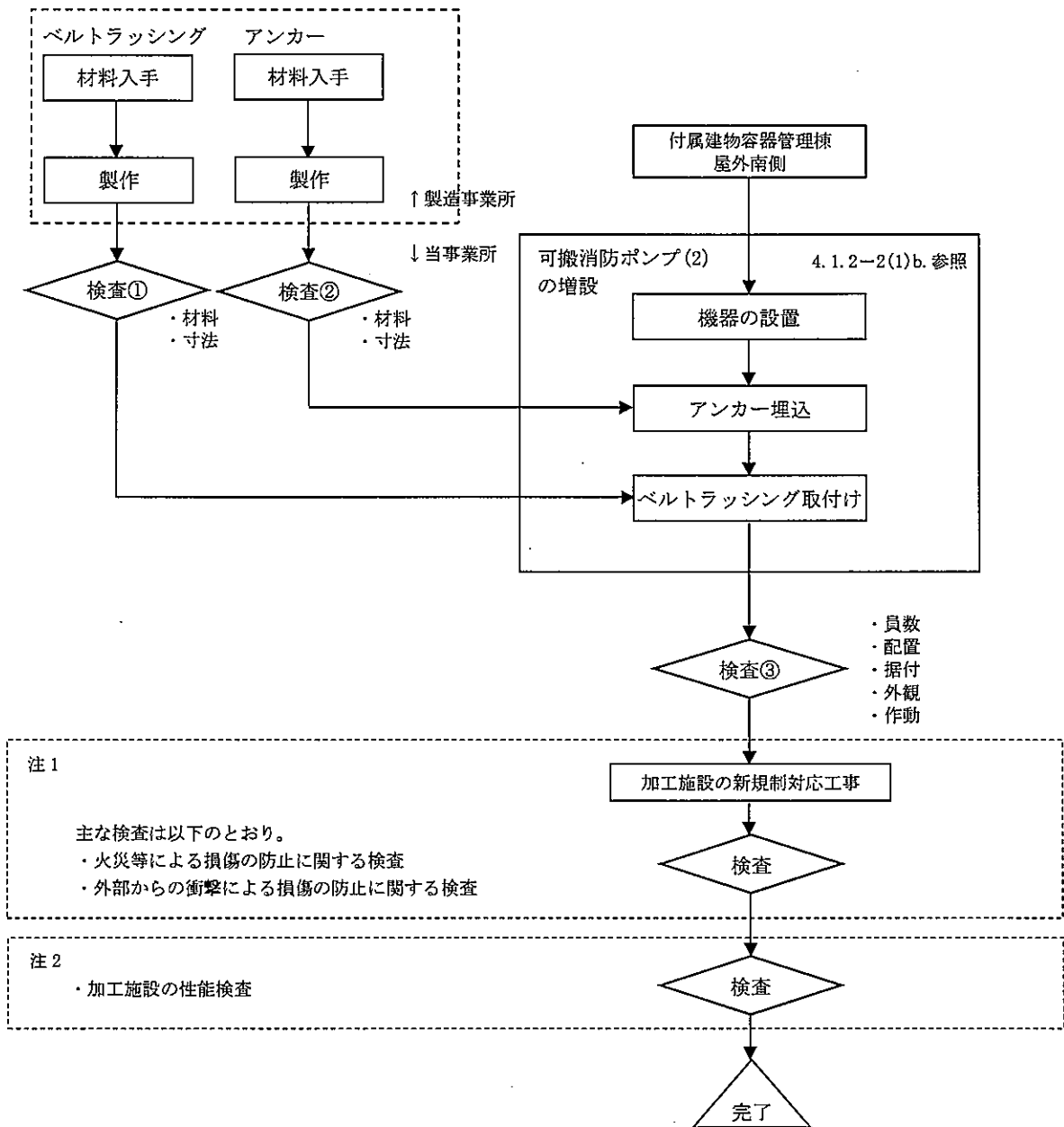
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



図リ 1-3-1 可搬消防ポンプ(1)の改造の手順フロー図

(凡例)
 [] : 製作工程、工事
 { } : 検査

注 1 : 可搬消防ポンプ(1)以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査を行う。
 注 2 : 加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の 3. 項に示す。



図リ 1-3-2 可搬消防ポンプ(2)の増設の手順フロー図

(凡例)
 □ : 製作工程、工事
 ◇ : 検査

注 1 : 可搬消防ポンプ(2)以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査を行う。
 注 2 : 加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の 3. 項に示す。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I-2検査の項目及び方法」の表1-1(1/2)に、検査の方法を表1-3-6に示す。

4. 1. 2-3 付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備

(1) 手順

今回申請の付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧^{註1)}：仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る。(図リ1-4-1参照)
配置を図リ非-1-1~2に示す。
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{註2)}：仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る。(図リ1-4-2参照)
配置を図リ非-1-1~2に示す。
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：付属建物第3核燃料倉庫本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る。(図リ1-4-3参照)
配置を図リ非-1-1~2に示す。
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式堰)の新設：付属建物第3核燃料倉庫本体2階の床に固定式の堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る。(図リ1-4-4参照)
配置を図リ非-5-2に示す。
- e. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{註3)}：仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る。(図リ1-4-5参照)
配置を図リ非-2-1~2に示す。
- f. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{註4)}：仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る。(図リ1-4-6参照)
配置を図リ非-2-1~2に示す。
- g. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{註5)}：仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る。(図リ1-4-7参照)
配置を図リ非-2-1~2に示す。
- h. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧^{註6)}：仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る。(図リ1-4-8参照)
配置を図リ非-3-1~2に示す。
- i. 消火設備(消火器)の復旧^{註7)}：仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る。(図リ1-4-9参照)
配置を図リ非-4-7~8に示す。

- j. 変更しない設備・機器の検査：変更しない設備である付属建物第3核燃料倉庫本体1階の堰及び屋外消火栓の検査により、溢水防護区画内からの漏えい防止及び初期消火における設備の確保を図る。(図リ1-4-10参照)

堰の配置を図リ非-5-1に、屋外消火栓の配置を図リ非-4-1~2に示す。

注)：注意事項

- 注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既申請
- 注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既申請
- 注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既申請
- 注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既申請
- 注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既申請
- 注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既申請
- 注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既申請

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業中、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

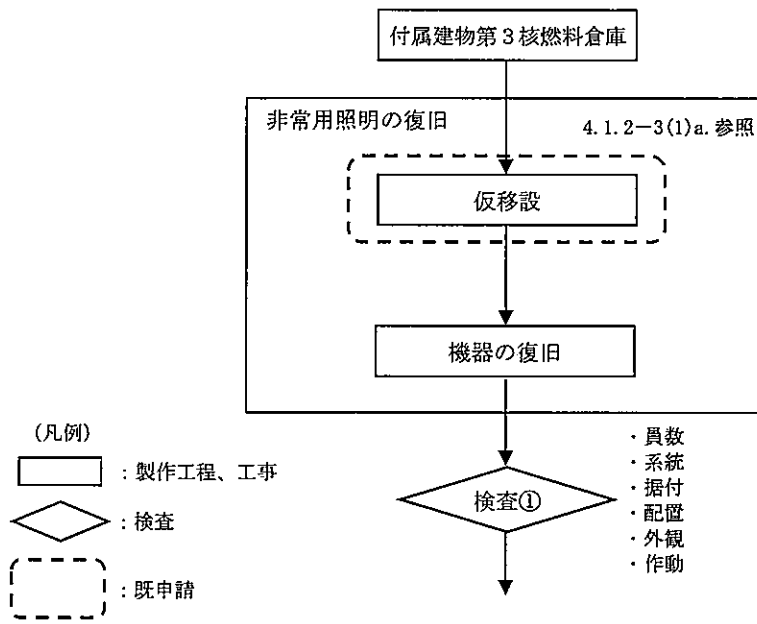
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業中は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

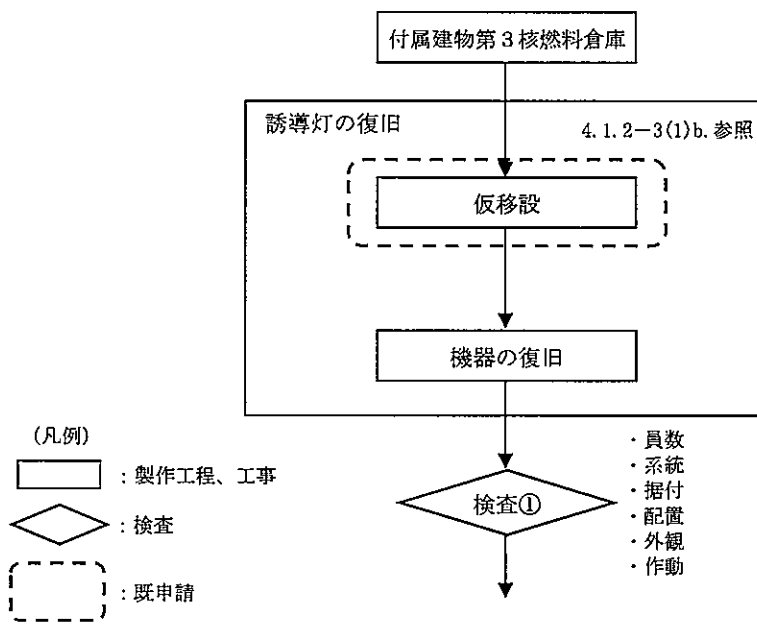
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



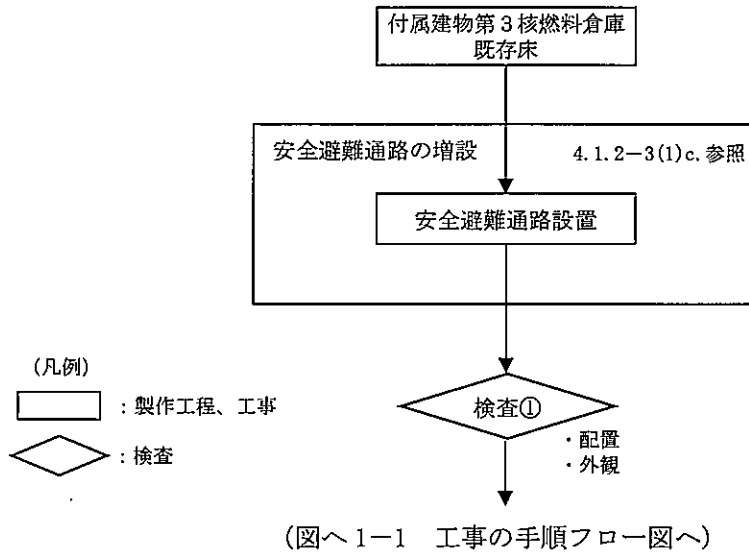
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-1 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧の手順フロー図

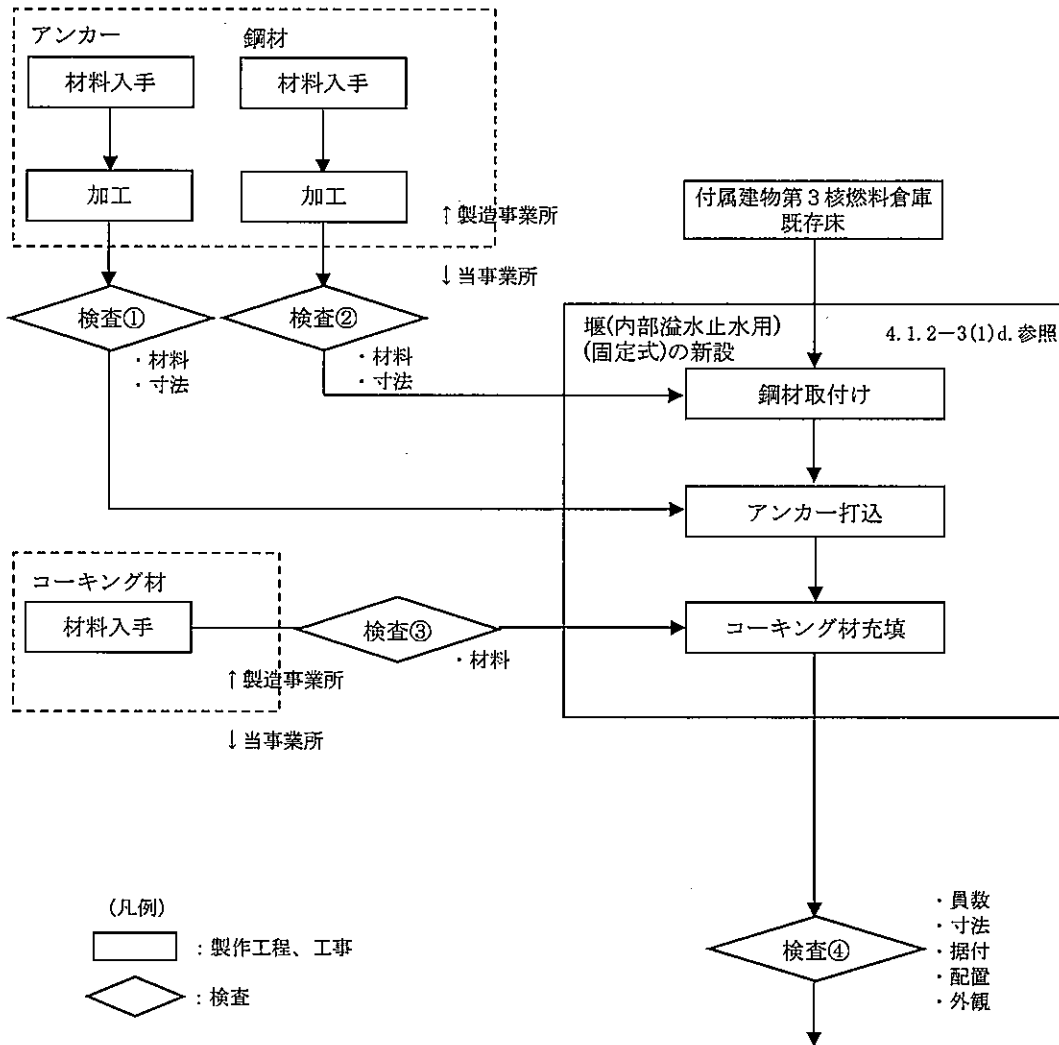


(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-2 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧の手順フロー図

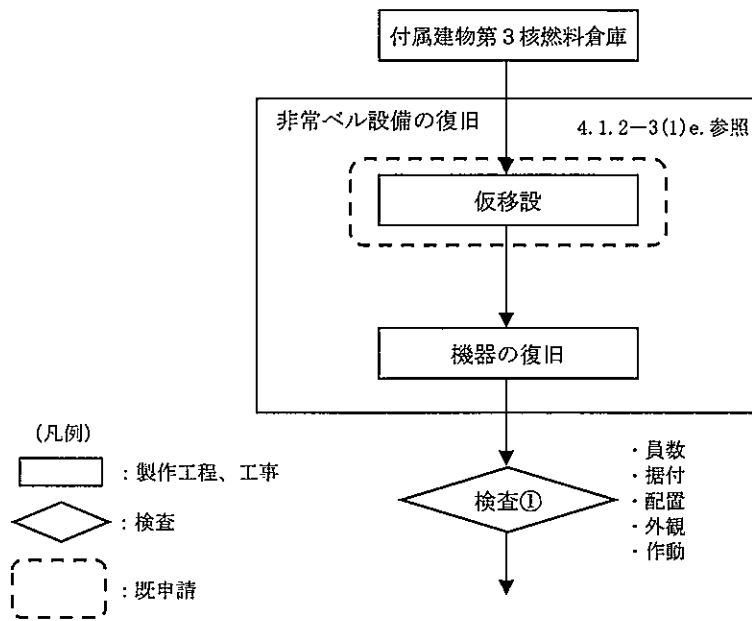


図リ 1-4-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



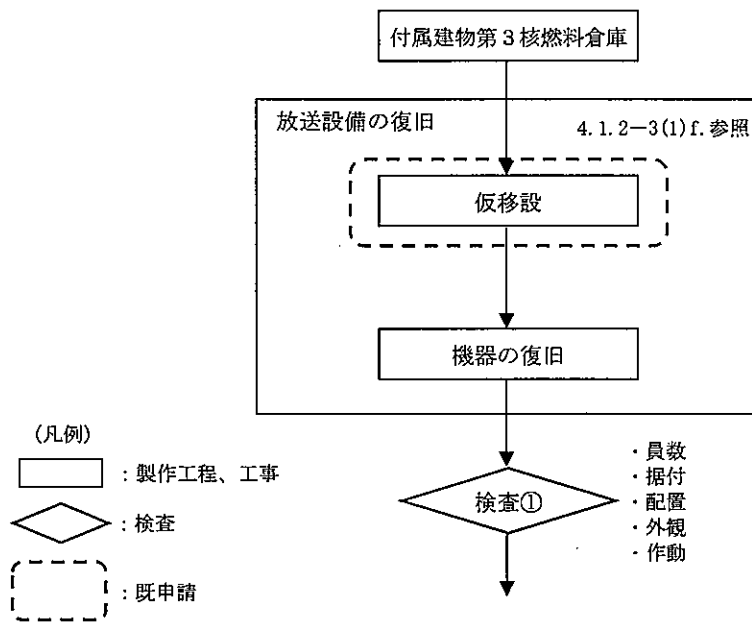
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設の手順フロー図



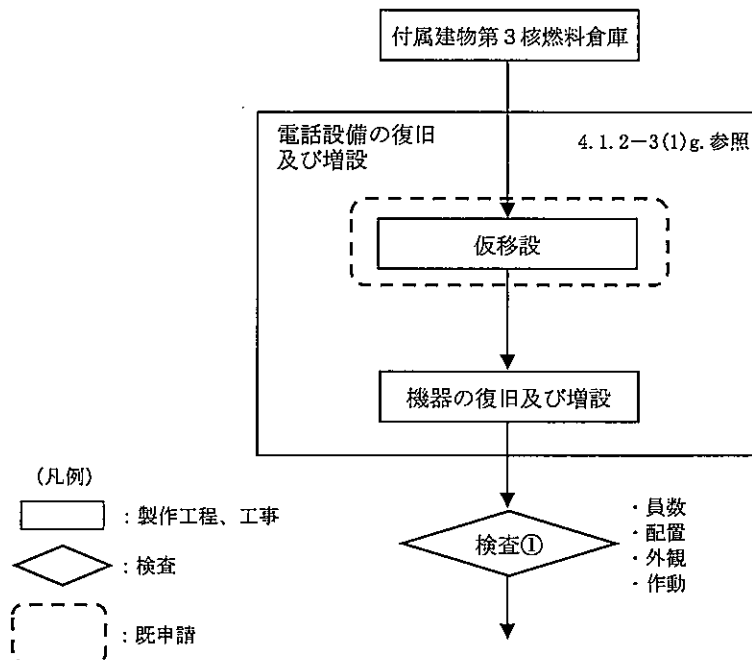
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-5 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



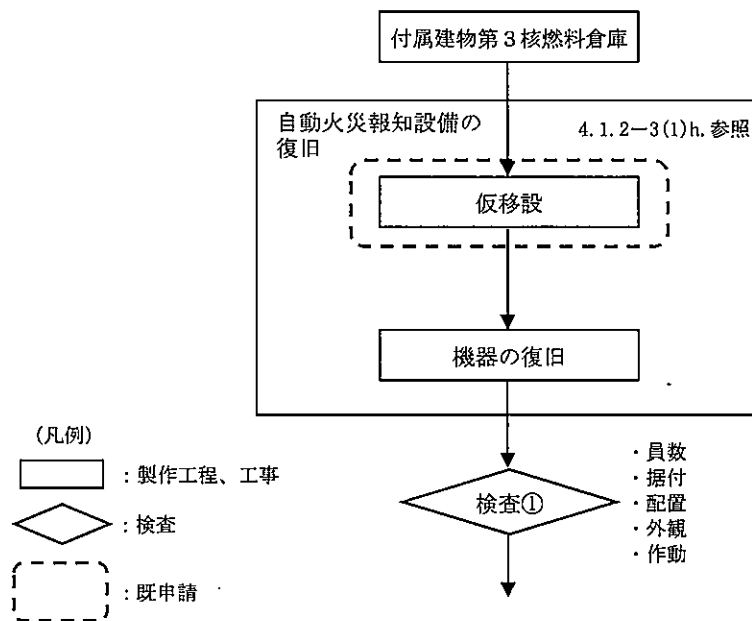
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-6 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



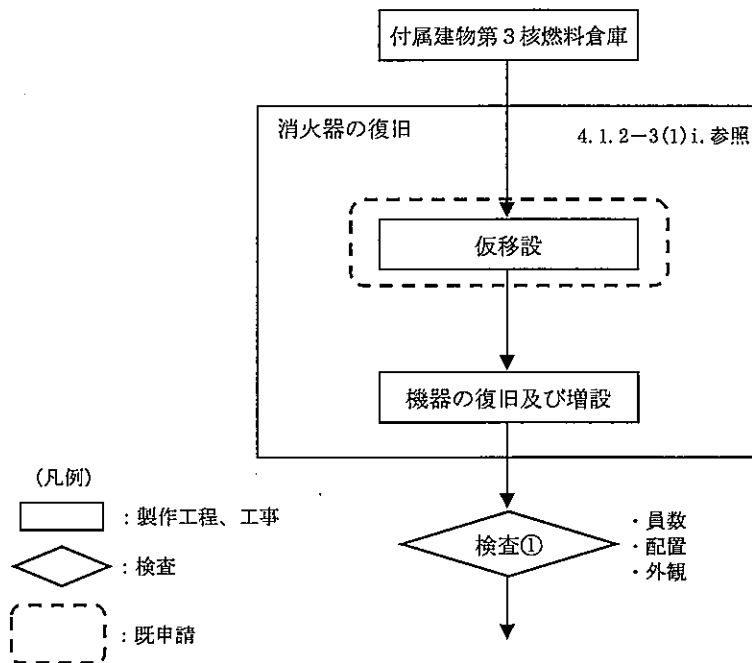
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-7 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))
の仮移設、復旧及び増設の手順フロー図



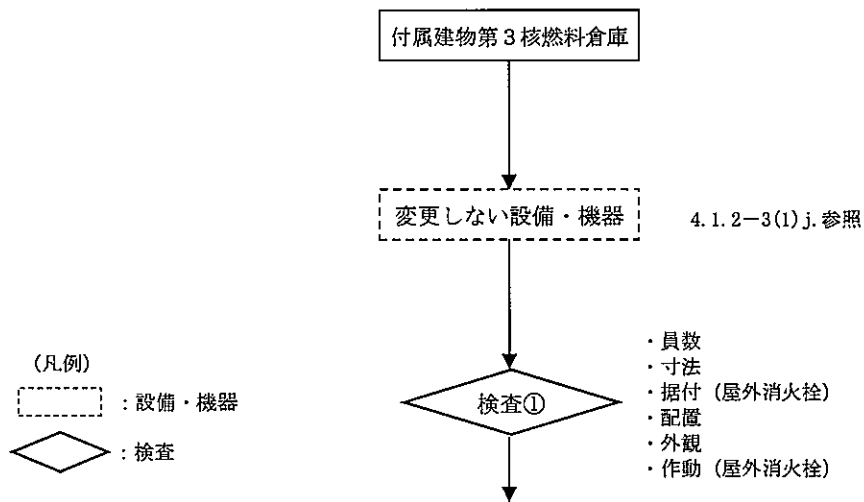
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-8 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)
の仮移設及び復旧の手順フロー図



(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-9 消火設備(消火器)の仮移設及び復旧の手順フロー図



(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-10 変更しない設備・機器
緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)、消火設備(屋外消火栓)の検査フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(2/2)に、検査の方法を表1-2-1(1/3)～(3/3)に示す。

4. 1. 2-4 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備

(1) 手順

今回申請の付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

a. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：付属建物劣化・天然ウラン倉庫の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る。(図リ 1-5-1 参照)

配置を図リ非-1-3に示す。

b. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設：付属建物劣化・天然ウラン倉庫に電話設備の増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る。(図リ 1-5-2 参照)

配置を図リ非-2-3に示す。

c. 変更しない設備・機器の検査^{注1)}：変更しない設備・機器である緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)、非常用通報設備(非常用ベル設備、放送設備)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、消火設備(屋外消火栓、消火器)の検査を行う。

検査により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡及び初期消火における設備の確保を図る。(図リ 1-5-3 参照)

配置を図リ非-1-3、2-3、3-3、図リ非-4-1~2、及び4-9に示す。

注)：注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既申請

非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既申請

非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既申請

非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既申請

非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既申請

非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既申請

(2) 工事上の注意事項

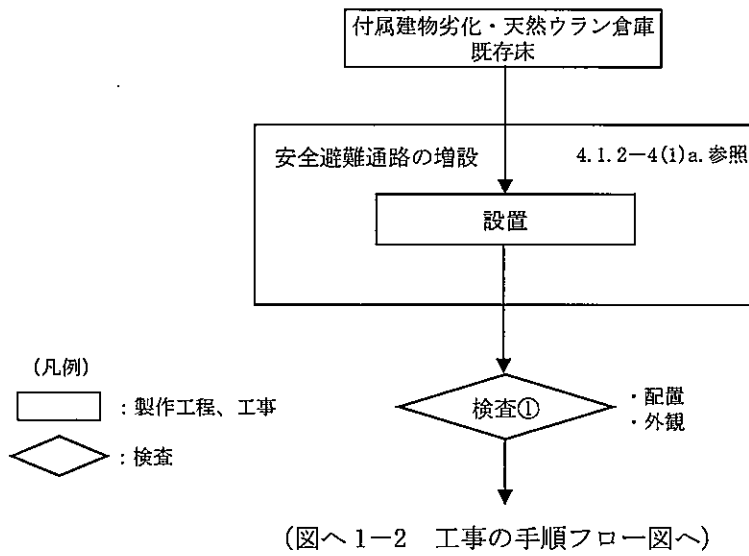
a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

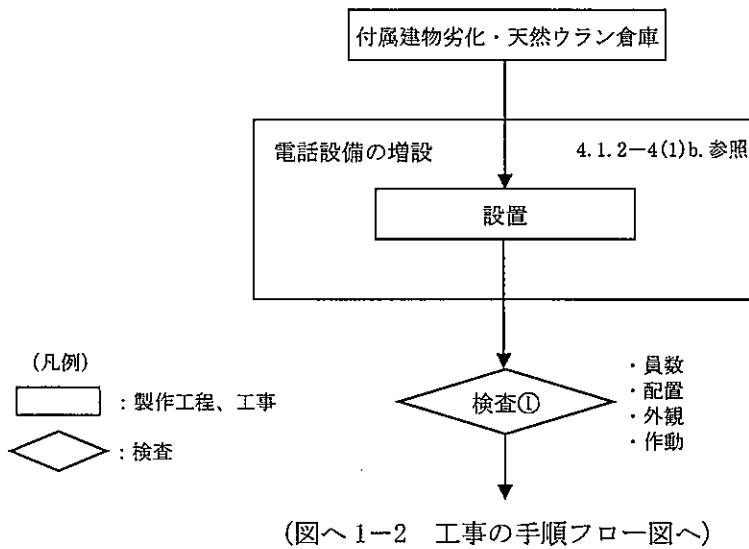
b. 安全管理(防火を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局

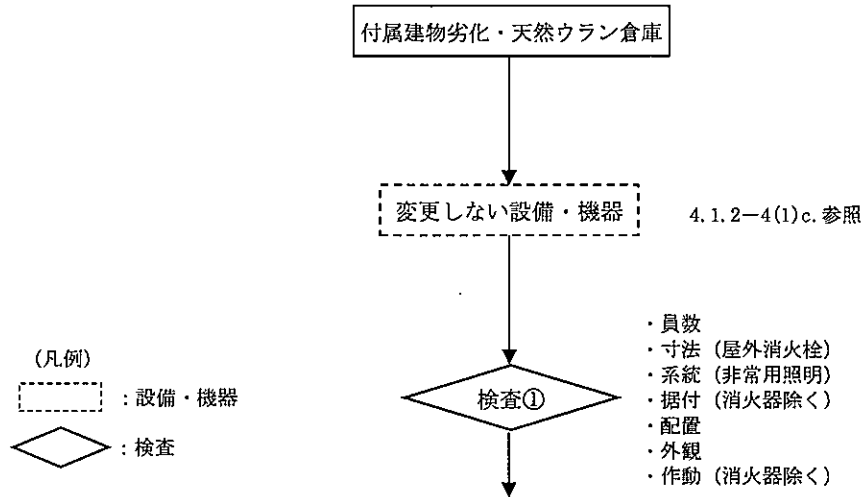
- 所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・ 高所作業等、作業中、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業中は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



図リ 1-5-1 安全避難通路の増設の手順フロー図



図リ 1-5-2 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



(図へ1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-5-3 変更しない設備・機器
 緊急対策設備(1) (非常用照明、誘導灯)、非常用通報設備(非常用ベル設備、放送設備)、
 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、消火設備(屋外消火栓、消火器)
 の検査フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(2/2)に、検査の方法を表1-2-2(1/3)～(3/3)に示す。

4. 2. 設備・機器

4. 2. 1. 無停電電源装置

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図ト2-1に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(原規規発第1904115号、原規規発第2003279号)に示している。

非管理区域のため、工事中における遮蔽、閉じ込め等の管理は不要である。

a. 設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ2-1参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を元に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 部品(設備・機器等)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火等)

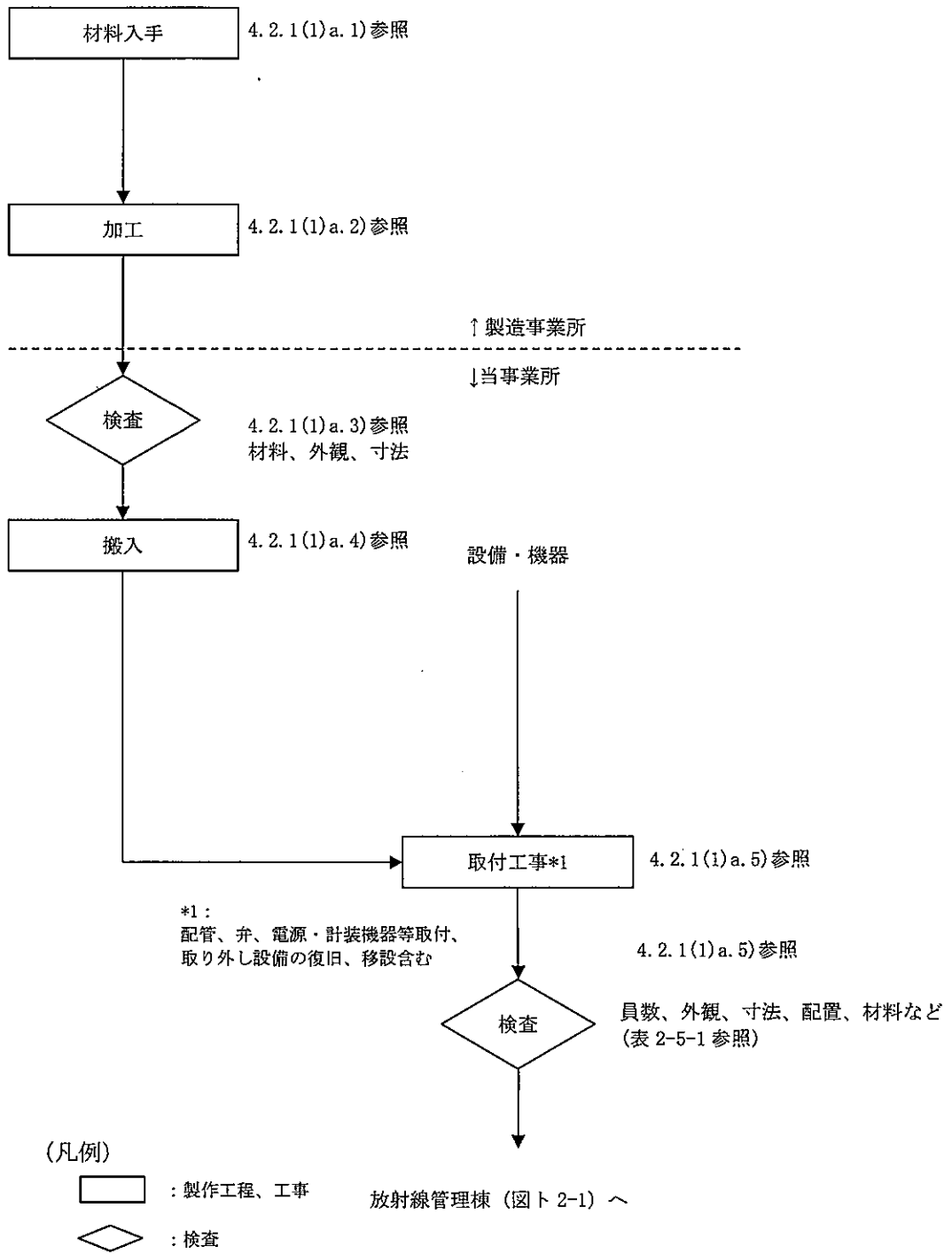
- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



図リ 2-1 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表2-5-1に、検査の方法を表2-6-1に示す。

4. 2. 2. 堰漏水検知警報設備

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図り 2-2 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(原規規発第 1908096 号、原規規発第 1904115 号、原規規発第 2003279 号、原規規発第 2008051 号、三原燃第 20-0695 号)に示している。

工事の範囲及び影響範囲から核燃料物質を移動して、核燃料物質の無い状態で工事する。

工事中は、工場室内の第 1 種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第 1 種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象機器には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

a. 設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図り 2-3 参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を元に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等)の取付け、施工工事及び I-2 の検査を実施する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大

が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。

- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

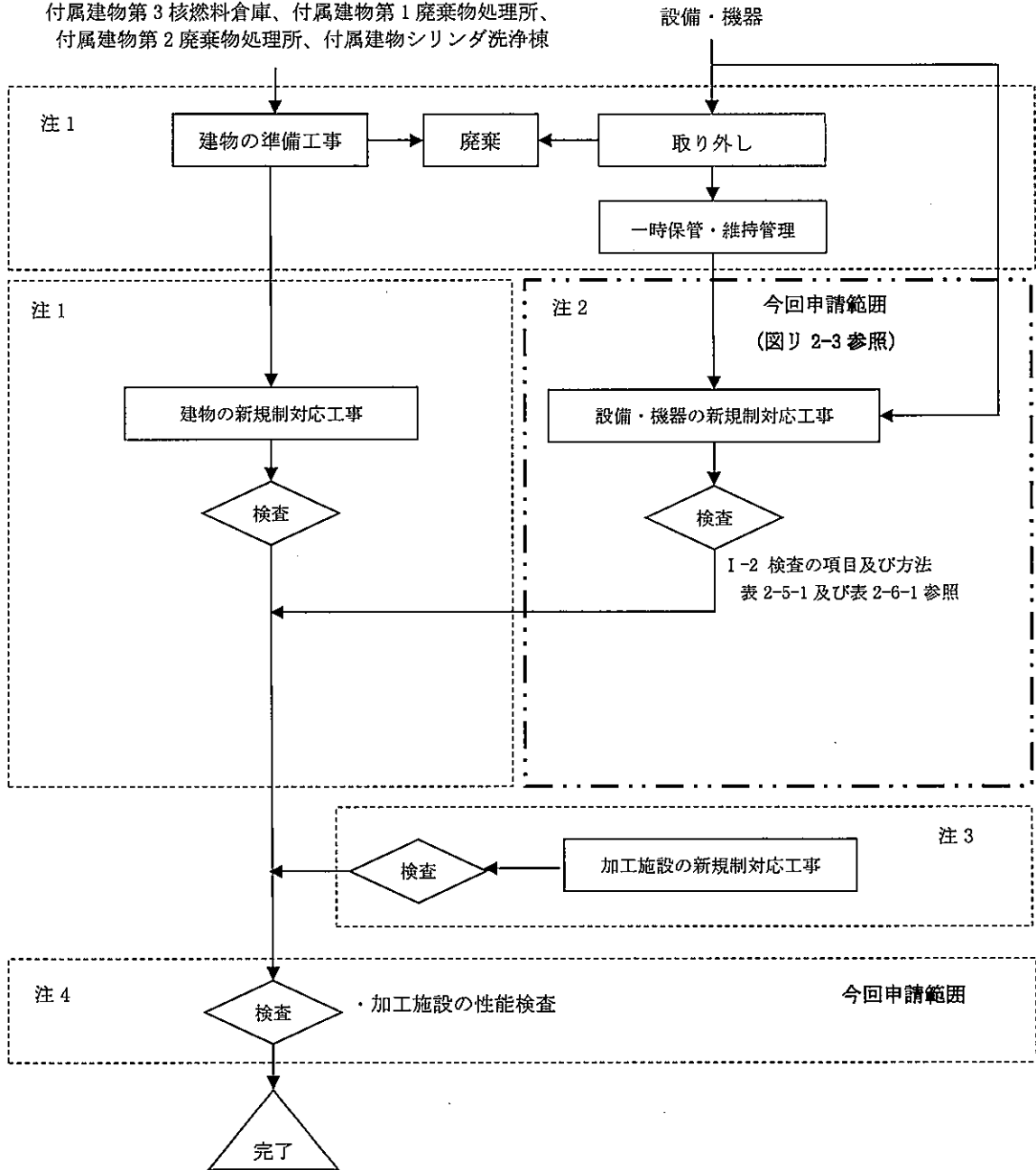
c. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

工場棟転換工場、工場棟成型工場、
加工棟成型工場、放射線管理棟、
附属建物除染室・分析室、附属建物第2核燃料倉庫、
附属建物第3核燃料倉庫、附属建物第1廃棄物処理所、
附属建物第2廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟



注1：先行設工認申請済み。

注2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注3：工場棟転換工場以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または本設工認にて申請。

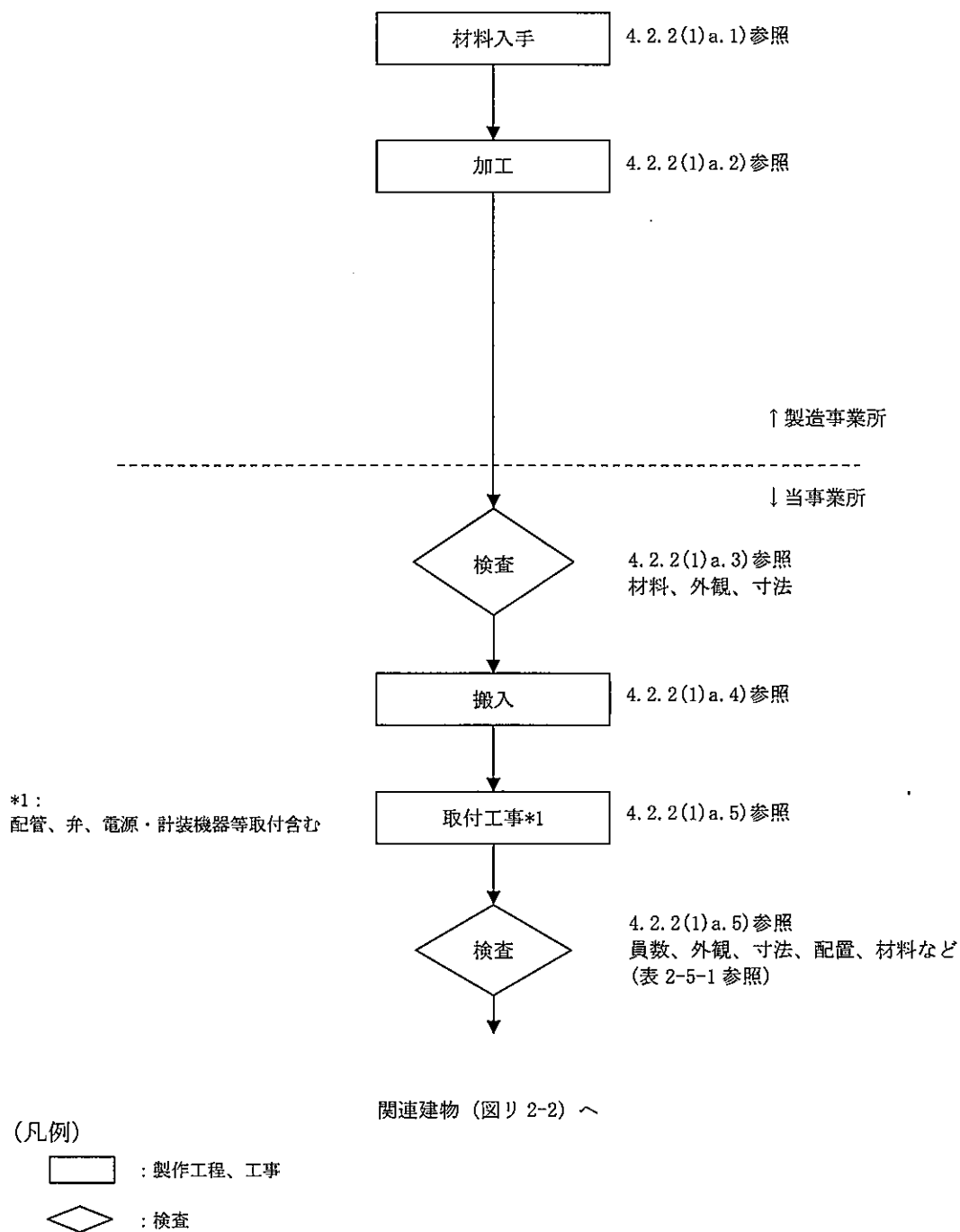
注4：加工施設の性能検査については、I-2検査の項目及び方法の3.項に示す。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図リ2-2 建物工事と設備工事との関係図



図リ 2-3 工事の手順フロー図（新設する設備・機器）

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表2-5-1に、検査の方法を表2-6-1に示す。

4. 2. 3. 窒素供給設備、水素供給設備

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。

また、屋外工事であるため、建物工事と設備・機器の工事の関係はない。
非管理区域のため、工事中における遮蔽、閉じ込め等の管理は不要である。

a. 設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ2-4参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を元に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火等)

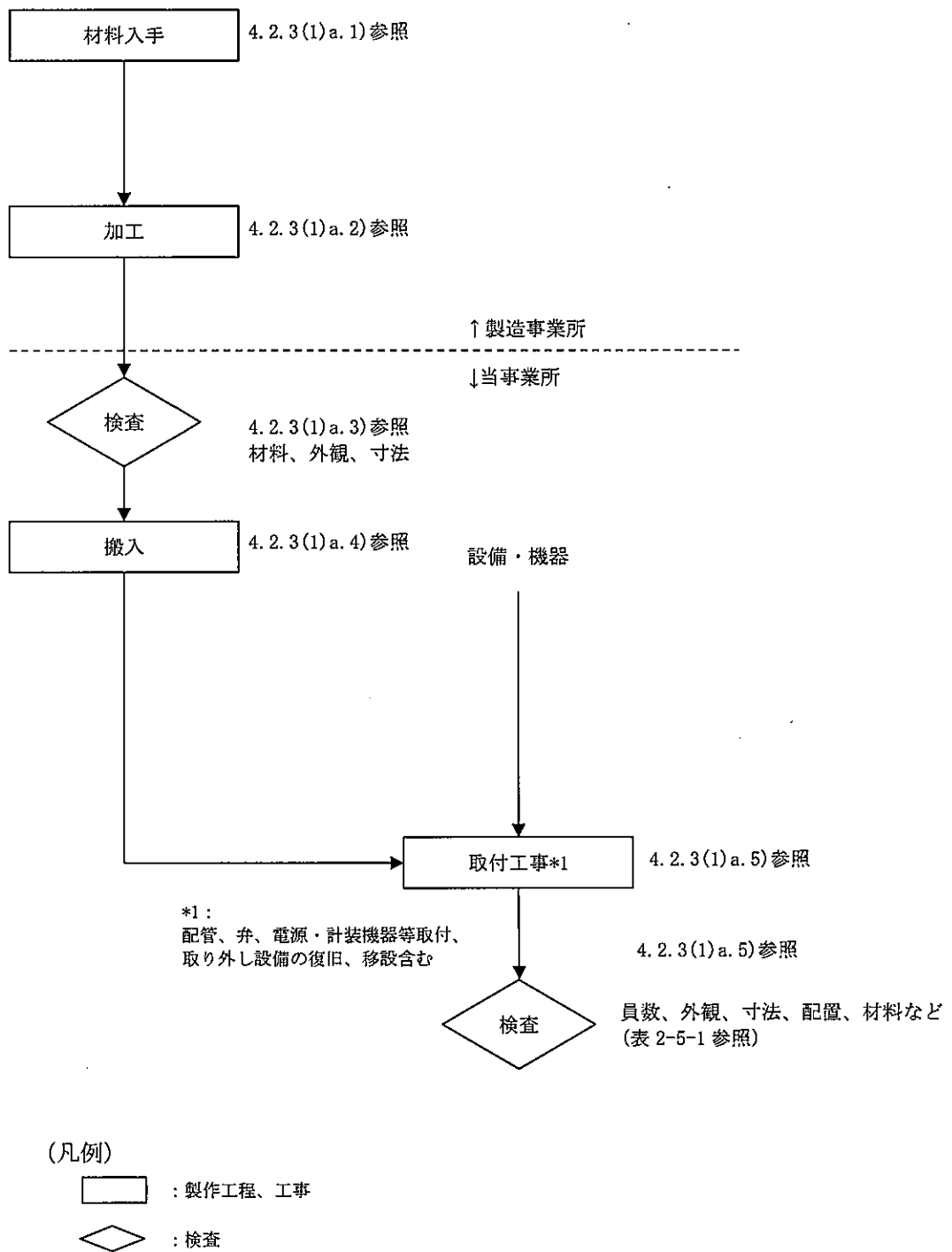
- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行う。
- ・ 高所作業等、作業中、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



図リ 2-4 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表2-5-1に、検査の方法を表2-6-1に示す。

4. 2. 4. 溢水源供給停止設備（手動）、溢水源供給停止設備（自動）

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図イ 2-1、図ト 2-1、図リ 2-5 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請（原規規発第 1904115 号、原規規発第 2003279 号、原規規発第 2008051 号、三原燃第 20-0695 号）に示している。

工事の範囲及び影響範囲から核燃料物質を移動して、核燃料物質の無い状態で工事する。

工事中は、工場室内の第 1 種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第 1 種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象機器には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

a. 設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う（図リ 2-6 参照）

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を元に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品（設備・機器等）の取付け、施工工事及び I-2 の検査を実施する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

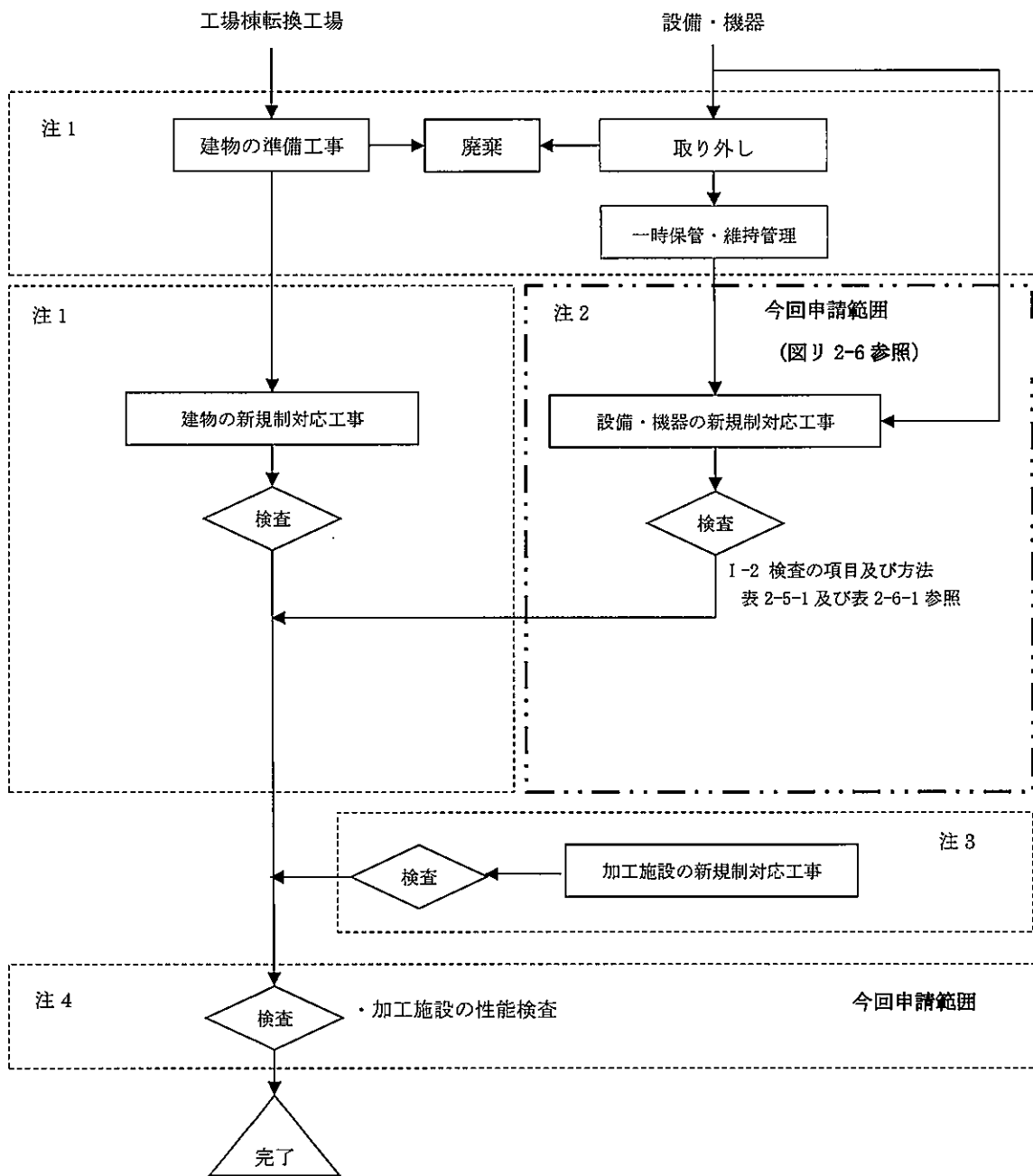
a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火等）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行う。

- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- d. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



注 1：先行設工認申請済み。

注 2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注 3：工場棟転換工場以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または本設工認にて申請。

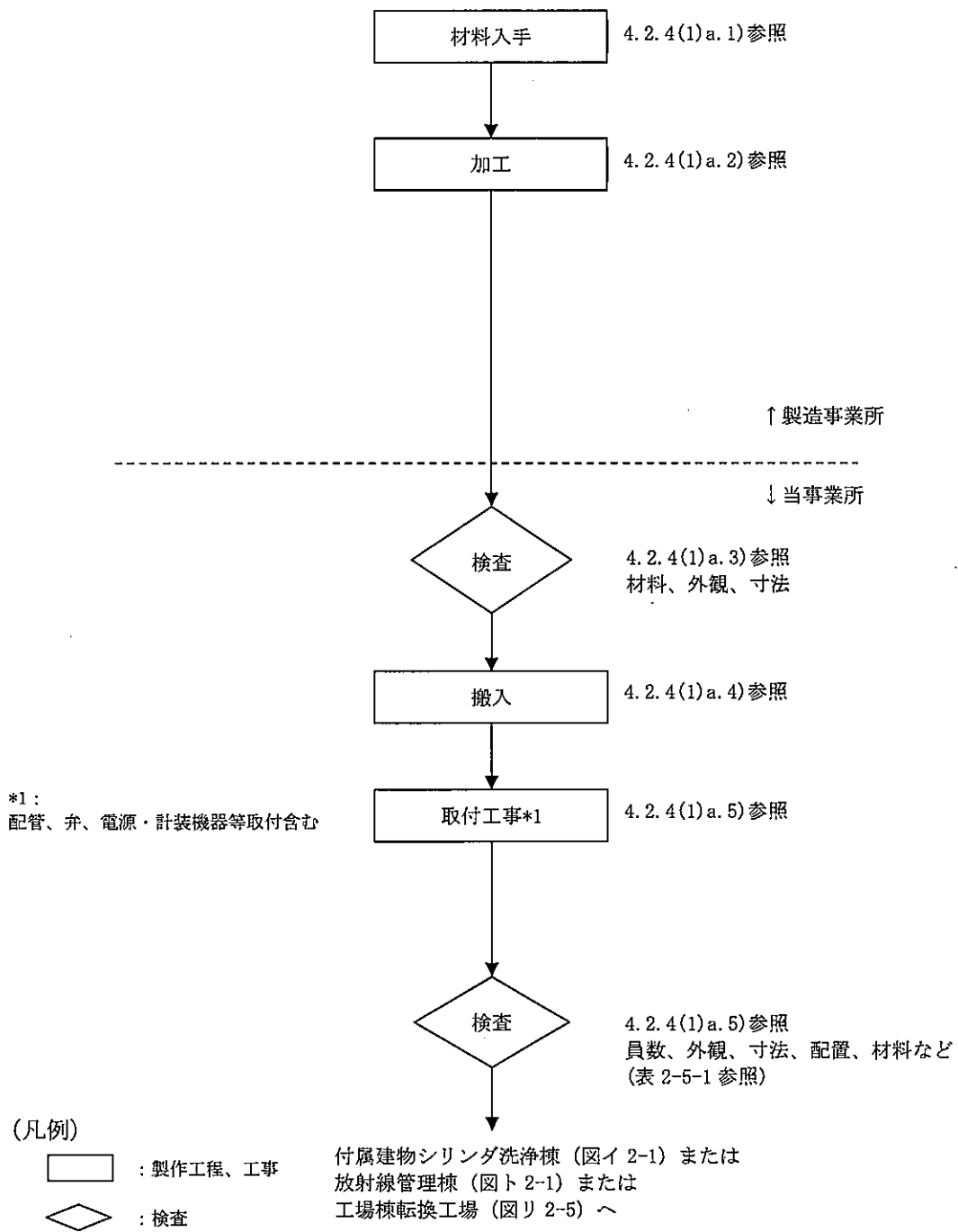
注 4：加工施設の性能検査については、I-2 検査の項目及び方法の 3. 項に示す。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図リ 2-5 建物工事と設備工事との関係図 (工場棟転換工場)



図リ 2-6 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2検査の項目及び方法」の表2-5-1に、検査の方法を表2-6-1に示す。

4. 2. 5. 保安秤量器、UF₆シリンダ秤量器

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、変更がないため、保安規定に基づき以下に示す手順により検査のみを行う（図リ 2-7、図リ 2-8 参照）。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については 5 項参照。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器について I-2 の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

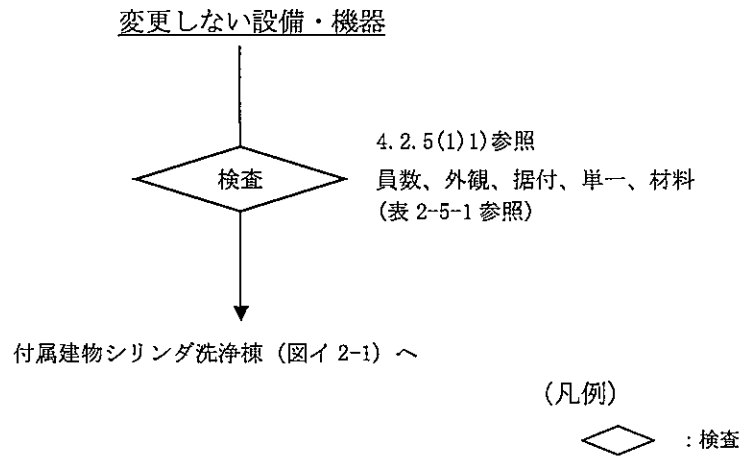
(2) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(3) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-5-1 に、検査の方法を表 2-6-1 に示す。

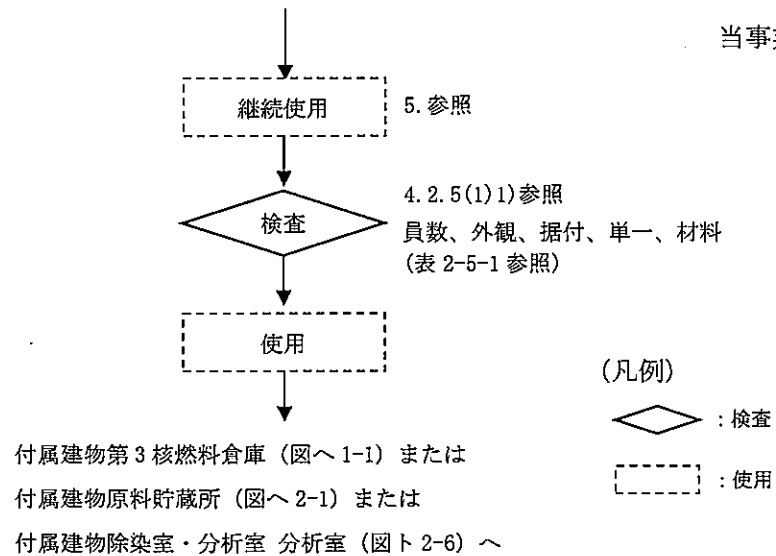
当事業所



図リ 2-7 工事の手順フロー図 (変更しない設備・機器)

変更しない設備・機器 (継続使用の設備・機器)

当事業所



図リ 2-8 工事の手順フロー図 (変更しない継続使用の設備・機器)

4. 2. 6. 非常用ディーゼル発電機

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図り 2-9 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(原規規発第 2008051 号)に示している。

非管理区域のため、工事中における遮蔽、閉じ込め等の管理は不要である。

a. 非常用ディーゼル発電機の発電機室外の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図り2-10参照)

- 1) アンカーボルト等の補強部材、機器、配管、弁等(本項では以下「部品」と記載)の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所へ提出した製作図を元に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について、製造事業所にて検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 部品及びケーブルの据え付けを行い、1-2の検査(系統切替を除く)を実施する。

b. 停止措置

- 1) 保安規定第67条(計画停電時の措置)に従い、既設非常用ディーゼル発電機の停止措置を実施する。なお、具体的には下記処置を事前に実施する。
 - ・加工設備本体の運転停止
 - ・核燃料物質の適切な閉じ込め(貯蔵施設への貯蔵)
 - ・計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底
- 2) 既設非常用ディーゼル発電機から負荷側のケーブルを切り離す。
- 3) 既設非常用ディーゼル発電機から負荷側のケーブルを切り離されていることをI-2の検査に従い確認する。

c. 系統切替(既設非常用ディーゼル発電機から新設非常用ディーゼル発電機への切替)の工事手順

- 1) 新設非常用ディーゼル発電機2基(1基は予備)に屋外ケーブル系統を接続する。
- 2) 新設非常用ディーゼル発電機2基(1基は予備)に負荷系統(副変電所)が接続されていることをI-2の検査に従い確認する。

d. 既設非常用ディーゼル発電機の撤去の工事手順

- 1) 動力室内の既設非常用ディーゼル発電機を固定しているボルト等を取り外し、既設非常用ディーゼル発電機を撤去する。なお、撤去した設備は廃棄処分する。既設非常用ディーゼル発電機を撤去した動力室(図り配-1(3/3)参照)内のボイラー、暖冷房設備は加工施設外とし、一般設備とする。動力室は加工施設外とし、一般建物とする。
- 2) 既設非常用ディーゼル発電機が撤去されていることをI-2の検査に従い確認する。

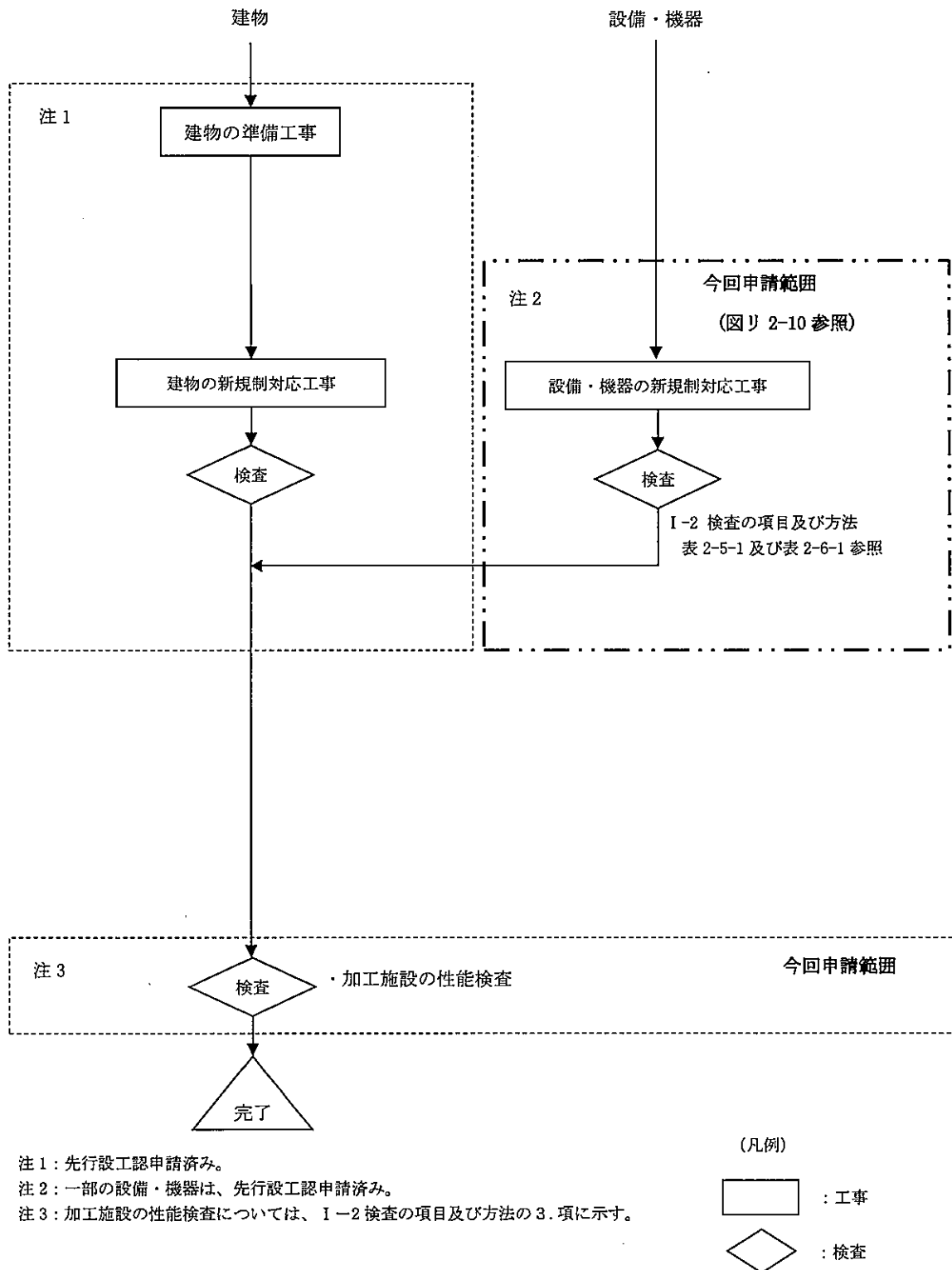
(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

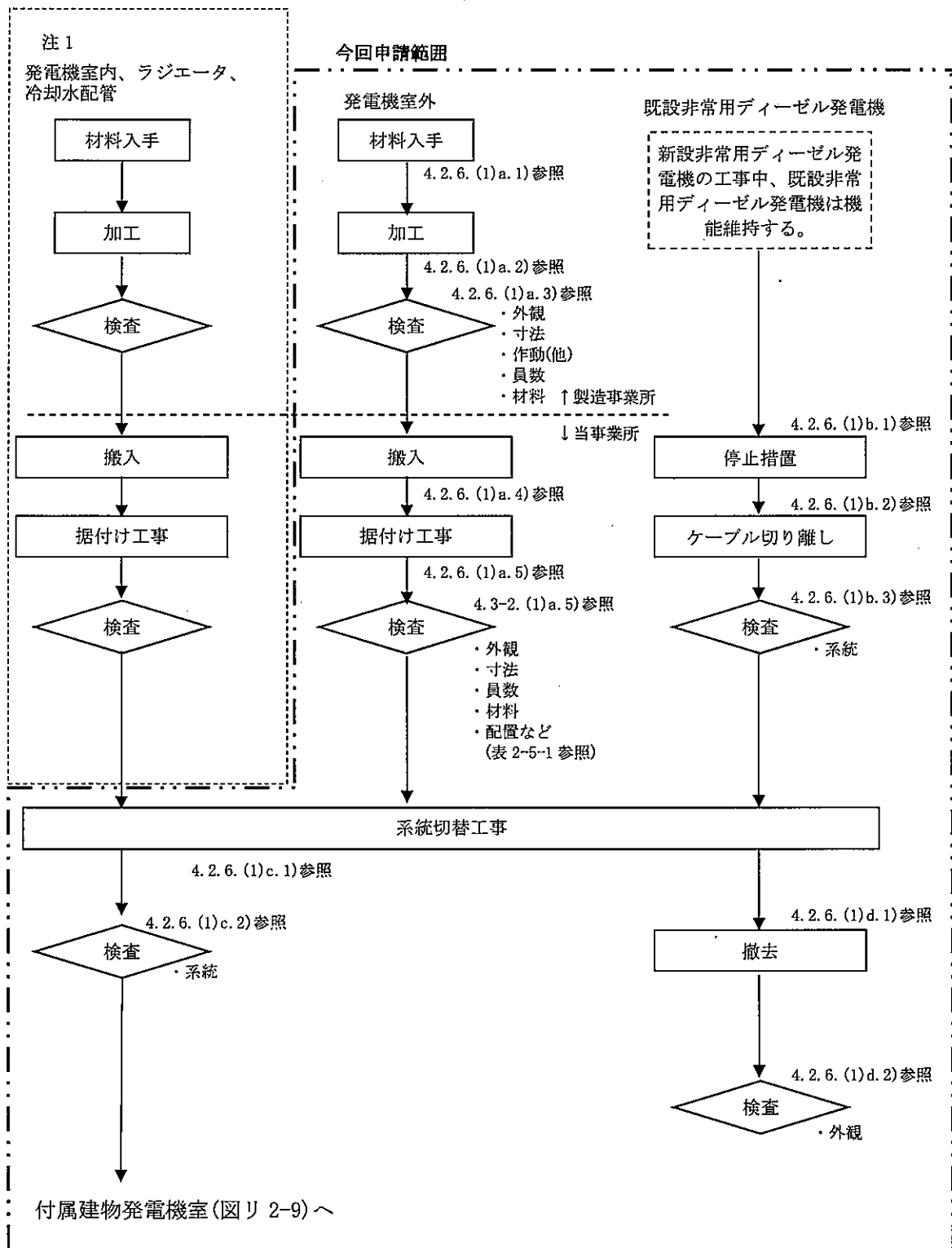
- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の

各種要領に従い、労働災害の防止に努める。

- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
 - ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。
- b. 安全管理（防火等）
- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行う。
 - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- d. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



図リ 2-9 建物工事と設備工事との関係図 (付属建物発電機室)



注1：先行設工認申請済み。

(凡例)

□：製作工程、工事

◇：検査

図リ 2-10 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2検査の項目及び方法」の表2-5-1に、検査の方法を表2-6-1に示す。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

改造する無停電電源装置は、経過措置期限後の新規制対応工事中においても、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間、放射線管理棟管理室に集中して設置している放射線管理設備に給電する必要があることから、継続使用する。このため、無停電電源装置は、I-2 の検査で適合を確認した後、図リ 2-2 に示す加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

経過措置期限後の新規制対応工事中においても、工業用水は管理区域で発生する廃棄物を廃棄するための設備に、水道水は各建物の手洗い水の用途に、それぞれ必要であることから使用する必要がある。このため、これら工業用水、水道水の配管に設置（新設）する溢水源供給停止設備（手動）の工業用水遮断弁（手動）及び水道水遮断弁（手動）、並びに新設する溢水源供給停止設備（自動）の工業用水遮断弁（自動）、水道水遮断弁（自動）は、I-2 の検査で適合を確認した後、使用を開始し、図リ 2-5 に示す加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

保安秤量器（シリンダ 1）～（シリンダ 3）、保安秤量器（ウラン管理 5）～（ウラン管理 7）、UF₆シリンダ秤量器及び保安秤量器（分析 1）、（分析 2）は、加工施設の維持管理に不可欠な活動である IAEA 及び原子力規制庁による計量管理に係る査察で使用するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。このため、保安秤量器（シリンダ 1）～（シリンダ 3）、保安秤量器（ウラン管理 5）～（ウラン管理 7）、UF₆シリンダ秤量器及び保安秤量器（分析 1）、（分析 2）は、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

改造する非常用電源設備（非常用ディーゼル発電機（屋外ケーブル系統））は、I-2 の検査で適合を確認した後、図リ 2-9 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表り建-1-1 附属施設空シリンダ置場 仕様表(1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{886} 附属施設空シリンダ置場
設置場所		敷地内建物配置図(図へ建-1-1) 参照
機器名		附属施設空シリンダ置場
変更内容		変更なし
員数		1 式
一般仕様	型式	空シリンダ置場：土間コンクリート造
	主要な構造材	表り建-2-1 に示す
	寸法(単位：m)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 <ul style="list-style-type: none"> 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> 支持性能：長期許容応力度 50kN/m² 以上、短期許容応力度 100kN/m² 以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>空シリンダ置場は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p>
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建 1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p>

表り建-1-1 附属施設空シリンダ置場 仕様表(2/3)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[8.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 空シリンダ置場は、フェンス、及び門扉を有する。(図り建-1 参照) ・ 管理区域の出入管理は施錠管理する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 空シリンダ置場は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、空シリンダ置場は第2種管理区域に設定する。(図り建-1 参照)</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建1] 空シリンダ置場の主要構造部は、不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表り建-2-1に示す。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>

表リ建-1-1 付属施設空シリンダ置場 仕様表(3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ建-1-1 敷地内建物配置図 図リ建-1 付属施設 空シリンダ置場 平面図及び管理区域区分図	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表り建-1-2 非常用設備消火設備防火水槽 仕様表(1/3)

事業許可との対応		許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
		設備・機器名称	{894, 896} 非常用設備 消火設備 防火水槽
設置場所		消火設備防火水槽配置図(図り非-4-5) 参照	
機器名		消火設備 防火水槽 ・防火水槽(1) ・防火水槽(2) ・防火水槽(3) ・防火水槽(4)	
変更内容		1. 非常用設備の変更 1-1. 非常用設備の更新 ・防火水槽(3)及び(4)の更新 工場棟組立工場屋外北側及び付属建物放射線管理棟屋外東側に消火設備防火水槽(3)及び(4)を更新する。	
員数		1 式	
一般仕様	型式	既設 防火水槽(1)、(2)：鉄筋コンクリート造 新設 防火水槽(3)、(4)：横置きボックスカルバート型鉄筋コンクリート造	
	主要な構造材	表り建-2-2 に示す	
	寸法(単位:m)	防火水槽(1)： [] (内寸) 防火水槽(2)： [] (内寸) 防火水槽(3)、(4)： [] (内寸) 防火水槽(1)、(2)容量： [] 防火水槽(3)、(4)容量： []	
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	-	
	核燃料物質の臨界防止	-	
技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 □ 防火水槽(1)、(2)、(3)、(4) □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m ² 以上、短期許容応力度 100kN/m ² 以上 地盤種類：ローム層	
		[5.1-建2] 防火水槽は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。	

表り建-1-2 非常用設備消火設備防火水槽 仕様表(2/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 防火水槽(894, 896) <p>[6.1-建5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表り建-2-2、図り非-4-5参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数(地下部0.1)に耐震重要度分類第3類の割増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(地下部0.1G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。
	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建2]</p> <p>(洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.1-建6]</p> <p>(地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建3]</p> <p>(ダムの崩壊)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4]</p> <p>(船舶の衝突)</p> <p>事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建5]</p> <p>消防法施行令第二十条第一項に基づき、防火水槽を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽と消火水配管により接続される。 防火水槽(2)~(4)は、火災時の消防などの消火用使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 工場棟(転換工場、成型工場、組立工場)、 付属建物(容器管理棟)、放射線管理棟及び 事務棟から防火水槽までの水平距離 : 100m 以下(表り非-4-5参照) <p>[11.3-建1]</p> <p>防火水槽の主要構造部は、不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表り建-2-2に示す。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1]</p> <p>通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1]</p> <p>検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>	

表り建-1-2 非常用設備消火設備防火水槽 仕様表(3/3)

技術基準に基づく設計(注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-建9] 大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないように、更新する 2 基の防火水槽は、既存の防火水槽から離れた場所に設置する。(表り非-4-5 参照)	
添付図	図り非-4-5 消火設備防火水槽配置図 図り非-4-5-1 消火設備防火水槽(1)(2)平面図、断面図 図り非-4-5-2 消火設備防火水槽(3)(4)平面図、断面図	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表リ建-1-3 非常用設備消火設備可搬消防ポンプ 仕様表(1/2)

事業許可との対応		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
		設備・機器名称	{894, 897} 非常用設備 消火設備 可搬式消火ポンプ
設置場所		屋外 消火設備可搬消防ポンプ配置図 (図リ非-4-6) 参照	
機器名		消火設備 可搬消防ポンプ ・可搬消防ポンプ(1) ・可搬消防ポンプ(2)	
変更内容		1. 非常用設備の変更 1-1. 非常用設備の改造 ・可搬消防ポンプ(1)の改造 工場棟転換工場の屋外東側の既存消火設備可搬消防ポンプ(1)をアンカーボルト及びベルトラッシングで固縛する 1-2. 非常用設備の増設 ・可搬消防ポンプ(2)の増設 付属建物容器管理棟の屋外南側に消火設備可搬消防ポンプ(2)を増設し、アンカーボルト及びベルトラッシングで固縛する	
員数		1 式	
一般仕様	型式	改造 可搬消防ポンプ(1) : ポンプ級別 : B-3級 吐出量 : 1.13m ³ /min (規格放水時) 0.78m ³ /min (高圧放水時) 吐出圧 : 0.55MPa (規格放水時) 0.8MPa (高圧放水時) 増設 可搬消防ポンプ(2) : ポンプ級別 : B-3級 吐出量 : 1.13m ³ /min (規格放水時) 0.78m ³ /min (高圧放水時) 吐出圧 : 0.55MPa (規格放水時) 0.8MPa (高圧放水時)	
	主要な構造材	表リ建-2-3 に示す	
	寸法 (単位 : m)	可搬消防ポンプ(1) :	{ } (ポンプ寸法)
		可搬消防ポンプ(2) :	{ } (ポンプ寸法)
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	-	
	核燃料物質の臨界防止	-	
技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設の地盤	-	
	地震による損傷の防止	-	
	津波による損傷の防止	-	
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建 1] (竜巻) F1 竜巻襲来時の転倒・飛散防止対策として、ベルトラッシングで固縛する。(図リ非-4-6-1 参照)	
	人の不法な侵入等の防止	-	
	閉じ込めの機能	-	
	火災等による損傷の防止	[11.1-建 5] 建物及びその周辺の火災を消化するため、可搬消防ポンプを設置する。 ・ 設置設備の配置 ◦ 配置 ; 図リ非-4-6 参照	
	溢水による損傷の防止	-	
	安全避難通路等	-	
	安全機能を有する施設	[14.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [14.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。	

表リ建-1-3 非常用設備消火設備可搬消防ポンプ 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 8] 原料倉庫の周囲への散水により、加工施設周辺への気体状のUF₆等の拡散を防止できるように、可搬消防ポンプの放水高さは、原料倉庫の高さ 12.6m を上回る。</p> <p>[99-建 9] 大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないように、2 台の可搬消防ポンプは離れた場所に設置する。(図リ非-4-6 参照) F3 巻巻時に転倒・飛散しないように、ベルトラッシングで固縛する。(図リ非-4-6-1 参照)</p> <p>[99-建 10] UF₆ 漏えい及び火災に対処するため、可搬消防ポンプを設置する。可搬消防ポンプの保管場所を図リ非-4-6 に示す。</p>	
添付図	<p>図リ非-4-6 消火設備可搬消防ポンプ配置図</p> <p>図リ非-4-6-1 消火設備可搬消防ポンプ詳細図</p>	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 建 1 を示す。

[99-建 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1 を示す。

表り建-2-1 付属施設空シリンダ置場 主要な構造材の仕様表

建物の種類	<p>(1) 付属施設空シリンダ置場 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1) 付属施設空シリンダ置場 ① コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート</p>
基本仕様	<p>(1) 付属施設空シリンダ置場 ① 設置箇所：組立工場屋外北側 ② 寸法 □_n (東西) □_n (南北) □_n (門扉部)</p>

(参考)

付属施設空シリンダ置場：図り建-1

表リ建-2-2 非常用設備消火設備防火水槽(1)～(4) 主要な構造材の仕様表(1/2)

<p>構 築 物 の 種 類</p>	<p>(1)消火設備防火水槽 ①防火水槽(1)及び(2) 構造：鉄筋コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上のローム層 ②防火水槽(3)及び(4) 構造：横置きボックスカルバート型鉄筋コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上のローム層</p>
<p>主 要 な 構 造 材</p>	<p>(1)消火設備防火水槽 ①防火水槽(1)及び(2) ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート 設計基準強度 18.0N/mm² ②防火水槽(3)及び(4) ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート 設計基準強度 40.0N/mm²</p>

(参考)

消火設備防火水槽配置図：図リ非-4-5

消火設備防火水槽(1)(2)平面図、断面図：図リ非-4-5-1

消火設備防火水槽(3)(4)平面図、断面図：図リ非-4-5-2

表リ建-2-2 非常用設備消火設備防火水槽(1)~(4) 主要な構造材の仕様表(2/2)

その他の加工施設 非常用設備消火設備防火水槽に関する基本仕様

工事名称	仕様	対象図面
a. 防火水槽(3)~(4)の更新 ^(注1)	<p>防火水槽(3)</p> <p>①設置箇所：工場棟組立工場屋外北側</p> <p>②容量：20m³級</p> <p>③鉄筋コンクリート</p> <p>天井厚：□mm</p> <p>壁厚：□mm</p> <p>底版：□mm</p> <p>鉄筋：D13、D16 (□)</p> <p>D19 (□)</p> <p>防火水槽(4)</p> <p>①設置箇所：放射線管理棟屋外東側</p> <p>②容量：20m³級</p> <p>③鉄筋コンクリート</p> <p>天井厚：□mm</p> <p>壁厚：□mm</p> <p>床厚：□mm</p> <p>鉄筋：D13、D16 (□)</p> <p>D19 (□)</p>	a. 防火水槽(3)~(4)の更新 図リ非-4-5、 図リ非-4-5-2
b. 変更しない設備 (消火設備防火水槽(1)及び(2)) の検査 ^(注1)	<p>防火水槽(1)</p> <p>①設置箇所：工場棟転換工場屋外東側</p> <p>②容量：100m³級</p> <p>③鉄筋コンクリート</p> <p>天井厚：□mm</p> <p>壁厚：□mm</p> <p>底版：□mm</p> <p>鉄筋：D13 (□)</p> <p>D19 (□)</p> <p>防火水槽(2)</p> <p>①設置箇所：工場棟転換工場屋外東側</p> <p>②容量：100m³級</p> <p>③鉄筋コンクリート</p> <p>天井厚：□mm</p> <p>壁厚：□mm</p> <p>底版：□mm</p> <p>鉄筋：D13、D16 (□)</p> <p>D19 (□)</p>	b. 変更しない非常用設備(防火水槽(1)~(2))の検査 図リ非-4-5、 図リ非-4-5-1

注1) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.1.2-1(1)a. 及び b. 参照

表リ建-2-3 非常用設備消火設備可搬消防ポンプ(1)~(2) 主要な構造材の仕様表

その他の加工施設 非常用設備消火設備可搬消防ポンプに関する基本仕様

基本仕様	<p>(1) 非常用設備消火設備可搬消防ポンプ(1)~(2)</p> <p>① 消防ポンプ ポンプ級別：B-3級 吐出量：1.13m³/min (規格放水時) 0.78m³/min (高圧放水時) 吐出圧：0.55MPa (規格放水時) 0.8MPa (高圧放水時)</p> <p>② 消防ポンプ固縛治具 ・ベルトラッシング：JIS B 8850に定めるベルトラッシング 幅寸法：<input type="text"/>mm ・アンカーボルト：<input type="text"/> <input type="text"/></p>
------	---

(参考)

消火設備可搬消防ポンプ配置図：図リ非-4-6

消火設備可搬消防ポンプ固縛概要図：図リ非-4-6-1

追表り建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請:表り建-1-1) (1/9)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{878} 付属建物発電機室 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照	
機器名	付属建物発電機室 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 (1) 非常用照明 緊急対策設備 (1) 誘導灯 緊急対策設備 (1) 安全避難通路	
変更内容	新設 1. 建物の新設工事 ・ 付属建物発電機室新設 非常用ディーゼル発電機を設置するための発電機室を新設する。 2. 非常用設備の増設 ・ 緊急対策設備 (1) 非常用照明の増設 付属建物発電機室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る。 ・ 緊急対策設備 (1) 誘導灯の増設 付属建物発電機室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る。 ・ 緊急対策設備 (1) 安全避難通路の増設 付属建物発電機室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る。 ・ 非常用通報設備 (放送設備) の増設 付属建物発電機室に放送設備の増設により、事故発生時における付属建物発電機室内への放送連絡を図る。 ・ 非常用通報設備 (通信連絡設備 (電話設備)) の増設 付属建物発電機室に通信連絡設備 (電話設備) の増設により、事故発生時における付属建物発電機室外への通信連絡を図る。 ・ 自動火災報知設備 (火災感知設備及びそれに連動する警報設備) の増設 付属建物発電機室に火災感知設備及びそれに連動する警報設備の増設により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る。 ・ 消火設備 (屋外消火栓) の増設 付属建物発電機室屋外に屋外消火栓の増設により、初期消火における設備の確保を図る。 ・ 消火設備 (消火器) の増設 付属建物発電機室出入口近傍に消火器の増設により、初期消火における設備の確保を図る。	
員数	1 式	
一般仕様	型式	付属建物発電機室 : 鉄筋コンクリート造、平屋建て 壁、屋根、床スラブ : 鉄筋コンクリート造 基礎 : 直接基礎 地盤 : 改良コラム ラジエータ置場 : 鉄筋コンクリート造 (構造スラブ)
	主要な構造材	表り建-2-1 に示す
	寸法 (単位: m)	付属建物発電機室  延べ床面積: 約 80m ² ラジエータ置場  延べ床面積: 約 11m ² ×2
	その他の構成機器	—

追表り建-3-1 附属建物発電機室 仕様表 (5次申請：表り建-1-1) (2/9)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属建物発電機室 <ul style="list-style-type: none"> □ 基礎：直接基礎 改良コラム材料：セメント系固化材を土と混合 改良コラム径：φ1000mm又はφ1200mm 改良コラム深さ：地盤改良下端面：GL-7.5m(参考値)^(注) 改良コラム配置：図り建-12参照 改良コラム構造・寸法：表り建-2-1 □ 支持方法 十分な支持性能を有するN値30以上の砂礫層に達する改良コラムで支持 支持地盤：N値30以上の砂礫層 ・ ラジエータ置場 <ul style="list-style-type: none"> □ 基礎：附属建物発電機室から連続した地中梁による構造(図り建-12、13参照) □ 構造：鉄筋コンクリート造構造スラブ □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤：N値30以上の砂礫層 <p>[5.1-建2]</p> <p>附属建物発電機室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>附属建物発電機室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、附属建物発電機室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <p>耐震重要度分類第2類である附属建物発電機室は、耐震重要度分類第3類の設備の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> □ 附属建物発電機室 □ ラジエータ置場 ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備{890, 892}) □ 消火設備(屋外消火栓){894, 895} □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899, 900, 901} □ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>附属建物発電機室に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、発電機室の耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するが、発電機室の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の発電機室と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建3]</p> <p>建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度区分と同じか、それより上位の分類とするため、附属建物発電機室は耐震重要度分類第2類とする。</p>	

(注)

柱状図を採取した近傍の試掘結果により、掘削攪拌抵抗値(仕事量)がN値30以上の砂礫層の地盤であることを確認し、この値を基準とし改良コラム設置部の掘削を行う。

掘削場所によりN値30相当の掘削攪拌抵抗値(仕事量)となる深さが変動するため、参考値とする。

追表り建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請: 表り建-1-1) (3/9)

<p style="writing-mode: vertical-rl;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-建 4]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料: 表り建-2-1、図り建-4、6、7、12~16 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.25G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(1.25G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[6.1-建 5]</p> <p>非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置: 図り建-9 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置: 図り建-11 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置: 図り建-10 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置: 図り建-8 参照
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>[7.1-建 1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[8.1-建 1]</p> <p>(竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料: 表り建-2-1 図り建-4、6、7、12~16 参照 □ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、付属建物発電機室の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 付属建物発電機室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建 2]</p> <p>(洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.1-建 3]</p> <p>(凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 <ul style="list-style-type: none"> 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 <ul style="list-style-type: none"> 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。

追表り建-3-1 附属建物発電機室 仕様表 (5次申請:表り建-1-1) (4/9)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 4] (降水) 降水時に附属建物発電機室内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水量(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図り建-5、6参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[8.1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、附属建物発電機室全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8.1-建 6] (落雷) 附属建物発電機室の高さは図り建-6に示すように最大で約6.45mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当しないが、危険物の規制に関する政令第十九条第2項三号に定める一般取扱所に該当する。但し、指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設ではないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建 7] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建 8] (火山の影響) 表り建-2-1に示す附属建物発電機室の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物の除去は、屋外の梯子を使用し、屋上に登り行う。(図り建-4、6参照)</p> <p>[8.1-建 9] (生物学的事象) 給気フード、及び排気フードの開口部にフィルタ(防虫網付)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 防虫網:図り建-7参照 <p>[8.1-建 10] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり、森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p>
---------------	-----------------	--

追表り建一3-1 附属建物発電機室 仕様表 (5次申請:表り建一1-1) (5/9)

技術基準に基づく設計(注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[8.2-建1] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発については、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属建物発電機室の火災・爆発の影響評価対の危険物の位置:図り建一3(1/2)参照 ・ 附属建物発電機室の火災・爆発に対する影響評価を実施する箇所及び危険物からの距離:図り建一3(2/2)参照 <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所と附属建物発電機室の離隔距離は、危険距離及び危険限界距離を上回っており火災・爆発の影響を受けないが、高圧ガス貯蔵所の周囲を障壁[914](鉄筋コンクリート製)で囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[8.2-建2] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建3] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 出入口は施錠管理する。 ・ 附属建物発電機室の建物は、表り建一2-1に示す主要な構造材、鉄扉(図り建一4、6参照)等の堅牢な障壁を有する。 <p>附属建物発電機室は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>—</p>
<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条の設置基準を準用して自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 煙感知器:2個 □ 警報設備(ベル):2個 ・ 設置設備の配置:図り建一10参照 <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条を準用して手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 発信機(P型):2個 ・ 設置設備の配置:図り建一10参照 <p>[11.1-建3] 所轄消防の指導により附属建物発電機室は危険物の一般取扱所であることから、危険物の規制に関する政令第二十条第一項二に基づき、消火器(894,898)を設置する。屋外に設置する消火器の最低使用温度は-30℃以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 第四種消火設備:粉末消火器50型1本 □ 第五種消火設備:粉末消火器10型2本 ・ 設置設備の配置:図り建一11参照 <ul style="list-style-type: none"> □ 第四種消火設備:危険物の規制に関する規則第三十二条の十に基づき、消火器に至る歩行距離を30m以下とする。 □ 第五種消火設備:危険物の規制に関する規則第三十二条の十一に基づき、消火器に至る歩行距離を20m以下とする。 	

追表り建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請:表り建-1-1) (6/9)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建4] 消防法施行令第十九条に基づく屋外消火栓の設置は必要とされていないが、付属建物発電機室及びその周辺の火災を消火するために、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓：不凍式1基(図り建-11参照) □ 消火栓に設置するホース：20mホース2本 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図り建-11参照) <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物の付属建物発電機室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> □ 主要構造材を表り建-2-1に示す。 <p>[11.3-建2] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図り建-2のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建3] 付属建物発電機室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図り建-4、6、7及び表り建-2-1参照 <p>[11.3-建4] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、及び防火ダンパを設置する。防火ダンパは、火災時に温度ヒューズが溶断することにより自動閉止し延焼を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置、材料 <ul style="list-style-type: none"> □ 図り建-4、6、7、16及び表り建-2-1参照 <p>[11.3-建5] 電力用、計測用、制御用ケーブルが貫通する火災区域境界の壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[11.3-建6] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
---------------	-------------	--

追張り建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請: 表り建-1-1) (7/9)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	—																											
	安全避難通路等	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902, 905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図り建-8 参照 <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に作業者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明、及び誘導灯)を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用照明: 2台 □ 誘導灯: 避難口誘導灯を2個 ・ 位置: 図り建-8 参照 ・ 誘導灯の構造: 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。 																											
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>																											
	材料及び構造	—																											
	搬送設備	—																											
	核燃料物質の貯蔵施設	—																											
	警報設備等	<p>[18.1-建1] 消防法に基づく自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の設置は必要とされていないが、火災を早期に感知し報知するため、付属建物発電機室に自動火災報知設備を設置する。 ([11.1-建1]参照)</p>																											
	放射線管理施設	—																											
	廃棄施設	—																											
	核燃料物質等による汚染の防止	—																											
	遮蔽	—																											
	換気設備	—																											
	非常用電源設備	<p>[24.1-建1] <u>全ての非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設備(890, 893)(有線式))と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</u></p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非常用通報設備</td> <td>放送設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*4</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 放送設備本体を介して接続 *3: 受信器を介して接続 *2: 電話交換機を介して接続 *4: 中継盤を介して接続</p>		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*2	○	—	○	無線式	—	—	○	自動火災報知設備	火災感知設備*3	○	—	○	警報設備(ベル)*4	○	—
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																									
非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○																									
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*2	○	—	○																								
		無線式	—	—	○																								
自動火災報知設備	火災感知設備*3	○	—	○																									
	警報設備(ベル)*4	○	—	○																									

迫表り建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請: 表り建-1-1) (8/9)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[24.1-建2] 付属建物発電機室の全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第2変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[24.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)) □ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 □ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 非常用通報設備(放送設備)は、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置(889)から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。 		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○	誘導灯	○	-	○
		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー											
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○												
	誘導灯	○	-	○												
通信連絡設備	<p>[25.1-建1]</p> <p>事故発生時に周辺作業員への周知、及び工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー))：2台 □ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))：有線式1台、無線式1台 ・ 設置設備の配置：図り建-9参照 															

追り建-3-1 付属建物発電機室 仕様表 (5次申請: 表り建-1-1) (9/9)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 2] 付属建物発電機室は、核燃料物質又は廃棄物を取り扱う建物ではないが、停電時に核燃料物質を取り扱う建物に給電する非常用発電機を設置しているため、更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、付属建物発電機室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ライン 図り建-1 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 付属建物発電機室 建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ◦ 付属建物発電機室の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ◦ 付属建物発電機室の鉄扉 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 4] 敷地境界から付属建物発電機室までの距離は 240m 以上あり、F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物であるプレハブ物置(大)(最大飛散距離約 211m)、軽トラック(最大飛散距離約 160m)は飛来しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待していない。</p> <p>[99-建 5] 新設する付属建物発電機室の配置を図イ建-1 に示す。</p>
<p>添付図</p>	<p>図イ建-1 敷地内建物配置図 図り建-1 付属建物 発電機室 鉄扉配置及び竜巻防護ライン 図り建-2 付属建物 発電機室 火災区域図 図り建-3(1/2) 付属建物 発電機室 外部火災・爆発の影響評価(1) 図り建-3(2/2) 付属建物 発電機室 外部火災・爆発の影響評価(2) 図り建-4 付属建物 発電機室 建物平面図 図り建-5 付属建物 発電機室 屋根伏図 図り建-6 付属建物 発電機室 建物立面図 図り建-7 付属建物 発電機室 建物断面図 図り建-8 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図り建-9 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備(電話設備) 図り建-10 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図り建-11 消火設備 屋外消火栓、消火器 図り建-12 付属建物 発電機室 地盤改良及び基礎伏図 図り建-13 付属建物 発電機室 1階床梁伏図 図り建-14 付属建物 発電機室 R階床梁伏図 図り建-15 付属建物 発電機室 X1、X2、X3 通り軸組図 図り建-16 付属建物 発電機室 Y1、Y2 通り軸組図 図り建-1 付属建物 発電機室 非常用ディーゼル発電機負荷系統図</p>

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 建 1 を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1 を示す。

本仕様表内の設計番号及び図番は 5 次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第 2008051 号にて認可、及び三原燃 20-0695 号で申請済み。

表り設-1 無停電電源装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{887, 889} 非常用設備 非常用電源設備 無停電電源装置
設置場所		放射線管理棟 管理室
機器名		非常用電源設備 無停電電源装置
変更内容		改造 ・ 耐震性向上のため、部材を追加及び据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	常時インバータ・商用並列運転方式
	主要な構造材	別表り設-1
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	・ 電源容量: 5kVA (4kW) ・ 電圧(周波数): 100V (50Hz)
	取扱う核燃料物質の状態	-
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表り設-1 無停電電源装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {889}無停電電源装置※1 第2類 無停電電源装置支持脚部材： <input type="text"/> 無停電電源装置支持脚アンカーボルト： <input type="text"/> ※1 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施							
	津波による損傷の防止	—							
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設5] 電気回路を鋼製筐体で覆うとともに、筐体は接地する。							
	人の不法な侵入等の防止	—							
	閉じ込めの機能	[10.1-設77]放射線管理棟管理室に集中して設置している放射線管理設備には、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるよう無停電電源装置を設置する。							
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。							
	溢水による損傷の防止	—							
	安全避難通路等	—							
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。							
	材料及び構造	—							
	搬送設備	—							
	核燃料物質の貯蔵施設	—							
	警報設備等	—							
	放射線管理施設	—							
	廃棄施設	—							
核燃料物質等による汚染の防止	—								
遮蔽	—								
換気設備	—								
非常用電源設備	[24.2-設1] 放射線管理棟管理室に集中して設置している放射線管理設備には、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるよう無停電電源装置を設置する。(接続ケーブルは、交流 200V (変圧器あり) 一般動力用ケーブル) 無停電電源装置の負荷設備一覧表 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>負荷設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">無停電電源装置</td> <td>放送設備</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> </tr> <tr> <td>気象観測装置</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト収集表示</td> </tr> <tr> <td>警報設備(非常ベル設備)(警報監視盤)</td> </tr> </table>	非常用電源設備	負荷設備	無停電電源装置	放送設備	エリアモニタ	気象観測装置	モニタリングポスト収集表示	警報設備(非常ベル設備)(警報監視盤)
非常用電源設備	負荷設備								
無停電電源装置	放送設備								
	エリアモニタ								
	気象観測装置								
	モニタリングポスト収集表示								
	警報設備(非常ベル設備)(警報監視盤)								
通信連絡設備	—								
その他事業許可で求める仕様	—								
添付図	図り配-1、図り設-1								

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表り設-2 堰漏水検知警報設備 仕様表 (1/5)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{835} 建物 堰漏水検知警報設備 {839} 建物 堰漏水検知警報設備 {846} 建物 堰漏水検知警報設備 {849} 建物 堰漏水検知警報設備 {853} 建物 堰漏水検知警報設備 {857} 建物 堰漏水検知警報設備 {860} 建物 堰漏水検知警報設備 {867} 建物 堰漏水検知警報設備 {871} 建物 堰漏水検知警報設備 {875} 建物 堰漏水検知警報設備
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 (2) 工場棟 成型工場 (3) 加工棟 成型工場 (4) 放射線管理棟 (5) 付属建物 除染室・分析室 (6) 付属建物 第 2 核燃料倉庫 (7) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 (8) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 (9) 付属建物 第 2 廃棄物処理所 (10) 付属建物 シリンダ洗浄棟
機器名		建物 堰漏水検知警報設備 (1) 堰漏水検知警報設備 (転換工場) *1 (2) 堰漏水検知警報設備 (成型工場) *2 (3) 堰漏水検知警報設備 (加工棟) *3 (4) 堰漏水検知警報設備 (放射線管理棟) *4 (5) 堰漏水検知警報設備 (除染室・分析室) *5 (6) 堰漏水検知警報設備 (第 2 核燃料倉庫) *6 (7) 堰漏水検知警報設備 (第 3 核燃料倉庫) *7 (8) 堰漏水検知警報設備 (第 1 廃棄物処理所) *8 (9) 堰漏水検知警報設備 (第 2 廃棄物処理所) *9 (10) 堰漏水検知警報設備 (シリンダ洗浄棟) *10 *1 {835}、*2 {839}、*3 {846}、*4 {849}、*5 {853}、*6 {857}、*7 {860}、*8 {867}、*9 {871}、*10 {875}
変更内容		(1) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (2) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (3) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (4) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (5) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (6) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (7) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (8) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (9) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。 (10) 新設 ・溢水対策強化のため、堰漏水検知警報設備を新設する。

表り設-2 堰漏水検知警報設備 仕様表 (2/5)

員数	(1) 1式 (2) 1式 (3) 1式 (4) 1式 (5) 1式 (6) 1式 (7) 1式 (8) 1式 (9) 1式 (10) 1式
一般仕様	型式 (1) 電極式 (2) 電極式 (3) 電極式 (4) 電極式 (5) 電極式 (6) 電極式 (7) 電極式 (8) 電極式 (9) 電極式 (10) 電極式
	主要な構造材 別表り設-2
	寸法 (単位: mm) 型番に規定
	その他の構成機器 -
	その他の性能 -
	取扱う核燃料物質の状態 -
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止 -
	安全機能を有する施設の地盤 [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、付属建物第2核燃料倉庫、付属建物第3核燃料倉庫、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟の床スラブまたは土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止 [6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐えるようボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止 -
	外部からの衝撃による損傷の防止 [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止 -

表り設-2 堰漏水検知警報設備 仕様表 (3/5)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上、2階には高さ200mm以上、3階には高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(堰(内部溢水止水用))については、原規規発第2003279号にて認可済)。</p> <p>[7.1-建5(4次)] 工場棟成型工場は、以下の目的のため1階に高さ60mm以上及び160mm以上(工場棟転換工場側からの溢水止水用)、2階に高さ70mm以上、3階に高さ30mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(堰(内部溢水止水用))については、原規規発第2003279号にて認可済)。</p> <p>[7.1-建5(2次)] 第1種管理区域から第2種管理区域または非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、加工棟成型工場本体1階及び連絡通路には高さ80mm以上、加工棟成型工場2階には高さ40mm以上の堰を設置(廃液処理室は、フロアレベルより240mm低いフロアレベルより80mm以上の高さとなる堰を設置)(堰(内部溢水止水用))については、原規規発第1908096号にて認可済)。</p> <p>[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上、179mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(堰(内部溢水止水用))については、原規規発第2003279号にて認可済)。</p> <p>[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(堰(内部溢水止水用))については、原規規発第2003279号にて認可済)。</p> <p>[7.1-建5(4次)] 第2核燃料倉庫本体及び前室の扉に、工場棟転換工場及び除染室・分析室で発生した溢水が第2核燃料倉庫前室を通じて第2核燃料倉庫本体への侵入、及び第2核燃料倉庫前室から屋外への溢水の漏えいを防止するため、高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(堰(内部溢水止水用))については、原規規発第2003279号にて認可済)。</p> <p>[10.1-建5] 第1種管理区域の溢水防護区画から、防護区画外、及び非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第3核燃料倉庫の2階には高さ90mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ非-5-2参照)</p> <p>また、第3核燃料倉庫1階の作業室(1)北東部にも溢水源があるため、溢水防護区画とし、当該箇所の溢水は既存堰(高さ260mm以上)で溢水防護区画内に隔離され、当該箇所の外への漏えいが生じない。(図リ非-5-1参照)</p> <p>[10.1-建5(6次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第1廃棄物処理所の1階に、高さ100mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(堰(内部溢水止水用))については、三原燃第20-0695号にて申請)。</p> <p>[10.1-建5(6次)] 以下の目的のために、第2廃棄物処理所の1階に、200mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(堰(内部溢水止水用))については、三原燃第20-0695号にて申請)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1種管理区域から非管理区域への溢水の漏えい防止 ・非管理区域から第1種管理区域への溢水の漏えい防止 <p>[10.1-建5(6次)] シリンダ洗浄棟の1階に、第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えい防止用として、高さ140mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))と、耐震重要度分類が異なる建物間の溢水の流入防止用として、高さ200mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(堰(内部溢水止水用))については、三原燃第20-0695号にて申請)。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-設2] 漏水検知器には不燃性材料を使用する。</p>

表り設一2 堰漏水検知警報設備 仕様表 (4/5)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>溢水による損傷の防止</p>	<p>[5.6.1-建 3(4次)] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備(835)を設置する(堰(内部溢水止水用)については、原規規発第 2003279 号にて認可済)。 [5.6.1-建 3(4次)] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備(839)を設置する(堰(内部溢水止水用)については、原規規発第 2003279 号にて認可済)。 [5.6.1-建 2(2次)] 加工棟成型工場の溢水拡大防止のための堰に漏水検知警報設備(846)を設置する設計(堰(内部溢水止水用)については、原規規発第 1908096 号にて認可済)。 [5.6.1-建 3(4次)] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備(849)を設置する(堰(内部溢水止水用)については、原規規発第 2003279 号にて認可済)。 [5.6.1-建 3(4次)] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備(853)を設置する(堰(内部溢水止水用)については、原規規発第 2003279 号にて認可済)。 [5.6.1-建 3(4次)] 溢水防護区画からの溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備(857)を設置する(堰(内部溢水止水用)については、原規規発第 2003279 号にて認可済)。 [12.1-建 3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備(860)を設置する。 [12.1-建 3(6次)] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備(867)を設置する(堰(内部溢水止水用)については、三原燃第 20-0695 号にて申請)。 [12.1-建 3(6次)] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備(871)を設置する(堰(内部溢水止水用)については、三原燃第 20-0695 号にて申請)。 [12.1-建 3(6次)] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備(875)を設置する(堰(内部溢水止水用)については、三原燃第 20-0695 号にて申請)。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(障界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p>
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>
	<p>搬送設備</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>	<p>—</p>

表り設-2 堰漏水検知警報設備 仕様表 (5/5)

技術基準に基づく設計(注)	警報設備等	<p>[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する(堰(内部溢水止水用)については、原規規発第2003279号にて認可済)。</p> <p>[13.1-建1(4次)] 工場棟成型工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する(堰(内部溢水止水用)については、原規規発第2003279号にて認可済)。</p> <p>[5.6.1-建2(2次)] 加工棟成型工場の溢水拡大防止のための堰に漏水検知警報設備(846)を設置する設計(堰(内部溢水止水用)については、原規規発第1908096号にて認可済)。</p> <p>[13.1-建1(4次)] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する(堰(内部溢水止水用)については、原規規発第2003279号にて認可済)。</p> <p>[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する(堰(内部溢水止水用)については、原規規発第2003279号にて認可済)。</p> <p>[13.1-建1(4次)] 第2核燃料倉庫本体内部への液体状の放射性物質の侵入及び施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する(堰(内部溢水止水用)については、原規規発第2003279号にて認可済)。</p> <p>[18.1-建1] 第3核燃料倉庫には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する。</p> <p>[18.1-建1(6次)] 第1廃棄物処理所には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する(堰(内部溢水止水用)については、三原燃第20-0695号にて申請)。</p> <p>[18.1-建1(6次)] 第2廃棄物処理所には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する(堰(内部溢水止水用)については、三原燃第20-0695号にて申請)。</p> <p>[18.1-建1(6次)] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する(堰(内部溢水止水用)については、三原燃第20-0695号にて申請)。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する(漏水検知警報設備(転換工場(原料倉庫、転換加工室、3階フィルタ室)、放射線管理棟(廃棄物一時貯蔵所)、除染室・分析室、第2核燃料倉庫(前室)、第1廃棄物処理所1階、第2廃棄物処理所(廃棄物プレス室))。
	添付図	図り配-2、図り制-5、図り制-6、図り制-7、図り制-8、図り制-9、図り制-10、図り制-11、図り制-12、図り制-13、図り制-14、図り制配-1、図り制配-2、図り制配-3、図り制配-4、図り制配-5

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表リ設-3 窒素供給設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	(910) 付属設備 窒素供給設備 (911) 付属設備 窒素ガス供給配管系統 (屋外供給系統)
設置場所		屋外
機器名		付属設備 窒素ガス供給配管系統 (1) レシーバータンク (1) (2) レシーバータンク (2) (3) レシーバータンク (3) (4) レシーバータンク (4)
変更内容		(1) 改造 ・炉内爆発防止用窒素供給のための窒素供給設備としてレシーバータンク (配管系統を含む) を新設し、窒素ガス供給配管系統を改造する。 (2) 改造 ・炉内爆発防止用窒素供給のための窒素供給設備としてレシーバータンク (配管系統を含む) を新設し、窒素ガス供給配管系統を改造する。 (3) 改造 ・炉内爆発防止用窒素供給のための窒素供給設備としてレシーバータンク (配管系統を含む) を新設し、窒素ガス供給配管系統を改造する。 (4) 改造 ・炉内爆発防止用窒素供給のための窒素供給設備としてレシーバータンク (配管系統を含む) を新設し、窒素ガス供給配管系統を改造する
員数		1 式 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表リ設-3
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	窒素ガス供給配管系統 (逆止弁含む)
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する屋外サポート基礎、工場棟成型工場の壁面 (レシーバータンク (2)、(3) の配管系統) 及び加工棟成型工場の壁面 (レシーバータンク (4) の配管系統) に設置する。